平成３０年

島本町議会２月定例会議　会議録

平成３０年　２月２７日 開議
平成３０年　３月２７日 散会

平成３０年　２月２７日（第１号）
平成３０年　２月２８日（第２号）
平成３０年　３月　１日（第３号）
平成３０年　３月２７日（第４号）

島　本　町　議　会

平成３０年島本町議会２月定例会議会議録目次

第　１　号（ ２ 月２７日）

○出席議員…… 1
○議事日程…… 2
○開議の宣告…… 5
○会議録署名議員の指名…… 5
○諸般の報告…… 5
○一般質問…… 7
・東 田 議 員…… 7
・福 嶋 議 員…… １８
・戸 田 議 員…… ２５
・河 野 議 員…… ３５
・塚 田 議 員…… ４７
・伊集院議員…… ５５
・中 田 議 員…… ６８
○延会の宣告…… ８１

第　２　号（ ２ 月２８日）

○出席議員…… ８５
○議事日程…… ８６
○開議の宣告…… ８８
○第 １ 号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について…… ８８
○第 １ 号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて…… ８９
○第 ２ 号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて…… ９１
○第 ３ 号議案　工事請負契約の締結について…… ９３
○第 ４ 号議案　町道路線の認定について…… ９６
○第 ５ 号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について…… ９７
○第 ６ 号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について……１００
○第 ７ 号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について……１００

○第 ８ 号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について……１００
○第 ９ 号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について……１００
○第１０号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……１０９
○第１１号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第７号）……１１０
○第１２号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）…１１０
○第１３号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）……１１０
○第１４号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）……１１０
○第１５号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）……１２７
○第１６号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）……１２７
○平成３０年度　施政方針……１３３
○第１７号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について……１３３
○第１８号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について……１３３
○第１９号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について……１３３
○第２０号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……１３３
○第２１号議案　島本町手数料条例の一部改正について……１３３
○第２２号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について……１３３
○第２３号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について……１３３
○第２４号議案　島本町介護保険条例の一部改正について……１３３
○第２５号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について……１３３
○第２６号議案　平成３０年度島本町一般会計予算……１３３
○第２７号議案　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算……１３３
○第２８号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算……１３３
○第２９号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算……１３３
○第３０号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算……１３３
○第３１号議案　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算……１３３
○第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算……１３３
○第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算……１３３
○第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算……１３３
○第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算……１３３

○第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算……１３３
○第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算……１３３
○第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算……１３３
○大綱質疑（第１７号議案から第３８号議案まで）……１７４
・人びとの新しい歩み（中田議員）……１７４
○延会の宣告……１８９

第　３　号（３月１日）

○出席議員……１９３
○議事日程……１９４
○開議の宣告……１９５
○大綱質疑（第１７号議案から第３８号議案まで）……１９５
・自由民主党クラブ（村上議員）……１９５
・公　　明　　党（岡田議員）……２１０
・大阪維新の会（大久保議員）……２１８
・コミュニティネット（平井議員）……２２７
・会派に所属しない議員（河野議員）……２４０
○散会の宣告……２５３

第　４　号（３月２７日）

○出席議員……２５５
○議事日程……２５６
○開議の宣告……２５８
○第１号選挙　島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について……２５８
○各常任委員長報告（第１７号議案から第３８号議案まで）……２５９
○第１７号議案から第３８号議案までの討論・採決……２６０
○第２号報告　訴えの提起の専決処分について……３０６
○第４４号議案　副町長の選任につき同意を求めることについて……３０９
○第３９号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について……３１２

○第４０号議案　島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について……３１３
○第４１号議案　島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について…３１４
○第４２号議案　島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について……３１５
○第４３号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第８号）……３１６
○散会の宣告……３１８

※付議事件の議決結果……３２２

平成３０年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 １　 号

平 成３０年　２月２７日（火）

島本町議会２月定例会議　会議録（第１号）

年　月　日　　平成３０年2月２７日（火）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番　塚田　淳	２番　大久保　孝幸	３番　東田　正樹
４番　平井　均	５番　河野　恵子	６番　清水　貞治
７番　岡田　初恵	８番　川嶋　玲子	９番　戸田　靖子
10番　中田　みどり	11番　野村　篤	12番　伊集院　春美
13番　福嶋　保雄	14番　村上　毅	

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	北河　浩紀
会計管理者	永田　暢	健康福祉部次長	原山　郁子	都市創造部次長	佐藤　成一
都市創造部都市計画課長	今井　康仁				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第１号

平成３０年２月２７日（火）午前１０時開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　諸般の報告

日程第３　一　般　質　問

東田議員　１．住民説明会の運営ついて

２．小さなお子さんたちが水遊び出来る場所について

福嶋議員　安全・安心なまちづくり

戸田議員　ＪＲ島本駅西地区まちづくりを問う（２）

～域内公共交通の課題とともに～

河野議員　１．地下水１００％の水道を――施設、取水井新設の課題を問う

２．人権文化センター広場等の一般開放、活用を求める

３．町行政の説明責任に関する条例等の改善・工夫を求める

塚田議員　１．島本町における業務継続計画（ＢＣＰ）策定について

２．大阪府からの権限移譲の状況について

伊集院議員　１．工事付近宅でクラックが入ったことへの今後の対応について

２．大阪府からの事務権限移譲について

３．島本町国民保護計画について

～学校の危機管理マニュアルへの弾道ミサイル対応～

中田議員　駅西の都市計画について

―住民説明会、意見書、三小、財政、農地保全の視点から―

日程第４　第　１　号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第５　第　１　号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第６　第　２　号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第７　第　３　号議案　工事請負契約の締結について

日程第８　第　４　号議案　町道路線の認定について

日程第９　第　５　号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について

日程第10　第　６　号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第　７　号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

	第　８　号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	第　９　号議案	島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
日程第11	第１０号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第12	第１１号議案	平成２９年度島本町一般会計補正予算（第７号）
	第１２号議案	平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
	第１３号議案	平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
	第１４号議案	平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第13	第１５号議案	平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
	第１６号議案	平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）
日程第14	第１７号議案	島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
	第１８号議案	島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について
	第１９号議案	島本町総合計画審議会条例の一部改正について
	第２０号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	第２１号議案	島本町手数料条例の一部改正について
	第２２号議案	島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
	第２３号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について
	第２４号議案	島本町介護保険条例の一部改正について
	第２５号議案	島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について
	第２６号議案	平成３０年度島本町一般会計予算
	第２７号議案	平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算
	第２８号議案	平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
	第２９号議案	平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
	第３０号議案	平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算
	第３１号議案	平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより平成30年島本町議会２月定例会議を開きます。

それでは、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から３月27日までの29日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、５番　河野議員及び12番　伊集院議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第２、諸般の報告を行います。

民生教育消防常任委員会の調査研修が実施されましたので、委員長より、ご報告いただきます。

村上委員長（登壇）　皆さん、おはようございます。それでは民生教育消防常任委員会の所管事務調査について、ご報告いたします。

去る１月 10 日に、「消防の広域化について」をテーマに富山県東部消防組合へ、翌11日に「孤独ゼロプロジェクト　『絆のあんしんネットワーク』」をテーマに東京都足立区に出向き、所管事務調査研修を行ってまいりました。参加者は、民生教育消防常任委員６人と、随行として議会事務局長の計７人であります。

初日の１月10日に訪れました富山県東部消防組合は、魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の２市１町１村により組織された一部事務組合であり、４市町村における人口規模は約10万人であります。当初は、８市町村で広域化の研究が開始されましたが、最終的には、現在の４市町村での広域化となったものです。

消防広域化の具体的な内容は、４市町村間で行われていた消防行政の一元化であり、広域化によるメリットは、災害初期の段階から広域エリア内における効果的な部隊活動が可能になったこと、初動部隊の増強や二次出動体制の充実、集結時間の短縮、また総務部門の人員の削減が図られ、各消防署に予防要員を配置し、予防業務の充実強化を図ることができたことなどです。

また、指令業務については高機能指令センターを建設し、消防救急無線のデジタル化により、迅速・確実な部隊運用が可能となり、救急車などの現場到着時間の短縮が図られたとのことでした。指令系統の一元化で、より効果的な部隊運用が可能になったこと

は大きなメリットである、とのことでした。

一方、職員待遇や車両備品装備などはまだ均等・統一が図れておらず、４自治体間での立場の違いや物事の進め方の違いなどがあり、意思決定には時間や労力を要するということが課題である、とのことでした。消防職員の身分については、現在、各市町村の身分を有したまま消防組合に派遣という形になっており、組合職員としての身分統一は現時点ではされておらず、給料については格差があるのが現状とのことでした。平成 36 年度までの身分・格差の是正を目指すとのことでした。また救急体制において、４自治体の属する医療圏域が違うということから、救急搬送において搬送先の医療機関が一定しないということも大きな課題ということでした。

富山県東部消防組合と本町とは、立地や構成市町村の規模等、条件が異なる部分も多く見受けられますが、異なる行政区域間での広域連携の課題などは、参考にできるのではないかと考えます。

次に、翌日の１月 11 日は、「孤独ゼロプロジェクト『絆のあんしんネットワーク』」について、東京都足立区において調査研修を実施しました。

足立区は東京 23 区の最北端に位置し、人口約 68 万５千人、世帯数約 34 万人の大都市であり、本町とは条件が異なりますが、高齢化率については平成 30 年１月現在で 24%であり、本町の 26%と類似した数値となっており、共通課題があるものと考えられます。

地域社会が直面する課題として、社会的孤立は重要な課題であり、孤独死や老老介護、ひきこもり、虐待、犯罪など、様々な問題が顕在化しています。足立区においては、多くの課題の要因が社会的孤立にあるという認識から、地域との絆を解決の糸口にし、暮らしやすいまち、住み続けたいまちの実現のため、「孤独ゼロプロジェクト事業」を立ち上げ、条例を制定して事業を展開されています。

事業の具体的な内容は、介護保険サービスを利用していない 70 歳以上の単身世帯、75 歳以上のみで構成されている世帯を対象に、町会、自治会、民生委員の方々が、訪問による実態調査を実施し、調査の結果、孤立の恐れがあると判断された方に対し、地域包括支援センターによる状況確認、絆のあんしん協力員の訪問、介護保険サービスの開始など、地域社会への参加や行政サービスに繋ぐというものです。訪問調査を委託事業と位置づけ、町会・自治会に対し、訪問１件につき 300 円を支援しています。

「絆のあんしんネットワーク」とは、孤独ゼロプロジェクトの一環として、地域住民や協力機関が連携して、高齢者が抱える問題を早期に発見し、必要なサービスに繋げることで、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指すネットワークですが、各地域の地域包括支援センターが中心となり、協力員、協力機関による見守りや声かけなどで、居場所づくりや社会参加を促す活動が進められています。本事業の基盤となる町会・自治会の加入率は年々減少傾向にあり、今後の課題であるとのことでした。

足立区では、「地域のちから推進部絆づくり担当課」という独立した部署が積極的に

事業を展開されており、足立区が社会的孤立を重要な課題として位置づけていることが感じられました。本町においても、今後の取り組みにおいて大いに参考になるものであり、地域住民と協働した取り組みの一例になるものと考えます。

当委員会の所管事務調査研修の概要は以上でございますが、詳しい資料等は議会事務局に保管しております。これで、民生教育消防常任委員会の調査研修の報告といたします。

川嶋議長　次に、淀川右岸水防事務組合議会議員の村上議員から、組合議会の結果報告があります。

村上議員（登壇）　それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成29年12月25日午後３時から、大阪市の同組合事務所議場におきまして、組合議会定例会が開催されました。

案件についてですが、まず、報告第１号の平成28年度淀川右岸水防事務組合歳入歳出決算報告については、監査委員の意見を付し報告があり、原案どおり認定されました。

報告第２号の平成29年度淀川右岸水防事務組合定期監査結果報告の提出については、地方自治法第199条第９項の規定により実施された平成29年度分の定期監査結果が報告されました。

報告第３号の淀川右岸水防事務組合の例月出納検査結果報告の提出については、地方自治法第235条の２第３項の規定による例月出納検査結果の報告がありました。

次に、職員の勤務条件等に関する規定を改める条例改正を含む４件の条例改正案について、それぞれ審議を行い、原案どおり可決されました。

続いて、議案第14号の平成29年度淀川右岸水防事務組合一般会計補正予算案（第１回）については、歳入歳出それぞれ94万２千円を追加し、総額を１億2,097万２千円とするもので、慎重審議の結果、原案どおり可決されました。

最後に、常任委員長より、国に対して「淀川堤防強化等治水事業促進についての要望書」を提出した旨の報告がありました。

以上が概要のご報告でありますが、詳細につきましては議会事務局に資料を保管いたしております。

以上、簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

川嶋議長　以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３、一般質問を行います。

通告の順によりまして、東田議員、福嶋議員、戸田議員、河野議員、塚田議員、伊集院議員、中田議員の順で行います。

それでは最初に、東田議員の発言を許します。

東田議員（質問者席へ）　おはようございます。それでは通告に従いまして、一般質問を

行います。

まず、１点目の「住民説明会の運営」について、質問させていただきます。

本町では、現在、「第四次総合計画」に基づき、「人権が尊重されるまち」「自然環境の豊かなまち」「利便性の良いまち」「生涯学習のまち」、そして「住民が自治するまち」を基本に、行政運営が推進をされています。また、昨年の町長・町議会議員選挙の結果、新たな体制によって､住民参加・参画のもとで住民福祉の維持・向上を目指し、日頃から住民の皆さんの声に耳を傾けながら行政運営が進められています。

このような中において､過日､ＪＲ島本駅西地区の都市計画などについての説明会が開催され、多くの住民の皆さんから、様々なご意見があったとお聞きしています。当該地区の区画整理事業については、島本町のまちづくりを進めるうえで住民の皆さんからも注目をされており、今後の事業の進め方が大変重要になってくるものと考えています。

また、島本町を取り巻く課題が山積をしている中、今後のまちづくりの方向性を決定するうえにおいて、当該事業は「都市計画マスタープラン」においても重要な位置づけがあると思いますが、当日、開催されました説明会には、町長は出席をされておられません。

公務がいろいろ重複していたことと思いますが、このような重要な場面には、担当から事後に報告を受けるのではなく、町長自らが出向いて、住民の皆さんのご意見を直接お聞きし、今後のまちづくりのあり方など、町政運営に反映すべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。見解をお伺いします。

都市創造部長　皆様、おはようございます。それでは東田議員の一般質問の１点目、「住民説明会の運営」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業にかかる都市計画に関して、概略案に関する意見募集を本年１月 16 日から 29 日にかけて実施し、期間中の１月 19 日に、本内容にかかる住民説明会を開催させていただいたところでございます。また、住民説明会には 243 名の参加があり、様々なご意見をいただいたところでございます。

今回、開催させていただきました住民説明会の趣旨につきましては、都市計画の素案を作成させていただくにあたり、あくまでも、現段階におけるＪＲ島本駅西地区における都市計画の検討内容及び準備組合のご協力によるまちづくりの概略案をお示しさせていただき、別途、書面や町ホームページの意見フォーム等により、それらに関するご意見等をお伺いする機会を設けさせていただいたものでございます。

そのため、住民説明会につきましては、都市計画を所管しております都市創造部において対応させていただくものと捉え、当初から町長の出席は予定しておりませんでしたが、ご説明させていただいた町の考え方などについては、町長を含めた町の組織としての方針でございます。また、過去にも別件の都市計画手続きにかかる住民説明会を実施

させていただいた経過はございますが、その際にも、都市計画所管部にて対応させていただいております。

なお、今後、必要に応じて、都市創造部職員だけではなく、町長の出席についても適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　今回、開催された都市計画説明会の時期及び趣旨についてですが、通常であれば、「都市計画法」第16条第1項の規定に基づく公聴会の開催が本来であると考えます。今回、このようなタイミングで開催された趣旨について、お伺いします。また、説明会開催の指示・決定は誰がされたのか。これについても、お伺いします。

山田町長　住民説明会の開催のタイミングについてでございます。

当該まちづくりにつきましては、駅前という町の顔となる場所でもあるため、住民の皆様のご意見をお聞きしたうえで、都市計画素案の作成に際し参考とさせていただく必要があるものと考え、都市計画素案作成の前段階において実施するよう、担当部局と調整したものでございます。

以上でございます。

東田議員　本来であれば、「都市計画法」に定められている公聴会、このタイミングで行うというのが適当であるとは思うんですけども、より丁寧に、この住民説明会を開催するという町長の指示で行われたということです。

それであればなおさらね、やっぱり、他の公務もあったと思うんですけど、町長自らが、その場に出向いて、皆さんのご意見を聞くというのが妥当ではないかなと考えます。いろんなご意見あると思うんですよ。賛成の意見もあると思いますし、反対の意見もあると思います。そのような中でね、担当者から事後の報告だけではなくて、その場に出向いて、現場の雰囲気とか、住民の皆さんの生の声を聞いていくというのが、今回の趣旨に最も適当であったのではないんかなというふうには考えますが、これについては、どのようにお考えか。

山田町長　住民説明会への出席についてでございます。

今回、開催させていただきました住民説明会の趣旨につきましては、先ほど担当部長からご答弁申し上げましたとおり、都市計画の素案を作成させていただくにあたり、あくまでも現段階におけるＪＲ島本駅西地区における都市計画の検討内容及び準備組合のご協力のもと、まちづくりの概略案をお示しさせていただいたものでございます。

そのため、住民説明会につきましては、都市計画を所管しております都市創造部において対応させていただくものと捉え、当初から、町長である私の出席は予定をしておりませんでした。また、過去にも別件の都市計画手続きにかかる住民説明会を実施させていただいた経過はございますが、その際にも、都市計画所管部にて対応させていただいたものと認識をいたしております。

以上でございます。

東田議員　おっしゃっていることもわからんではないんですけども、町長就任以来、「しまもトーク」ですか、タウンミーティングなどを行われて、住民の皆さんのお声を聞いてまわるということに、一番、力を注いでおられると思うんですよ。そのうえで、このような指示を出しているんでありますから、ちょっと違和感があるというか、いるべきではなかったんじゃないんかなというふうには思います。事後報告だけでね、字面だけでわからないことも多々ありますので、そのあたりについては、これはもう意見として言わさせていただきます。

次に移ります。今回の説明会に関わらず、今後、町が進める重要施策に関しては、住民の皆さんのご意見を反映するため、住民説明会やパブリックコメントなどが行われると思いますが､これらの様々なご意見を取り入れるための住民参加の手法やあり方など、今後の進め方についてどうあるべきか、町長としての見解をお伺いいたします。

山田町長　本町の「まちづくり基本条例」には住民参画の推進がうたわれておりますので、今後とも基本条例の理念を踏まえて、取り組んでまいりたいと考えております。

また、その手法につきましては、事業内容やスケジュール、予算、人的制約なども十分に踏まえ、効果的・効率的な手法を適切に選択しながら、住民の皆様のご意見を町政に反映することができますよう努力する必要があると考えております。

以上でございます。

東田議員　今回の説明会では、多くの住民の皆さんがご来場され、多くのご意見が出されたと聞き及んでいます。この中では、大多数の方が当該地区の区画整理事業に反対とのご意見であったと聞いていますが、当日、会場内では怒号が飛び交い、他の意見が言えるような状況ではなく、中には気分が悪くなり、会場を後にする方もいらっしゃったとお聞きをしています。

このような状況の中、今回の説明会が成功したとは言えず、本来の住民説明会の目的が達成できたとは到底思えません。今回の説明会を終え、当日の意見聴取や運営などにあたって様々なご意見があると思いますが､どのようにお考えか､見解をお伺いします。

山田町長　今回の説明会におきましては、ただいま議員からご指摘がございましたような状況があったこと、また、それに関し、ご批判を含む様々なご意見を頂戴しておりますことは、私も十分認識をいたしております。

住民説明会の運営等の手法につきましては、今回の件で、様々な課題があったことは認識をいたしておりますので、今後、より良いあり方について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　今回の説明会の中で、再度の説明会の開催を求められるご意見があったとお聞きしています。再度、説明会の開催をされるのか、お伺いをいたします。

山田町長　まちづくりを進めるにあたっての住民の皆様のご意見をいただく場につきましては、今後、住民説明会や公聴会以外にも、必要に応じて、別途設けさせていただきたいと考えております。

なお、具体的な手法につきましては、今後、決定次第、お示しをさせていただきたいと考えております。いずれにいたしましても、本町といたしまして現在の意思決定に至った経緯や、その理由なども含め、住民の皆様にわかりやすく、丁寧にご説明をさせていただき、多くの方にご理解をいただくことに努めてまいる必要があるものと考えております。

以上でございます。

東田議員　説明会の開催にあたりまして、町からの説明の後、意見を申し出るにあたっては、地域や名前を告げて質問やご意見をするというのが、このようなスタイルが一般的であるのではないんかなと思いますけども、当日の進行はどのようにされたのか、お伺いをします。

都市創造部長　ご指摘の手法につきましても、一般的なものではございますが、今回の都市計画の説明会といたしましては、特段、必要不可欠なものではないと判断いたし、地域やお名前について、お伺いさせていただいてはおりませんでした。

以上でございます。

東田議員　パブリックコメントの実施にあたっては、住所・氏名の記載が求められていると思いますが、説明会の開催にあたっても、同様に受付で住所・氏名の記入をしていただき、発言の際にも地域・氏名を告げてから発言していただく、このようなスタイルでいくことではないかと思いますけども、このようなことをご検討されてはいかがでしょうか。

総合政策部長　住民説明会の実施手法につきましては、議員からご指摘をいただきました内容を含めまして、そのほかにも会場の規模をどのように設定をしていくのか、また、それに関連して定員を何名にすべきなのか、事前予約制にするのか、職員の出席数はどうするのかなど、様々な事柄について、実施する説明会ごとに最善の手法を検討し、決定してまいる必要がある、このように考えております。

以上でございます。

東田議員　住民説明会は、このようなものを開催するにあたりまして、開催要項のようなものは存在するのでしょうか。

総合政策部長　住民説明会にかかる全庁的なルールを示した要項というものについては、現在のところ策定はいたしておりません。住民説明会の開催につきましては、その都度、事業内容等を勘案し、決定しているところでございます。

以上でございます。

東田議員　今回のＪＲ島本駅西側の区画整理事業に関わらず、今後、町の重要施策の方針

決定にあたっては、住民説明会の開催やパブリックコメントなどの実施の機会があると思います。より多くの住民の皆さんの意見をいただくためには、開催の趣旨・目的を明確にし、開催にあたって、その目的を達成するため、開催実施要項的なものが必要ではないかと考えますが、いかがお考えか、見解をお伺いします。

総合政策部長　議員ご指摘のとおり、住民説明会を開催する際には、町といたしましても、その趣旨や目的を明確にする必要があると考えております。ただし、詳細にわたって、その開催手法を明記した要項などを作成することによりまして、その要項に縛られ、柔軟性がなく、住民説明会そのものの開催に苦慮するようなものであってはならないことから、要項の作成につきましては、開催にかかる趣旨・目的を明確にするといった、最低限のルール作りについて検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

東田議員　確かにね、要項的なもので、あまり細部にわたって作ってしまうと柔軟性がなくなるというのは、私も同意見であります。しかしながら、やはりパブリックコメントであれ、この住民説明会であれ、タウンミーティングであれ、住民の皆さんのご意見を広くお聞きして、それを町政に反映させていく。このような目的だけでもね、はっきりさせるべきだと思うんですよ。今回の説明会で、その目的が達成されたとは到底思えないです。

次の質問に移ります。会場では怒号が飛び交うような混乱した状況の中で、司会進行を町の職員が行い、円滑に進めることが困難な状況であったようです。終了のお知らせも聞き入れてもらえず、かといって大きな声を出すわけにもいかない中で、担当の職員の方も気の毒な状況であったと思います。

この司会者につきましては、例えば、都市整備推進センターなどの第三者機関に委託するなども考え方の一つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　これまでに本町が主催となり、開催させていただきました住民説明会等におきましては、司会者の第三者機関への委託等は行った事例等はございません。今後におきましても、本町が主体となって住民の皆様にご説明させていただく場におきましては、基本的には、本町の職員で対応してまいりたいと考えております。

なお、議員ご指摘の司会者の第三者機関への委託に関しましては、今後、他地区の事例等を調査・研究し、説明会の趣旨や内容等について考慮したうえで、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　ちょっと前後しちゃうんですけども、今回の住民説明会、これが成功したとは私は思ってないんですけども、住民説明会の本来の目的を達成したとは思えない。このような状況について、見解をお伺いをいたします。

都市創造部長　今回の説明会につきましては、従前から、準備が整いましたら、住民の皆

様に西側のまちづくり等についてご説明する機会を設けさせていただくということを、実行させていただいたものでございます。

当日の進行であったり、いただきましたご意見、先ほど議員からご紹介もございました、怒号が飛び交うというような状況になってしまい、ほんとに広く、多く、本来、私どもが、そのまちづくり等に関するご質問とかご意見とか頂戴するという部分については、ちょっと違ったかな、ちょっと残念な部分があったかなというのが率直な私の感想でございます。しかしながら、この住民説明会の前後に、意見を頂戴する機会もあわせて設けさせていただいております。そこでは種々ご意見をいただいたことについては、一定、成果があったのかなという認識でございます。

以上でございます。

東田議員　残念な部分もあり、成果のあった部分もあるというような答弁だと思います。

これにつきましては、いろんな住民の方がいらっしゃると思います。当然、反対の方もいらっしゃるでしょうし、賛成の方もいらっしゃると思います。このような状況の中で住民説明会、怒号が飛び交うような状況だったと聞き及んでいるんですけども、その中には、やはり地権者の方々もいらっしゃったと思うんですよ。今回の運営がうまくいかなかったような状況の中で、これは町としては意見を聴取した、いただけたから、これが一定の成果だというふうに言われるかも知れないですけども、今回の住民説明会で、住民間の中で、これは大変な遺恨が残るようなことが起こったんじゃないんかなというふうには考えております。

このような中でね、やはり開催のタイミングや運営の手法、これ、相当気をつけなきゃならないと思うんですよ。これについて、どのようにお考えか。

総合政策部長　実施手法についての改めてのお尋ねでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように、先ほど議員からご指摘いただいた点、そういったことも含めまして、会場の規模、定員、事前予約制の有無、職員の出席数、そういったことについて、実施する説明会ごとに最善の手法を検討して、決定していく必要があると考えております。

以上でございます。

東田議員　質問が前後して申しわけないです。当日は、８時半までの予定であったとお聞きしていますが、終了したのが９時過ぎぐらいとなり、片付けの時間を考えると、もう少し遅くなったのではないかと思います。ふれあいセンターの閉館時間は９時であり、終了のお知らせをしても聞き入れてもらえず、延び延びになったようです。一般の住民の方が貸し館を利用する際には、片付けの時間を含め、時間をきっちり守ることが求められているとは思いますが、行政が利用するにあたって、当然のことですが、自ら範を示すため同様のことが求められていると思います。これについて、いかがお考えでしょうか。見解をお伺いします。

総務部長　続きまして、ふれあいセンターの閉館時間を過ぎての利用をされた件について

でございます。

「島本町ふれあいセンター条例」施行規則第２条第１項では、ふれあいセンターの開館時間は午前９時から午後９時までとなっております。また、先ほどご指摘のございましたように、その使用時間は、使用のための準備から後始末までを含んだ時間となっておりまして、施設の使用が一般の住民の方であれ、所有者である町であったとしても、事前の許可なく使用時間を超過できるものではなく、決められたルールで使用すべきものと考えております。

なお、閉館できたのは９時半過ぎというふうに聞き及んでおります。

以上でございます。

東田議員　一般の利用者の方にね、そのつど、片付けの時間も含めて借りている時間とか、利用していただいているわけですよ。それで、当然、時間過ぎたらせかされるわけですし。そのような運営をしている中でね、町として延び延びになってしまうというのは、ちょっと皆さんにもあわす顔がないというか、範を示すことができないというふうに思います。これについてね、やっぱり住民説明会に関わらず、様々な部分で、しっかりとした運用をしていただくようには、これも意見として申し上げておきます。

次の質問に移ります。

町の重要な施策の決定にあたっては、住民説明会やパブリックコメントが行われますが、全くの白紙で行うのではなく、説明会のタイミングというのは、町として一定の方向性を示し、住民の皆さんのご意見を広く聴取し、町政に反映させるべきものだと思います。様々な事業を進めるにあたり、多様なご意見が出るのは当然であると思います。反対、賛成、また事業にいろいろな工夫やアイデアを盛り込んで欲しい方など、多くのご意見を受けて決定した方針に進んでいくべき。また、やると決めた決意と、進める覚悟が、今、求められているのだと思います。

今回の説明会の開催の結果を踏まえ、ＪＲ島本駅西側のあり方について、町としての姿勢に変化はあるのか。町長の決意について、お伺いをします。

山田町長　当地区のまちづくりに対する町の姿勢につきましては、これまでと変わるものではなく、今回、1月 19 日に開催させていただきました住民説明会でご説明をさせていただいた都市計画に関する内容のとおり、計画的にまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、先ほどもご答弁申し上げましたが、今後、まちづくりを進めるにあたっての住民の皆様のご意見をいただく場につきましては、必要に応じて、別途設けさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　必要に応じて別途検討させていただくという、そのご意見の聴取の方法ですね。ちょっと今、ピンとこないんですよ。説明会も、公聴会のタイミングで説明会しなけれ

ばならないでしょうし、パブリックコメントも行っていると。あと、どんな手法が存在するのかな、どういうことをイメージされておられるのかというのが、ちょっとピンとこないんですけど、そのあたりについてお伺いします。

山田町長　法的に定められたもの以外に、まちづくりをしていくにあたって、やはり住民さんのご意見というものは聞きながら、今後、財政的な支援も一定必要になる場面もあるかとは思いますので、そういった意味合いでも、広く住民さんの意見を聞きながら、それはもともと私も町政を進めていくうえで申し上げていますことですので、そういった意味合いで、いろいろな意見を聞きたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　住民の皆さんのお声を聞いていくというのは当然大切なことですし、その手法については、また今後、検討していっていただきたいと思います。

その中で最後一つだけ、やっぱり意見を言うとすれば、いろんな住民の方がいらっしゃいますし、いろんな立場の方もいらっしゃいますから、やっぱり一定の配慮、皆さんのご意見をフラットに聞けるような場にしていただきたいなということだけは申し上げておきます。

それでは、次の質問に移ります。

「小さなお子さん達が水遊びできる場所」について、お伺いします。

全国的な人口減少、少子高齢化社会の中で、住みたい、住み続けたいまちの実現には、子育て環境の充実は重要な課題であると認識をしています。

平成 26 年に、町営プールが廃止をされました。設置後 58 年が経過し、安全かつ快適な運営が困難であることや、大部分が借地であったことから、毎年の借地料の問題等、当時の判断は妥当なものであったと認識をしています。また、この間、学校施設の耐震化や水路改修など、命に関わるものに予算を重点配分され、事業に取り組んで来られたことに敬意を表するものです。

しかしながら、本町地内で小さなお子さんが水遊びをする場所はなく、昨今の住宅事情の中、小さなお子さんを育てておられる各家庭でビニールプールなどを設置するのは極めて困難であり、お子さん達が水遊びをできる場所についてのご要望を、多数お聞きをします。

町営プール廃止後、このような要望に対し、検討はされたことはあるのか、お伺いをします。

教育こども部長　それでは、「小さなお子さん達が水遊び出来る場所」について、ご答弁申し上げます。

平成 26 年度に町立プールを廃止して以降、これまで４年間にわたり、子ども達が水に触れる機会を提供できるよう、「夏休みの子どもの居場所づくり事業」の充実に努めてまいりました。

具体には、小学校のプールを活用して、でき得る範囲で、指導を目的とした小学生対象の「水泳教室」を開催し、毎年度事業終了後には内容の効果検証を行い、これまで定員増を図るなど、より満足度を高められるよう改善に取り組んでまいりました。また、未就学児を対象とした幼稚園及び保育所における「園庭開放」では、開催回数の増や水に触れ合えるプログラムの充実､噴水など水遊びのための備品の購入などの充実を図り、他の事業とあわせて、大変ご好評をいただいているところでございます。そのほか、町立保育所在園児が、夏季休業期間中に使用されていない町立幼稚園のプールを利用し、のびのびと水に親しむ機会を確保するなど、現有施設を最大限に活用する策も講じております。

その一方で、これまでにお寄せいただいているご要望といたしましては、学校プールの一般開放を求める声がございますが、検討させていただいた結果、「大阪府遊泳場条例」に規定する施設・設備の基準を満たせないことから、断念した経緯がございます。

具体に申し上げますと、学校プールを一般開放するためには、同条例の基準に適合させる改修を行ったうえで大阪府から開設許可を受ける必要があり､改修が必要な項目は、多岐にわたっておりますことから､一部改修に留まらず大規模な改修が必要となります。

特に、更衣室やトイレにつきましては、現在、教室での更衣や校舎内トイレ等との併用により対応しておりますが、専用のものを設置しなければならないことや、また、ろ過機及びろ過配管につきましても、プール槽ごとに独立して増設する改修が必要になってまいります。さらに幼児用プールの設置や、相当数の駐車場及び駐輪場の設置などをあわせて行うことも検討が必要であり、これらを考慮いたしますと、学校プールの一般開放につきましては、課題が多く、実現は困難であると考えております。また、新たに町立プールを整備することにつきましても、現時点では財政的にも極めて難しいものと認識しております。

いずれにいたしましても、現時点におきましては、新たな設備投資による対応が困難な中、これまでの取り組みを継続し、「夏休みの子どもの居場所づくり事業」の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

東田議員　常設のプールを造るとなると、設置に多額の費用がかかり、維持管理の経費も毎年度必要となってきます。いろいろと調べてみました結果、仮設プールや移動式プールというものがあり、レンタルなども行われています。代表的な例をあげると、大阪城公園で行われている「ウォーターパーク・イン・大阪城」があります。小型のものも存在し、このような大規模なものでなくとも、小さなお子さん限定で水深も浅く設定すれば、比較的少ない経費で、お子さん達に水遊びの場所が提供できるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。見解をお伺いします。

教育こども部長　再度のご質問でございます。ご指摘の仮設プールにつきましては、大小

幾つかのサイズがあることや、それぞれの賃借料について概ね把握しているところでございますが、実際の設置にあたりましては、賃借料以外にも必要となる監視員の配置をはじめとする各種運営経費や、設置場所の調整、不特定多数の来場者を対象とすることに伴う水質の維持管理の問題など、多くの課題があるものと考えております。今後、これらを含めた課題を精査し、水に触れる機会を提供する方策の一つとして導入が可能かどうか、検討してまいりたいと考えております。

また、まずは現在、鋭意取り組んでおります「夏休みの子どもの居場所づくり事業」につきまして、その一環として保育所・幼稚園で開催しております園庭開放における水遊びにつきましても、これまで以上に一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　これにつきましては、仮設プールですね、移動したり、仮設で設置することができるということですけども、このようなことでありますことから、期間限定で設置が可能であり、いつも一緒の場所でなくとも、年度ごとに設置場所を変えることが可能であることや、また、効果が見込めないようであれば中止することも容易であることから、一定、検討の余地があるのではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。お伺いをします。

教育こども部長　ご指摘のように、常設ではなく仮設であれば、効果検証を受け、施策の転換も比較的行いやすいとは考えておりますが、現時点におきましては、課題の洗い出し、実現の可能性の可否につきまして検討を行いますとともに、先ほども申し上げましたように、町立プール廃止時に拡充を図った保育所・幼稚園の園庭開放のＰＲに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

東田議員　またこれも調べてみましたが、全国各地の公園で「ジャブジャブ池」というものが存在をします。先日、会派の平井議員とともに長岡京市にお邪魔をし、西山公園内にあるジャブジャブ池の研修をさせていただきました。大変大好評であり、本町からも遊びに行っている方もいらっしゃるというふうにお聞きをしています。

ここで、一つ提案ですけども、現在、土地区画整理事業を進めているＪＲ島本駅西側ですが、どのような形になるであれ、一定の緑地ゾーンを設けなければならないと思います。その中にジャブジャブ池の設置を、お願いをしてみてはいかがでしょうか。現在ある公園内や町有地で行うとなるとハードルが高いですが、新しいまちづくりの中に、住民の皆様のニーズを盛り込んでいく、私は、これを大きなチャンスであると捉えています。大規模なものではなく、本町の中で、自転車や徒歩で気軽に立ち寄れる小さな水遊びの場所が設置できれば、桜井地域のみならず、本町全体のまちづくりに貢献するようなものになると考えますが、いかがでしょうか。見解をお伺いをします。

都市創造部長　土地区画整理事業に伴う、本町全体を見据えた水遊び場の設置についてで

ございます。

ご紹介のありました長岡京市が西山公園内に設置されておられますジャブジャブ池につきましては、小さな子ども達が水と親しめる空間として、夏休みを中心に、連日、多くの皆様が来園されていることは認識いたしております。

また、「土地区画整理法」においては、事業区域面積の３％以上の公園及び公園と緑地をあわせて６％以上を確保する必要がございます。今後、公園や緑地のような公共性の高い施設に関しましては、設置により得られる効果が事業区域内だけでなく町全体に及ぶものであることから、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合との具体的な協議の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

東田議員　ジャブジャブ池につきましては、日本全国で大小様々な規模や形態がございます。これ、もし設置することになりましたら、当然、維持管理や、それに伴う財政の問題もございますので、過度なものではなく、本町の身の丈に合った規模で、継続可能なもの、このようなものを検討していただければと思います。もし、これが実現することになりましたら、やはり小さなお子様も当然そうですし、親御さんも、お爺ちゃん、お婆ちゃんも、多くの人が喜んでいただけるんではないかなと思います。このようなタイミングで、このチャンスを逃す手はないんじゃないかなというふうには考えておりますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは、私の一般質問を終わります。

川嶋議長　以上で、東田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 53 分～午前 11 時 05 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ）　では、「安全・あんしんのまちづくり」と題して、通告に従い、福嶋保雄の一般質問を行います。

「避難所開設訓練」について、まず、問います。

６月議会で、避難所開設・運営の充実強化について一般質問をした後、初めての本格的な訓練として、「島本町防災とボランティア訓練」が本年１月 21 日に実施されました。

その運営状況と、従来との変化点、今回の運営方法が従来と異なったことで発生した課題等、いかがでしたでしょうか。また、今後の予定を含め、お考えをお教えください。

総務部長　それでは、福嶋議員の一般質問の「避難所の開設訓練」につきまして、ご答弁申し上げます。

本年１月 21 日に、町立第二中学校で実施いたしました「防災とボランティア訓練」につきましては、防災行政無線の放送を合図に、地域で参集する避難訓練及び防災体験・

啓発に加え、災害時に避難所として使用いたします体育館において避難所の開設・運営訓練を実施いたしました。

避難所の運営を、共助の立場から地域の方に担っていただく行動は、近年の大災害においても求められているものであり、本町におきましても、地域の方々との避難所の開設・運営訓練を実施することは初めての試みでございます。

今回は、地域の方々を中心とした避難所の開設・運営を実施していただくことで、避難所での自主運営についての意識を持っていただくことを目的に実施したものでございます。避難所開設・運営訓練につきましては、校区ごとの持ち回りで、今回、担当となった第二地域の自主防災会を中心とした訓練を実施いたしました。

その中の課題といたしましては、現在、全体の避難所運営マニュアルはございますが、避難所ごとのマニュアルが作成中であるため、より具体的な対応に結びついていなかったことから、現時点では避難所運営を進めるうえで、避難所運営委員会を設置した訓練の想定までには至っていなかったことがあげられます。このような課題解決のために、避難所運営の意思決定を担う避難所運営委員会の組織化のための仕組みづくりはもとより、実践的な訓練を実施していくことが必要であるものと認識しております。

また、現在、町内の避難所数は 34 ヵ所ございますが、まずは平成 30 年度中に、地域の中心となる小・中学校での避難所マニュアルの策定を目指すとともに、今後につきましても、より実践的な訓練を重ね、各地域の防災力の向上、行政と地域との意識の共有に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　避難所運営について課題抽出をいただき、それを今後やっていくということで、大変ありがとうございます。

その中で、今回は避難訓練会場である第二中学校に参集する前から訓練が始められ、地域で一時避難を行い、参集した後、第二中学校避難所に移動するという、災害避難を想定した訓練も行われたということですが、「避難行動要支援者との避難支援の連携」などはどのように行われたのか。避難行動要支援者の訓練参加状況について、お教えください。

総務部長　「避難行動要支援者の地域との連携」につきましては、名簿の事前受け入れ団体がまだ少ないことから、今回の避難訓練の想定としては設定しておりませんでした。開始のサイレンに連動して地域で実施することは、一部では可能であると思われますが、第二地域での実施で、他の地域からは距離の問題もあり、今回の訓練想定では具体的な行動は設定しておらなかったものでございます。

しかしながら、当日は車いすで訓練に参加されておられた方もありましたので、地域での実施、個人での参加は、あったものと推察いたします。

以上でございます。

福嶋議員　訓練はあくまで訓練でしかないのですが、いかに本番を想定した訓練を行い、訓練段階で課題を見つけ、平時に課題を解決しておくのかということが、大変大切なことでございます。要配慮者や避難行動要支援者の参加状況をきちんと把握し、避難所の中でも配慮を行うなど、求められている事項は大変多くございます。訓練としては、条件設定に課題があるということだと思いますので、避難行動の部分も含めて、条件設定の配慮をよろしくお願いいたします。

また、一時避難で参集し、町内全域が一つの避難場所に集まる――今回の場合ですと第二中学ということになりますが、こういうことは実際になく、歩いて二中に行くのは遠すぎる、などのご意見をいただいております。それも、避難行動要支援者がほとんど来られなかった要因の一つだと思います。

対策の仕方の事例としては、まず小学校区４地区ごとに、実態にあった形での小さな訓練を個別に開き、避難行動を経験する。その後、全町的な訓練を実施する場合でも、比較的遠くではない、居住地に近い避難所が選べるよう、地区ごとに同時・個別に避難所開設訓練を行うなど、最少２地域での併行した避難所開設訓練、そしてまた災害対策本部との連携訓練、これらの訓練を運営訓練に繋げていくなど、今回の課題の解決に向けた取り組みを、避難所だけではなく全般にわたって具体的に進めることが必要だと思います。

あわせて、避難所開設訓練は、避難所を実際に運営支援される職員の方々が中心で全体運営をいただき、事務局はそれを災害対策本部から把握・支援する。町内へ広報車を回し状況の広報を行うなど、「島本町地域防災計画」に決められた運営がしっかりとできていくことで、より良い方向になっていくと思います。

運営方法等の課題、そして対応を、いかがお考えでしょうか。

総務部長　今回の避難所運営訓練につきましては、災害発生後、数時間という場面に特化して実施したもので、発災からのすべての状況を包括した訓練として設定したものではございません。総合的な訓練の実施には、先ほどご答弁申し上げました学校ごとの避難所運営委員会の設置、避難所マニュアルの作成と、それに基づく職員の習熟度の向上が不可欠であると考えております。

今後、このような実動訓練の機会と、自主防災会や自治会、団体が実施される訓練の機会を通じて、避難所運営の住民参加についての啓発を進め、あわせて避難行動要支援者の支援を連動させる取り組みについても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　先ほど、避難行動要支援者の避難行動参加者が何名かおられたとのことでしたが、参加することができなければ、訓練を行うこともできません。ぜひ各自主防災会、各自治会の活動・取り組みの支援を、よろしくお願いしたいと思います。

今までの質問は訓練の内容でしたが、次に昨年 10 月に島本町で実際にあった避難勧告

等に関し、避難所への参集、特に避難行動要支援者対応の状況について質問いたします。

昨年、10 月 21 日から 22 日にかけて日本の南を北上し、23 日午前３時頃、静岡県御前崎市付近に上陸した、超大型で強い勢力であった台風第 21 号の島本町の対応状況について、問います。

22 日、４ヵ所の避難所が開設されるとともに、多くの地域に土砂災害にかかる避難準備情報が出されました。また、23 日午前１時半頃、桂川の桂水位観測所において避難勧告等の発令目安となる氾濫危険水位（レベル４）に到達したことを受け、午前２時 40 分に、島本町が山崎一丁目から三丁目、東大寺一丁目に対して避難勧告を出しました。避難所に来られた方は、避難勧告対象地域の 2,703 名のうち、たったの３名。ほかの地区から避難者２名と合わせ計５名の方が、ふれあいセンターに避難されたとのことでした。避難勧告対象地域の要支援者は 57 名、避難行動要支援者名簿登録者は 39 名、そのうち１世帯の方が自主避難されたとのことです。

平成 25 年６月、「災害対策基本法」の一部改正により、高齢者、障害者、乳幼児等の、防災施策において特に配慮を要する方、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿――避難行動要支援者名簿の作成を地方自治体に義務づけること等が規定されました。また、この改正を受け、避難行動要支援者名簿の作成・活用にかかる具体的な手順を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が、平成 25 年８月に策定・公表されました。そして、その方々の避難所における支援等は、「避難所運営マニュアル作成指針」等で記載されております。

島本町においては、「島本町地域防災計画」第４編・風水害等災害応急対策、第１章（災害警戒期の活動）において、該当住民への伝達内容確認事項等が、避難準備情報・避難勧告等の各段階で、各部課の事務分掌に規定されております。島本町においては、前回、避難準備情報・避難勧告発令は平成 27 年７月の台風第 11 号の際で、平成 27 年度名簿整備以降では今回が初めてでした。

法改正後、「地域防災計画」改定後の初めての避難勧告で、要配慮者に対して、どのような対応が行われたのかに視点を置いて、「対応状況、成果と課題」について、お教えください……。すいません。発言中、「避難勧告対象地域の要支援者は 57 名」ということだったんですが、「要配慮者」かと思うんで、ちょっと、ここ確認して、後で修正させてください。

以上です。

総務部長　昨年 10 月に台風第 21 号が接近した 22 日から 23 日にかけては、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、判断フローに基づき行動したところでございます。

当日は、ふれあいセンターに加え第二小学校、第三小学校、緑地公園集会所を避難所として開設いたしました。また、周知方法といたしましては、迅速性を考慮し、防災行政無線での放送に加え、携帯電話会社ごとのエリアメールで送信、各自治会・自主防災

会代表者へのファックス、該当地域への広報車の派遣を行ったところでございます。

当日の避難行動要支援者名簿を活用した避難行動に関しましては、桂川の水位がピークから減少傾向に転じていたことなど、その時点の状況を逐次把握した結果、実施には至っておりませんが、今後においても状況に応じ、避難行動要支援者避難支援プランに沿って適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　すいません、先ほどのあれで正しかったので、発言、そのままで大丈夫です。

今回の対応状況、ご説明でよくわかりました。それは様々、その場で検討され、「島本町地域防災計画」の一部、今回の場合ですと、名簿を活用した避難行動に関しての行動計画を行うことは、ちょっと過ぎた対応であるというようなご判断をされてのことだと思います。

災害対応の基本は、ルールに基づいた対応が基本となります。ただ、マニュアルで災害時の対応方法について、被災状況によってはマニュアルどおりの対応ができないという、今回のようなこともあるかと思います。そしてまた、細かい取り決め事項に縛られると、災害時の慌ただしい状況の中では、本来行うべき目的を見失う可能性もあります。誰でもが指示待ちでない、同じ目的に向かって職員が臨機応変に自ら動けるよう、細かい取り決め事項の先にある目的は何か、それを明確にしておいていただくことが大変大事なことだと思います。

すでに行われていることとは思いますが、今回の対応について、一度、庁内で総括をいただき、必要に応じ、「地域防災計画」に落とし込んでいただきたいというふうに思っております。そしてまた、「地域防災計画」の計画どおりに行動できるのか、訓練を行って、確認・是正を行うというＰＤＣＡサイクルを回すことを積極的に行っていくべきだと思います。

そこで、質問です。島本町では「地域防災計画」に基づく行動訓練は、直近ではいつ行われ、定期的に行われる計画はあるのでしょうか。そしてまた、次回実施予定はいつでしょうか。ご答弁、よろしくお願いいたします。

総務部長　職員の行動訓練等につきましては、平成 27 年２月に、災害対策本部設置運営図上訓練を本庁舎内で実施いたしました。本部における的確な情報収集並びに部局間における連携等について、演習したものでございます。具体的な内容につきましては、アクシデントも事前に知らせない。ですから、非常にそのときどきの対応を演習するというふうな形でございました。また平成 29 年６月には大阪府と連携した、これは夜間の避難訓練時に、初動対応職員の参集及び町内巡視などの初動対応訓練を実施したところでございます。

なお、次回の行動訓練につきましては、現時点では未定でございますが、他の防災訓練のスケジュールの時期なども勘案し、「地域防災計画」に基づく部局間の役割分担を

具体化することをテーマとして、定期的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　現状、訓練実施計画は未定とのことですが、要援護者、避難行動要支援者への対応についても言えることですが、実際に即した訓練を行わないと、「地域防災計画」どおりに実践できるようになった事項は何項目あり、「地域防災計画」どおりにはできない事項、課題事項が新たに何項目浮かんできた、「地域防災計画」どおりには全くできない事項、もう項目漏れを起こしていたというような課題が新たに何件見つかった、というようなことが抽出できません。「地域防災計画」、これをやっていくことが大変大事なことになります。これを、自ら抽出できるようにならなければいけないと考えております。

ぜひ、ＰＤＣＡサイクルが回るよう、そしてより早く回せるよう、実際に行うときを模擬した訓練を行い、課題改善を行う仕組み等の推進、再確認を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

引き続き、ある程度事前準備のできる今回の風水害とは異なった対応が必要な、突発的に来る地震への備えについて、お訊きいたします。

今、島本町には指定避難所が 34 ヵ所あり、そのうち島本町の施設が 17 ヵ所、地震の指定緊急避難場所に指定されていない施設が、そのうち５ヵ所。第四保育所、第二幼稚園、教育センター、町立やまぶき園、町立体育館があります。これらの施設は、構造耐震指標Ｉｓ値 0.75 未満の箇所がある施設もしくは未診断の施設だということだと思うのですが、このうち、建て替え計画等が未定な第四保育所・教育センター・町立体育館の３施設について、どの部分がどのように耐震強度が足りないのか。該当する施設、建屋、現状の使用方法など、具体的な状況について、お教えください。

教育こども部長　それでは、「教育委員会所管施設の耐震状況」について、ご答弁申し上げます。

第四保育所につきましては、四つの建物で構成されており、いずれもＩｓ値 0.75 を満たしておらず、概ねＩｓ値が 0.3～0.5 となっております。Ｉｓ値の最小値は、玄関から３番目の棟の２階で 0.29 となっており、現在、１歳児室として使用しております。

次に、教育センターにつきましては、１階がＩｓ値 0.55 と最小値になっており、Ｉｓ値 0.75 を満たしておりません。また１階部分は、現在、展示などを行うエントランス、事務室、会議室として使用しております。

次に、体育館につきましては、管理棟と体育館棟の２棟の建物で構成されており、このうち第１体育室のある体育館棟につきましては、Ｉｓ値の最小値が 0.192 と、0.75 を満たしていない状況でございます。一方、管理棟部分は 0.75 の耐震基準を満たしております。

以上でございます。

福嶋議員　該当する施設、建屋及び使用方法など、理解いたしました。

そういう状況の中、いつ発生するかわからない地震に対して、耐震性能が不足している施設の代替拠点の検討と、使用方法の変更など検討されていることと思いますが、その状況について、お教えください。

教育こども部長　「耐震性能が不足している施設の代替拠点の検討や、使用方法の変更について」でございます。

まず、第四保育所につきましては、町内全保育所のキャパシティや保育士確保の問題から、過密・待機児童が発生しているため、代替拠点の確保はできていないのが現状でございます。今後の方向性といたしましては、町立第二幼稚園跡地に認定こども園を設置後、主に当該園に第四保育所園児が移っていただくことにより、耐震化を図る計画を持っております。

次に、教育センターにつきましては、現在、発達相談業務、適応指導教室や、教職員の会議・研修に使用しておりますことから、災害時には、ふれあいセンターや小・中学校施設などの一部での代替機能が果たせるものと考えておりますが、抜本的な教育センター機能の今後のあり方については検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、町立体育館につきましては、耐震化のできている学校の体育館を代替施設として活用することになりますが、避難所として利用する場合には代替機能が果たせないこともございます。また中長期的な視点からは、財政との整合性を図りつつ、整備のあり方について判断してまいらなければなりませんが、いずれにいたしましても、災害時には使用できる施設を最大限有効活用し、対応することが必要であると考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ありがとうございます。できるだけ早くご検討いただき、施策に反映いただくとともに、計画の共有化をよろしくお願いいたします。

と言いますのも、町の施設は効率よく造られており、予定外に使用ができなくなると、住民に大変大きな影響を与えるものだからです。直近の例で言うと、数百人規模のイベントを担っていた住民ホール。ここは成人式を親子が一緒に祝える場でございましたが、アスベストの問題で、突然、使用できなくなりました。大規模なイベントホールは住民ホール、200 人程度のイベントはふれあいセンター・ケリヤホール、数十人・10 人規模はふれあいセンター会議室と想定されて、ふれあいセンターが建設されたものと思うのですが、現状、住民ホールがなくなったことで、同じ年代の仲間や同窓生が集まる人数で言えば、島本町の場合は、300～500 人程度が集まれる場所がないという状況に課題を感じます。このほか新たな施策、活動が優先し、それに伴う必要な施設等の整備が後手に回っている文化財保護・展示などの課題もあります。

課題の事前検討と共有化を行い、国や府を含めた施策予算の追加措置など、出てきたチャンスを逃がさない準備と対応による課題解決を目指していただきたいと思います。

何かご答弁があれば、よろしくお願いいたします。

総務部長　公共施設の整備に関するお尋ねでございます。

国におきましては、平成 25 年６月 14 日に「経済財政運営と改革の基本方針」が示され、そこではインフラの老朽化が急速に進展する中で、「新しく造ること」から「賢く造ること」への重要課題が認識され、同年 11 月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定されました。また、平成 26 年４月 22 日には総務大臣から、こうした国の動きと歩調を合わせ、地方公共団体におきましても公共施設等の総合かつ計画的な管理を推進するための計画として、「公共施設等総合管理計画」の策定を求める通知がなされたところでございます。

本町におきましても、この通知を受け、平成 26 年６月に「島本町公共施設適正化方針」を作成するとともに、平成 28 年３月には「島本町公共施設総合管理計画」を策定したところでございます。この「島本町公共施設総合管理計画」では、１として「施設保有量の圧縮」、２として「機能優先への転換と多機能化の推進」、３点目として「計画的な維持保全による長寿命化」、４点目として「管理運営の効率化」、５点目として「財源の確保」の、五つの方針を基本的な方針としております。今後におきましても、これらの基本方針などに沿って、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員　ご答弁、ありがとうございました。

最後になりますが、防災は人づくり、まちづくりで成り立ちます。役場、住民など関係者みんなで知恵・力を出し合い、「安全・あんしんなまちづくり」に邁進をいただくことをお願いし、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員（質問者席へ）　平成 30 年（2018 年）２月定例会議、戸田より一般質問を行います。

「ＪＲ島本駅西地区まちづくりを問う（２）　～域内公共交通の課題とともに～」

ＪＲ島本駅周辺地区を総合的にプロデュースすることは、駅を整備した島本町の責務です。農の後継者不足や乱開発を理由に、「開発せざるを得ない」という消極的な理由ではなく、住民の多くが納得できる公共性、住民福祉の向上を、町自ら掲げていただかなければなりません。

1）つ目．「社会的課題をいかに都市計画に反映していくか」、見解を問います。

求められる都市のあり方、解決すべき課題は、時代によって、地域によって異なります。これからの都市計画は、都市密度の低下を防ぐことに知恵と労力を注がなければならない。また、高齢化や少子化という社会的課題を解決するものでなければなりません。これらの社会的な課題を、いかに当該地区の都市計画に反映させていくのですか。町の

見解を問います。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにおいて、島本町のどのような課題を、どのように解決し、どのような街区を形成しようとしているのか。町としての考えをお示しいただきたい。

都市創造部長　それでは、戸田議員の一般質問につきまして、順次ご答弁申し上げます。

まず 1）点目の、「社会的課題をいかに都市計画に反映するか」にかかるご質問でございます。

平成 24 年６月に策定いたしました「島本町都市計画マスタープラン」におきましては、本町の現状と特性を踏まえた都市計画における主要課題をあげております。中でも、議員ご指摘の「都市密度の低下」を防ぐための方向性につきましては、本町の地域特性である交通の利便性と同時に、豊かな自然環境を活かし、快適な居住環境の維持・形成を図ることにより、一定の都市密度の均一化を図ってまいりたいと考えております。

また、高齢化や少子化といった成熟社会の都市における社会的課題への対応につきましては、都市計画分野のみならず関連施策との連携や、住民・事業者・行政などによる連携と協働による総合的なまちづくりを演出していく必要があるものと認識いたしております。

これらの課題をＪＲ島本駅西地区のまちづくりに反映させるためには、ＪＲ島本駅前という立地を活かすだけではなく、緑化や景観に配慮した良好な市街地を形成し、島本町の顔となるまちづくりを進めるため、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合の皆様とともに、駅前地区にふさわしい施設の立地を検討し、都市機能の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　これまで、都市計画、まちづくりのあり方を大きく左右してきたのは、主に人口の増減でした。都市圏の鉄道沿線にある自治体がベッドタウンとして発展した一方、山間部の過疎化・高齢化が社会問題になりました。「限界集落」という言葉も生まれています。

今、人口減少、世帯数の減少時代、都市そのものの密度の低下が深刻な社会問題となりました。その情勢の変化に対応しようとしない都市計画・都市政策は、極めて危険です。「都市間競争」という言葉が頻繁に使われた過去数年、島本町は、駅前の農空間を保全し、駅前の景観まちづくりを戦略的に活かし、近隣都市にはない強みとしていくのが正しい政策判断であると私は訴えてきました。

しかし、交通の結節点である鉄道駅の周辺を、交通利便性のために環境整備するという政策を全面否定するものではありません。土地区画整理事業は官民協働の公共事業、町の政策の重要課題を積極的に解決するものでなければならない。それなくして事業を進めるべきでないというのが、私の基本的な考えです。

具体的に、2）に移ります。「高齢化社会に欠かせない島本町域内公共交通施策」の視点から問います。

大阪・京都への交通アクセスが良いという特徴は、ベッドタウンとして発展した近隣自治体に共通した強みです。しかし、既存住民の高齢化、超高齢化を思うと、島本町内で暮らしに必要な最低限のものが確保でき、遠出はできないが町内の行きたいところ、会いたい人のところ、行かなければならないところ――例えばお医者さん――に移動できる域内交通の充実が重要です。

徒歩や自転車での移動を含む交通基礎調査による現状把握や、開発による影響と課題抽出を行うことなく鉄道駅周辺を整備することは、通常、考えられません。総合的交通施策の視点から、町の見解を問います。

そもそも交通結節点である鉄道駅の周辺を開発する計画において、町はどのような駅前広場のあり方を目指しているのですか。昨今あるべき駅前広場のあり方を調査・研究していますか。

区画整理区域周辺の交通インフラ整備も重要な課題です。今でさえ危険なＪＲ桜井村踏切の課題を解決しないまま、当該地区の開発を進めるのでしょうか。事業計画概要では、計画人口は1,130人、この人口増により、踏切の交通量は自動車・自転車・徒歩ともに大きく増えると推測できます。どのような対策を考えていますか。

都市創造部長　2）点目の、「交通政策」の視点からのご質問でございます。

まず、「本町域内における地域交通に関する課題」につきましては、毎年、鉄道をはじめとした各交通事業者と意見交換を実施しております。また、大阪府等が開催する学識経験者による地域コミュニティ交通の講演や研修会を受講するなど、他自治体における先進事例の調査・研究を行い、本町に適した総合的な地域交通施策の強化に取り組んでいるところでございます。

次に、「駅前広場」につきましては、一般的に鉄道利用者のバスへの乗り換えなど、ターミナル交通を処理する「交通空間」としての役割をもつ一方、買物客や待ち合せなど、人々の交流や都市景観を形成する「環境空間」としての役割を担うものと考えております。

なお、ＪＲ島本駅西地区の都市計画に伴う駅前広場の整備につきましては、交通結節点機能の強化を図るため、「島本町都市計画マスタープラン」において、その必要性を位置づけており、今後、土地区画整理事業の計画内容に伴って、他自治体における先進事例などを参考にしながら具体的な協議を行ってまいります。あわせて、島本町バリアフリー基本構想継続協議会のご意見等も踏まえ、高齢者や身体障害者の方々などを含む住民の皆様の利便性と安全性の向上に向け、総合的な視点から検討してまいりたいと考えております。

さらに、土地区画整理事業区域外の「桜井村踏切の課題」につきましても、過去から

ＪＲ西日本と拡幅も含めた安全対策の協議を行っており、本年度においても意見交換を実施しております。ＪＲ西日本の見解といたしましては、踏切周辺の接続道路が狭小であることや、踏切の形状等課題が多いことから、踏切拡幅については困難な状況であると聞き及んでおります。

本町といたしましては、町域内の開発に伴い、当該踏切の交通量が増加するものと推測されることから、平成29年度に現状把握のため当該踏切の交通量調査を実施いたしました。今後、調査結果や地元自治会等のご意見を踏まえ、効果的な安全対策や当該踏切のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　例えば、府内交野市の星田駅北エリアの土地区画整理事業においては、交通基礎調査、交通処理計画等をベースに、道路ネットワークについて、早い段階で議会説明を行っておられます。平成30年度中に都市計画決定を予定している段階で、本町の場合は「検討していきたい」というようなご答弁。これは一体、どういうことでしょうか。

桜井踏切の交通量調査は、職員が自ら行った、そういうレベルのもののようですが、どのような方法で、何を調べて、どのようなことがわかったのですか。

都市創造部長　桜井村踏切に伴う交通量調査や、今後のあり方について、ご答弁申し上げます。

まず、当該踏切における交通量調査のお尋ねでございますが、今年度におきまして、当部職員により、午前7時から午後7時までの12時間調査を実施いたしました。具体的には、通過交通における様々な車両の種類別調査となっており、当該踏切の横断、ＪＲ島本駅や役場方面へ通行する車やバイク、自転車、歩行者の方々の、現時点における通行状況を把握したところでございます。

また、ご指摘の土地区画整理事業に伴う都市計画決定段階における当該踏切の交通安全対策についての検討でございます。本町の考え方といたしましては、過去からＪＲ西日本と様々な視点から、当該踏切における安全対策の協議を行ってきた経過がございます。このことから、本区画整理事業の有無に関わらず、当該踏切への安全対策の必要性につきましては過去から認識いたしておりますので、今後も引き続き、当該踏切のみならず、本区画整理事業区域周辺既存道路も含めた交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　駅前広場は買い物客や待ち合わせなど、人の交流や都市景観を形成する「環境空間」であるとおっしゃった。これは非常に素晴らしい考え方だと思います。また、桜井踏切の件では、町職員自ら汗を流して調査しておられる。評価できる点だと思います。

しかし、当該地区から高槻市方面に抜ける道路の狭隘な現状を解決するという視点、方策等も必要です。マンボの自転車・徒歩の交通量も増えます。一体的な面整備による

秩序あるまちづくりを目指して当該地区を開発するというならば、そういった影響を予測して周辺整備を行う必要があります。

国土交通省のホームページには、「都市交通調査・都市計画調査」と題して、今後、人口の急激な減少と高齢化の進展が見込まれる中、都市政策においても既存ストックを有効に活用しつつ、都市構造の集約化を図る方向へと、施策の軸足を大きく転換していく必要性に迫られている。この際、これまで以上に客観的・定量的データに基づく分析、検討を通じて、市民など地域の関係者との間で適切な合意形成を図ることが必要であるとされているのではありませんか。

都市創造部長　次に、「周辺の交通課題を解決する視点について」でございます。

本地区における土地区画整理事業の構想においては、土地利用の方針から、交通量の大きな増加は想定いたしておりません。国が示すように、今後の長期的な社会的動向を踏まえると、既存ストックの活用を図りつつ都市構造の集約化を図るためには、必要以上の過大な交通インフラの整備につきましては、本町といたしましても望ましいものではないものと考えております。

また、町といたしましても、桜井村踏切や行政界付近のマンボ等、周辺の交通課題につきましては、土地区画整理事業の実施の有無に関わらず、解決が望ましい課題として認識いたしております。その点につきましては、土地区画整理事業と併行して、必要に応じて、調査結果や地域のご意見を踏まえながら、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。

戸田議員　基本的に、周辺交通課題を解決する策を具体的に示すことなく、大規模開発が急ぎ進められる。こんなおかしな話はないと、私は思います。

資金計画についても、同じことが言えます。3）点目．「土地区画整理事業の資金計画概要について」です。

①点目．まず、平成 28 年８月、準備組合による「（仮称）北部大阪都市計画事業　ＪＲ島本駅西土地区画整理事業概要書」において、資金計画の収入は 30 億５千万円です。全額、保留地処分によるもので、補助金は棒線となっています。阪急不動産を取得予定者とする保留地処分金の 30 億５千万円は、同概要では平米当たり 15 万円。面積を掛けて計算したもので、確定したものではないと思います。しかし、極めて公共的な駅前広場を保留地減歩のみで整備するなど、一般的には考えにくいことです。ところが補助金はなく、駅前広場をも減歩で整備しようとする資金計画になっています。

多く地権者の皆さんは、このことを理解して、協力の姿勢を示されておられるのでしょうか。鉄道負担金について、ＪＲ西日本と協議はしていますか。計画概要書によれば、町としての財政負担は考えていないということになります。答弁を求めます。

都市創造部長　次に、3）点目の「土地区画整理事業の資金計画概要」にかかるご質問でございます。

準備組合におかれましては、ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業の実施に際し、当該事業にご協力いただく業務代行予定者を募集された際、「（仮称）北部大阪都市計画事業　ＪＲ島本駅西土地区画整理事業概要書」を作成され、事業の資金計画の想定を提示されたところでございます。その時点において示された事業の財源につきましては、「土地区画整理法」第118条第１項に基づき、施行者が全額保留地処分金により事業費をまかなうこととされております。

なお、この資金計画につきましては、あくまで業務代行予定者募集時点の想定でございますが、準備組合として作成されておりますことから、地権者の皆様のご理解のもと、作成されたものと認識いたしております。

次に、当該地区が駅前という立地から、駅前広場等の設置に際し、鉄道事業者と鉄道負担金についての協議を行っているのか否かというお尋ねでございます。

鉄道負担金については、「都市計画による駅前広場の造成に関する協定」により、道路として都市計画決定された交通広場に関する費用負担は鉄道事業者との協議対象となりますが、ＪＲ島本駅西地区におきましては、都市計画道路として都市計画決定を行うことは困難な状況であることから、協定の適用が困難であるなどの理由により、現時点においても鉄道事業者との具体的な協議は行っておりません。

以上でございます。

戸田議員　１点、確認。区域内には都市計画道路の設定予定がない、実質不可能であるためＪＲ西日本と協議する状況が整わない、という理解でいいですか。

都市創造部長　新たな都市計画道路を計画決定するには、既存の都市計画道路とのネットワーク化が必要不可欠でありますが、周辺には都市計画道路が存在しないことから計画決定は不可能であり、お見込みのとおり、ＪＲ西日本との協議する条件が満たされていないものと認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員　そもそも、なしとされていた補助金が実はそうでなかったなど、社会通念上、考えられません。まして、資金繰りが想定どおりに行かなかった場合の赤字補てんとして行政が公金を費やすことなど、予算執行のあり方として認めがたいことです。

「土地区画整理法」によると、例えば駅前広場について、島本町の支出として想定できるのは、公共施設管理負担金、用地費や施設整備などの相当額に値すると思います。国の社会資本整備総合交付金に伴う町の財政負担や、町が自ら施行者となるケースも考えられる。それらの見通しも、見積りも示せない進め方、この不作為がどうしても私は理解できない。なぜ、お示しいただけないのですか。

都市創造部長　行政の財政的な支出のあり方や、その方針の決定時期などにつきましては、都市計画道路をはじめとする、行政が主体的に計画する都市施設の有無や、各自治体の財政状況など、各地区の状況に応じて異なっております。これまで、本町として財政的

な支援を行うかどうかにつきまして、お示しをさせていただいておりませんが、今般、まちづくりの概略案が示されたことにより、都市計画に関する内容とあわせ、今後、具体的な財政支援のあり方につきましても、議論してまいりたいと考えております。

なお、これらの内容につきましては、適宜情報の提供を行ってまいるとともに、議員の皆様に対しましても、ご意見をいただく機会を設けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　二つ目に、天井川を超えたＪＲ線路沿いの緑道整備が仮に実現した場合、これの是非はともかく､第三小学校のプールを換地により移設する必要があるかも知れない。建物移設費２億円や、工作物移転費５千万円、損失補償費１億円は、その一部が第三小学校プールの移設に使われると理解して良いのでしょうか。すでに協議等、行われていますか。

都市創造部長　次に、「（仮称）北部大阪都市計画事業　ＪＲ島本駅西土地区画整理事業概要書」における資金計画にございます、建物移転費や工作物移転費、損失補償費についてでございます。

当該経費につきましては、それぞれ事業区域内における居宅移転にかかる費用や、農小屋等の移転費用、農作物の休耕補償等に当たるものでございますことから、第三小学校のプール等の移設にかかるものではございません。

なお、第三小学校とＪＲ軌道敷の間における緑道計画の延伸につきましては、様々な課題があるため、現在、実現性等含め検討中であり、業務代行予定者募集の際の土地利用計画図（案）におきましても、今後の課題といたしております。

以上でございます。

戸田議員　ご答弁、理解しました。

③点目です。事務費は２億円と想定されています。ＪＲ島本駅東側には、準備組合は事務所を構えておられます。業務代行予定者・株式会社フジタの担当職員の人件費も生じている。測量調査なども実施済みです。

万一、事業化白紙撤回となった場合、これらの先行事務費をどこが負担するかという問題が生じます。平成 29 年６月 15 日・準備組合ニュース第２号には、「本組合が設立できず事業を断念する場合は、フジタ・阪急不動産は、それまでの費用を請求しないと約束します。」とあります。第 38 回理事会決定事項です。先行事務費については、事業断念により地権者がそれを負担しなければならないリスクはない、という理解で良いですか。

都市創造部長　当該土地区画整理事業の断念により地権者側が先行事務費を負担するリスクにかかるご質問につきましては、本まちづくりニュースにおいても、本組合が設立できず事業断念する場合は、業務代行予定者として、それまでの費用を地権者側に請求しないという旨の記載をされておりますことから、町といたしましても、議員と同じ認識

をいたしているところでございます。

以上でございます。

戸田議員　これは協定によるものであると認識するわけですけれども、人口増による「開発圧力」は、もはやありません。島本町として、ＪＲ島本駅西地区の大規模開発を急ぐ必要は特にないです。まずは、住民との間で適切な合意形成を図っていただきたい、これが私の願いです。

通告の 4）点目．「歴史文化の薫る島本町を目指して」。

当該地区において、平成 29 年度中の補正予算にて埋蔵文化財の試掘調査が、すでに行われています。内容について、詳細説明を求めます。

平成 29 年 11 月 15 日、株式会社フジタ大阪支店支店長名で土木工事計画届出書が出されていますが、通常、届出に必要な図面が添付されていませんでした、情報公開請求しました。利用計画平面図の添付のみで、届出を受け付けておられる。このような特例を、なぜ許したのですか。今の時点では、地下何ｍまで掘るのか、盛り土はどれぐらいかもわからない。そのような状況で、どのように調査箇所を決定したのでしょう。適切な調査が行えるのか、不安です。納得できる説明を、お願いいたします。

教育こども部長　それでは、4）点目の「歴史文化の薫る島本町を目指して」について、ご答弁申し上げます。

まず、平成 29 年 11 月 15 日付けで提出を受けた土木工事計画届出書につきまして、「利用計画平面図の添付のみで届出を受け付ける特例をなぜ許したのか」についてでございます。

通常、同届出書には、位置図、建物配置図、建物立面図、基礎断面図、基礎伏図等の図面を添付いただいているところですが、本件の内容を精査し、あわせて大阪府教育庁文化財保護課と協議を行った結果、工事着工に先立つ早い段階で提出を受けることは、試掘坑の位置や調査期間の決定にかかる自由度が高いこと、遺構・遺物が検出され本調査が必要となった際に一定余裕を持って調査期間を設定できること、万一の保存協議になった際に計画変更の余地を残せることなど、埋蔵文化財の保護に寄与する点が多いことから、「利用計画平面図」をもって、土木工事計画届出書の添付図面として受け付けることは妥当であると判断したものでございます。

次に、「どのように調査箇所を決定したか」についてでございます。

本町におきましては、試掘調査・立会調査・慎重工事のいずれによるかの判断につきましては、原則として「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」を準用して決定しております。

「利用計画平面図」に記された道路部分につきましては、同基準の「恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合」の要件に該当するため、試掘調査を実施する必要

がございます。また保留地部分につきましては、土地区画整理事業の施行地区のうち、北側中央部分の約1.4haを占めており、施工地区全体を偏りなく調査するために、当該地についても試掘調査を実施する必要がございます。

以上の点を踏まえて、届出者と協議を行い、要件に合致し、かつ現況から照らして、調査業務及び重機等各種機材の搬入・搬出といった関連業務の実施が可能である場所に、試掘坑の位置を決定したものでございます。

以上でございます。

戸田議員　埋蔵文化財保護に利点があるということは、一定、理解しました。

ただ、届出によると、工事主体者は未定、工事責任者も未定。工事の主体者も責任者も未定のままです。なぜか、着手時期のみが「平成31年6月1日」と記載されています。多くのことが未確定のまま、目標とする工事着手時期を可能とするために埋蔵文化財調査を急ぐとしたら、これは納得がいきません。

②点目、事業計画は未確定、公表できる段階にないと、再三、説明を受けてきました。今回、示されていない土木工事が行われる可能性が極めて高い。すでに、試掘調査に協力している、特に何も発見されていない、着手時期が定まっているとして、調査への協力が得られないのではないかという不安があります。計画の進捗に従って、その都度、土木工事計画届出書を提出いただき、埋蔵文化財調査を行うことができるのか。安易に立会工事・慎重工事とすることなく、調査への理解、協力は得られるのか。埋蔵文化財が発掘された際の保存協議にも繋がる重要なポイントかと思う。説明を求めます。

教育こども部長　次に、「計画の進捗に従って、そのつど土木工事計画届出書を提出いただき、再度の埋蔵文化財調査を行うことができるか」についてでございます。

今回の試掘調査につきましては、平成29年11月15日付けで提出を受けた土木工事計画届出書及び添付資料に基づくものでありますことから、本件において示されていない土木工事を計画される場合には、そのつど、別途土木工事計画届出書及び添付資料をご提出いただく必要がございます。

また、今回の試掘調査の結果、新たに遺跡として認定された地域が生じた場合には、当該地域をはじめとする「周知の埋蔵文化財包蔵地」におきましては、本件の土木工事と、本件において示されていない土木工事のいずれにつきましても、埋蔵文化財発掘の届出及び添付資料をご提出いただく必要がございます。

なお、各土木工事につきまして、本調査・試掘調査・立会調査・慎重工事のいずれによるべきかの判断につきましては、個別の届け出ごとに、内容を精査して決定するものでございます。

以上の点につきましては、すでに本件の届出者に対して説明を行っているところでございますが、引き続き埋蔵文化財保護の重要性について、ご理解とご協力をいただけますよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員　広瀬の国木原遺跡、西浦門前遺跡で、水無瀬離宮に関する建築・庭園遺構が発見され、水無瀬離宮の存在が明らかになりました。桜井地区の田園は、後鳥羽上皇の水無瀬離宮の庭園を構成する一つの重要な要素であったと、私は考えています。かつて私は、修学院離宮で人が田を耕す風景が庭園に見事に溶け込んでいることに驚き、その美しさに感動しました。修学院離宮の周辺地形と、島本町百山・桜井周辺の地形にある類似性は、水無瀬離宮のあり方が、後の修学院離宮に影響を与えた可能性を示唆しているとも思えます。

後鳥羽上皇の時代、私たちの島本町には、北摂三景、西の天王山と言われる若山台周辺、東の山崎方面の天王山をも意識した素晴らしい都市計画があった可能性が高い。想像をたくましくすれば、ということになるかも知れませんが、生涯学習課主催の講演会や歴史文化資料館での取り組み、各種研究発表や地域に残る伝承から、今、私はそのような考えに至っています。

今回、年度内には 20 ヵ所、試掘調査をされると思います。景観という意味では、遺跡が発見される可能性は決して高くない。試掘調査ですべてを判断できるわけではありませんが、当該地区の埋蔵文化財調査がスケジュールを優先するあまり丁寧さを欠くことがないよう、保存協議ができなくなってしまうというようなことがないよう、伏してお願いしたい。水無瀬離宮の存在を後世の研究にゆだねるためにも、桜井の農地・農空間を文化的景観として後世に伝えていく責務が我々にあるのではないかと、私は思っています。

「適切な合意形成」ということで、結びになりますが、先日、1 月 19 日開かれた初の住民説明会では、今後のまちづくりの担い手となる次世代の住民が多く関心を寄せておられることがおわかりいただけたと思います。残念ながら、「都市計画とは何か」という内容に多くの時間が割かれ、質疑応答の時間も十分ではありませんでした。

説明会で感じたことは、今、行政と住民、そして地権者の間に埋まらない溝を造ることは、島本町にとって取り返しのつかない損失になるということです。昨春、「町民とともに歩む」と公約に掲げて町長になられた山田町長の姿勢が、今、大きく問われています。再度の説明会、意見交換会を求める声が大変多かったことを真摯に受け止め、継続されることを強く求めるものです。ご答弁をお願いいたします。

山田町長　まちづくりを進めるにあたっての、住民の皆様のご意見をいただく場につきましては、今後、住民説明会や公聴会以外にも、必要に応じて、別途設けさせていただきたいと考えております。なお、具体的な手法につきましては、今後、決定次第、お示しさせていただきたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町といたしまして、現在の意思決定に至った経緯や、その理由なども含めて、住民の皆様にわかりやすく、丁寧にご説明させていただき、多く

の方にご理解をいただくことに努めてまいる必要があると考えております。

以上でございます。

戸田議員　私は、説明会を最後尾で拝見しておりました。都市創造部長は何度も何度も、「持ち帰らせていただきたい」と頭を下げておられました。つまり、町長の判断にゆだねたいというか、町長の判断を仰ぐという意味と、私は受け止めました。その姿には、私が知り得る限りのお人柄がにじみ出ているようで、感銘いたしました。僭越ながら、非常にご立派だったと思います。住民を置き去りにして席を立つ職員は、１人もいなかった。このことを誇りに思います。

が、「これで終わりにしない」という言葉を聞くまで帰れないという住民の皆さんのお気持ちは、私はさらに理解できます。ずっと座っておられました。これは説明会がある意味、目的を達していないからです。都市創造部だけの問題ではない。総合政策部、教育委員会、そして町長が同席する説明会を強く求めたい。あの場に町長はおられませんでした。いかがでしょう。もう一度、ご答弁をお願いいたします。

山田町長　今回の説明会につきましては、素案を作る前段階のご説明ということで、都市創造部のみからの説明ということになりましたけれど、今後、開くにあたっては、私も含めて出席して、しっかりと皆様のご意見を聞きながら、前に進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

戸田議員　二元代表制のもと、町執行部も、そして議会も、賛成も反対も含めて町民の声を聞く、対話による住民参画を目指して、島本町のまちづくりを進めていかなければなりません。そのことを強く申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

（「議長、開発圧力という言葉が……」ほか､議場内私語多し）

川嶋議長　暫時休憩します。

（午後０時 12 分～午後０時 13 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

以上で、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後０時 13 分～午後１時 15 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（質問者席へ）　日本共産党・河野恵子です。今回も３題という、ちょっと多めの質問になっております。よろしくお願いいたします。

質問の１点目です。「地下水 100％の水道を――施設、取水井新設の課題」を伺います。

①点目です。2017 年 12 月会議の私の一般質問で、上下水道部の浄水場敷地周辺での工事執行の状況・課題について質問いたし、事前の家屋調査の必要性や設計指針に照らして、種々、指摘をさせていただいたところです。

以後に開催されました住民との意見交換会を通じ、また法令・条例での基準に照らして、「水道施設の騒音・振動の実情と今後の対策」について、ご答弁を求めます。

②点目です。水道事業の工事で、以後、「新たに発生した課題、住民要望」について、ご説明を求めます。

上下水道部長　それでは、河野議員の一般質問の１点目、「水道事業」に関するご質問に、ご答弁申し上げます。

まず、①の「浄水場関連施設に関わる騒音・振動による課題」に関するお尋ねでございます。

本年度実施予定の大藪浄水場関連工事につきましては、平成 30 年１月 23 日に、近隣の住民の皆様を対象に意見交換会を開催させていただいたところでございます。

現状の大藪浄水場周辺の騒音につきましては、監督職員による騒音測定の結果、昼間の一部、また夜間においては、全面的に大阪府が定める「騒音に係る規制基準」を超過していることを確認しております。また、その主な要因につきましては、既設の曝気塔に設置している送風機によるものであると認識をしております。

このことから、早期に大阪府が定める「騒音に係る規制基準」を守れるよう騒音対策を講じるとともに、今後とも、「騒音規制法」や各種関係法令に準じた施設整備及び維持管理に努める必要があるものと考えております。

なお、大藪浄水場の運転に関わります振動にかかるご意見等については、現在までに、いただいたことはございません。

次に、②の「水道事業の工事で、新たに発生した課題、住民要望について」でございます。

現在、施工中であります水無瀬導水管外移設工事におきましては、沿道の家屋所有者から「１階の廊下の天井部分の壁紙にひび割れが発生した」との申し出があり、その対応が求められているところでございます。また家屋所有者からは、補修内容等の対応については書面による提出を求められているところでございます。

以上でございます。

河野議員　ただいま、騒音測定をされて基準超えが明らかになった、というご答弁がありました。では、従前は、この騒音基準についてどのような認識を持たれていたのか。また過去において、年間、どういった時期に、どのように測定されたのか。そして、今回明らかになった測定は、いつ測定をされたのか。わかる範囲で結構ですから、ご答弁をお願いいたします。

上下水道部長　大藪浄水場に関連する騒音につきまして、これまでの経過等も含めてのご

質問でございますが、大藪浄水場の騒音につきましては、施設の運転上、音が発生するということは認識をしておったところでございますが、実際にこれまで騒音測定をした経過がございませんでしたことから、騒音測定値が基準を超えるということは想定をしておりませんでした。今回、改めて騒音測定をさせていただいた経過につきましては、地域の方からのご要望もあったことも踏まえまして、町職員で測定をさせていただいたところでございます。

また、今後につきましても、継続的に騒音測定については実施してまいりたいなということで、その実施方法等については、現在、検討中でございます。

以上でございます。

河野議員　従前は騒音測定をやってこられていなかったということで、今回、住民からの訴えがあって、初めて測定をされたということがわかりましたが、では、お尋ねいたします。

島本町内において、この「騒音規制法」、振動にかかる届出施設の届け出の受付・問い合わせ先として、これは島本町の都市創造部環境課が所管となっていると認識しております。この点について、島本町の上下水道部の敷地内施設はどのような位置づけであり、どういった対象となっておりましたか。答弁を求めます。

都市創造部長　工場や事業場から発生する騒音や振動につきましては、「騒音規制法」「振動規制法」や、「大阪府生活環境保全等に関する条例」で規制基準が定められ、本町水道施設も対象となっており、その基準値につきましては、用途地域や時間により、各々定められております。

なお、大藪浄水場においては、第２種中高層住居専用地域にあり、騒音にかかる規制基準値は、朝夕が 50 デシベル、昼間が 55 デシベル、夜間が 45 デシベルであり、振動にかかる規制基準値は、昼間が 60 デシベル、夜間が 55 デシベルでございます。

以上でございます。

河野議員　実際に、この公共施設が環境騒音の測定基準を満たすという届出というか、規制基準があったにも関わらず、過去において測定をしてこなかった。今回、住民の訴えによって、それが明らかになったわけです。その点につきましては、引き続き環境課も同様、公共施設のそういった届出対象、あるいは法規制にかかる施設への管理監督について、やはり厳しくチェックをしていただきたい。このことは厳しく求めておきます。

それでは、このたび騒音基準を超えたということですが、どのような結果だったのか、基準超えの実態について、お答えください。

上下水道部長　職員による騒音測定については、数回、実施をさせていただいておりまして、測定値についてもバラツキはございますが、直近のデータで申し上げますと、昼間、午後１時に測定をさせていただいてございますが、基準値といたしましては 55 デシベルに対しまして、約２～３デシベル超過をしているという状況でございます。また、夜間

につきましては、24 時に測定をさせていただいておりまして、基準値としましては 45 デシベルに対しまして、約２デシベルから 13 デシベル超過をしているという状況でございます。

以上でございます。

河野議員　相当、時間帯によっては、まして夜間と言いますか、人間の活動が一定静まる時間、より騒音が気になる時間帯に、13 デシベルも記録をしていたということは非常に驚きであり、私自身も議員の１人として、あの周辺は常によく歩く地域でありましたが、そういった対象になっているということとともに、基準を超えていたことについての認識が甘かったということについては非常に自省をしておるところですが、その点について、今、大阪府の条例でも規制が敷かれておりますし、先ほど申し上げました環境課の仕事としては――これは大阪府でもありますが、計画変更勧告や改善命令、改善勧告、改善命令、そしてさらに守られなかったときには罰則も定義されているという内容です。

この点について、非常に、いつから騒音基準を超えていたのかが明らかになっていない以上、長期にわたって、健康にも影響のある騒音が、基準超えがあったというふうな認識を持って、今後の対処をしていただかなければならないと考えております。曝気塔の防音対策を、今後、取りかかられるというふうにお聞きしておりますが、再度の住民説明会が必要です。

また住民に対し、及び事務事業成果報告書などに、騒音測定結果の公表などをすることが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

上下水道部長　それでは、住民説明会についてのお尋ねでございますが、全体としての意見交換会につきましては、さる１月 23 日に実施させていただいたところでございます。その際のご意見、ご要望等を踏まえると、個別に説明する機会を設けるほうが、より丁寧な対応が図れるものと考えておりますので、ご理解賜りたく存じます。

また、騒音測定の結果等の周知につきましては、今後、検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

河野議員　くれぐれも、第三者のチェックという形でもあります。騒音測定結果については、ぜひとも議員に対しても、一定、その事実については、わかりやすい状態でご説明はいただきたいと思っております。公開についても、鋭意努力を求めておきます。

ただ、今回、この騒音と振動について、先ほど②番目の質問でもお答えがありましたように、クラック、ひび割れということの影響が見られたというふうな答弁がありました。前回、12 月の質問の際に、家屋調査をするべきだと、一定の規模の工事に関しては、すべて家屋調査をすると。そうでなければ、住民が自衛策として、自分の家の周りの写真を撮っておかなければ、因果関係は今回もわからなかったということにもなります。

今回については、事前に家屋調査という形で写真などを撮られていたのではないかと

推察いたしますが、その点について、家屋調査を含めて振動対策としては、その振動に関わる影響がより少なくなるための十分な工期、そしてまた様々な工事による瑕疵などが求められたときに、受注業者への一方的な負担にならないような、その工期とともに万が一の補償や、工事等の振動対策が講じられるような観点が必要かと思っております。その点について、現時点での見解を求めます。

上下水道部長　まず、家屋調査の件でございますが、今回、施工しております水無瀬導水管外移設工事につきましては、事前に家屋調査、それから事後に家屋調査をするということで、一定、最終的な確認をするということで、当初から計画をさせていただいております。残念ながら、その中でクラックが発生したという状況があるということでございます。

また、工事業者との関係でございますけども、契約にあたっては、工事請負契約書を双方締結しておりますことから、契約書に基づいて適切な対応が必要かというふうには考えておるところでございますし、また工期設定につきましては、発注者として、常に適切な工期設定に努める必要があるものと認識しており、必要に応じて工期変更を行うというところでございます。

以上でございます。

河野議員　今回、騒音基準を超えていたということが明らかになり、今後も騒音測定の必要性を原課としても認められているし、環境課も、その指導をする、チェックをするという責務を負っているという中ですが、この間、私が 12 月議会の一般質問で取り上げるということに至るまでに、たぶん、いろんな事案が発生して数ヵ月を要していたと思います。

その間に、住民の方の不安や不満は相当蓄積されていたのではないかと思いますが、一方で、12 月議会にもご紹介をさせていただきました。上下水道部長からも答弁の中で引用がありましたが、「水道施設設計指針」、これ 2012 年版ということですが、その中の８－13－６、「騒音防止その他」ということを、再度言わせていただきます。

「騒音防止その他については、次の各項による。１．敷地境界外へ騒音や振動が波及するのを防止する処置を施す。２．監視室、事務室などへ騒音や振動が波及しないよう考慮する。３．照明器具の配置は、保守管理が容易に行えるよう考慮する。」、解説としまして、１の敷地外への騒音・振動防止策についての解説が述べられています。「民家に近い場所に設置されるポンプ場などの水道施設は、ポンプ、電動機、内燃機関、電力設備等から発生する騒音、振動により、付近の住民に迷惑を及ぼさないよう防音、防振対策を施さなければならない。また、建設当初は付近に民家などがない場合でも、将来民家などの接近が予想される場合は、あらかじめ対策を講じておくか、または将来防音、防振装置を設置可能なものとしておくことが望ましい。」とされています。

これは一定、厚生労働省の指針でもありますが、この間の数ヵ月の間に、間違っても、

「水道施設ができた後に引っ越してきたのでしょ」とか、あるいは「今まで騒音の苦情はなかったのに、なぜ、今頃になって騒音の苦情が出てくるのか」とか、そういったような不適切な対応がないのか。その点については、やはり管理職の上下水道部長及び環境とともに両方の管理者である山田町長、そういったことがあってはいけません。仮に、そういった不適切な対応があった場合は、やはり当事者によるしっかりとした釈明及び住民の方への心理的な様々な負担に対しての対応、適切な対応をする必要があると考えます。

これは、私が言っているのではなく、国の指針が言っておりますし、「騒音規制法」は、国民の健康を保持するということが目的で、第１条が掲げられております。ただですら、いつから基準を超えていたかわからないという状況ですので、本来であれば、この微妙な騒音超え、あるいは基準超え、あるいは夜間に関わる大幅な基準超えについては、もしかすれば長期にわたり、様々な近隣住民の心理的、精神的、肉体的な健康にも影響を及ぼしていたかも知れないということに思いを致されて、今後の対応にはちゃんと努めていただきたいというふうに思いますが、その点について、上下水道部長及び山田町長のご答弁をいただきたいと思います。

上下水道部長　まず私のほうから、職員の住民の皆様に対する対応について、ご答弁申し上げます。

今回の事案につきましては、住民の皆様に対しまして、非常に不安とか、ご心配をかけたということにつきましては、私自身、やっぱり反省する点があるというふうには考えております。それと職員の対応につきましても、我が身になって、やはり住民の皆さんの立場に立って対応するということが前提となっておりますことから、日頃から、そういうことはきっちりと身につける必要があるというふうに、再度、認識をさせていただいたところでございますし、職員にも、その旨の通知をする必要があるかなというふうには考えてございます。

それと、職員の対応につきましても、１人で対応するケースが多々、今回、ございましたので、複数名で対応できるよう、きっちりと体制づくりについても構築していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

山田町長　上下水道部の職員の対応についてでございますけれども、12月だったかと思います。町長席のほうにも住民の方がお越しになられて、そういったお話を聞かせていただいておりますので、その件については上下水道部長に、一定、こういう話があったので気をつけるように、という指導はしております。

それから、その際に、それ以降も、１月、２月と、この間、全職員に対しまして、公務員として、意識をしっかりと持って職務にあたるようにということは、常に日頃から申し伝えております。

以上でございます。

河野議員　一定、了解いたしました。その言葉を、ぜひ近いうちに、適切な時期に、住民に対しても届けていただきたい。このことを再度、求めておきます。

③点目です。複数の当初予算の執行が危ぶまれている中、当該の工事の次年度繰越や対処について、私たち議員は決算審査まで、議決事件などでは、本会議では明らかにできないという状況におります。議会チェックが十分に及ばない中で、一方では住民感情、事態の悪化・深刻化を招き、ひいては公共の福祉に影響するものと考えております。

水道工事請負契約、大型事業の議会への説明手法の改善とともに、「住民参加での審議会設置」等で、より透明性のある水道企業会計運営が、事務事業の円滑な執行が可能になる手法だと考えます。当然、審議会設置等にあたっては、事務局にあたる職員増員配置が大前提です。ほかの自治体での先例について、島本町の水道事業との実情とあわせて、今後の可能性について答弁を求めますとともに、町長の見解を求めます。

上下水道部長　それでは、③についてでございます。

建設改良費による工事につきましては、「地方公営企業法」第 26 条第 1 項の規定により、年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合においては、管理者の権限を行う町長は「その額を翌年度に繰り越して使用することができる」とされ、同条第 3 項において、次の議会において、その旨を議会に報告しなければならないとされています。

また、条例で定める契約を締結することにつきましては、同法第 40 条第 1 項において、「地方自治法」第 96 条第 1 項第 5 号の規定に関わらず、「条例又は議会の議決によることを要しない」とされております。

これにつきましては、「地方公営企業」は、業務を能率的・経済的に遂行してこそ、その本来の目的である公共の福祉を増進することができることから、管理者の権限を行う町長の自主性を大幅に強化し、議会におかれましては、一般的に企業の業務の予定、運営及びその結果について、予算の審議・議決、決算の審査認定を通して議会の意思を地方公営企業の経営に反映させていくこととし、管理者の権限を行う町長と議会との職責を明らかにし、両者が協調して、地方公営企業による住民の福祉増進を確保するよう、権限の調整を図ったものとされております。

「住民参加での審議会設置」につきましては、先行事例を見ますと、常設となっているものや常設となっていないものなど、その形態や、委員の構成と人数は様々なものとなっております。また審議事項につきましては、料金に関することや、常設の審議会になると事業計画や水道会計に関することが審議会付議案件となっているなど、料金改正の審議や経営、事業運営に意見・助言を受けるために活用されております。

従いまして、審議会の設置につきましては、議員ご指摘のとおり人員体制もございますが、これら先行事例を参考にして、今後の水道事業運営に必要かどうかを含め、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　公営企業審議会については、これは2010年の５月頃に、水道料金の値下げを島本町が行われた際に、予算の質疑の中でも求めてきたことですが、いよいよ公共下水道の公会計ということも始まる中で、鋭意、その点は検討し、実施に向けて図っていただきたい。これは強く求めておきます。

先ほど１点、言い忘れておりました。こういった住民からの苦情と言いますか、正当性のある要望と言いますか、そのことによって水道の施設について、しっかりとした検証ができたと、私は非常に住民の方に感謝をしているところです。

そういう住民の方からの声も含めて、島本町の上下水道部が毎年、『水道事業年報』というのを出されています。様々な水位の調査とか、こういった仕事は、実は全市町村でできているものではない、なかなかできない仕事であると専門家の方からも聞いている貴重な資料ですし、後継の若い職員さんへの引き継ぎも含めて、こういったやりとりがあったということも、過去の陳情とか自治会長さんの要望なども、この歴史に載っております。今回の取り組みについても、何らかの形で記載として残されて、後継者にも引き継いでいくということを強く求めておきます。いかがでしょうか。

上下水道部長　『水道事業年報』でのお尋ねでございますが、上下水道部、特に水道事業につきましては『水道事業年報』ということで、これまでも毎年度作成をさせていただきまして、皆様のほうにも情報提供させていただいております。その記載する内容につきましては、今後とも十分検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

河野議員　水道については、いったん、ここで終わらせていただいて、今後もまた様子を私なりにチェックはしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

２点目です。「人権文化センター広場等の一般開放、活用」を求めます。

2016年・2017年度の「広場の貸出申請及び利用状況」を伺います。

総合政策部長　それでは、２点目の①「人権文化センター広場の貸出状況について」、ご答弁申し上げます。

人権文化センターに隣接する多目的広場につきましては、ウォーキングや体操など、日頃から施設利用者をはじめ近隣住民の皆様にご利用をいただいております。広場を占用的に利用される場合につきましては、事前にご相談をいただき、対応いたしており、その件数につきましては、平成28年度で４件、平成29年度では現時点で３件となっております。

なお、具体的な利用内容といたしましては、本町主催事業である「ふれあい夜店」や「夜間ウォーキング」、近隣自治会が実施されます「防災・防犯フェスティバル」などの行事でございます。

以上でございます。

河野議員　住民ホールや町立プールの廃止等によって、青少年健全育成、生涯学習に資するスペースが縮小していると思っております。この多目的広場の存在にも着目されて、一般住民にも貸出・開放する日を設けるなどが必要ではないかと考えています。また、近日、完成するエレベーターのことも含めて、障がい者用車両駐車スペースの設置も早晩必要になるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。見解を伺います。

総合政策部長　②の「広場の一般開放等について」でございます。

当該多目的広場の開放及び利用につきましては、引き続き、可能な範囲で対応させていただきたいと考えております。

また、障害者用車両駐車スペースにつきましては、現状、特定の区画は設置しておりませんが、ご不便がないよう、入口付近で降車していただき対応しているところでございます。今後、早期に整備できるよう､検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　この人権文化センターの運営委員会、議事録が公開されていますので拝見させていただきました。現時点でも駐車スペースの不足によって、広場を臨時駐車場として利用されているという実態があることや、ただ、その際の出入り口が非常に狭隘で危険であるというようなご意見もあったように思います。それは当然のご意見だとは思いますが、何よりも障がい者用の駐車スペースというのは、どの施設にもございますので、急ぎ、その点もまた図っていただき、設置のほう、お願いいたします。

また、多目的広場の使用については、条例の第５条では、この施設は「営利を図ることを目的とすると認められるとき」「管理上支障があると認められるとき」以外は活用ができるという、かなり幅の広い施設だというふうに認識しております。そういったことで､今後､できるだけＰＲに努められて、皆さんの福祉の向上に寄与する施設として、さらなる発展を願っております。質問はいたしません。これで終わります。

最後の３点目です。「町行政の説明責任に関する条例等の改善・工夫」を求めます。

①点目です。ＪＲ島本駅西地区の都市計画概略案については、1月 19 日に説明会の開催、案の縦覧、パブリックコメントの実施等で、意見募集が行われました。現時点での回収状況と、その中での島本町の説明責任・情報公開のあり方を問い、改善を求める声は少なくなかったのではないかと感じています。「意見の件数や特徴」をお示しください。

都市創造部長　それでは、３点目の①「ＪＲ島本駅西地区における都市計画の概略案に関する意見募集」にかかるご質問に、ご答弁申し上げます。

本町におきましては、ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業にかかる都市計画に関して、概略案に関する意見募集を本年１月 16 日から 29 日にかけて実施し、期間中の１月 19 日に本内容にかかる住民説明会を開催させていただいたところでございます。

意見募集につきましては、町に寄せられたご意見の総数は144件でございます。また、意見書の内容につきましては、主だったところで申し上げますと、市街化区域編入に関する賛否のご意見や農地保全に関するご意見等、様々な論点からご意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

河野議員　今、①点目に対して、ちょっと再質問させていただきます。私も、その説明会には参加をさせていただきました。今日は、その感想などについては省きますが、都市計画概略案を説明いただいた中での素朴な疑問が残りました。２点、ございます。

１番目は、「水の文化園構想」をマスタープランの根拠として、ことさら強調して明記があったな、ということです。今後、約10年間のスパンで、大阪府、国――旧建設省は、現構想について明記、位置づけを図るべきものとしているのでしょうか。答弁を求めます。２点目は、第三小学校を施行区域とし、財産を所有する島本町は地権者であるけれども――これは説明ではありませんが、内容がそのように示しておりました。第三小学校を施行区域としたこと、「財産を所有する島本町は地権者ではあるけれども、準備組合の組合員ではない」という決定は、いつ、どこで、どう諮られ、私たち議会・住民の了解をいつ得たのか。この点について補足をしていただきたい。答弁を求めます。

都市創造部長　２点、ご質問を頂戴いたしました。

まず、１点目でございます。１月19日の住民説明会においてお示しさせていただきました資料にかかる「水の文化園構想」の記載につきましては、あくまで「都市計画マスタープラン」の２ページ目において、本マスタープランの位置づけについて記載させていただいている項目を引用させていただいたものであり、大阪府や国において、明記や位置づけを図るものとされているものではございません。

続きまして、２点目の分でございます。町も、準備組合の構成員であるものと認識いたしておりますが、一般的に、学校等の公共施設は公の目的に利用されるものであるため、「土地区画整理法」第95条の適用により、位置や地積等に特別の配慮を払うことができるものとなっておりますことから、一般の地権者とは、一定区別されるものと考えております。

なお、施行区域内に第三小学校が含まれている理由につきましては、桜井地区と桜井西側地区の連続性の担保、第三小学校北側の敷地整序、ＪＲ軌道敷沿いの道路延伸等のご要望等があり、本町として、これらを総合的に検討した結果、事業区域の案とさせていただいているものでございます。また、施行区域の案につきましては、平成24年７月に開催されました準備組合設立総会において決定されたものでございます。

なお、総会の議案書等につきましては、町ホームページにおいて公開させていただいておりました。

以上でございます。

河野議員　そうしたら、「水の文化園構想」については、国や大阪府がことさら規定されているわけではないということであれば、もうすでに私が議員になったときには、ここに（資料を示して）あるんですけどね、冊子があるんですけど、平成２年って書いてますけどね、もう財政上の観点から凍結されているということは周知の事実です。こういったことを付記するなり、注釈をするなり、必要ではないでしょうか。答弁を求めます。

都市創造部長　「水の文化園構想」につきましては、現時点で正式に廃止いたしているものではないものの、休止いたしている状況でございます。議員ご指摘の「水の文化園構想」の記載につきましては、今後、「都市計画マスタープラン」の改定の際において検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　私は、この点についてはレクリエーション・スポーツ広場を造るとか、そういうことについては削除すべきということを求めておりますが、今回はそれは繰り返しませんが、鋭意検討をお願いいたします。

また、この年度内に都市計画審議会が開催されると聞いております。報告をされる際に、先ほど紹介されたパブリックコメントで集めた住民意見を汲み取り、反映すべきとして考えられている点はありますか。答弁を求めます。

都市創造部長　現在、住民の皆様から頂戴したご意見につきましては、様々な論点からご意見を頂戴いたしておるため、現在、時間を費やしまして、集計をしている段階でございます。

現段階では、以上でございます。

河野議員　反映すべき点については、まだ判断がされていないというふうに思いますが、もう３月でございますので、その点については、また別の場所で問うていきたいと思います。

保留フレームを再設定するという都市計画の変更をされた際に、大阪府都市計画審議会の農業会議の会長、島本町都市計画審議会委員からも、「都市農業振興基本法」の趣旨を汲み取っていただくよう理解を促す発言や、法の趣旨は当然反映されると見なして原案に賛成される意見が相次いでおりました。この観点については、今後、どのように取り入れていただけるのか、答弁を求めます。

都市創造部長　当該まちづくりにつきましては、地権者の皆様とされましては、単に駅前の開発や整備という土地利用だけでなく、土地区画整理事業という手法を選択され、換地等により、営農継続希望者の所有する農地への接道等による営農環境の改善を図る方向性を示されております。また本町の都市計画の視点からは、既存市街化区域編入及び土地区画整理事業後も安心して農業に従事していただくため、町において生産緑地地区の導入に向けた検討を行うなど、町全体として、農業支援策についても方向性をお示しさせていただいているところでございます。

以上でございます。

河野議員　続けて、通告の②問目に行きます。

現行の「島本町行政の説明責任に関する条例」で、行政の説明責任は、「行政がその活動に関して事実を説明することをいう。」というに止まっております。今回の都市計画説明会等は、島本町が都市計画上は大きな一歩だとは認識しております。国の最新の「都市計画運用指針」に照らせば、まだ緒に着いたばかりだと考えています。

パワーポイント、映像や模型、視聴覚資料、例えば町道百山３号線周辺の下水道管の敷設について、また周辺地域での開発と相まった町道歩道の拡幅などをイメージパース、完成予想図等で示すなど、全戸配布の広報をはじめふれあいセンターギャラリーなどにパネル等を用いて展示し、事業完了後のイメージを伝えることが必要ではないでしょうか。見通しやスケジュール感を住民に抱いてもらうことで不振や不安感が軽減され、より現実的な住民意見を募ることができると考えます。

島本町の情報提供のレベルアップが、今、まさに必要です。「条例の改善・工夫」について、町長の見解を求めます。

総合政策部長　それでは、３点目の②「島本町行政の説明責任に関する基本条例」を踏まえてのご質問に、ご答弁申し上げます。

本条例は、本町行政が果たすべき説明責任の理念を示したもので、平成 16 年３月に施行されました。条例では「行政がその活動について事実を説明すること」を「行政の説明責任」と定義しており、情報提供制度及び情報公開制度、義務的に行う情報の作成・公表制度の充実などの施策を推進することを定めております。

本町では、ご質問にありますＪＲ島本駅西地区の都市計画や下水道工事などのほか、各部局において数多くの事業を実施いたしておりますが、住民の皆様に対する説明の手法につきましては、それぞれの取り組みにおいて、当該事業に適した効果的な手法を選択していく必要があるものと認識をいたしております。

いずれにいたしましても、今後とも本条例の趣旨を踏まえ、各事業において創意工夫を行いながら、住民の皆様の目線に立った、わかりやすい情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　できるだけ、今回の前進点を条例に明記してください。

最後です。住民に対して、既発されている「人口ビジョン」、そして直近の決算状況とあわせた財政収支見通しも示したうえで、駅前広場や接続道路にかかる予算なども含めて、この都市計画の概略案をさらに説明する必要があると考えておりますが、いかがでしょうか。

都市創造部長　どのような形で、今後のまちづくり、西側も含めて町全体のまちづくり、広い視野に立って、どのような形で説明を住民の皆様にしていくかについては、種々検討し

てまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

河野議員　先ほど、戸田議員だったと思いますが、ご答弁で、私は、この西側の開発、駅広について、平成の 24 年 11 月 22 日に最終変更決定した都市計画道路の廃止をしております。このことが、今後、島本町の財政、駅前広場の整備に関して、地権者の大きな負担になると、大変な足枷になるということを認識しております。この点は、また後日、問うていきたいと思いますが、その点についても鋭意、また努力していただきたい……（質問時間終了のベル音）……。質問を終わります。

川嶋議長　以上で、河野議員の一般質問を終わります。

引き続き、塚田議員の発言を許します。

塚田議員（質問者席へ）　それでは、通告に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

まず、一つ目の質問です。「業務継続計画（ＢＣＰ）策定について」、質問をさせていただきます。以降、業務継続計画については、「ＢＣＰ」と申し上げます。

ＢＣＰの策定により、地方公共団体等の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図り、業務継続性の確保を図れるものと考えます。平成 29 年、府下市町村におけるＢＣＰの策定状況は 60.5％でした。

以上のことから、本町においても早急に計画を策定する必要があり、昨年６月の定例会における当会派の大綱質疑において質問をさせていただきました。結果、策定に着手され、現在、策定中ということであります。その際には、平成 29 年度末までに策定されるとのことでしたので、今回は進捗状況と、個別の課題について質問をさせていただきます。

町内において、大規模災害が発生した際は、町は災害応急対策等の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時においても継続または早期に再開すべき優先度の高い通常業務を抱えています。しかしながら、大規模災害時には行政自身も被災し、人員や資機材等の点において、様々な制約を伴う状況下となることが想定されています。そこで、ＢＣＰは、大規模災害時において実施すべき業務を「非常時優先業務」として選定し、それらの開始目標時間を定めることにより、災害直後から業務を円滑かつ適切に実施することが求められます。

そこで、改めて、今回、本町で制定される「ＢＣＰの内容とコンセプト」について、お尋ねをいたします。

総務部長　それでは、塚田議員の一般質問の１点目、「業務継続計画（ＢＣＰ）のコンセプトと内容について」でございます。

東日本大震災、熊本地震をはじめとした大規模災害時においては、行政も被災し、特に庁舎・職員が被災したため、一時的に行政機能が失われるという深刻な事態となりました。

業務継続計画（ＢＣＰ）は大規模な災害が発生し、人材・物資・ライフラインなどの利用可能な資源が大幅に制約された場合においても、あらかじめ継続しなければならない業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行う事を目的としております。

内容といたしましては、国が定める重要な６要素、「首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制」、それから「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」、それから「電気、水、食料等の確保」、それから「災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保」、それから「重要な行政データのバックアップ」、それから最後に「非常時優先業務の整理」の作成を中心に、現在、同計画の事務を進めており、年度末には策定の予定でございます。

以上です。

塚田議員　では、個別の課題点をあげて、質問をさせていただきます。

まず、「本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定」についてです。

本庁舎については耐震補強が未実施であり、大規模地震が発生した場合、利用困難となる可能性があります。非常時優先業務を実施する庁舎について、応急復旧の実施手順が明確に定まっておらず、復旧に時間を要する可能性があるのが現状です。

よって、課題としては非常時優先業務を行える庁舎の確保や、非常時優先業務を実施する庁舎の応急復旧の早期実施などがあげられます。この点について、見解をお尋ねします。

総務部長　ＢＣＰにおきましては、本庁舎が使えない場合の災害対応の拠点といたしまして、本庁舎に対する代替庁舎を規定する予定でございます。

以上でございます。

塚田議員　具体的に、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の候補は、どうなっているのでしょうか。

総務部長　耐震性と、それから防災行政無線の設備、それから自家発電の有無などを勘案いたしますと、ふれあいセンターを、第１番目として規定する予定でございます。

以上でございます。

塚田議員　ふれあいセンターが、まず第１番目の規定と予定されているということでございました。妥当なところであると、私も思います。

そのふれあいセンターでありますけれども、電算機のバックアップデータが保管されております。しかしながら、データを復旧させる設備が現状ではありません。被災によ

り、このバックアップデータが必要となった際、このままでは復旧までに相当時間を要することが想定されますが、どのような対策を講じているのか、お尋ねをいたします。

総務部長　現在、役所の電算機につきましては、その毎日のプログラム、それからすべてのデータというものを、磁気媒体の形でバックアップを取りまして、ふれあいセンターの鍵付きのロッカーに保管をしております。

ご指摘の被災をした場合の運用の再開という部分では、新しいハード、いわゆる機械、それとセットアップというものが必要であるため、ご指摘のとおり一定の時間はかかりますが、現時点では委託業者と、その対応については協議をしている状態でございます。また、災害時の安全性の確保と経費節減の観点から、次期基幹システムの更新時期である平成 32 年 12 月までにシステムのクラウド化を目指し、現在、対象業務の検討に入っているところでございます。

以上でございます。

塚田議員　安全性の確保、また経費節減の観点から、クラウド化を検討されているということでございました。ぜひとも、この検討を進めていただきたいと思います。

それでは次に、大規模災害により停電が発生することが予想され、場合によっては、電力の復旧に相当時間を要すると想定されます。停電により、端末やシステム等が利用できない場合、実施が困難となる非常時優先業務があります。非常時優先業務を実施する庁舎のうち、「非常用電源及びその燃料の確保について」、お尋ねします。

また、非常用電源の燃料には限りがあるため、電力消費量の抑制が必要になります。といったことからも、電力復旧までの非常用電源の活用や電力の有効利用、電力設備の早期復旧、停電時の業務継続体制の構築が課題となります。この点についての対策、または見解をお尋ねします。

総務部長　停電時の取り組みと言いますか、備えでございますが、非常用発電機につきましては、本庁用の軽油によるものと、ふれあいセンターでは重油によるものがございます。いずれも、燃料の備蓄状況につきましては、タンクの容量であります 10 時間から 20 時間程度を確保しております。また、町内のガソリンスタンド２社の燃料事業者とは、災害時のガソリン等の供給に関する協定を締結し、継続運転が可能となるよう備えておるところでございます。

以上です。

塚田議員　次に、「食料・飲料水について」、お尋ねをいたします。

現状では、職員用の食料や飲料水は確保されていません。よって、職員用の飲料水や食料の確保が課題となります。対策としては、職員用の備蓄をする、協定などに基づいて食料等の要請をする、また各職員における個人備蓄の方法などが考えられますが、この点について、お尋ねいたします。

総務部長　職員用の水・食料につきましては、現在の備蓄物品の中では職員用としての準

備はございませんが、避難者用の備蓄物資の中の保存期間の迫ったものの有効利用も兼ねて職員に提供することも、一つの方法であると考えております。見積り量としては３日分が必要であるものとしており、それについては職員自身が災害時に携行するよう啓発を進めているところでございます。

以上でございます。

塚田議員　職員の食料や飲料水が確保されていないことは、課題だと考えます。災害時に住民の生命及び財産を守ること、また住民の生活への支障を最小限に止めるための業務を行っていただくうえでも、職員用の食料・飲料水の確保について早期に対策を講じられるよう、お願いをしておきます。

次に、「災害時にも繋がりやすい通信手段の確保について」です。

大規模災害時には設備故障による電話の不通が発生することや、電話が繋がりにくくなることが予測され、電話の復旧にも相当時間を要すると想定されます。よって、通信環境の早期復旧や災害時有線電話等の確保及び有効活用が課題となりますが、この点について、どのような対策を講じるのか、見解をお尋ねします。

総務部長　「災害時の非常通信の確保」というご質問でございます。

災害時の混乱期でも繋がりやすい通信方法の確保として、まず、現在、ＮＴＴ回線の有線回線を――３回線でございますが――保有しております。混雑時でも優先的に繋がるというふうな、そういう仕組みでございます。また、行政機関との通信手段として、防災行政無線の活用がございます。さらに地域の通信網がすべてストップした場合でも、衛星通信を利用した携帯電話を――１台でございますが――保有をしておるところでございます。

以上でございます。

塚田議員　はい、わかりました。

次に「職員の参集体制」について、お尋ねをいたします。

大規模災害発生後の人員確保は、最重要課題の一つです。特に勤務時間外の発災では、職員が居住地から勤務地に参集する状況について考えていかなければなりません。そこで、島本町内在住の職員の割合、また参集可能とされる職員の条件設定について、お尋ねいたします。

総務部長　ＢＣＰの策定にあたり、職員に対し居住地と通勤距離の実態調査をいたしました。その結果、臨時職員を除く全動員職員 264 名のうち、島本町内在住の職員は 68 名で、３割弱に止まっております。また、近隣の高槻市在住を合わせますと、約５割に達するとの結果でございました。

策定中のＢＣＰにおきましては、道路の閉塞等が発生することも考慮し、徒歩で、時速３キロでの参集を行うものと想定し、類似団体の策定状況も参考に、道のり 20 キロ圏内の者を徒歩参集可能と考えて、策定をする予定でございます。

以上でございます。

塚田議員　島本町内在住の職員の方が３割に満たないということでした。大規模災害発生後は、参集可能な職員数と、非常時優先業務の必要人数にミスマッチが発生することが見込まれます。よって、職員の安否確認の方法、職員自身やその家族の被災により参集困難となる職員数の削減、また被災しなかった職員の確実な参集が課題としてあげられます。

そこで、「災害後における職員参集予測と優先して実施する業務」について、お尋ねいたします。

総務部長　ＢＣＰにおいて、職員の居住地からの参集情報に、職員の居住地域における家屋の倒壊率などから、職員の家族の死傷率や罹災率も加味した参集想定を行う予定でございます。

また、「優先して実施する業務」につきましては、各部課に調査した非常時優先業務という形でまとめる予定でございます。概ね、約１ヵ月間で本来業務に戻るまでの間の業務でございます。その調査においては、発災後の３時間以内に着手する業務として、81 の業務があげられております。具体的には、災害対策本部の設置、避難所となるべき公共施設の被害調査、避難行動要支援者の避難支援といった業務を、３時間以内の部分では想定をしております。

以上でございます。

塚田議員　答弁にありました非常時優先業務ですが、発災後３時間以内に着手する業務以外にも、業務開始目標時間を定めて計画を策定されているものと思います。場合によっては、非常時優先業務の必要人数が参集予測職員数を上回る、つまり職員数が不足するということも想定されると思います。

再三になりますが、業務を確実に実施するうえで、人員の確保が最重要課題の一つになると思います。他市町村では、ＯＢ職員や臨時職員の活用を検討されていますが、本町ではどのようになっているか、お尋ねいたします。

総務部長　ＢＣＰにつきましては、あくまでも策定中ではございますが、ご指摘の点につきましては、初動時に対応できるよう業務を絞って計画するものでございますので、現時点では、ＯＢ職員や臨時職員の活用というものは予定はしておりません。しかしながら、状況によっては、計画に定めのない方法での対応も手段として有効かと思われますので、次回改定時には、そのことも考慮し、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員　次回改定時に検討いただくということで、少し先のことになるかも知れませんけれども、よろしくお願いをしておきます。

最後に、「指揮・命令系統」について、お尋ねいたします。

災害対策本部長は町長でありますが、庁舎の執務室が耐震性のない庁舎においては、

全員が被災して指揮・命令系統が成立しない可能性があります。よって、指揮・命令系統の確立が必要だと考えますが、この点について、どのような対策を講じているか、見解をお尋ねします。

総務部長　指揮・命令系統でございますが、ＢＣＰにおきまして、首長が不在の場合は、首長の次に副町長、副町長が不在の場合は教育長の順で規定する予定でございます。また、今回の計画におきましては、災害対策本部員――主に部長クラスでございますが、その部員の不在時においても代行順位も規定し、現場で混乱が生じないように対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

塚田議員　今回は､策定中にも関わらず個々の課題点について質問をさせていただきました。対応が不十分な点も幾つか浮き彫りになったかと思いますし、課題に認識をしていただいたものと思います。よって策定に向けて、しっかり個別課題を整理していただきまして、充実した計画にしていただきますよう要望しまして、この質問を終わります。

次に、二つ目の質問に移ります。「大阪府からの権限移譲の状況」について、質問をさせていただきます。

大阪府では、大阪発「地方分権改革ビジョン」に基づき、府内市町村への特例市並みの権限移譲が進められていますが、本町においては、どれくらいの権限移譲がなされているのか。それぞれ「各部署の状況」について、答弁をお願いいたします。

総合政策部長　それでは、２点目の「大阪府からの権限移譲の状況」について、ご答弁申し上げます。

大阪版地方分権推進制度につきましては、本来、都道府県が実施する事務のうち、住民に身近な市町村で実施することによりサービスの向上に繋がる事務などについて、市町村が大阪府から任意で移譲を受けるものでございます。本町において移譲の申出を行う事務の考え方といたしましては、住民サービスの向上に直結する事務、新たな専門職の配置の必要性がない事務、専門的知識の継承が困難でない事務などを想定いたしております。

なお、本制度の対象事務のうち、本町において移譲を受けている事務の件数を部局ごとに申し上げますと、都市創造部で 51 事務、健康福祉部で９事務、教育こども部及び消防本部で各３事務、総合政策部で１事務の、合計 67 事務となっております。

以上でございます。

塚田議員　健康福祉部所管の介護保険に関するものについては、大阪府知事の権限に属する事務のうち、「介護保険法」に基づく居宅サービス等事業者の指定・指導等の事務、「老人福祉法」に基づく老人居宅介護支援事業の開始届の受理等に関する事務について権限移譲がなされていますが、本町は権限移譲をされているかどうか、お尋ねをいたします。

健康福祉部次長　「介護保険法」「老人福祉法」に基づく二つの事務の権限移譲についてのお尋ねでございます。

まず、「介護保険法」に基づく指定居宅サービス事業者の指定等の事務については、本町は権限移譲を受けておりません。次に「老人福祉法」に基づく老人居宅介護支援事業の開始届の受理等に関する事務につきましては、平成23年10月に「老人福祉法」に基づく老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等について、権限移譲を受けております。

以上でございます。

塚田議員　権限移譲を受けてない「介護保険法」のほうについての質問ですが、本町以外で、本件に関する権限移譲を受けていない市町村というのがどれぐらいあるか、お尋ねいたします。

健康福祉部次長　「介護保険法」に基づく指定居宅サービス事業者の指定等の事務につきまして、権限移譲を受けていない市町村数でございます。平成30年２月現在、本町を含めまして９自治体でございます。

塚田議員　９自治体ということでございました。北摂地域では本町と摂津市だけが権限移譲されていませんが、移譲を受ける予定はありませんか。受ける予定がないとするのであれば、なぜ権限移譲を受けないのか、お尋ねいたします。

健康福祉部次長　「介護保険法」に基づく指定居宅サービス事業者の指定等の事務につきましては、具体的な事務内容といたしまして、指定居宅サービス事業の指定・更新・変更等の事務、指導・検査・勧告・命令・指定の取り消し・公示事務など、多大な事務量の増加が見込まれます。

府内10町村のうち、権限移譲を受けていないのは本町だけではございますが、本町以外の９町村につきましては、近隣他市町との広域連携により事務移譲を受けて事務執行にあたっているものでございまして、単独で権限移譲を受けている町村はございません。本事務につきましては、本町のような小規模自治体が権限移譲を受けて事務執行にあたるとなれば、現有の人員体制では単独で権限移譲を受けることは困難であり、他市町村同様、広域的な対応が必要であるものと考えております。

以上でございます。

塚田議員　広域的な対応が必要とのことでした。具体的に、その対応は高槻市を想定されているのかどうか、お尋ねいたします。

健康福祉部次長　パスポート事務をはじめ、高槻市には様々な事務において本町との広域的な対応をお願いしているところでございます。しかしながら、現時点において本事務の広域的な対応について協議をしたことはございませんので、この場で、一方的な表明は差し控えさせていただきます。

塚田議員　わかりました。

本町では、平成 23 年 10 月に、府内市町村ではいち早く「老人福祉法」に基づく老人居宅生活支援事業開始届受理等に関する事務の権限移譲だけを受けていますが、これはなぜでしょうか。

健康福祉部次長　議員ご指摘のとおり、本町では平成 23 年 10 月に、「老人福祉法」に基づく老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等について権限移譲を受けております。その理由でございますが、本事務につきましては届出受理が主な内容であり、大阪府からの事務引き継ぎにより、現有の人員体制において事務を行うことが可能であると判断したことによるものでございます。

塚田議員　介護保険を利用する本町の高齢者の皆さんが受ける介護サービスを行う業者の指導監督については、広域自治体である大阪府より、利用者の声が直接聞きやすい基礎自治体が行うほうが、より効果的であると考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部次長　権限移譲を受けて基礎自治体が指導監督を行うことで、利用者の声を直接お聞きする機会が増えること、また事務を集約できることによる効率化が期待できることは、議員ご指摘のとおりでございます。しかしながら、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、居宅サービス等事業者の指定・指導等の事務につきましては、各居宅サービスの運営等にかかる専門知識の習得をはじめ、事業者指導等に関して、かなりのマンパワーが必要となってまいります。今後、本町において当該事務の権限移譲を受ける際には、他市町村同様、広域的な対応を検討する必要があるものと考えております。

塚田議員　今の権限移譲の推移からすると、残りの９市町についても、いずれ権限移譲がなされていくものだと考えます。すでに、島本町だけが権限移譲を受けていない事務がある中で、本町は高槻市が中核都市のために広域でできないということは理解していますが、また、いつものように本町だけが取り残される前に、単独で権限移譲を受けなければ、ある意味、基礎自治体としての誇りが保てないのではないでしょうか。

健康福祉部次長　今後、権限移譲を受ける際には、広域連携での実施に向けて検討を進める必要があると考えておりますが、事務費分担金の支出等、本町の人的・財政的負担を詳細に試算したうえで、慎重に検討していく必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、限られた財源と人員の中で、住民サービスの維持向上を図っていくためには、何が求められ、何を優先すべきなのか、そのような視点で、今後も様々な事務執行を適正に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

塚田議員　これまでの答弁をまとめますと、人的・財政的に可能であれば権限移譲を受け、事務負担が大きければ広域的な対応でしか対応ができないということで、権限移譲を受けないということです。

町長は、自分達の町のことは自分達で決める、「小さくても魅力あるまちづくり」を掲げられています。この方針は、この大阪府の「地方分権改革ビジョン」の理念とも一

致している部分であります。しかしながら、現実は単独での権限移譲も、広域的な対応も、できていない。できないと言うよりかは、他市町村との協議が進んでいない状況にあるわけでありまして、これで我が町をどのように発展させていくおつもりか。最後に、町長はこの現実をどう考えられているか、お尋ねいたします。

山田町長　本町におきましては、これまで大阪府からの移譲事務のうち、旅券発給事務にかかる窓口対応業務につきまして、高槻市のご理解により、広域連携により実施をいたしております。今後につきましては、移譲対象事務のうち、特に住民生活の向上に直結し、かつ専門性が求められる事務などにつきましては、その実施手法も含めて、総合的に検討させていただく必要があるものと考えております。

以上でございます。

塚田議員　質問を終わります。ありがとうございました。

川嶋議長　以上で、塚田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時27分～午後２時40分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、伊集院議員の発言を許します。

伊集院議員（質問者席へ）　それでは、一般質問を行います。どうか端的なご答弁のご協力を、よろしくお願い申し上げます。

１．「工事付近宅でクラックが入ったことへの今後の対応について」。

以前から、住民相談に上下水道部としても対応していただいてきましたが、この数年の経過に不安がぬぐい去れない中、新たな問題に、住民の方からの要望において公で質疑させていただきます。

大変不安な思いの中、前の調査においても、新たにクラックが入ったと伺っております。「経緯と説明」を願います。

上下水道部長　それでは、伊集院議員の一般質問に、ご答弁申し上げます。

現在、施工中であります水無瀬導水管外移設工事に関連して生じた、沿道の家屋への影響についてのお尋ねでございます。

当該家屋につきましては、平成28年度に実施しました上下水道部別館除却工事にかかり、工事施工の際の地盤変動が要因と考えられる壁紙等にひび割れが発生しましたことから、三者協議によりまして、受注者である工事請負者において補修を行った経過がございます。

この経緯を踏まえ、現在、施工中であります水無瀬導水管外移設工事におきましては、第三者より被害の申し立てがあった場合の判定の基礎資料となります工事着手前の家屋調査を、平成29年12月19日に実施したところでございます。その後、平成30年１月29日に、導水管の位置を確認するための試験掘（幅1.9m、長さ3.3m、深さ最大1.15

m）を行ったところ、家屋所有者から「１階の廊下の天井部分の壁紙にひび割れが発生した」との申し出があり、速やかに町監督員が現地調査を実施し、工事前の家屋調査の結果と比較して、新たに発生したものであることを確認したところでございます。

今後の対応といたしましては、工事の施工に伴う家屋への被害につきましては、工事完了後に実施する家屋調査によりまして最終確認をさせていただくこととしており、また具体的な補修等につきましては、家屋所有者との協議結果を踏まえ、対応させていただく予定といたしております。

以上でございます。

伊集院議員　では、28 年度に実施されました上下水道部の別館除却工事で、「苦情・要望」がありましたよね。その紹介を願います。

上下水道部長　平成 28 年度に実施しました上下水道部別館除却工事に関しましてのご要望等でございますが、別館除却工事に対する防音・防塵対策についての要望や、工事作業に伴い発生した水漏れ事故や、ひび割れ事故に対する苦情があったところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　その別館撤去工事においては、私どももいろいろと苦情をいただいております。あまりにも業者にまかせっきりなところがあるんではないかという部分も否めないんですけども、今回、そのひび割れ、クラックの件については、町のほうに相談された後、どのような対応をされましたか。伺います。

上下水道部長　相談後の町の対応といたしましては、町職員２名と請負業者による壁紙のひび割れ箇所の経過観察を合わせて５日間実施するなどしながら、家屋所有者のご了解のもと、工事の進捗に努めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　その経過観察というのは、とのようにされたのか。また、その三者協議、何を協議されたのか、伺います。

上下水道部長　まずは経過観察についてでございますが、今回の経過観察につきましては、工事との因果関係がわからないことから、双方合意のもと実施させていただいたもので、ひび割れ箇所の特定後、スケールによる計測と写真撮影を行ったところでございます。

次に三者協議につきましては、家屋のメンテナンス業者も交えて、補修範囲、補修方法及び実施時期などについて協議をさせていただいております。

以上でございます。

伊集院議員　町の対応に納得されましたか。伺います。

上下水道部長　今回の町の対応につきましては、別途確認書を取り交わさせていただいておりますことから、ご納得いただいたものと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員　そうとは思えないんですが。現在、水無瀬導水管外移設工事されておりますが、それはどうなっていますか、伺います。

上下水道部長　水無瀬導水管外移設工事についてでございますが、試験掘り以降、家屋所有者の方との協議が進まず、本工事につきましては、現在休止中でございます。早期に家屋所有者の方との協議を行う必要がございます。

以上でございます。

伊集院議員　ご納得されていないという状況であります。

ただ、今回、家屋調査をしていただいたということは評価したいと思います。先ほどの経過観察でも言っていた因果関係が、その前のときはわからないという状況でありましたが、取っていただいたことは、一定は評価します。ですが、28 年度の経過を踏まえたら、もっと早くできたん違うかと言わざるを得ない状況です。

それと、町の家屋調査実施されましたけど、その基準等なんかはありますか。伺います。

上下水道部長　今回の工事におきましては、専門家による家屋調査を、事前・事後の必要性を鑑みまして実施させていただいたところでございますが、専門家による家屋調査の実施に有無につきましては、大阪府の「下水道指針」を参考に、現場条件等を考慮しながら判断をさせていただいているところでございます。

なお、簡易な調査については、各工事ごとに請負業者の責務において実施することとなってございます。

以上でございます。

伊集院議員　では、過去に家屋調査を島本でされた事例はありますか。

上下水道部長　過去の家屋調査の実施した事例ということでございますが、直近では、平成 28 年度に実施しました関戸裏 1 号水路改良工事におきまして、水路に家屋が近接していることから、専門家による家屋調査並びに請負業者による簡易な家屋調査を実施したところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　その家屋調査の調査項目、伺います。

上下水道部長　専門家による家屋調査の調査項目といたしましては、建物等の全景、外壁の亀裂、内壁の亀裂、タイル張りの部分の亀裂、内壁と柱周り縁等の隙間、柱・床等の傾斜、建具の立て付け状況、犬柱、布基礎等の亀裂、外構部分における亀裂等、建物や地盤等の水準策定及びその他町監督員が必要と認めた箇所となってございます。

以上でございます。

伊集院議員　詳細で詰めると個人情報にも値しますから、大枠で訊きますけども、工事に起因する補修等について、町独自の運用基準というのはお持ちですか。

上下水道部長　町独自の運用基準は定めてございませんが、現状といたしましては、国土

交通省の「公共工事に係る工事の施工に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る事務処理要領」や工事保険での適用範囲などを参考に、また必要に応じて町顧問弁護士に相談を行うなど、これらにより対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　顧問弁護士に相談されているということですけど、その家屋の所有者の方から、今後の対応について要望が出ていらっしゃいますよね。それと町の、今後はそれに対してどのように対応していく、そういうおつもりがあるのかどうか、お伺いします。

上下水道部長　家屋所有者の方からのご要望でございますが、補修内容等についての対応等について、書面による提出を求められているところでございます。それに対します町の対応といたしましては、すでに上下水道部長名で書面を提出させていただいているところではございますが、記載した修繕内容の例示について一部疑義があるとのことであり、今後の協議において解決する必要がございます。

なお、記載した修繕内容につきましては、町顧問弁護士にもご相談をさせていただいており、一般的な内容で妥当であるとのご意見をいただいておるところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　上下水道部長は、お家は持ち家ですか、マイホームですか。お伺いします。

上下水道部長　私自身は持ち家でございます。

以上でございます。

伊集院議員　要はマイホームというのは、その家のご家庭、一生かけての買い物でありますし、大切なお城、奥様にとっても、ご主人にとっても、大切な拠点であります。その工事前の状況に復元してもらえないなら工事をやめて欲しい、というような思いも持っていらっしゃいます。こういった、到底納得できるようには思えないというところですけど、答弁の中では、町としては弁護士に相談されながら対応されているという状況でありますので、こういった経緯を踏まえて、新たな工事説明概要の配布をされましたよね。その前に手を打てた、こういったことを言わざるを得ないと思うんです。

部長もマイホームを持っていらっしゃるということでしたら、もし、ご自身のお宅がそういう状況になったときのことを考えていただいたらどうか、ということをお訊きします……（「大変重要なこと」と呼ぶ者あり）……。

上下水道部長　私自身がそういう立場に立ったときの、ということでございますが、確かに自分も持ち家を持っておりますので、大切な財産でもありますし、日々、維持管理をしているものでございます。今回のクラックについても、ご迷惑をかけた家屋所有者の方々に対しましては、非常に、大変ご迷惑をかけたなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　これ以上言うと詳細の部分が出ますので、最後に、やはり監督であります町

長に、しっかりと今後の対応においては、書面で今されておりますけれども、やはり納得いかれてない部分があります。その点の声もお聞きしていただきながら、今後の進言をいただきたい。最後に、お願いします。

山田町長　私といたしましても、上下水道部の発注の工事によって、沿道の家屋に対し被害を与えましたことにつきましては、非常に遺憾に思っておるところでございます。

今後の対応についてでございますが、担当職員には、誠意をもって対応するように指導するとともに、内容によっては、しっかりと町の顧問弁護士にもご意見を伺いながら、適切に対応する必要があるものと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　では、町長の言葉でもって、頑張ってやっていただきたい。先ほどもありましたように、職員お一人に対応させているという状況がないように、皆さん、組織でバックアップしていただきますようにお願いします。

時間がございませんので、２番に入ります。「大阪府からの事務権限移譲」について。

地方分権のスタート当初より、危惧する点もあり、計画が浮上当初から質疑を続けてまいりました。実質、「事務権限移譲」について、現在はどうなっているのか。進捗や、その計画を伺います。

総合政策部長　それでは、２点目の「大阪府からの事務移譲について」のご質問に、ご答弁申し上げます。

「大阪版地方分権推進制度」につきましては、本来、都道府県が実施する事務のうち、住民に身近な市町村で実施することによりサービスの向上に繋がる事務などについて、市町村が大阪府から任意で移譲を受けるものでございます。

本町において移譲の申し出を行う事務の考え方といたしましては、住民サービスの向上に直結する事務、新たな専門職の配置の必要性がない事務、専門的知識の継承が困難でない事務などを想定いたしております。現時点での進捗状況といたしましては、本制度のうち、本町が移譲対象となっております全 121 事務のうち 67 事務、率にして約 55％の移譲を受けているところでございます。

なお、今後の計画についてでございますが、本町におきましては、過去の行財政改革の取り組みを通じ職員の削減を行ってきたところであり、現状の体制で多くの事務を受け入れることは困難であると考えております。従いまして、引き続き地方分権の趣旨を十分踏まえつつ、対象となる個別の事務の専門性や、移譲に伴う業務負担、また移譲を受けることで住民サービスの向上にどの程度繋がるかなどを総合的に勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員　では、先ほどと重複している部分がありますので、避けて、121 の 67 事務を受けられて、55％の進捗というところですが、未移譲になる 54 事務のうち、各担当部で

の内訳を伺います。

総合政策部長　本町において未移譲となっております 54 事務の部局別の内訳でございますが、都市創造部で 44 事務、健康福祉部で５事務、上下水道部及び教育こども部で各２事務、総合政策部で１事務でございます。

以上でございます。

伊集院議員　これまでの質疑において、島本町における移譲事務が極めて少なく、府内でも低位置にあるという部分であります。

現実問題として、限られた職員数の中で、事務移譲に伴い職員の事務負担が増加することとなり、複雑多様化する住民の皆様のサービスにも的確に対応していかなければならないという状況ですので、都市創造部や健康福祉部においては、やはり専門性が必要であろうという部分はわかります。特に小規模自治体においては、難しい問題であるという状況ではあります。

ただ、大阪府としても、こういった事情を踏まえ、「事務移譲に伴う財源の確保とともに人的な支援」についても行うとされていましたが、これらの対応について現状はいかがでしょうか。お伺いします。

総合政策部長　事務移譲に対する財政措置といたしましては、大阪府から「大阪版地方分権推進制度実施要綱」に基づき、移譲事務交付金が交付されております。また、人的支援につきましては、同要綱におきまして、移譲事務の円滑な執行に資するため、市町村長からの要請に応じ必要な人的支援を行うことが規定されており、各移譲事務内容に応じた相談支援や研修などのメニューが示されているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　では、現在において、町長においては要請はされてない、ということでしょうか。お伺いします。

山田町長　これまで人的支援を受けたメニューについては、研修や説明会への参加、各部局からの相談に応じて助言をいただくなどがあるというふうには認識をしております。

伊集院議員　では、固定経費と件数割による交付金がありましたが、実際には島本町でも申請、該当のない事務もあろうかと思います。本町で受けた 67 事務のうち、どの程度、該当がないもの、申請がないものありますか。お伺いします。

総合政策部長　平成 28 年度の実績で申し上げますと、本町において移譲を受けております事務のうち、約４分の３程度の事務については具体的な事務処理が発生してないことから、固定経費のみ交付申請している状況でございます。

伊集院議員　それと、121 事務のうち 67 事務移譲で本町はされましたが、ちょっと、これからは特例市並みの権限移譲の事務に絞って訊いていきます。その基準で言いますと、本町はどのようになっていますか。お伺いします。

総合政策部長　大阪府からの移譲事務のうち、「大阪発地方分権改革ビジョン」に基づき、

平成 21 年度に示されました特例市並みの権限移譲の状況として、公表資料によりますと、平成 29 年４月１日現在、本町において対象となる全 74 事務のうち 43 事務の移譲を受けており、率といたしましては 58.1％でございます。

以上でございます。

伊集院議員　では、その 58.1％、74 のうち 43 ですね。ちょっと多いのか少ないのかがわからないので、この基準で言いますと、他の町村、町村に絞ったらどれぐらいなのか、お伺いします。

総合政策部長　大阪府内の他の町村における移譲を受けられている状況といたしましては、率として概ね 80％以上となっており、本町を除く９町村の平均では、88％でございます。

以上でございます。

伊集院議員　島本が 58.1、９町村が 88％、平均が。この北摂にいきますと、豊能町でも 94.5％、能勢町でも 90.5％、こういった数字が出ております。他の町村と提案事務の数、言わば分母の部分というのは違うのかどうか、お伺いします。

総合政策部長　移譲対象となる事務の数につきましては、自治体の規模等によって異なってまいりますが、町村におきましては 71 事務から 74 事務となっており、ほとんど変わらない状況でございます。

以上でございます。

伊集院議員　ほとんど変わらない分母ということになりますが、本町は、43 事務が移譲済みとなります。では、本町以外の町村で、移譲した事務数が一番少ない件数、多い件数を、ご紹介ください。

総合政策部長　公表資料によりますと、本町以外の府内町村では、最も少ない団体で 56 件、最も多い団体で 70 件でございます。

以上でございます。

伊集院議員　では、島本がダントツ、43 ですので低い状況なんですが、この事務権限移譲ができているところと、できていないところの差というのは、どういうふうに分析されているのか、お伺いいたします。

総合政策部長　豊能地域や南河内地域などにおきましては、共同処理センターや広域まちづくり課といった組織を設置され、大阪府からの移譲事務の一部を共同処理されております。そういった地域につきましては、移譲数が多くなっているものと認識をいたしております。

以上でございます。

伊集院議員　そうですね。やはり広域連携による事務移譲が進んでいるところと、そうではないんだろうという部分であります。

島本町においては、この広域連携による事務移譲ができている事務数というのは、何

件ですか。また、他の町村、町村に限っての平均的には何件受けているか、ご紹介ください。

総合政策部長　先ほどご質問いただきました平成 21 年度に示されました特例市並みの権限移譲に関し、広域連携により移譲を受けている件数につきましては、本町は０件、本町以外の府内町村では平均約 38 件でございます。

以上でございます。

伊集院議員　大きく、島本町としては０件、町村のほかの平均は 38 件受けられていると。北摂で言うと豊能町が 53 件、広域事務があります。また能勢町においては 50 件、受けていらっしゃいます。この状況でいって、島本町は０件という状況であるということですね。やはり広域連携というのが大事であろうと思います。

平成 22 年の３月議会で、私自身ももうすでに、本町単独だけで処理ができていないものも、事務の中には含まれているということを指摘させていただいております。近隣自治体との広域行政は必要不可欠であるということも、述べさせていただいております。

こういった中、先ほどの他市町村と比較しやすいように、特例市並みのという公表資料、この公表資料に絞ってお伺いしてきましたけど、本町としては唯一１点、広域連携でできたものがあります。これが高槻市のご協力をいただいて設置させていただいているパスポートセンター、旅券発給事務の移譲を受けることですね。実施にあたっては、議会でも反対の意見や、またいろいろな議論がありました。

現在、高槻市に事務委託されていますパスポートの発給事務、住民サービスの向上や、事務移譲を受けた後の住民のご意見なども踏まえて、費用対効果をお伺いします。

健康福祉部次長　まず、高槻市にお力添えいただいております旅券発給事務の委託に関する現時点での費用対効果に関するお尋ねでございますが、現時点で正確に試算したものはございません。

しかしながら、平成 26 年４月に高槻市・島本町広域行政勉強会事務連携ワーキングにおきまして作成した報告書においては、本町が単独で実施をした際には約 400 万円程度の事務費を要するとの試算をしておりましたが、平成 28 年度の事務委託による高槻市からの経費請求額は約 255 万円であることからも、広域的な対応により、相当の費用削減は図れているものと判断しております。

また、平成 28 年度現在、旅券発給事務の権限移譲を受けている市町村は、府内 43 団体中 31 団体でございますが、これらの地元自治体での新規発給申請割合を見ますと、平均で 78.9％となっております。本町におきましては 85.2％でございまして、この比率が 31 団体中６番目に、本町については高い割合であるということを見れば、住民の皆様にとっては非常に有益な事務移譲であったと考えております。また、窓口などでも多くの住民の皆様から、高槻市パスポートセンターで申請ができるようになって大変便利になった、というようなお声も頂戴しているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　ありがとうございます。やはり広域連携、広域行政でできるということは、大変、近隣のご理解もいただいてというところでありますが、現在、パスポートセンターにおいても大変好評であるということは、ありがたいことであると思っております。

この協力しあっていかなければならないところなんですが、やはり行政同士だけではなかなかできないというところがあります。しっかりと、これは政治手腕も大きく影響してくる現実でありますが、町長、先ほどのやりとりの中で、残りの事務 54 事務があります。今後、この大阪府からの権限移譲の分ですね、54 事業をどうされていくおつもりか、お考えをお伺いいたします。

山田町長　先ほど担当部長からもご答弁を申し上げましたけれども、限られた職員体制ではありますけれども、地方分権の趣旨を十分踏まえつつ、対象となる個別の事務の専門性や、移譲に伴う業務負担、また移譲を受けることで住民サービスの向上にどの程度繋がるのかを総合的に勘案しながら、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　先ほど、部長と同じご答弁いただいております。ただ、やはり広域連携というのが大事であると。吹田市さんも、どうも中核市になられていく、茨木もいずれかなっていくだろうということを鑑みますと、やはり広域連携にしていかなければならないということがあります。

町長の、選挙のときに公約でうたわれました、すみません、コピーですけどもね。このときの広報紙に町長がなされた中に、「強い財政力と都市計画の優れた町」の中に、広域連携の充実ということを記載していただいております。事務移譲とか、この辺も考えますと、町長としては、この書かれた「広域連携の充実」に向けては、どのような手を打っていくおつもりなのか。ビジョンとかでも結構ですのでね、どういうふうに連携を取ったらいいと思っていらっしゃるのかどうかを、お伺いします。

山田町長　立地的な面から言いましても、やはり、まずは高槻市にご協力をいただく部分が大きいかと思いますので、先ほど伊集院議員からもありましたように、政治的な部分での働きかけ、行政同士だけではなく、議員の皆様にもご協力をいただきながら、ご指導いただきながら、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　確かに近隣で言うと、島本になると、先ほどお名前を出されたところだと思いますが、やはり相手方があることでありますので、議員の力ということもありますけども、町長自らが足を運んでいただかなければならない。やはり議員というのは 14 名いる中で、それぞれでできますが、町長というのはお一人しかいないんですね。島本町にとっては、この先 10 年、20 年先を見据えると、ほんとに近隣、北摂は、みんなが中核

市になっていって、島本だけが孤立してしまうという状況になります。

町長、高槻市に足を運ばれませんか。お伺いします。

山田町長　今の段階で、いついつにということは申し上げることはできませんけれども、積極的に近隣の自治体に向けて働きかけというのはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　なかなか、アポを取っていただいて、足を運んでいただくということが大変大切ではないかと思っております。

先ほど、冒頭にいただきました未実施、未移譲の権限移譲の中、教育こども部で二つ移譲がされてないというところで、教育委員会にお伺いしていきます。

まず、この二つの未移譲というのは、認定こども園と教職員人事、人事権、この二つということでよろしいでしょうか。お伺いします。

教育こども部長　そのとおりでございます。

伊集院議員　認定こども園のほうは、粛々と今、進んでいらっしゃるという状況でありますので、教職員人事権について、お伺いします。

これは平成22年６月議会で、私の一般質問でも、教職員人事権の移譲についてお伺いしました。当時は北摂の豊能地区、３市２町で広域連携首長会議において、この広域連携による権限移譲について話し合いをされておりました。三島地区においても４市１町で、首長会議の中で議論をされたという状況でもありました。

この豊能地区でスタートされまして、だいぶと期間が経ったので、先般、自由民主党の北摂議員団、連携しております議員団で調査に行ってまいりました。北摂の豊中、池田市、箕面市、能勢町、豊能町でされております。その中にリーダーシップを取られているのが豊中市でありますが、島本の教育委員会としては、その後どうなっているのかという情報収集、調査などされていますか。お伺いします。

教育こども部長　人事権の移譲につきましては、平成24年の４月に豊能地区の３市２町で人事権が移譲されました。その後でございますけども、財源の問題であったり事務局体制など、課題はあるというふうにお聞きはしておりますけども、円滑に事務を遂行されているというふうに聞き及んでおります。

なお、その他の地域におきましては、特段、その後大きな動きはなく、本町を含む三島地域でも大きな動きはございません。

いずれにいたしましても、本町といたしましては町単独での事務移譲はあり得ないことから、三島地区の各自治体の首長の考えなど、今後の動向を注視するとともに、権限移譲が進められる場合には、本町としても積極的に参加してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

伊集院議員　そうですね、先般、この平成 22 年、今から８年前のときも危惧しているのは、三島地区でいいますと４市１町、本町のみが小規模自治体となります。こういった中で人事権の移譲の部分で受けると、やはり危惧する点もたくさんありましたので、当時は前の教育長、現在の方ではなくて、前の教育長と次長とでやりとりをさせていただいたんですが、この４市１町で、今後、せざるを得ないということをしていくと、やはり厳しい部分もあろうかと思います。答弁にもありましたように、各自治体の首長の考え方、この辺がキーポイントとなってまいります。かといって島本は町なので、島本がリーダーシップを取れるわけではないと思います。

ですのでね、町長にとっては、やはり、しっかりと他の三島地域の首長同士との顔合わせ、そういったことをしていっていただきたい。政治経験があれば、また顔も広くなるかも知れませんが、そうじゃない部分だからこそ、足を運んでいただきたいということをお願いしておきます。

やはり島本町だけが孤立していくんではないかということを大変危惧しておりますので、皆様にはしっかりと、町長も政治背景を動かさなければならないところは動かしていただき、しっかりとやっていただきたいということを申し添え、三つ目のほうの質問に入ってまいります。

３点目．「島本町国民保護計画について～学校の危機管理マニュアルの弾道ミサイル対応～」。

近年の国際情勢、近隣諸国の動向などを鑑み、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」、いわゆる「国民保護法」が、平成 16 年９月に施行されました。

島本町としても、町域において万一の武力攻撃等から住民の皆様の生命・身体・財産を保護し、住民生活・住民経済に及ぼす影響が最少となるよう、住民の避難、救援、武力攻撃、災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とされ、「島本町国民保護計画」を制定されております。

まず、新しいところで、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」に、「弾道ミサイルが発射されたときの対応」が、初めて盛り込まれました。文部科学省は、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」を２月中に各都道府県に通知する方針ですが、今回、新しく盛り込まれた弾道ミサイルにかかる部分においては、２月 14 日中に先行通知されたと聞き及びます。国もしくは大阪府から伺っておられますか。お伺いします。

教育こども部長　それでは３点目の、「『島本町国民保護計画』にかかわる学校の危機管理マニュアル」について、ご答弁申し上げます。

まず、弾道ミサイルに関する国や大阪府からの通知につきましては、現時点では、北朝鮮による弾道ミサイル発射にかかる対応について、平成 29 年９月８日付けで、文部科学省から大阪府教育庁に通知がございました。また９月 15 日には、大阪府教育庁から府

内教育委員会に対し、文部科学省からの通知とともに、大阪府教育庁が策定した「Ｊアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」の通知がございましたが、その後の通知については、現時点で届いておりません。

教育委員会といたしましては、「北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について」の通知に基づき、本町が京都府に隣接していることから、京都府にＪアラートによるミサイル発射情報が発信された場合や、万が一、近隣地域に落下した場合を想定し、独自に京都府を含めた対応をすることとし、ガイドラインを策定し、平成29年10月18日付けで、保育所長・幼稚園長・学校長に対し、適切な対応と職員への周知について通知いたしました。

なお、今後、これらの対応も含め、「学校の危機管理マニュアル」作成につきましては、文部科学省から示される手引き等を参考に、適切に対応してまいりたいと考えております。

伊集院議員　通知のほうはまだ、という状況にあるそうですが、２月末には届く予定だろうと思われます。そのガイドライン、大阪府が示したガイドラインと、島本町としては独自の部分を入れ込まれた、その独自の部分というのはどの部分に値するか、ご紹介ください。

教育こども部長　今回、入れましたのは、北朝鮮から発射された弾道ミサイルということで、大阪府からの通知では、大阪府内でのことを想定しての通知でございましたので、本町として大阪府内だけではなく、隣接しておる京都府につきましても、情報が発信された場合には同じ対応をしていくということで、ガイドラインの中に盛り込みをさせていただきました。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました、Ｊアラートの部分ですね。

それと学校の部分、「学校の危機管理マニュアル」というのは、改正時期というのはどうなるんでしょうか。お伺いします。

教育こども部長　「学校の危機管理マニュアル」につきましては、「学校保健安全法」によりまして、学校安全計画の策定というのが法の27条に規定されております。また、危険等発生時対処要領の作成ということで、同法の29条に義務づけられております。

これに基づきまして、各学校ではマニュアル作成をしておりますが、国や大阪府からマニュアルに盛り込むべき新たな通知があった場合には、教育委員会内部で精査し、必要な改正の指示と、教職員への周知などについて、指示をしているところです。学校では、教育委員会の指示に基づき、基本的には毎年「危機管理マニュアル」の見直しを行い、教職員が情報共有し、学校で実施する訓練等にも活かしております。

以上でございます。

伊集院議員　では、その改正される、各学校がそれぞれという見直しになろうかと思いま

す､今の答弁で言えば｡となると､教育委員会としては各学校が見直しをされているかどうか、どのようにチェックされていますか、お伺いします。

教育こども部長　各学校で改定されたマニュアルにつきましては、年度当初に学校からマニュアルの提出を求め、教育委員会で中身を確認しております。

以上でございます。

伊集院議員　では、学校以外、保育所、また幼稚園、こういったところも「危機管理マニュアル」は作成できているのかどうか、お伺いします。

教育こども部長　保育所・幼稚園におきましても、平成 26 年内閣府令で、「特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」第 20 条において、施設の運営において重要事項に関して運営規程を定めることが義務づけられており、その中に緊急時等における対応方法、非常災害対策が含まれております。これに基づき、各園・保育所ではマニュアルを作成しておりますが、国や大阪府からマニュアルに盛り込むべき新たな通知等があった場合には、教育委員会内部で精査し、必要な改正の指示と、保育士・幼稚園教諭への周知などについて、指示しているところです。

また、幼稚園・保育所では、教育委員会の指示に基づき、適宜「危機管理マニュアル」の見直しを行い、保育士・幼稚園教諭が情報共有し、幼稚園・保育所で実施する訓練等にも活かしているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員　では、この保育所・幼稚園、「危機管理マニュアル」ではないですが、緊急時における対応方法、また非常災害対策ですか、この点でマニュアルを作成されているということですけど、このマニュアルを改定というか、随時、今の国際情勢においては大変見直しというのはたくさん来ると思うんですね。量が来ると言うよりも頻度があるということで、たくさん来ると思うんですが、これも学校と同様、どのようにチェックされているか、お伺いします。

教育こども部長　幼稚園・保育所におきましては、国からの通知等に基づいて、教育委員会事務局と現場とが緊密に連携して、マニュアルの見直しを行っております。改正したマニュアルにつきましては、事務局のほうで１部保管をしております。

以上でございます。

伊集院議員　わかりました。ただ、結局、学校も保育所、幼稚園も、当初に見直しされたのを教育委員会としてはチェックされていると。先般、町内のとある学校に行かれている子どもが、「Ｊアラートが鳴ったら、先生、どうしたらいいんですか」と担任に問いかけたところ､回答がなかったという声をお聞きしております｡やはり､一応訓練もされているようですが、教育委員会として、各学校のチェックもしていかなければならないということを申し伝えます。

それと、今まで訊いたマニュアル、教育委員会と連携しながら学校はされております

が、島本町の危機管理室は、これらのマニュアルというのはチェックされていますか。お伺いします。

総務部長　今回、教育委員会が作成いたしましたＪアラートによるミサイル発射情報に対するガイドラインにつきましても、策定時に危機管理室に合議が回ってきておりまして情報の共有を行うなど、連携した取り組みをしておるところでございます。

以上です。

川嶋議長　６秒です。

伊集院議員　国民保護計画を変更されるという時期になるかと思いますが……（質問時間終了のベル音）……、その改正だけ、最後、お伺いします。

総務部長　「島本町国民保護計画」は、平成19年３月に策定いたしまして、平成24年３月に変更を行い、今回、本年３月にも変更の予定でございます。

以上でございます。

川嶋議長　以上で、伊集院議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時26分～午後３時26分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時27分～午後４時00分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ）　2018年２月定例会議の一般質問を行います。

「駅西の都市計画について――住民説明会、意見書、三小、財政、農地保全の視点から――」問います。

一つ目．「島本駅西地区の都市計画の住民説明会の視点から」です。

先月の１月19日、島本駅西地区の都市計画にかかる住民説明会が行われました。町による島本駅西地区の初めての説明会とあって、平日の夜という参加しにくい時間帯にも関わらず、多くの住民の参加がありました。住民説明会の参加人数は何名でしたか。

都市創造部長　それでは、中田議員の一般質問に、順次ご答弁申し上げます。

１点目の「島本駅西地区の都市計画の住民説明会の視点から」にかかるご質問でございます。

まず、本年１月19日に開催させていただいたＪＲ島本駅西地区の都市計画にかかる住民説明会の参加人数は、243名でございます。

中田議員　開会から散会までの間に、何人から、何についての質問がありましたか。

都市創造部長　開会から散会までの間にいただいたご質問につきましては、不規則に発言をされた方も多くいらっしゃったため、正確に、何人の方がご質問をされたかについて

は把握できておりません。

中田議員　正確でなくても良いです。大体、何人ぐらいの方が質問されましたか。少なくとも10人よりは多かったでしょうか。

都市創造部長　先ほどもご答弁申し上げましたとおり、何名の方がご発言されたかにつきましては正確には把握いたしておりませんが、10名前後の方がご発言されていたと認識いたしております。

中田議員　10名以上、様々な方から、たくさんの住民の方からの質問があったというのが、多くの方の認識、印象だったと思います。

説明会では、これまでの都市計画の変更にかかる進め方や、都市計画審議会のあり方、住民意見の反映がなされていないことなど、町としてビジョンがないこと、農業支援策も商業支援もしないのに駅前開発だけは支援するのかなど、町の都市計画に向き合う姿勢に対する不満が噴出した形となっていました。また、行政の受け答えに納得できないものとして場内が騒然とすることも、しばしばでした。

たくさんの質問があったことと思いますが、その中に、人口減少社会に大型開発を行いマンションを建てても、いずれゴーストタウンになるのではないか、今一度、計画を考え直すべきではないか、という質問はありましたか。

都市創造部長　そのようなご質問も頂戴したものと記憶いたしております。

中田議員　説明会の様子を、どのように受け止められましたか。見解をお聞かせください。

都市創造部長　説明会当日の様子につきましては、個々の不規則な発言も多く、進行が円滑にできなくなることもあり、また、今回の説明会においてご説明させていただいた都市計画にかかる内容に対する具体的なご質問も少ない状況でございましたことから、非常に残念に思っているところでございます。

しかしながら、当日たくさんの方々にご来場いただき、ご説明をお聞きいただいたうえで、都市計画の概略案に対する意見募集には多くの方々が提出いただいたことは、一定の成果であるものと考えております。

中田議員　当初、予定していた結果とは違った形になってしまった、ということです。駅西の都市計画の説明会に対して、行政の狙いと、住民の望むものがずれていたということです。

その認識のずれを埋めるためにも、住民と行政が対話をする場の設定が必要であると考えますが、いかがですか。

山田町長　住民との対話の再度の場を持つというご意見でございますけれども、まちづくりを進めるにあたっての住民の皆様のご意見をいただく場につきましては、今後、住民説明会や公聴会以外にも、必要に応じて、別途設けさせていただきたいと考えております。

なお、具体的な手法につきましては、今後、決定次第、お示しさせていただきたいと

考えております。いずれにいたしましても、本町といたしまして、現在の意思決定に至った経緯や、その理由なども含めまして、住民の皆様にわかりやすく、丁寧にご説明をさせていただき、多くの方にご理解をいただくことに努めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　住民に意見を聞くからには、その意見が反映される可能性があるべきです。説明会では、今一度考え直すべきだという住民意見がありました。そのような意見があるということがわかっているのに、先ほど来、他の議員の質問に対する答弁からもわかっているとおり、町としてはスケジュールどおりに進めると、今後の計画を、ということであります。

ということは、町民の目から見れば、意見聴取は単なる形式であって、実質を伴わないというふうに映ります。先日の説明会では、そういうやり方に対してこそ、住民は異議申し立てをしたものです。町民が求めているのは、形式的に意見を聞かれることではなく、町民の意見に基づいた施策が行われることです。その可能性がないままでは、町民の信頼は得られません。町長、いかがお考えですか。

山田町長　まず、今後のスケジュールについてでございますけれども、今年度末に島本町都市計画審議会を開催をいたしまして、都市計画の素案にかかるご説明や、住民の皆様から、このたびいただいたご意見等、また町の考え方を報告させていただく予定でございます。

なお、都市計画審議会以降の予定につきましては、審議会などのご意見等踏まえながら、総合的に検討させていただく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　説明会で出された住民の意見にも、真摯に向き合っていただきたいと思います。

二つ目の質問に行きます。「島本駅西地区の都市計画の意見募集の視点から」。

説明会と同時に、駅西の都市計画に関する意見募集が町によって行われました。町に寄せられた意見の総数は、何件でしたか。

都市創造部長　次に、２点目の「島本駅西地区の都市計画の意見募集の視点から」にかかるご質問でございます。

本町におきましては、ＪＲ島本駅西地区における土地区画整理事業にかかる都市計画に関して、概略案に関する意見募集を、本年１月 16 日から 29 日にかけて実施させていただいたところでございます。その際、町に寄せられたご意見の総数は、144 件でございます。

以上でございます。

中田議員　ここ最近行われたパブリックコメントの件数を、お示しください。例えば、「島本町土砂埋立て等の規制に関する条例」、「再生資源等の持ち去り禁止規定」や、３年

前に行われた「島本町立第三小学校整備基本構想における整備案」に対するパブコメは何件でしたか。

都市創造部長　パブリックコメントについてでございます。「島本町土砂埋立て等の規制に関する条例」の制定にかかりますパブリックコメントの数は、２名の方から 12 件、いただいております。

教育こども部長　第三小学校の整備基本構想にかかるパブコメの数でございますが、51 名の方からご意見をいただきまして、内容的には 30 件ございました。

以上でございます。

中田議員　ありがとうございます。ほかにも、島本町公共施設総合管理計画案に関するパブコメは 10 人から、島本町環境基本計画素案に対するパブコメは７人からでした。

今回の意見の総数は、先ほど 144 件とおっしゃいましたが、これは 144 名と置き換えてもいいものでしょうか。

都市創造部長　置き換えていただいても結構でございます。

中田議員　ということは、ほかのパブコメが７人であったり 10 人だったりする中で、先ほど 50 何名というのもありましたが、144 件という今回の意見募集は、ほかのものと比べて桁違いに多いということがわかります。

意見書の内容には、どのような論点がありましたか。

都市創造部長　意見書の内容につきましては、主だったところで申し上げますと、市街化区域編入に関する賛否のご意見や、農地保全に関するご意見等、様々な論点からご意見をいただいたところでございます。

中田議員　例えば、以下のような意見はありましたか。「厳しい町財政の中、不要不急の開発は避けるべき」というもの、また「都市計画マスタープランを社会情勢にあわせて抜本的に見直すべき」、また「住民意見の反映が不十分である」という意見、駅西の開発に伴う人口増によるさらなる待機児童の増加を懸念するような意見、それから多数の住宅ができたときの道路交通環境の悪化を懸念するような意見や、商況施設が誘致された場合の既存の商店への影響を懸念する意見、町民の利益が何なのかわからない、といった意見はありましたでしょうか。

都市創造部長　各々、議員ご指摘のような意見は頂戴いたしております。

以上でございます。

中田議員　もう一つです。市街化区域編入に反対という意見はありましたでしょうか。また、何件だったでしょうか。

都市創造部長　市街化区域編入に関するご意見の件数にかかるご質問でございます。

現在、住民の皆様から頂戴したご意見に関しましては、様々な論点からご意見を頂戴しておるため、現在、時間を費やし、集計している段階でございます。そのため、市街化区域編入に関する反対されるご意見についても、正確な件数については、現在、お答え

しかねる状況でございます。

以上でございます。

中田議員　まだ集計中ということですが、判断もついていないのに、計画がスケジュールどおり行われるということを言われているのは、いかがなものと思います。なるべく早い段階で、公表していただきたいと思います。

意見書では、住民が駅西の都市計画の変更などについて懸念されることや、心配なことを、たくさんあげているのではないですか。つまり、説明会を行った後でも、多くの住民が納得できていないということだと思います。

説明会を受けて、住民と行政との信頼関係の悪化を懸念している意見はありましたか。

都市創造部長　寄せられましたご意見の中には、住民の皆様と行政との信頼関係の悪化を懸念されるご意見というのもございました。今後につきましても、適宜、情報等をお知らせいたし、説明をさせていただきながら、住民の皆様との信頼関係のさらなる構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　深刻な行政不信が、説明会の場で明らかになったと感じています。損なわれてしまった町民との関係を、今後、どのように修復していくおつもりですか。

都市創造部長　先ほどもご答弁申しましたとおり、今後につきましても、適宜、情報等をお知らせをいたし、説明をさせていただきながら、住民の皆様との関係構築、しっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　いかに「信頼関係のさらなる構築に努める」と言われましても、計画どおりにスケジュールを進めるのであれば、住民意見を無視したと言われても仕方がありません。

「信頼」とは、真摯な対応から始まります。真摯な対応と受け取ってもらうためには、何らかの変化が起こったことを住民に示す必要があります。どうやって、その変化を示すおつもりでしょうか。このまま、意見を伺う場を持つというだけでスケジュールどおりに進めれば、ますます行政への不信感が募ります。都市計画を一旦停止し、一から考え直すべきだと思います。

ちなみに、「都市計画を一から考え直すべき」という意見はありましたでしょうか。

都市創造部長　ご指摘のようなご意見につきましても、頂戴しているものと認識いたしております。

なお、市街化区域への編入につきましては、町としての方針を決定いたしておりますことから、計画の見直しにつきましては、想定はいたしておりません。今後につきましては、丁重に、丁寧に、説明責任を果たすことなどにより、住民の皆様にご理解を得られるよう努めてまいりたいと考えております。

中田議員　三つ目の質問に移ります。「第三小学校が施行区域に入っているという視点」

から、質問します。

平成 24 年の準備組合設立時に第三小学校が施行区域に入れられていたことが、12 月議会の一般質問で明らかになりました。当時、町として三小を施行区域に入れると判断したとのことですが、行政として意思決定をした際に関与したのは誰ですか。

都市創造部長　続きまして、３点目の「第三小学校が施行区域に入っているという視点から」にかかるご質問でございます。

平成 24 年度のＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合設立の際、都市計画にかかる事務を所掌いたしておりましたのは当時の総合政策部政策推進課であり、同時に、本準備組合の事務局業務を担っていたところでございます。そのため、行政として本業務に携わっていたのは、町長以下、総合政策部政策推進課ではございますが、土地区画整理事業区域の案の検討につきましては、組織としての町が携わったものでございます。

以上でございます。

中田議員　「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 28 条１項には、教育財産は、地方公共団体の長の総括のもとに教育委員会が管理するもの、と書かれています。つまり、教育財産である三小を管理するのは教育委員会であるということです。

その教育委員会を代表する教育長は、三小を施行区域に入れるかどうかを検討する際に、意思決定に関与しましたか。

教育こども部長　平成 24 年度時点におきまして、第三小学校を土地区画整理事業区域に含めるかどうかにつきましては、教育委員会に対し担当部局からの情報提供はございましたが、具体的な課題整理がされていない状況にあり、周辺地域との一体的なまちづくりを町として進めていくとの認識であり、意思決定については、準備組合との協議が進められ、今後、正式な決定がなされるものと認識をしておりました。

以上でございます。

中田議員　教育長は、三小が施行区域に入れられた場合、他の地権者の土地と同様に、町の教育財産である三小の土地が減歩される可能性があることは認識していましたか。

教育こども部長　減歩の可能性につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、具体的な課題整理がされていない状況にあり、そこまでの認識は持っておりませんでしたが、住宅の建設により児童生徒数の増加が見込まれ、教室の不足に対応すべく、施設の整備や学童保育室の増築等の対策が必要であること、また交通量の増加による児童の登下校の安全確保策を講じなければならないことなど、検討課題として考えておりました。

以上でございます。

中田議員　教育長は、減歩の可能性があるという認識は持っておられなかったということです。

都市創造部に確認したいのですが、12 月議会のご答弁からすると、現状、町の意思だけで減歩を回避することはできない、三小の、ということです。それで間違いはないで

すか。

都市創造部長　第三小学校を含む土地区画整理事業区域に案につきましては、土地区画整理準備組合の規約により、準備組合総会による議決が必要となります。そのため、準備組合の総会において議案として提案され、議決されることにより、第三小学校を区域から外すことが必要となります。

また、減歩等含む換地計画につきましては、町といたしましても、減歩や負担金の精算が発生しないことが望ましいと考えておりますことから、「土地区画整理法」第 95 条に基づき、今後、準備組合と具体的な協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　いつものご答弁ですけれども、今、言われた内容は、町の意思だけでは減歩を回避することができない、ということだと思います。

少し戻りますが、都市創造部に、「意思決定に関与したのは誰か」と最初に質問しましたが、いただいたお答えには「意思決定」という言葉がありませんでした。「本業務に携わったのは」という言い方をされています。再度、確認ですが、ということは、三小を施行区域に入れるということに関して、行政は意思決定をしていないという理解でよろしいでしょうか。

都市創造部長　区域の決定におきましては、町が事務局として議案書を作成する際、部内での決裁を経て、準備組合の皆様へご提案させていただいておりますことから、意思決定のプロセスには一定関与しているものと考えております。

以上でございます。

中田議員　先ほど、教育長は、意思決定はしていないということでした。しかし、都市創造部として当時、意思決定はしていたということですね、意思決定が行われたということを言われています。これは、教育長は意思決定はしていないのに、都市創造部だけでは、当時の総合政策部ではされていた。どういったことでしょうか。

都市創造部長　当時、携わっておりましたのは、総合政策部長はじめ政策推進課の職員でございますが、その関わる部分について、町長につきましても認識いただいていたものというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　先ほども申しましたが、三小を、財産の管理をするのは教育長です。教育長には意思決定がないのに、勝手にですよ、町長及び総合政策部長が判断されたということですね。大変、問題であると思います。わかりました、そのことは確認されました。

しかし、都市創造部として、当時、町長と総合政策部においては意思決定はしたけれども、教育長は知らないまま行ったということでよろしいですね。

都市創造部長　現在もそうなんですけども、まだ案の段階という認識でございます。最終的な意思決定、準備組合が本組合になるときに、正式な区域に入るという形になります

ので、その折りには、その前段階もそうなんですけども、きっちりと教育委員会、教育長と協議等はさせていただきたく考えております。

以上でございます。

中田議員　すいません、話がずれていると思うんですが、教育長は意思決定をしていない、町長と総合政策部、推進課はしているということを確認したいんですけども、もう一度、お願いします。

都市創造部長　当時の施行区域案の作成段階におきまして、町長並びに総合政策部長、あと総合政策部の政策推進課の職員で事務等、進めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

（「総合政策部の答弁」と呼ぶ者あり）

中田議員　総合政策部の答弁を求めます。

総合政策部長　平成24年当時は、総合政策部が都市計画の担当部局でございましたが、その後、平成26年に機構改革が行われました。その際に、都市計画については都市創造部に、その業務が移っているというわけです。私、平成27年から総合政策部に参っておりますので、その当時のことについては把握できていない状況でございます。

以上でございます。

中田議員　どちらであるにせよ、教育長は意思決定をしていないままに決まったということがわかりました。

次です……（「決まっていない」「案の段階」ほか、議場内私語多し）……、意思決定が行われたということです、一定の。案の段階であるのであれば、いいですか、今、現状、正式に意思決定をしていない案であるにも関わらず、減歩するかしないかについては、町単独では決めることができない状態に陥っているわけです。準備組合で了承を得なければいけないということです。それは、「案」とは言いません……（「もともとの考えが……」と呼ぶ者あり）……。案であるならば、すいません、私が発言しています。議長、整理してください。

川嶋議長　どうぞ続けてください。

中田議員　案であるならば、町の意思で反故にできるはずですし、反故にできないであれは、それは「案」とは言いません……（「不規則発言はやめてくだいさい」ほか、議場内私語多し）……。

川嶋議長　周りの方、静かに願います。

中田議員　筋が通りません。

以上です。次の質問に移ります。

どちらにあるにせよ、教育長が意思決定をしないにも関わらず、準備組合の総会の議決によって、教育財産である三小の土地が施行区域に入れられているということは確かです。もちろん、協議はできるでしょうが、準備組合が減歩を求めてきたら、町はそれ

を拒絶することができないということです。求めてきたらですよ。

12月議会では、三小が施行区域に含まれていることから、町も土地区画整理事業の地権者であるということが明らかになりました。ということは、町も準備組合の一員ですか、教育長も準備組合の一員でしょうか……（「はっきり答弁」と呼ぶ者あり）……。

都市創造部長　次に、「町や教育長は、準備組合の一員であるか否か」にかかるご質問でございます。

本町も、準備組合の構成員であるものと認識いたしておりますが、一般的に、学校施設につきましては、「土地区画整理法」第95条の適用により、位置や地積等に特別の配慮を払うことができるものとなっておりますことから、一般の地権者とは一定区別されるものと考えております。

なお、今後、本組合が正式に設立される際には、学校等の教育財産を教育委員会が管理していることから、教育委員会との協議も踏まえたうえで、正式な町としての意思決定を行う必要があるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　例えば、町長や教育長は準備組合の総会のお知らせなどは受け取っているんでしょうか。町も地権者であり準備組合員であるということであるのに、減歩されるかも知れないという義務だけあって権利がないように思いますが、いかがですか……（「そのとおり」ほか、議場内私語多し）……。

都市創造部長　「準備組合の一員としての町の権利行使」にかかるご質問でございます。

権利行使の面におきましては、かねてから本町といたしましては、第三小学校を存置させるという意思表示を行っております。また、減歩等を含む換地設計につきまして、「土地区画整理法」第95条の規定に基づき、可能な限り、減歩等や精算金が発生しないことが望ましいと考えておりますことから、今後、準備組合に対し、具体的な協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

（中田議員・質問者席から「答弁をもらっていません、総会のお知らせ」と発言）

教育こども部長　教育委員会のほうには、特にご案内はいただいておりません。

（中田議員・質問者席から「町長はいただいてますか。」と発言）

山田町長　私も、直接はいただいておりません。

中田議員　次の質問に移ります。「駅西の開発による児童数の予測」。

教育こども部に問います。駅西開発による児童数の増加予測は行っていますか。

教育こども部長　平成28年度におきましては、特に、第四小学校区における大型の住宅開発への対応として、町内小学校学童保育室及び保育所への対応を行うため、その時点で判明しているまちづくりの具体的な予定住宅戸数に対し、過去の開発に伴って人口増の実績を数値化したものを乗じて、整備計画を検討したところでございます。

現時点では、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりに伴い、1,200 人程度の人口増が見込まれておりますが、概算による推計でありますことから、児童数などの推計は現時点では行ってはおらず、今後、推計は必要であると認識をいたしております。

中田議員　いつになったら、推計ができるんでしょうか。予測ができるまで、市街化の申請をすべきではないと考えます。そのような段階で、都市計画の手続きを進めるのは杜撰ではないでしょうか。

都市創造部長　「市街化区域編入」にかかるご質問でございます。市街化区域編入の保留フレームにおいて算出した概算の人口推計の数値に基づいて、市街化区域編入手続きを進めることにつきましては、特段の問題がないものと考えております。

以上でございます。

中田議員　問題がないことはない、と思います。駅西の開発に関しては、庁内の各部がそれぞれの立場から想定し得る影響を検討し、そのうえで開発がどのように町の抱える課題解決に繋がるのか、住民の福祉の増進になるのかを総合的に判断すべきです。

そこで質問です。教育・子育ての観点から、現在、町の抱える課題はなんでしょうか。

教育こども部長　現時点におきまして、教育にありましては、本町教育大綱に掲げる「生きる力、豊かな人間性、確かな学力」の育成や、重点目標としての「地域に根付いた学校・幼稚園・保育所の運営体制の推進」「安全・安心な学校・幼稚園・保育所づくり」「快適な教育・保育環境の整備」など、多岐にわたって課題を認識しております。

中田議員　庁内には、ＪＲ島本駅西地区まちづくり推進会議というものがあると思います。この会議の中で、教育こども部が課題としてあげている項目をお示しください。

教育こども部長　教育委員会といたしましては、まちづくりによる児童増加が見込まれるため、学校や学童保育室、また保育所についての対応が必要となることや、第三小学校では公共下水道への接続が必要になること、ＪＲ沿いの道路設置の要望に関しては、第三小学校敷地を利用する場合にはプール設備に影響するなど多額の支出が見込まれることを、課題抽出しております。ほかにも、公園設置にあたっては、既存の公園で禁止されているグラウンドゴルフやキャッチボールなど球技による自由利用の要望が多いことや、埋蔵文化財の試掘調査に関しても課題抽出をしております。

以上でございます。

中田議員　課題については様々にあると思いますが、現在、町は待機児童の問題、教育設備の整備の問題、様々にある中で、教育に関しては課題の解決ではなく、駅西側の開発は問題をより深刻化させる面があるということだと思います。教育委員会として、解決策をお持ちですか。

教育こども部長　教育委員会といたしましては、住宅戸数等、開発の詳細が明らかになった時点で整備の必要性を判断し、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。また保育所については、区域内における保育所設置について要望してまいりたいというふ

うに考えております。

中田議員　駅西のまちづくりを役場内、庁内で検討する際、各部局の主張は対立することもあるでしょう。そんな中、教育こども部が最優先で検討し、主張すべきは、子どもの健やかな成長のため、つまり、子ども達の教育環境を保障することです。それこそが教育こども部の責務と考えますが、いかがですか。

教育こども部長　教育委員会といたしましては、子ども達の保育・教育環境を保障する責務は十分認識しておりますが、町全体の今後のまちづくりとあわせて、教育こども部としての責務を果たしてまいりたいというふうに考えております。

中田議員　であれば、三小にはできるだけ影響が及ぶことがないようにと主張すべきと考えますが、いかがですか。

教育こども部長　ご指摘のように、できるだけ第三小学校に影響を及ぼすことがないよう、今後、協議は行っていきたいというふうに考えております。

中田議員　であれば、計画が進む前の現段階において、町と準備組合との間で、三小については95条適用とし、減歩や精算金を払わない旨の協定を結ぶということも考えられると思いますが、そのことに関しては何か問題がありますか。

都市創造部長　「準備組合と町との協定書の締結」の件でございます。

本町といたしましては、これまでもご答弁申し上げておりますとおり、「土地区画整理法」第95条に基づき、準備組合に対し、減歩等を含む換地設計に際し、具体的な協議を行ってまいりたいと考えております。仮に一定の協議が整えば、協定書等の締結の可能性もございますが、具体的な手法や内容にかかる協議につきましては、相手方のご意向等もございますことから、現時点におきましては、ご答弁は控えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

中田議員　次の質問に移ります。「財政の視点から」です。

６月の一般質問では、駅西の開発の町財政への影響について、具体的に決まっていないので試算はできかねる、というようなご答弁をいただきました。現在は、どうでしょうか。まだ試算はできていませんか。

総務部長　「財政の視点」についての、ご質問でございます。

ＪＲ島本駅西地区の開発に伴う町財政への影響につきましては、現時点におきましても市街化区域編入後の土地の形状、用途、建造物の形態等が明らかでないため、試算することは困難でございます。今後、準備組合から基礎的な資料等の提供がありましたら、可能となるものと考えております。

以上でございます。

中田議員　この期に及んで、財政負担が未だに不明なままであるということも問題ですが、そのことをスポンサーである住民に説明しないままに、都市計画案変更を大阪府に申請

するということが、もっと問題だと思います。あってはならないことです。

そもそも都市計画とは、町民の利益のためにあるものです。それなのに、都市計画にかかるメリットもデメリットもわからない状態で作られた都市計画に、一体、どのような意味があるのでしょうか。教育的な観点からも、財政的な観点からも、まちづくりにおける行政には当事者意識が欠如しているように思えてなりません。財政予測も、児童数の予測の推計も行わず、一方で、都市計画の変更だけは行おうとしています。

そのような状態で、一体、どのように町として市街化を進めて良いという判断ができるのでしょうか。疑問です。町長、見解を伺います。

山田町長　都市計画の変更に関しましては、今後、様々な観点から検討いたしまして、今後のスケジュールを決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　次の質問に移ります。５番目．「農地保全の視点から」。

住民説明会では、参加者に対し、駅前の田園風景を残したい人に挙手を求める発言があり、たくさんの人が手をあげたと思っています。そのような認識で間違いないですか。

都市創造部長　続きまして、５点目の「農地保全の視点から」についてのご質問でございます。

本町におきましては、本年１月 19 日にＪＲ島本駅西地区の都市計画にかかる住民説明会を開催させていただき、様々なご意見をいただいたところでございます。ご意見やご発言の中には、田園風景を残したいということについて、参加者の方が他の参加者に対し挙手を求めるような場面もあったものと認識いたしておりますが、具体的に、その数や割合がどのくらいだったかにつきましては把握しておりません。

以上でございます。

中田議員　個人的にはで結構ですので、どのようにその数を感じたか、お答えください。

都市創造部長　説明会当日、あの場におきまして、多くの方が挙手されたものと認識しておりますが、その数や割合がどのくらいだったかにつきましては、把握いたしておりません。

以上でございます。

中田議員　多くの方が挙手をしていたと感じられたということです。

次の質問です。準備組合のホームページによると、駅西の事業の目的は、農業従事者の高齢化による後継者不足、愛着ある風景が虫食い状態になり壊されてしまうことを懸念するもの、とされています。また、近年、町に寄せられる住民からの意見や、2016 年秋に提出された請願などから、農地保全を望む声や、駅西のあり方を改めて考え直して欲しいという声が、多数あがっています。

国は、「都市農業振興基本法」を制定し、都市の農地は、宅地化すべきものからあるべきものへと、都市農地の考え方、捉え方を大きく転換しました。国の方向性、地権者

と住民、みんなのニーズを考え合わせると、今、市街化調整区域である島本駅西地区の都市計画を考えるにあたり必要とされていることは、現状の計画にある市街化ではなく、農地として駅西地区を保全し、農業支援策を検討することだと考えますが、いかがですか。

都市創造部長　次に、「ＪＲ島本駅西地区のあり方」に関するご質問でございます。

当地区のまちづくりにつきまして、地権者の皆様とされましては、単に駅前の開発や整備という土地利用だけでなく、土地区画整理事業という手法を選択され、換地等により、営農継続希望者の所有する農地への接道等による営農環境の改善を図る方向性を示されているところでございます。また、本町の都市計画の視点からは、市街化区域編入及び土地区画整理事業後も安心して農業に従事していただくため、町において生産緑地地区の導入に向けた検討を行うなど、町全体としての農業支援策についても、方向性をお示しさせていただいているところでございます。

当然ながら、「都市農業振興基本法」の制定により、農地の機能が見直されていることは認識いたしており、そのための支援策は、今後、一定必要であるものと考えております。そのため、これまで三大都市圏の特定市や、それ以外のごく一部の自治体において生産緑地地区の指定がなされておりましたが、今回の法の施行を契機としての生産緑地地区の導入は、全国的にも先駆的な取り組みとして対応させていただくものでございます。

これらのことを踏まえ、当地区につきましての本町における方針につきましては、これまでお示しさせていただいておりますとおり、都市計画マスタープランに位置づけております「緑と調和したよりよいまちづくり」の形成や、地区計画等の都市計画のツールを用い、高度規制など、景観に配慮したまちづくりを誘導することにより、まちづくりの主体である地権者の皆様とともに、よりよいまちづくりを進めてまいります。

以上でございます。

中田議員　私の先ほどの質問は、国の方向性と地権者、そして住民の立場の望みから質問したものですが、今いただいたご答弁は、住民意見について、全く、一言も触れられていません。このことは行政として、地権者以外の住民を無視するという姿勢を示されたというように捉えますが、いかがですか……（「そんなことあらへん」と呼ぶ者あり）……。

都市創造部長　先ほどの私の答弁の中におきましては、「住民」というフレーズ使っておりません。ただ、気持ちといたしましては、当然、住民とともに、農業政策についても進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

中田議員　わかりました。以上、結論としては、私の意見としてですね、駅西の都市計画をいったん白紙に戻し、住民意見に基づいて一から作り直すことが必要ではないかと思い

ます。

理由は、三つです。一つ目．今の状態は、島本駅西地区を市街化することについて住民の理解が得られていないこと。二つ目．駅西の市街化は、現在、町の抱える課題を解決するどころか、より深刻化させる可能性が高いにも関わらず、その対策が検討されないままに都市計画だけが変更されようとしていること。行政の主体性が全く感じられません。このまま計画が進むことに危惧を覚えます。三つ目の理由に、三小が施行区域に入れられていることも重要な問題です。教育長の意思決定がないままに進められている、三小が施行区域に入れられているということです。減歩や精算金などで、町の財産が毀損する可能性が否定できない状態になっています。この件に関しては、準備組合の意向があった場合、それを町の意思で拒絶することは、今はできない状態です。しかし、町の意思でそれを止める方法はあります。市街化区域にしないことです。市街化区域にさえしなければ、三小が減歩される可能性はありません。

以上の三つの理由から、今回の質問を通し、いったん都市計画を白紙に戻し、中止することを求めるものです。

以上で、終わります。

山田町長　これまでご答弁を申し上げてきましたとおり、このまちづくりに関しましては、私は、よりよいものにしていきたいというふうに考えております。確かに、現状におきましては十分な説明ができていない部分もあるかとは思いますが、今後、私も含めて、私の責任において、住民の皆様にわかりやすく、丁寧にご説明をさせていただきたいと考えておりますので、また皆さんとともに、夢のある、未来を語り合えるような、そういうふうなまちづくりをしていきたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長　以上で、中田議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日２月 28 日午前 10 時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日２月 28 日午前 10 時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時４７分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一　般　質　問

東 田 議 員　１．住民説明会の運営ついて
　　２．小さなお子さんたちが水遊び出来る場所について

福 嶋 議 員　安全・安心なまちづくり

戸 田 議 員　ＪＲ島本駅西地区まちづくりを問う（２）
　　～域内公共交通の課題とともに～

河 野 議 員　１．地下水１００％の水道を――施設、取水井新設の課題を問う
　　２．人権文化センター広場等の一般開放、活用を求める
　　３．町行政の説明責任に関する条例等の改善・工夫を求める

塚 田 議 員　１．島本町における業務継続計画（ＢＣＰ）策定について
　　２．大阪府からの権限移譲の状況について

伊集院議員　１．工事付近宅でクラックが入ったことへの今後の対応について
　　２．大阪府からの事務権限移譲について
　　３．島本町国民保護計画について
　　～学校の危機管理マニュアルへの弾道ミサイル対応～

中 田 議 員　駅西の都市計画について
　　―住民説明会、意見書、三小、財政、農地保全の視点から―

平成３０年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ２　 号

平 成３０年　２月２８日（水）

島本町議会２月定例会議　会議録（第２号）

年　月　日　　平成３０年2月２８日（水）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番　塚田　淳	２番　大久保　孝幸	３番　東田　正樹
４番　平井　均	５番　河野　恵子	６番　清水　貞治
７番　岡田　初恵	８番　川嶋　玲子	９番　戸田　靖子
10番　中田　みどり	11番　野村　篤	12番　伊集院　春美
13番　福嶋　保雄	14番　村上　毅	

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	北河　浩紀
会計管理者	永田　暢	総合政策部次長	吉川　展彦	健康福祉部次長	原山　郁子
都市創造部次長	安藤　鎌吾	総合政策部人事課長	多田　昌人	健康福祉部いきいき健康課長	大辻　泉
都市創造部都市整備課係長	内海　寛貴				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第２号

平成３０年２月２８日（水）午前１０時開議

日程第１　第　１　号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について

日程第２　第　１　号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

日程第３　第　２　号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第４　第　３　号議案　工事請負契約の締結について

日程第５　第　４　号議案　町道路線の認定について

日程第６　第　５　号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について

日程第７　第　６　号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第　７　号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

第　８　号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

第　９　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

日程第８　第１０号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第９　第１１号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第７号）

第１２号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）

第１３号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第１４号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）

日程第10　第１５号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）

第１６号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第11　第１７号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

第１８号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について

第１９号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について

第２０号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第２１号議案　島本町手数料条例の一部改正について

第２２号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第２３号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第２４号議案　島本町介護保険条例の一部改正について
第２５号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について
第２６号議案　平成３０年度島本町一般会計予算
第２７号議案　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２８号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２９号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第３０号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算
第３１号議案　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第１号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　皆様、おはようございます。それでは、ただいま日程に供されました第１号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について、ご説明申し上げます。

議案書の１の１ページを、お開き願います。

本件につきましては、平成 29 年 10 月 23 日に、島本町若山台一丁目２番 53 号付近で発生した事故につきまして、「地方自治法」第 180 条第１項及び「町長の専決事項の指定について」第１号の規定により、平成 29 年 12 月 25 日付けで損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分を行い、同日付けで、相手方と「民法」第 695 条の規定により和解を行ったため、「地方自治法」第 180 条第２項の規定により、ご報告をさせていただくものでございます。

それでは、議案書の１の４ページの次に添付いたしております第１号報告資料の「３参考資料」に基づき、ご説明申し上げます。

参考資料の１ページ目を、お開き願います。示談書の写しでございます。

第一当事者（甲）は、島本町長名でございます。相手方であります第二当事者（乙）は、島本町若山台一丁目在住の方でございます。

事故発生日時は、平成 29 年 10 月 23 日（月曜日）午前７時 10 分頃でございます。

事故発生場所は、大阪府三島郡島本町若山台一丁目２番 53 号付近でございます。

事故の原因・状況結果でございますが、相手方が使用する自動車が駐車場に駐車していた際、隣接地である町管理地の竹が倒れて、ルーフパネルなどが損傷したものでございます。

次に、示談内容でございます。過失割合は本町が 10 割でございますことから、本町が相手方に損害賠償金として、車両の修理費用、代車費用の合計 39 万 2,470 円を支払うものとし、本件示談のほか、本町及び相手方の間に一切の債権・債務関係がないことを確認しております。

なお、損害賠償金につきましては、本町が加入する保険会社により、１月 23 日にすでに支払い済みでございます。

次に、２ページ目をお開き下さい。事故発生場所の位置図でございます。

次に、３ページ目をお開き下さい。事故状況図でございます。

次に、４ページ目をお開き下さい。相手方車両の損傷状況写真でございます。

次に、５ページ目をお開き下さい。町管理地状況写真で、伐採前と伐採後を添付させていただいております。

事故発生場所の現場確認を行いましたところ、平成 29 年 10 月 22 日夜遅くから翌 23 日明け方にかけて本町に影響を及ぼした、台風 21 号の大雨を伴った暴風により、町管理地の枯れた竹が相手方車両に倒れたことが判明いたしました。よって、現地の対策といたしまして、10 月 30 日から 11 月１日の間において、当該町管理地の枯れた竹の伐採を実施し、完了いたしております。

本町では、当該町管理地の除草などを毎年実施し、維持管理に努めてきたところではございますが、このような事故が発生いたしましたことを深くお詫び申し上げます。今後も引き続き、住民の皆さまが、安心して生活できるように、努めてまいる所存でございます。

以上、簡単ではございますが、第１号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第１号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第２、第１号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第１号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、現教育長の任期満了に伴い、新たに任命するものでございます。

氏名は持田学氏で、住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

次のページに、略歴を記載いたしております。持田氏におかれましては、昭和 53 年３月に大阪体育大学体育学部を卒業後、体育教員となられ、町立第一中学校及び第二中学校で教鞭を取られた後、平成 10 年４月に本町教育委員会事務局の指導課参事兼指導主事として勤務され、平成 12 年４月には指導課長、平成 14 年 10 月には次長兼指導課長を務められております。その後、平成 19 年４月に町立第二小学校長を、平成 22 年４月には町立第二中学校長、平成 25 年４月には町立第一中学校長を歴任され、平成 28 年３月に退職されております。

この間、本町の教育現場の第一線で児童生徒と関わり、また本町の教育委員会におい

て教育行政に携わってこられ、学校教育のみならず社会教育分野におきましても、幅広い識見と経験を培ってこられました。持田氏がお持ちの豊富な知識、経験を十分に活かしていただき、本町の教育行政のさらなる進展と充実のため、ご活躍をいただける方であると考えております。

なお､任期につきましては､本年４月１日から平成 33 年３月 31 日までの３年間でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）（午前 10 時 08 分　河野議員・中田議員退席）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第１号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第１号議案は､原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 09 分　河野議員・中田議員出席）

（午前 10 時 09 分～午前 10 時 09 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま教育長に選任されました持田学氏から、挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

持田学氏（登壇）　ただいま紹介いただきました持田学でございます。教育長就任にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

本定例会に供されました第１号議案におきまして、議員の皆様には格別のご配慮を賜り、教育委員会教育長としてご同意いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

私事で恐縮でございますが、島本町の皆様には 38 年間の長きにわたり、教員生活や教

育行政で多くの皆様にもお力添えをいただきながら過ごさせていただき、人としても成長させていただいたところでございます。このたび、島本町の教育行政に携わる機会を頂戴しますことを、大変光栄に思っております。また、その重責に、身の引き締まる思いでもございます。

皆様もすでにご承知のように、教育行政につきましては、社会環境の変化に伴い教育環境も大変厳しく、様々な課題を頂戴しているところでございます。教育の現場で言われます不易と流行を十分に見極め、対応するとともに、本町の総合教育会議等を踏まえ、喫緊の課題である子ども・子育て支援の取り組みや教育環境の整備、新学習指導要領等への対応、長期の教育ビジョンを見据えた生涯学習の推進、保育所・幼稚園・小学校・中学校への一貫した子ども達の支援等を推進してまいりたいと存じます。

微力ではございますが、全力で取り組んでまいる所存でございますので、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 12 分～午前 10 時 12 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第３、第２号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第２号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、任期満了に伴い、再任するものでございます。

氏名は小村建夫氏で、住所及び生年月日につきましては記載のとおりでございます。

次のページに略歴を記載しております。小村氏におかれましては、弁護士としてご活躍される中で、平成９年３月から固定資産評価審査委員会委員に就任いただいており、現在、７期目でございます。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定する組織であり、不服申し立てに対して調査・審査・決定を短期間で行う必要があり、専門的な知識と経験が必要となってまいります。小村氏は、現在も弁護士としてご活躍であり、また平成 30 年度は固定資産の評価替えの年となっており、小村氏が培われてきた、その豊富な知識と経験が必要でありますことから、引き続き、お願いをするものでございます。

任期は、本年３月 10 日から平成 33 年３月９日までの３年間でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

伊集院議員　すいません。人事案件に関しまして、あまり質疑はしたくないんですが、確認をさせていただきたいと思います。

現在、７期目とおっしゃってましたかね――今期で７期目ですかね、75 歳という状況になると思います。今まで、この方においては、７期において、私自身も素晴らしい方だということで賛同させていただいておりますので、決して、この方に対してという部分ではないことは冒頭に申し上げておきます。ただ、年齢の部分を考えますと、お探しをされたのか。その点を、他の方にもあたられた、そういったことをされたのか、確認させていただきます。

総合政策部長　ご指摘のとおり、小村氏におかれましては現在 75 歳、７期目をお迎えの方でございます。提案説明でも申し上げましたが、平成 30 年度につきましては固定資産の評価替えの年となっております。この間、過去、評価替えの年というのは、固定資産の審査申し出がほぼあった、出てきていたということもございまして、今回についても、それが想定されるという部分がございますので、年齢的には 75 歳ということでございますけれども、その豊富な知識・経験が必要であるということから、小村氏にお願いをいたしておりまして、他にあたったということはございません。

以上でございます。

伊集院議員　では、行政のほうは、説明にありましたように専門的な知識・経験という部分において、30 年度のこの評価替えという時期であるので、他を探さず、この方にお願いをしたという状況であるということです。

この点においては、任期が 33 年の３月９日までとなるという部分でありますのでね、やはり 75 歳ということは、その時期はもう 78 歳を越えるというところでありますので、一定、探されるという状況を持つべきではあったかと思います。その点だけは最後に再度確認をさせていただき、質疑は終わりたいと思います。

総合政策部長　確かにおっしゃるとおりでございまして、年齢的には非常に高齢であるという部分はございますが、ご本人も、現在も弁護士としてご活躍でございますし、健康にも特段の問題もないということでございますので、この小村氏の知識・経験を、今期、活かさせていただきたい、このように考えております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第２号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第２号議案は､原案のとおり同意することに決しました。

日程第４、第３号議案　工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第３号議案　工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本契約は､昨年 12 月の定例会議で債務負担行為の設定をさせていただいた町立第四小学校校舎改修等工事にかかる契約で、契約業者が確定いたしましたことから、議会の契約同意をお願いするものでございます。

契約にあたりましては、予定価格が５億円未満の工事でありますことから、工事種別、建築一式工事のＢランクで特定建設業登録業者の中から、指名競争入札により請負業者を決定いたしました。

指名競争入札の執行にあたりましては､平成 30 年１月 11 日に 12 社に対して指名通知を行い、うち３社から指名辞退の届け出があり、平成 30 年２月２日に９社による指名競争入札を執行いたしました。

入札結果につきましては、議案資料１ページをお開きください。

入札調書のとおり、９社で指名競争入札を執行し、うち誠信工業株式会社が予定価格を上回る入札価格であったことから失格となり、残りの８社のうち、最低入札価格での応札がありました栗本建設工業株式会社を落札候補者として、議案参考資料２ページのとおり、平成 30 年２月９日に仮契約金額１億 5,715 万 9,440 円で、仮契約を締結したものでございます。

契約期間は、議会の議決日から平成 31 年１月 31 日までございます。

なお、栗本建設工業株式会社は大阪市中央区に事務所を置き、資本金４億５千万円、従業員数 143 人の会社で、官公庁、ホテル、マンション、病院、福祉施設、学校施設など、幅広い分野での建築工事の経験がございます。本町では、平成 27 年度の町立第一小学校耐震補強工事及び平成 29 年度の町立第二学童保育棟新築工事の建築工事の経歴がございます。いずれの工事も、誠実かつ適切に施工をされております。

それでは、工事内容について、議案参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

３ページの議案参考資料（１）をご覧ください。

網掛け部分の①棟及び④棟と④棟外側の南西側箇所が、今回の工事箇所でございます。

次に、４ページの議案参考資料（２）をご覧ください。

左側が１階既設校舎の平面図で、右側が改修後の平面図でございます。具体の改修内容につきましては、①棟の薄だいだい色の着色部分の、現況の給食室及び配膳室等を支援教室に改修するとともに、水色の現況・保健室に一部相談室を設置するものでございます。また、④棟は、現況の学習室と支援学級のひまわりを、今後、町立第一小学校との親子方式による給食を実施するにあたり、配送室を整備するとともに調理員等の休憩室などに整備するものでございます。

次に、５ページの議案参考資料（３）をご覧ください。

左側が２階既設校舎の平面図で、右側が改修後の平面図でございます。具体の改修内容につきましては、①棟の緑色の部分の現況・配膳室を多目的室に改修するとともに、水色の校長室は老朽化した床のカーペットを撤去するほか、職員室については、職員室内の設備工事に伴う建具の改修等を行うものでございます。

次に、６ページの議案参考資料（４）をご覧ください。

左側が既設校舎３階の平面図で、右側が改修後の平面図でございます。具体の改修内容につきましては、①棟の緑色の部分の現況・配膳室を多目的室に改修するものでございます。

次に、７ページの議案参考資料（５）をご覧ください。

左側が既設校舎４階の平面図で、右側が改修後の平面図でございます。具体の改修内容につきましては、①棟の緑色の部分の現況・配膳室を多目的室に改修するものでございます。

次に、８ページの議案参考資料（６）をご覧ください。

上段は、④棟外側の現況図で、下段が改修図でございます。本工事は、町立第一小学校との親子方式による給食を実施するにあたり、現況の駐車場及び植栽等を撤去した後、新たに駐車場及び自転車置き場を新設するほか、トラックで第一小学校へ給食を配送するためのトラックの進入路及びプラットホームを設置するものでございます。

次に、９ページの議案参考資料（７）をご覧ください。

仮設計画図でございます。グラウンドに資材置き場等を設置いたしますが、工事車両と児童及び教職員の通行範囲が交差する場所には、交通誘導員を配置する計画でございます。

なお、工事期間中は、児童の安全を第一に、学校と十分な連携を図り、工事を進めてまいりたいと考えております。

最後に、10 ページの議案参考資料（８）をご覧ください。

工事行程表でございます。今回、契約同意をいただきましたら、早速準備作業に入り、その後、④棟及び④棟外側の南西側の工事を夏休み期間にかけて進める予定でございます。また、２学期以降は①棟を中心に工事を進め、平成 31 年１月末に竣工予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第３号議案　工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願いいたします。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第３号議案　工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

第四小学校校舎改修工事につき、増築校舎の給食室との連続性のもと、既存の校舎を改修して､配膳室、配送室、脱衣室などを整備し、第一小学校への給食配送を可能にする裏門周辺工事を行うと同時に、相談室、支援学級ひまわり等の整備を行います。

最低制限価格、予定価格並びに９者の応札があったこと、栗本建設工業株式会社が官公庁、保育所、学校など豊富な実績があり、本町での教育施設での工事実績も認められることから、妥当と判断します。

第四小学校においては、種々様々な工事が連続しています。教育現場に多大な負担を強いていることは確かであり、子ども達の教育環境、そして工事は経験したが新しい給食室は経験しないという、そういった生徒もたくさん生まれますので、そういったことにも配慮しながら、教育現場で努めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようですので、引き続き賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第３号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第３号議案は､原案のとおり可決することに決しました。

日程第５、第４号議案　町道路線の認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

都市創造部長（登壇）　それでは、第４号議案　町道路線の認定につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の４の１ページをお開きください。

道路を新設するにあたり、「道路法」第８条第２項の規定により、町道路線の認定につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

路線の認定につきましては、住民の生活に直結した新設の道路を、道路管理者である本町が適切に維持管理し、住民福祉の増進を図るため行うものでございます。

それでは議案の概要につきまして、議案書に沿って、ご説明申し上げます。

議案書の４の４ページに、今回、認定する路線の路線番号、路線名、起終点地番及び重要な経過地を記載いたしており、今回、新規に認定する路線は３路線となっております。また、議案参考資料の１ページにございます路線認定図には、その位置を記載いたしております。

それでは、各路線の概要につきまして、議案参考資料２ページにございます認定詳細図に基づき、ご説明申しあげます。

当該３路線につきましては、104 戸の戸建住宅の開発行為のうち、開発区域の一部について道路が整備され、町へ帰属されたことに伴い、今回、新設するものであり、黒丸表示箇所が起点を、黒三角表示箇所が終点を示してございます。

まず初めに、路線番号・3064、路線名・百山 13 号線でございます。路線延長は 76.8ｍ、幅員が最大・最小とも６ｍでございます。

次に、路線番号・3065、路線名・百山 14 号線でございます。路線延長は 32.3m、幅員の最大・最小とも５ｍでございます。

最後に、路線番号・3066、路線名・百山 15 号線でございます。路線延長は 147.2m、幅員が最大・最小ともに５ｍでございます。

いずれの路線につきましても、百山３号線もしくは今回新設いたします道路に接道しており、地域住民の安全性や、利便性の向上に寄与する道路でございます。

なお、認定予定日は、平成 30 年３月 30 日であり、残りの開発区域の道路にかかる路線の認定につきましては、次年度となる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第４号議案　町道路線の認定についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申しあげます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第４号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第４号議案は､原案のとおり可決することに決しました。

日程第６、第５号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第５号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、総合計画基本構想の策定、変更及び廃止について議会の議決すべき事件とするため、新たに条例を制定するものでございます。

総合計画基本構想につきましては、平成 23 年５月の「地方自治法」の改正により、それまで市町村に課されていた策定義務が廃止されております。しかしながら、法改正後におきましても、同法第 96 条第２項の規定に基づき、各市町村の自主的な判断により、議会の議決を経て策定することが可能となっております。あわせまして、本町においては「まちづくり基本条例」第 18 条において、計画的な町政運営を行うため総合計画の策定を義務づけているところでございます。

次期基本構想の策定作業に着手するにあたり、その策定、変更及び廃止について、これまでの議会での議論等を踏まえまして、議会の議決すべき事件とするものでございます。

施行期日は、公布の日といたしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第５号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

昭和 57 年に最初の総合計画を策定、第二次以降、目指すべき将来像を「自然と調和した　個性と活力ある　人間尊重のまち」として掲げてきました。平成 23 年の「地方自治法」改正により総合計画基本構想の策定義務が廃止され、今後は「島本町まちづくり基本条例」における規定並びに本条例の規定に基づき、議会の議決を経て、総合計画基本構想の策定を町自ら、町の意思によって、行うことになります。

地方分権の時代、住民にとって最も身近な基礎自治体の役割は、従前にも増して重要になっています。町の意思と判断によって自ら策定する総合計画基本構想ですから、策定の過程には住民参加の一層の充実が求められます。その意味で、従前のアンケート調査に加えて、多様な手法を用いた意見抽出が行われなければならないと考えています。

法律による義務から住民本位の計画へ、行政運営の質の向上に繋がる、実効性のある基本構想へと、住民が主体性を持って参加できる環境を求めて、条例制定に賛成いたします。

以上です。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第５号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定についてに対しまして、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

平成 23 年５月２日に公布され、同年８月１日に「地方自治法」改正法が施行されました。総合計画基本構想は、島本町の 10 年先を見据え、町の計画の理念の部分であり、二元代表制である議会の議論、またチェック機関の議決を介することは、大変重要なところであります。

改正前の「地方自治法」第２条第４項は、「市町村は、その事務を処理するにあたっては、議会の議決を経て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」との規定が削除されました。公布された同日に、総務大臣より各都道府県知事宛てに出されました通知の中にも、「地方分権改革推進計画」に基づく義務づけの廃止に関する事項において、法第 96 条第２項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基

本構想について、議会の議決を経て制定することは可能である、ということが示されておりました。

当時、島本町議会としては議会基本条例をはじめとする諸課題に、議会改革特別委員会の設置をし、可決し、それから議論を重ねたところではありますが、残念ながら制定までは行かずでありました。

「第五次総合計画」策定の準備に入らなければならない中、６月議会の一般質問でも、他市町村の状況も含め、議会の議決は条例でしっかりと定めるべきとの見解も述べさせていただきました。第五次策定前に議会の議決に関する条例を制定されることを一定評価し、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第５号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について、賛成の討論を行います。

「第五次総合計画基本構想」を策定するにあたり、時宜を得た提案ということで、大いに評価するところであり、同時に、この島本町議会の総合計画基本構想を議決事件とするということについての意思決定については、選挙前の 2017 年度末、議員全員協議会において、全会一致で議決事件とすることが望ましいという意思確認をし、当時の議長から現在の議長へと申し送りをされたというふうに記憶しております。

ただ、過日にもありました、「都市計画マスタープラン」策定の折りには、総合計画基本構想の住民アンケートを流用する、利用するという形で、マスタープランが策定されております。「都市計画法」第 18 条の２は、「市町村は、議会議決を経て定めた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に則し、当該市町村都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」と示されております。いよいよ、この都市計画に関わる大きなまちづくり、また町の都市軸が大きく議論されるという中においての、総合計画基本構想の議論が始まろうとしております。

人口推計をはじめとした今後 10 年、百年の大計ということを見通した議論ができますよう、私自身も議員の１人として、議会としては、この総合計画基本構想にどう処するのかということは、まだ議論の緒に着いたところではありますが、一議員としては、やはり住民参加、そして財政収支見通しや人口推計においても、慎重かつ民主的な手続きを経て、圧倒的合意のもとでの総合計画基本構想となりますように尽力する決意を述べまして、本提案には賛成といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第５号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第５号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第７、第６号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、第９号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてまでの４件を、一括議題といたします。

なお、本案４件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第６号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、平成 29 年人事院勧告の改正内容に準じて改正するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、６の 10 ページの次のページに添付いたしております議案資料に基づき、ご説明させていただきます。

２の「議案の概要」を、ご覧いただきたいと存じます。今回の改正につきましては、第１条から第４条までの４条立てといたしております。

第１条の改正内容でございます。

まず、（１）給料についてでございます。

給料表につきましては、若年層に重点を置いて、平均 0.19％の引き上げの改定を行うものでございます。

次に、（２）期末手当及び勤勉手当についてでございます。

平成 29 年度の期末勤勉手当につきまして、一般職員、再任用職員及び特定任期付き職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

まず一般職員につきましては、12 月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の 0.85 月から 0.95 月へと 0.1 月を加え、年間支給月数を 4.3 月から 4.4 月へ改正するものでございます。続きまして、次のページの再任用職員でございますが、12 月期における勤勉手当の支給月数につきまして、現行の 0.4 月から 0.45 月へと 0.05 月を加え、年間支給月数を 2.25 月から 2.3 月へ改正するものでございます。次に、特定任期付き職員でございますが、12 月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の 2.125 月から 2.175 月へと 0.5 月を加え、年間支給月数を 4.25 月から 4.3 月へ改正するものでございます。

この第１条の改正内容につきましては、公布の日から施行し、平成 29 年４月１日から

適用することといたしております。

続きまして、第２条の改正内容でございます。期末手当及び勤勉手当についてでございます。

平成 29 年度支給分につきましては、「一般職の職員の給与に関する法律」の改正と同様に、12 月期において支給月数の増加を行っておりましたが、平成 30 年度以降につきましては、その増加分を６月と 12 月とで按分し、一般職員、再任用職員及び次のページの特定任期付き職員の支給月数を、それぞれ記載のとおり改正するものでございます。

第２条の改正内容の施行期日につきましては、平成 30 年４月１日でございます。

続きまして､次のページの第３条の改正内容でございます。

55 歳を越える職員で給料表６級以上の職員につきましては、平成 30 年３月末まで、給料、地域手当、期末手当、勤勉手当について、100 分の 1.5 を減額し支給しております。第１条の改正内容による勤勉手当支給月数の改正に伴い、55 歳を越える職員で給料表６級以上の職員に対し、12 月期からの勤勉手当の減額分に関する規定について、100 分の 1.275 月から 100 分の 1.425 月へ改正し、結果として、減額対象となる職員の 12 月期における支給月数を 0.83725 月から 0.93575 月へ改正するものでございます。

第３条の改正内容の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成 29 年４月１日から適用することといたしております。

続きまして、次のページの第４条の改正内容でございます。

55 歳を越える職員で給料表６級以上の職員に対する給料月額等に 100 分の 1.5 を乗じて得た額に相当する額を減額する規定が、平成 30 年３月 31 日までとなっており、削除の改正を行うものでございます。

第４条の改正内容の施行期日につきましては、平成 30 年４月１日でございます。

以上の給与改定の実施によりまして､平成 29 年度におきまして約 1,166 万円の増額を見込んでおり、１人当たりの平均年間給与は、約４万３千円の増額となるものでございます。

最後に、職員団体との交渉状況でございますが、労使合意を基本とし、交渉を行ってまいりました。その結果、１月 16 日付けで合意に至り、１月 18 日付けで協定書の締結に至っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第７号議案　特別職員の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し、改正するものでございます。

今回の改正につきましては、平成 30 年４月以降の期末手当の支給月数を改めるもの

で、６月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の 1.925 月から 1.975 月へ、12 月期における期末手当の支給月数につきまして、現行の 2.075 月から 2.125 月へと、それぞれ0.05月を加え、年間支給月数を4.0月から4.1月へ改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成 30 年４月１日でございます。

これらの改正による影響額につきましては、年間約 26 万円でございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第８号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、一般職の職員の給与改定に伴い、一般職との均衡を考慮し改正するものでございます。

改正内容につきましては、先ほどご説明申し上げました第７号議案　特別職員の職員の給与に関する条例の一部改正についてと同様でございます。

なお、これらの改正による影響額につきましては、年間約 54 万円でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

次に、第９号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、「国家公務員退職手当法」の改正内容に準じて、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、平成 29 年 12 月 15 日に公布されました「国家公務員退職手当法の一部を改正する法律」におきまして、国家公務員の退職手当が官民比較調査の結果、平均 78.1 万円、公務が民間を上回ることから、支給水準を引き下げることに準じて官民均衡を図るために設けられた調整率を、国家公務員と同様に 100 分の 87 から 100 分の 83.7 に引き下げるものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。

最後に、職員団体との交渉状況でございますが、労使合意を基本とし、交渉を行ってきた結果、１月 16 日に合意に至り、１月 18 日付けで協定書の締結に至っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午前 10 時 54 分～午前 11 時 05 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案４件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

戸田議員　第９号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、質問

させていただきます。

１点目、「国家公務員退職手当法」の改正内容に準じて、自治体の職員の退職手当算定にかかる調整率を引き下げるもの、施行期日が「公布の日」となっていますが、これは議決後は、もし可決されたら、近く今年度の退職者が対象になると、そのように理解して間違いがありませんか。なぜ、経過措置を設けられなかったのでしょうか。

２点目、官民均衡の確保を根拠にしておられますが、その比較の方法も根拠も不透明な印象があります。この比較内容について、ご説明いただけますか。

３点目、官民均衡を根拠にされていますが、民間事業者において、このようなこと、同様のこと、間もなく退職する人の退職金が目前に減らされるという、こういうことが起こるとは、私は到底考えられない。社会通念上、許されないという印象を持っています。いかがでしょうか。

以上３点、お願いします。

総合政策部長　それでは、第９号議案に対するご質問に、ご答弁を申し上げます。

まず、１点目でございますが、今回、提案させていただいております退職手当条例の改正につきまして、ご可決賜りますと、今年度の退職者から対象になります。経過措置を設けないのかというお尋ねでございますが、「国家公務員退職手当法」の施行期日につきましては本年の１月１日でございます。ということは、１月１日以降の退職者から適用されることになるわけでございます。

我々公務員の給与につきましては、「地方公務員法」に原則が示されておりますが、情勢適用の原則、あるいは均衡の原則というものがございます。給与等、勤務条件が社会の一般の情勢に適合するよう適当な措置を講じなければならないという規定がありまして、その「一般の情勢」というのは、民間準拠であるということでございます。このことから、今回の改正につきましても、国の趣旨には若干遅れることにはなりますけれども、施行日を公布の日とさせていただいたところでございます。

次に、調査の内容でございますけれども、この民間準拠にかかる調査については人事院のほうが行われておりまして、今回、平成 29 年度の人事院勧告の骨子を見ますと、全国の１万 2,400 民間事業所、約 50 万人の個人別給与を実地調査し、官民の格差、そういうものを調査されたというふうに認識をいたしております。

それから、退職手当の率を下げることが社会通念上どうか、ということでございますけれども、公務員の給与の原則につきましては、先ほど申し上げたとおり、「地公法」に規定がなされています。この公務員の退職手当につきましても、過去、平成 25 年 10 月１日を施行日といたしまして、段階的に調整率が下げられてきているということもございます。過去、100 分の 98 が 100 分の 92 になり、現在の 100 分の 87 になってきている、こういう経過もございますので、特段、社会通念上、著しく外れたことということではないというふうには認識をいたしております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論､採決を行います。

それでは、第６号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第６号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

人事院の給与勧告制度の基本的な考えのもと、人事院は約１万 2,400 民間事業所の、約 53 万人の個人別給与を実地調査し、完了率は 87.8％でありました。月例給は、公務と民間の４月分の給与額を比較、またボーナスにおいては８月から次年の７月までの直近１年間の民間の支給実績・支給割合は 4.42 月と、公務の年間支給月数 4.30 月を比較し、平成 29 年の人事院勧告としては、民間給与・ボーナスとの比較から、民間給与と 0.15％の格差を埋めるため俸給表の水準を引き上げるとともに、給与制度の総合的見直しにおける本府省業務調整手当の手当額を引き上げ､またボーナス 0.1 月分を引き上げ、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分されます。そして、給与制度の総合的見直しも示されております。

この人事院勧告に伴って、本町も第１条で給料表の引き上げ改正、第２条で期末手当及び勤勉手当の改正､第３条と第４条で 55 歳を越える職員で給料表６級以上の職員に関する改正をされます。第１条と第３条に関しては平成 29 年４月１日からの適用となり、第２条と第４条は平成 30 年４月１日より施行されます。

アベノミクスにより、緩やかな景気回復ではありますが、民間の上昇により公務をアップされることに､町民感情からは､より行政運営に頑張っていただきたいとの思いも含め、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので､引き続き､賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第６号議案　一般職の職員の職員の給与に関する条例等の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

人事院勧告の改正内容に準じて、一般職員等の給与表を引き上げ、改定を若年層に重点を置いて行い、期末手当勤勉手当の支給月数を 0.1 ヵ月増額するものです。平成 29 年度は遡及して改正、その影響額は約１千万強になると認識しています。また、55 歳を

越える職員で給与表６級以上の職員に対する減額の特例を、平成 30 年３月 31 日で解除するものです。

厳しい財政状況や職員数減少の中、困難な課題を解決する能力と高い実績を上げることが、個々の職員に求められています。多様化・高度化する行政サービスに伴う専門性、新たな課題に積極的に取り組める想像力や柔軟性が求められる中、給与が増額されることは極めて妥当と考えています。

若手課長がすでに多く誕生している島本町ですが、もしも困難な課題を解決する能力と高い業績を上げる者が、少数精鋭で組織を運営できていると考えるとしたら、それは傲慢な錯覚に過ぎません。頑張った人は報われる、頑張れない人は育てられる、そういう弾力性のあるチーム力を磨いていただくよう求めて、賛成の討論といたします。

以上です。

川嶋議長　続いて、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第６号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第６号議案は､原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第７号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第７号議案　特別職員の職員の給与に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

町長、副町長並びに教育長、３名の期末手当の支給月数を、平成 30 年４月以降、0.1ヵ月増額するものです。年間の影響額は約 26 万円とのこと。多くの課題を抱えた島本町の財政は、本来ならば、特別職員の職員の期末手当を増額する状況にはないという判断もできます。また、新しく町長になられた行政手腕と成果が問われるのはこれからのことであり、副町長は現在不在、教育長人事は先ほど議会が同意したばかりという状況です。厳しいことを申し上げれば、本来ならば特別職の期末手当を増額する時期ではないと判断することもできると思います。

しかしながら、過去、改正を見送ってきた影響によって、今回改正しなければ、一般職の職員との差が0.4ヵ月になる、また近隣自治体との均衡も考慮しなければなりません。よって、今回の議案には賛成するものです。

以上をもって、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので､引き続き､賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第７号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第７号議案は､原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第８号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第８号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

厳しい財政状況が続いていたことや、第５次行財政改革で住民の負担増となる改革を行ったこともあって､改正を見送ってきた結果､近隣自治体議会の議員や本町の職員と､期末手当の月数に差が生まれています。是正するのが望ましいと判断しました。

また､自治体運営を担う議会の構成員として､議員の責務は本来大変思いものであり､住民感情に基づいて低い報酬を良しとすることは、本来的には望ましくないと考えています。しかしながら、議員の働きに見合う報酬であるか、住民の方から厳しい視線が注がれているのも事実です。地方分権の時代、自治体職員の責務は増し、以前にも増して実務能力の高さが求められています。性差に関係なく、公務に専念して、専業で地方議員が務められる環境整備が必要と考えます。

首長と議会は、二元代表制のもと、独立した立場で、牽制・均衡の関係にあり、政務活動費や定数を首長が決めることがないのと同様に、報酬に関しても、議会側から自ら提案するのが本来のあり方ではないかという考え方もできます。これについては、予算提案権との関係で諸処課題もあり、議会内でも大いに議論があったところです。

もとより、議員の報酬は本来人事院勧告に従って決めるものではありません。人事院の給与勧告は、労働基本権の制約の代償措置として、社会情勢に適応した適正な給与を確保するため、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として勧告が行われるものです。民間や、他の公務員に匹敵する給与報酬を支給することで適材の確保をすること、公務員の給与について住民の納得を得ることを目的に、「地方公務員法」第24条第２項で定められ、「国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」という均衡の原則に基づくものであり、議会議員は、これの対象にはなりません。

国家公務員の給与が人事院勧告に基づき決定されているのに対して、それを考慮して地方公務員の給与を定めて国と地方の均衡を図ろうとすることと、議員報酬の決定との間には、本来、法的な違いがあるわけです。そのことを十分に理解したうえで、私は議員報酬については考えていかなければならないと思います。

今回の議案、「議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正」については、立候補をしようという新たな意思が湧く、そういう報酬でもあらなければならないということも考えまして、賛成といたします。

以上です。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

河野議員　第８号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、採決加わらず、保留との討論を行います。

様々、討論もお聞きしたところです。この議員提案ではなく町長提案ということでの島本町議会議員の議員報酬についての内容につきまして、私自身は、過日の２回に渡る全員協議会の中でも、議員間でも相当論議をし、また近隣市町村の動向、ここ数年間の動向を鑑みて、一定、手当の増額ということについては妥当であるというふうな考えも持っております。

しかしながら、過日の12月議会において年長者医療助成、これは大阪府の改悪に伴うものではありましたが、１千万余りの減額というようことで制度の改悪が行われております。また来年度に至っては、第６次行財政改革の策定という議論が始まること、国においては生活保護基準の一部改悪ということを鑑みた際に、今の現時点で手当額の増加という結論を出すには非常に難しいというような思いに至っております。

ということもありまして、本議案に関しては、本時点において保留とさせていただきます。

（午前11時22分　河野議員退席）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第８号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　多　数　起　立　）

川嶋議長　起立多数であります。

よって、第８号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

（午前 11 時 25 分　河野議員出席）

引き続き、第９号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第９号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

「国家公務員退職手当法」の改正内容に準じて、自治体の職員の退職手当算定にかかる調整率を引き下げようとするもので、施行期日が公布の日となっています。近くは、今年度の退職者が対象になります。２月定例会で議決して、年度末に退職しようとする者の退職手当を、経過措置なく、今から一方的に減額することが許されて良いだろうか、そういう思いはありますが、1 月 16 日に、すでに労使の合意ができているというご説明もありました。

本来ならば、労働基本権が制約された公務労働者の権利を侵害するものであり、到底賛成することはできないという思いはあります。官民均衡の確保を根拠にしていますが、働く者の生涯設計を困難とし、職員の退職金への期待と、退職後の生活設計への希望を踏みにじるものと思わざるを得ません。

しかしながら、質疑の答弁でもいただいたように、公務員とは、そういう決まりに準じて報酬を決定していくという側面がありますので、納得できかねる部分はありますが、賛成することといたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第９号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第９号議案は､原案のとおり可決することに決しました。

日程第８､第 10 号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

消 防 長（登壇）　第 10 号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

議案の概要でございますが、平成 28 年 11 月に「一般職員の給与に関する法律」が改正され、平成 29 年度以降、扶養手当の支給額が段階的に変更されることとなりました。「非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令」におきまして、損害補償の算定の基礎となる額の加算額及び加算の対象につきましては、「一般職員の給与に関する法律」で定められている扶養手当の支給額及び支給対象をもとに定められていることから、所要の改正を行うものでございます。

具体的な内容につきまして、第 10 号議案　参考資料の新旧対照表に基づき、ご説明申し上げます。２ページをご覧ください。

第５条第３項の規定につきましては、加算額を定めており、１号で定める配偶者、３号から６号で定める孫、父母等につきましては 217 円に改め、２号で定める子は 333 円に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成 30 年４月１日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第10号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第10議案は､原案のとおり可決することに決しました。

日程第９、第11号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第７号）から、第14号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）までの４件を、一括議題といたします。

なお、本案４件は、一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　それでは、第11号議案　平成29年度島本町一般会計補正予算（第７号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の11の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、町立第一幼稚園空調機設置工事にかかる財源の年度内確保、財産売払い収入、その他事業費確定などに伴う特定財源の増減などについて、補正させていただくものでございます。また歳出では、町立第一幼稚園空調機設置工事にかかる繰越しの予算措置、年度間調整などに伴う積み立て、その他事業費の決算見込みなどを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ２億661万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を118億7,967万８千円とするもので、款項別の内容は、11の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の繰越明許費は、11の８ページの「第２表　繰越明許費」にお示ししております。具体的には、「第一幼稚園空調機設置事業」についてでございまして、平成29年度に実施設計が完了し、引き続き設置工事を進める予定でございましたが、本年度中に工事にかかる国庫補助金の内示があったため、新たに繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越しさせていただき、事業を進めるものでございます。

また11の１ページに戻っていただきまして、第３条の「地方債の補正」についてでございます。具体的には11の９ページの「第３表　地方債補正」にお示ししておるとおりでございます。いずれも事業費の確定見込みなどに伴い、起債を補正させていただくものでございます。

まず、１点目の「一般単独事業債」につきましては、第三小学校のり面改修工事に伴う補正でございます。２点目の「隣保館施設整備事業債」につきましては、人権文化センターのトイレの改修工事に伴う補正でございます。３点目の「消防施設整備事業債」

につきましては、桜井消防分団及び桜井西側消防分団小型動力ポンプ並びに桜井西側消防分団小型動力ポンプ積載車の更新に伴う補正でございます。４点目の「学校教育施設等整備事業債」につきましては、第四小学校校舎増築等事業に伴う補正でございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

11 の 12 ページからの「歳入」でございます。

第 13 款　使用料及び手数料でございます。第１項の使用料の補正額合計 1,586 万２千円の減額につきましては、それぞれ決算見込みを勘案し、減額するものでございます。

第 14 款　国庫支出金、第１項　国庫負担金、第１目　民生費国庫負担金 2,352 万８千円の減額につきましても、それぞれ決算見込みを勘案し、減額するものでございます。

次に、11 の 13 ページでございます。第２項　国庫補助金、第１目　総務費国庫補助金 575 万１千円の増額につきましては、社会保障・税番号制度にかかる補助金の確定によるものでございます。第５目　教育費国庫補助金、第１節　幼稚園費補助金のうち、学校施設環境改善交付金 523 万３千円の増額につきましては、繰越明許費の設定でもご説明させていただきましたとおり、「第一幼稚園空調機設置事業」の財源として増額させていただくものでございます。

なお、その他の目につきましては、決算見込みを勘案し、減額させていただくものでございます。

次に、第３項　国庫委託金、第１目　総務費国庫委託金 234 万６千円の減額につきましては、金額確定による減額でございます。

第 15 款　府支出金、第１項　府負担金、第１目　民生費府負担金 1,176 万４千円の減額につきましても、国庫負担金と同様に、それぞれ決算見込みを勘案し、減額するものでございます。

11 の 14 ページでございます。第２項　府補助金、第２目　民生費府補助金 505 万８千円の増額のうち、第１節　地域福祉・子育て支援交付金 526 万円の増額につきましては、第二学童保育室新棟及び第四学童保育室の整備に必要な備品などが新子育て支援交付金の対象となったため、増額するものでございます。

なお、その他の目につきましては、決算見込みを勘案し、補正させていただくものでございます。

第３項　府委託金、第４目　土木費府委託金 139 万９千円の減額につきましても、金額確定によるものでございます。

第 16 款　財産収入、第２項　財産売払収入、第１目　不動産売払収入 1,510 万円の増額につきましては、町有地売払い１件分の収入でございます。なお、この歳入につきましては、公共施設整備積立基金に積み立てさせていただく予定でございます。

11 の 15 ページでございます。第 18 款　繰入金、第２項　基金繰入金　第１目　公共施設整備積立基金繰入金 4,674 万１千円の減額についてでございます。本基金の繰入は、

第四小学校校舎増築等事業の財源の一部となっており、事業費の減に伴い減額するものでございます。

第19款　諸収入、第５項　雑入、第４目　雑入296万４千円の減額のうち、夜間休日応急診療所管理運営費返還金17万円の増額につきましては、平成28年度分の負担金の精算金によるものでございます。

その他の雑入につきましては、決算見込みを勘案し、減額するものでございます。

11の16ページでございます。第20款　町債、第１項　町債１億2,780万円の減額につきましては、「第３表　地方債補正」でご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、11の17ページからの「歳出」でございます。

今回の補正予算は年度末でもあり、基本的に決算見込みを勘案し補正させていただくもので、増額などを中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、人件費の補正につきましては、各費目にわたりますので、最後に一括して、ご説明申し上げます。

第１款　議会費につきましては、各事業費の確定によるものでございます。

それから、11の18ページの第２款　総務費、第１項　総務管理費、第１目　一般管理費231万７千円の増額から、11の22ページ下段の第11目　人権文化センター費194万４千円の減額までにつきましては、各事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、11の23ページでございます。第13目　財政調整基金等積立金8,003万１千円の増額のうち、財政調整基金積立て6,493万１千円の増額につきましては、年度間の収支の調整として積み立てるものでございます。次に、公共施設整備積立基金積立て1,510万円の増額につきましては、歳入でご説明させていただきましたとおり、町有地売払い収入の全額を積み立てるものでございます。

次に、第２項　徴税費、第１目　税務総務費92万１千円の増額から――若干飛びますが、11の31ページの中段にございます第３款　民生費、第１項　社会福祉費、第５目国民健康保険費100万９千円の減額までにつきましても、各事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、第６目　後期高齢者医療費36万８千円の増額のうち、第19節　負担金、補助及び交付金26万９千円の増額につきましては、後期高齢者医療広域連合との精算によるものでございます。第28節　繰出金９万９千円の増額につきましては、金額確定によるものでございます。

続きまして、11の32ページの第７目　介護保険費255万７千円の減額から、11の34ページの第２項　児童福祉費、第２目　児童措置費までにつきましても、各事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、第３目　児童福祉施設費135万５千円の増額のうち、第７節　賃金335万５千円の増額でございますが、保育所におきまして、当初予定より超過勤務等が増え、現計

予算に不足が生じることから、増額させていただくものでございます。その他は、事業費の確定見込みによるものでございます。

第４目　ひとり親家庭福祉費 188 万８千円の減額から――若干飛びますが、11 の 48 ページ下段の第９款　教育費、第１項　教育総務費、第４目　放課後子ども支援費 1,055 万５千円の減額までにつきましても、各事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、11 の 49 ページの第２項　小学校費、第１目　学校管理費１億 7,418 万９千円の減額でございます。最下段にございます第 15 節　工事請負費１億 6,444 万４千円の減額のうち――次のページにまたがります、11 の 50 ページの上段に説明がございますが、第四小学校校舎増築等工事１億 6,342 万円の減額、それと第三小学校のり面改修工事 102 万４千円の減額につきましては、それぞれ、事業費の確定見込みによるものでございます。その他につきましても、事業費の確定見込みによるものでございます。

次に、第２目　教育振興費 200 万円の減額から、11 の 51 ページの第２目　教育振興費 50 万円の減額までにつきましても、各事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、11 の 52 ページでございます。第４項　幼稚園費、第１目　幼稚園費 323 万６千円の増額でございます。第 15 節　工事請負費 1,268 万３千円の増額のうち、第一幼稚園空調機設置工事 1,569 万９千円の増額につきましては、繰越明許費の設定でもご説明させていただきましたとおり、平成 29 年度に工事にかかる実施設計が完了し、平成 30 年度に設置工事を進める予定でございますが、本年度内に工事にかかる国庫補助金の内示があったため、翌年度に事業を実施できるよう繰越財源として増額させていただくものでございます。その他については、各事業費の確定見込みによるものでございます。

11 の 53 ページの下段、第５項　社会教育費、第１目　社会教育総務費 25 万８千円の減額から、11 の 58 ページの第７目　図書館費 12 万円の減額までにつきましても、各事業費の確定見込みによるものでございます。

続きまして、11 の 59 ページからの人件費の補正について、ご説明申し上げます。

今回の人件費の補正につきましては、人事院勧告によるもののほか、退職者数の増、事業の確定による報酬の減額などによるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第７号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

健康福祉部次長（登壇）　それでは、第 12 号議案　平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額及び国保システム改修の減額でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 100 万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 43 億 4,293 万５千円とするもので、款項別の内容は、12 の３ページからの「第

１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、12 の８ページの「歳出」でございます。

第１款、第１項、第１目　一般管理費 100 万９千円の減額につきましては、人件費として、人事院勧告に伴い 25 万４千円の増額、システム改修にかかる委託料として、平成 29 年度作業分の確定により 126 万３千円を減額するものでございます。

これらに対する「歳入」につきましては、12 の７ページに記載のとおり、第９款、第１項、第１目　一般会計繰入金におきまして、同様の減額対応をしております。

以上、簡単ではございますが、第 12 号議案　平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 13 号議案　平成 29 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

第１条は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ９万９千円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億 5,225 万９千円とするもので、款項別の内容は、13 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」並びに 13 の５ページからの事項別明細書におきまして、お示ししているとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、第 13 号議案　平成 29 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、第 14 号議案　平成 29 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回、補正をお願いいたします内容といたしましては、介護保険事業運営委員会の開催回数確定に伴う委員報酬、平成 29 年度社会保障・税番号制度対応業務委託及び軽減対象者確定に伴う低所得者保険料軽減繰入金に対する減額補正、人事院勧告に伴う人件費の増額補正でございます。

第１条は、歳入歳出の総額から、それぞれ 217 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を 24 億 5,096 万６千円とするもので、款項別の内容は、14 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

それでは、事項別明細書に沿って、ご説明申し上げます。

まず、14 の７ページからの「歳入」でございます。

第３款、第２項、第２目　地域支援事業交付金５万３千円の増額、第５款、第２項、第１目　地域支援事業交付金２万６千円の増額、第７款、第１項、第２目　地域支援事

業繰入金２万６千円の増額及び14の８ページにございます第７款、第２項、第１目　介護保険給付費準備基金繰入金３万円の増額につきましては、人事院勧告に伴う包括的支援事業の人件費に対する国・府・町・第１号被保険者保険料負担分を、それぞれ増額するものでございます。

次に、14の７ページ、第７款、第１項、第３目　職員給与費等繰入金28万９千円の増額につきましては、人事院勧告に伴う一般管理費の人件費を増額するものでございます。次に第７款、第１項、第４目　低所得者保険料軽減繰入金７万３千円の減額につきましては、軽減対象者数の確定に伴い減額するものでございます。次に、14の８ページでございます。第７款、第１項、第５目　その他一般会計繰入金252万１千円の減額につきましては、介護保険事業運営委員会の開催回数確定に伴う委員報酬の減額、社会保障・税番号制度対応業務にかかる委託料について、平成29年度作業分の確定により減額するものでございます。

次に、14の９ページの「歳出」でございます。

第１款、第１項、第１目　一般管理費223万２千円の減額につきましては、介護保険事業運営委員会の開催回数確定に伴う委員報酬の減額、社会保障・税番号制度対応業務における委託料の減額及び人事院勧告に伴う一般管理費の人件費の増額によるものでございます。

次に、第２款、第１項、第７目　給付準備費７万３千円の減額につきましては、軽減対象者確定による低所得者保険料軽減受入金の減額に伴い、介護保険給付費準備基金積立金からの取り崩し額を減額するものでございます。

次に、14の10ページでございます。第３款、第３項、第１目　包括的支援事業13万５千円の増額につきましては、人事院勧告に伴い、包括的支援事業費の人件費を増額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、第14号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　この際、暫時休憩いたします。

（午後０時００分～午後１時００分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、本案４件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

河野議員　まずは、一般会計補正予算についての質疑をさせていただきます。種々、資料は請求させていただきました。その内容については、概ね内容を確認し、特に疑義があるものではありませんが、また、先ほど可決されました一般職の職員の給与の関係の増額補正は必要な補正であるというふうに認識はしております。そのうえで、ちょっと数点、確認のためもありまして、質疑をさせていただきます。

ちょっと順不同ですけれども、子宮がん検診のマイナス減額補正の金額の多寡ということでありますが、その点について、もう少し詳細な、これだけの金額の減額という点について、説明を求めたいと思います。また、その点において、今後についての何らかの改善、あるいは必要な対策というものがおありでしたら、お答えください。

教育にまいります。学童保育室、子育て交付金の増額については、学童保育室の備品購入が対象となるものがあったので充てられたと聞いておりますが、参考までに内容をお示しください。

健康福祉部次長　子宮がん検診の減額補正につきましてのご質問につきまして、ご答弁申し上げます。

子宮がん検診につきましては、当初1,450人受診される見込みということで当初予算を組んでおりましたが、実績見込みといたしましては1,100名ということで、個別検診の見込みが、実績に応じまして減されたことによるものでございます。

この要因でございますが、種々、今後詳細な検討が必要ではあるかとは思いますが、がん検診の受診者数全体が、若干減少傾向にございます。これにつきましては、島本町のがん検診につきましては、国民健康保険被保険者の方につきまして、がん検診の受診費用を無料としているところでございます。ここ最近の傾向といたしましては、国民健康保険の被保険者の加入者数自身が後期高齢者に移行されること、また社会保険に加入されるということで、国民健康保険の被保険者数全体が減少しておりますので、それにより、若干、島本町のがん検診全体の受診数が減じていることも影響しているのではないかと考えております。

また、がん検診につきましては、特定の年齢の方にクーポン券を配布をしておりますが、子宮頸がん検診につきましては、現在、20歳に到達される方のみクーポンの送付をさせていただいております。これにつきましても拡大をする必要があるのかどうなのか、全体的ながん検診の受診率の増減等踏まえて、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　学童保育室に関わって、でございます。

学童保育室につきましては、第二学童保育室を今、新築をしております。それと、第四学童保育室については校舎の増築にあわせて、２室の学童保育室の整備を進めているという状況でございます。その部屋に設置します机でありましたり諸々の備品が、当初、計画をして予算計上させていただいておりまして、それについては新子育て支援交付金の対象というふうには当初は見込んでおりませんでしたけども、今回、そういった備品が対象になるということで、学童にかかる部分につきまして、400万円がその対象になるということで、今回、歳入のほうで予算計上をさせていただいたということでございます。

河野議員　２点だけ、質問させていただきましたけれども、子宮がん検診については、補

正ですし、年度末の補正ですので、いろいろというのは、本来、予算でやるべきことであるというふうには認識しておりますが、では、今、ご答弁によると検診の受けづらさ、検診を受ける環境によるというか、受けづらさというものではなく、概ね後期高齢者への住民の方の年齢の移行ということが大きく影響をしたものというふうに認識いたしますが、その点、もし何かありましたら、ご答弁をお願いいたします。

学童保育室については、机ということでおっしゃいましたけども、間もなく竣工と言われている増築の部分ですが、2017 年の４月に新たに設置された新棟のほうが、新棟の学童保育室ですね、第四小学校校舎のほうですが。もともと、いわゆるシンクがなかったとか、改めて伺いますと、２階の学童保育のお部屋には子ども達が大勢で使う手洗いがないとか、手の洗い場がないとか、非常に私も当時、図面を見ておりまして、その点のチェックが不十分であったと、非常に気になっております。そういった点についても含めて、来年度、新年度迎えるにあたっての対策というものについては、今回の補正は関わっておられなかったのでしょうか。答弁を求めます。

あと、申しわけありません。資料いただいた中で１点、漏れておりました。河１・教育こども部子育て支援課ですけれども、「臨時職員賃金増額補正、フリー保育士確定人員のわかるもの」ということで、大きく年度末、ほかでいろいろマイナス補正がある中で、ここだけはやはり引き続き大幅な増額補正がされておりますけれども、当初の説明のときに、聞き間違いであったら改めて言っていただきたいんですが、「超過勤務の増加による」というふうな説明があったと思うんですね。それは、明らかに超過勤務という趣旨のものは、私は正規職員のことを指すと思ってましたが、それがなぜ、この臨時職員の増額補正によって手当てをされるのかということが、ご説明と、この補正予算の中身が、私自身が十分に認識できないのがありますので、そこをちょっと、ご答弁を願いたいと思います。

正職員の方の増加、超勤が増えることが、このフリーの方の賃金増額に替わるということですね。どういったことが起こっているのかということについて、申しわけありません、事前にいろいろ調べておる内容と、ちょっと私の中で差異がありましたので、改めてご答弁をお願いいたします。それが、今回の、特に９月以降のフリー保育士の増員、64 人から最終 67 人、月ごとになったということを指し示しているのでしょうか。よろしくお願いいたします。

健康福祉部次長　子宮がん検診の受診環境についてのお尋ねでございます。

子宮がん検診につきましては、集団検診といたしまして年４回、個別検診につきましては高槻市医師会に委託をいたしまして、島本町及び高槻市内の委託医療機関で受診をいただいております。集団検診につきましては、残念ながら、現時点におきましては、その受診で、町で規定しております定員に受診者数は満たしていないような状況もございますし、どちらかというと受診環境と言うよりは、本町のＰＲであるとか啓発を、もう

少し推進していくことで、受診率を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　学童保育室につきましては、第二学童につきましては新設ですので、第四学童の新棟を建てたときのいろんなご意見も踏まえて、手洗いであったり、子どもさんの環境部分については十分配慮をした形で、今は整備を進めております。

第四小学校で、今回、校舎の増築にあわせて学童保育室２室整備してますけども、その中には、当然、湯沸かしとかできる設備というのは備え付けておりまして、それも新たに、昨年度新設した学童保育室にはスペース的な関係もあって、現場からあがってきた要望どおりの整備はできなかったわけですけども、今回はそういう要望も入れた形で、校舎の増築にあわせて整備をさせていただいております。

それと、フリー保育士の件でございますが、なかなか人員が足りていないというのが現状でして、現状、いらっしゃるフリー保育士の方に超勤というような形で働いていただいている部分もございます。ただ、実際、人数的に言えば、予算要求の当初の段階では月平均60人という見込みでおりましたけども、実際の配置人数としましては65.4人の配置で、今、運営しているという状況ですが、フリー保育士というのは短時間で働いていただいている部分もあったりして、なかなかローテーションとか組むのも難しい状況にありますので、一部の方に負担をしていただいて、超過勤務というような形でお願いをしている部分もあります。

ただ、もとの提案説明の中で、すべてが超過勤務手当で増になったということではございませんので、よろしくお願いします。

塚田議員　繰越明許費に関して、お尋ねをいたします。第一幼稚園空調機設置事業 1,569万９千円ですけれども、翌年度に実施するよりも本年度に実施したほうが、補助金の獲得できる可能性が高いということですが、どういった違いで獲得できる可能性か高いのかというところと、内容についてと、金額的なものがどれぐらい変わってくるのかということも示せるのであれは、ご答弁をお願いいたします。

教育こども部長　第一幼稚園の空調機に関わる繰越でございますけども、今回、補正予算であげさせていただいたというのは、国の補正予算に伴って、そちらのほうで手をあげるほうが、補助金がつく可能性が高いという――これまでも学校の耐震工事なんかもそうなんですが、国の補正予算というのは当初に比べると、全国的にも当然、手をあげてくる自治体も少ない中で、より補助金がつきやすいという傾向がございます。

それを踏まえて、30年度の当初予算にあげるか、それとも前倒しするかという選択を迫られたわけなんですが、やはり可能性が高いほうで手をあげたほうが特定財源の確保が可能であるというようなことで、今回、手をあげさせていただいて、すでに内示のほうもいただいておりまして、200万円余りの補助金が獲得できたということで。

これを30年度の当初予算にあげてますと、おそらく学校施設全体の環境改善交付金で

すので、優先順位というのがあって、まだ耐震をやっているところもありますし、今、全国的に結構補助金的な流れとしては暑さ対策で空調機の設置であったり、いろんな要望があがってきた中で優先順位がつけられます。その中で幼稚園の部分で、なかなか幼稚園というのは、まだまだ空調機の整備というのは進んでいないのが全国的な状況ですので、それからすれば、優先順位的には低くなるんではないかなというふうなことで、今回、補正予算であげさせていただいて、繰越をして、夏休みまでに付けるというような流れで、今後、事務を進めたいというふうに考えております。

以上です。

戸田議員　一般会計補正予算（第７号）について、幾つか、確認も含めて質問させていただきます。

まず１点目、衆議院議員選挙事務委託費、減額補正に関わって確認します。あるべき投票箱が見当たらず、つじつまを合わせるために未使用の残票を白票に混ぜ、後に発覚した投票用紙を焼却してしまうという事件が起こっています。本町における、この未使用の残票の扱いはどのようになっていますか……（「予算と関係が」「どこの話」ほか、議場内私語多し）……、他市町で起こっています、ということです。この町で起こっているわけではありません。新聞等で大きな事件になっております。本町における未使用の残票の扱い、管理について、説明を求めます。

それから 11 の 14 ページ、町有地売却収入、東大寺二丁目地内約 160 平米の土地、1,510 万ですか、これについて問います。不動産鑑定評価の鑑定評価額は 1,370 万円であったかと認識しています。平米当たり 10 万６千円という鑑定でした。町の保有資産を公募によって売却したものと理解して良いですか。応札は複数ありましたか。公募売却事業予定者選定委員会規則というものがありまして、こういう委員会が開かれる対象になっていたのかどうか、確認します。

それから、11 の 21 ページ、行政アドバイザー謝礼 10 万円、金額の全額マイナスの補正について。これについては、従前より使われることなく当初予算に計上されるということが繰り返されてきました。身の丈に合った事務事業評価制度を構築するにあたり、一定必要なものと理解してきたわけですが、今後はどうして行かれるのか、考えを問うところです。職員自らイベントのあり方を見直す等、一定の実績がある中、今後もアドバイザーの必要性があると思われますか。全額マイナスされているので、確認したいと思います。

もう一つは、11 の 24 ページです。住民基本台帳システム改修業務、743 万円と、大変大きな補正額、マイナス補正になっています。その理由をお示しください。当初予算は幾らで、どのような改修をしようと思っていたのか。なぜ、それができなかったのか。そのあたりのご説明をお願いいたします。

あと、11 の 48 の学童指導員についてもマイナスの補正があがっていますので、この

理由をお示しください。

11 の 52 ページ、第一幼稚園の空調機につきまして、電気ではなくガスをエネルギー源とされたと認識していますが、その判断に至られた理由があれば、お聞かせください。コスト面、エネルギー源の分散によるリスクの回避など、多角的に考えられた結果なのか。そのあたりを確認したいと思います。

以上です。

総務部長　まず、衆議院議員選挙の投票のことでございます。

白票と残票という部分でのご質問があったかと思うんですけども、白票は投票箱の中に入っております。残票は、投票所で投票箱を持ってくるときに、その投票所の責任者が一緒に持ってくるという形で、その残票は、改めて開票所のところで計数機にかけて枚数をチェックするという形になっております。

また投票済み、つまり投票箱の中の票と、それから未使用の投票用紙、いわゆる残票、それは開票後、速やかに段ボールに詰め、立会人の皆さんと開票管理者、つまり選挙管理委員長に確認のうえ割り印を押していただいて、再度開封することがないよう封印して保管をしておるということでございます。

また、保管に関しましては、「公職選挙法」の第 71 条で、「投票は有効、無効を区分し、投票録及び開票録をあわせて」という形で、「当該選挙にかかる議員または長の任期間、保存しなければならない」というふうな形で定められておりまして、少なくとも本町では次の同じ選挙が行われるまでの――選挙の種類によって異なりますが、５年程度、それぞれ保管をしております。５年後、どうするかと言いますと、５年を経てば廃棄という形で、具体的には清掃工場に持ち込み、焼却をしておるという形でございます。

それから、２点目の公有財産の売払いについてでございます。

この売り払いにあたりましては、町の不動産運営委員会で、いわゆる売却をしていいかどうかという議論をして、売却をしてもいいということで事務を進めてまいりました。

それから、不動産の鑑定価格は 1,370 万円でございまして、最低売却価格というのが 1,450 万円。この差は、鑑定費用を含めた事務費をオンしているという形です。

それから、今回、入札があったのは 1,510 万円。これは１者の公募による応札、具体的には郵便入札という形で、日付けを指定して、応札をしていただくという形で、郵便入札で決定をしたものでございます。

以上でございます。

総合政策部長　それでは、行政評価システムのアドバイザー謝礼について、ご答弁申し上げます。

これは補正の理由でございますけれども、事務事業評価の過程で、外部の専門家からアドバイスをいただく、こういう場合を想定いたしまして予算措置をしておったわけでございますが、今後、執行する予定がないため、全額を減額をさせていただくものでご

ざいます。

本町では、平成27年度から28年度にかけましてイベント事業評価を実施し、結果を公表するとともに、順次、各事業の見直しに取り組んでいるところでございます。この取り組みに至る企画段階におきましてはアドバイザーの助言を受けていますが、実際の評価作業の過程におきましては、庁内での調整等により、アドバイザーの助言を受けることなく円滑に事務を実施することができております。この取り組みを一つのモデルといたしまして、今後も順次、評価を行う業務のテーマを設定するとともに、職員自身による、本町の身の丈に合った持続可能な形で、行政評価の取り組みを継続してまいりたいと考えているところでございます。

これからご審議いただくことになりますけれども、平成30年度当初予算においては、この行政評価システムのアドバイザー謝礼については、予算計上はさせていただいておりません。

以上でございます。

健康福祉部次長　住民基本台帳システム改修業務につきましてのご質問でございます。

当該予算につきましては、当初予算で1,355万4千円の予算を計上しておりました。改修の内容でございますが、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに、本人からのお申し出によりまして、旧姓を併記することが可能とするためのシステム改修の予算でございます。

減額となりました理由につきましては、改修内容につきまして、すべての詳細な仕様の確定というのが国のほうからなされておらず、本年度発表されております改定部分についてのみ改修をいたしたところでございます。残りにつきましては不用額として、このたび減額をさせていただきます。

以上でございます。

教育こども部長　学童保育室の指導員に関わるご質問でございます。

学童保育室につきましては、平成29年度から、4年生まで対象年齢を拡充したということもございまして、指導員の確保ということで課題は若干ありまして、当初、予算的には嘱託職員については32人の予算措置をさせていただきました。実際に受け入れをするにあたっては、嘱託職員の必要配置数というのは28人ということで、4名、予算のほうが多かったという結果がございます。

ただ、年度当初には28人が全員揃っていたかと言えば欠員がありまして、そういった部分でのことと、当初予算と実際の必要配置数との差も含めて、今回、非常勤嘱託職員の報酬で760万6千円、減額をさせていただくというのが1点と、賃金につきましては、嘱託職員とあわせて臨時職員での対応も行っております。こちらのほうも、当初予算では24人ということで見込んでおりまして、実際に24人の配置が必要であるということで体制を組んでおったわけですけども、こちらのほうも、当初はやはり欠員がありまし

て、その後、数名採用いたしまして、今、円滑には運営はできておるんですけども、なかなか当初、人材不足があったということで、こちらのほうも294万9千円の減額をさせていただいたということでございます。

それと、第一幼稚園の空調機でございますが、今回、ガスを採用するということになった一番の原因は電気容量にあります。今、幾つか部屋には、職員室、それから教室にも一部付いておるんですけども、さらに教室に５台、それとＰＴＡの部屋にも空調がありませんので、それも含めて考えていくと、キュービクルを改修しなければならないという大きな課題が出てまいりまして、その改修費用が非常に高くつくという中で、ガスを採用させていただいたということでございます。

当然、エネルギーを、電気、ガス、いろいろあるわけですけども、いろんなエネルギーを活用するということは、いろんな災害も含めて考えたときに――環境面もそうですけども、選択肢としてはあっても良いのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　平成29年度島本町一般会計補正予算について、質問します。

四小の校舎増築工事について、１億6,342万円の減額が行われています。当初、町として提示していた額を大幅に下回った額で契約されたことについて、６月議会では工事の信頼性と価格の妥当性についての指摘があったと思われますが、来月には工事が完了することと思います。その工事の信頼性を、具体的にどのようにチェックする予定か、お答えください。

教育こども部長　第四小学校の校舎増築等に関わりましては、入札が不調に終わって随意契約をしたということで、契約同意をいただいた折りにも種々ご質問をいただきました。

今回、工事を進める中で、現場監理委託という業務を委託をしております。こちらも今回、減額はしておりますけども、その中の業務の一つに中間検査をやるということで、建築確認申請をする際にそういうことが義務づけられておりまして、今回の工事では、昨年の10月の12日に１回目、これは基礎に鉄筋を配置する工事なんですけども、その辺がきっちりできているかというような検査を、まず１回目にやりまして、２回目が去年の11月の29日、これは２階部分の床を取り付ける際の工事に関して、鉄筋も含めて設計どおり進められているかという検査がされております。いずれの検査についても、合格というお墨付きをいただいております。

これを受けて次、３月９日の日に、３回目となるんですが、民間の検査機関による完了検査というのを行います。ここでお墨付きをいただければ、３月12日には教育委員会の教育総務課が担当しておりますので、課内検査をまず行います。その後、３月13日に町の契約担当のほうの検査を受けまして、３月20日に竣工という形で、随時、これまでも検査をしながら進めてきているということで、今までのところ、特段問題はないということで理解をしております。

以上でございます。

戸田議員　１問目の続きになります。衆議院の選挙事務に関しては、特段、島本町の事務事業というか、開票作業に疑義があって問うたものではありません。担当課の方とヒアリングしても、非常にマニュアルどおり、また台風と重なったにも関わらず、問題なく行われたのではないかなという印象を持っています。そのことは申し添えておきます。

それから、町有地売り払いに関しては理解しました、流れを。ただ、私、公募売却事業予定者選定委員会というか、その規則について言及しましたが、これはまた別のものだということかと思います。これについては、また改めて別のところで問うこととして、不動産運営委員会において検討されて事務を進められたということ、理解しました。

１点、質問です。住民基本台帳のシステム改修について、引き続き。旧姓併記を可能にしようとするものであったということです。マイナンバーとも関係があると。この旧姓併記の制度は、いつから始まる予定ですか。併記は希望した者だけに行われると理解して良いですか。今回、行われなかったこの改修事務については、いつの段階で実現する見込みをされていますか。確認しておきます。

あと、特に質問はないのですが、第一幼稚園の空調についてはガスを選ばれたこと、災害のときのリスク分散という意味でも、妥当というか意義あることだと思います。ガスにしないと、電気の許容量が足りないためにキュービクルを改修しなければならないので、これが高くつくという理由であることがわかりました。

１点だけの質問になりますが、ご答弁、よろしくお願いいたします。

健康福祉部次長　旧姓併記につきましては、現時点では平成 30 年度以降、速やかに可能となるように関係法令の改正を行うということで通知が来ておりますので、平成 30 年度以降、速やかに可能となるというふうに認識をしております。

以上でございます……（戸田議員・自席から「希望した者だけか」と発言）……。すいません、失礼いたしました。また旧姓表記につきましては、希望した方のみ併記をすることを可能とするものでございます。

以上でございます。

河野議員　すみません、３問目、続けてできておりませんでした。

先ほどの質疑の続きですが、手当はないだろうと、私の言い方がちょっと不正確だったと思います。「一般職の給与に関する条例」の中の臨時的任用職員の給料の中に、そういった一定時間を越えた分の加算といいますか、割合を乗ずるというものが明記されておりますので、そのことをおっしゃっていたのであるということは認識いたしましたが、それでも、先ほどの部長の答弁によると、これだけ年度末の大型――毎年ではありますが、増額補正があるということについては、この第 24 条、「臨時的任用職員の給与の額は別表第４のとおりとする」というところに保育士、幼稚園教諭給与、保育士の方においては任期付き職員というものはまだ存在しておらなくて、すべて時間給職員であ

る、非常勤嘱託の方はおられないと認識しておりますけども、そのうえで１ヵ月について 60 時間を超えた場合は、別表第４に定める額の給与に加え、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、今度は 100 分の 150 を乗じて得た額を支給する、というふうな表記がありますが、こういった人たちが相当おられる、もう出ているということなのでしょうか。

それと、それでもって、こういった、ある意味、一定額の月々の給与を得られるという部分もあるんですが、そういったことがかなり常態になっているのではないかと、ちょっと懸念をいたしました。そのうえでさらに、保育所は子ども達がいっぱいで、過密保育の中で、相当多くの子ども達の中で、こういった長時間労働をされることが一定常態となって、それによって待機児対策などができているということであれば、改善の余地があると思われますけども、そういった保育士さんが相当おられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。答弁を求めます。

教育こども部長　確かに保育士不足の中で、現状のフリー保育士の方に無理をお願いして働いていただいているというか、当初の契約以上に働いていただいているケースはございます。ただ、今回、補正であげさせていただいておりますのは、４月当初の配置人数は 64 人ということできたんですが、今、２月の時点では 67 名ということで３名増になったり、その辺で採用はしつつ確保には努めてきておるところですけども、議員ご指摘のように、ほとんどの方が臨時職員という身分でもございますので、その辺、賃金単価も昨年度アップはしましたけども、なかなか保育士の確保というのは課題がまだまだ残っているという状況にありますので、今後の確保の仕方も含めて、対応は検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 11 号議案　平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第７号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

村上議員　第 11 号議案　平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第７号）について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２億 661 万５千円を減額して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 118 億 7,967 万８千円とするものです。

歳入の増額は、東大寺二丁目町有地 129.54 平米の売却益 1,510 万円と、町債における１億 2,700 万円の借り入れの返済が行われました。

また歳出は、財政調整基金積立 6,493 万１千円と、公共施設整備積立金 1,510 万円を補正され、積立金を３億 388 万６千円とするものです。また、第一幼稚園空調機設置工事を１年前倒しして行うための繰越明許費として、1,569 万９千円が支出されています。また学校管理費において、第四小学校校舎増築等工事の工事監理費 912 万１千円と、その工事費用１億 6,342 万円の大幅な減額となりましたが、いずれも公正に行われた入札の結果であると理解しています。

今回の補正では、教育費１億 8,953 万２千円の大幅な減額補正と、人事院勧告による人件費の 1,279 万５千円の減額、それと事務事業確定によるものであり、いずれも本町が起因するものではなく、外因によるものでありますことから、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第 11 号議案　平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第７号）について、人びとの新しい歩みを代表し討論いたします。

歳入歳出総額から２億 661 万５千円の減額で、予算総額は 118 億 7,967 万８千円とのことです。

内容としましては、第四小校舎増築等工事費が１億 6,342 万円と、大きく減額されています。入札について様々に指摘があったところですが、今後、入札のあり方は改善していくということですから、来月には工事が完了するとのことですので、工事の信頼性のチェックを、今後も引き続き検査をしっかりと行っていただきたいと思います。

非常勤職員報酬では、学童保育室指導員が 28 名を想定していたところ、実際には欠員があったということで 760 万６千円が減額されています。学童保育室指導員は慢性的に人手不足とのことです。現在は職員の運用の工夫をすることでカバーされており、待機児童はないということですが、今後も大型住宅の開発に伴い、学童の利用をする児童は増えるものと予想されます。職員を確保するために、来年度からは資格が必要のない補助員を導入されるということですが、人材確保とともに、児童の安全がまず第１に確保されるようにお願いいたします。

その他、住民基本台帳システムの 743 万円の減額は、発行書類の記載事項として旧姓併記の改修事務が行われなかったことによるものなど、また第一幼稚園の空調機設置工事費が繰越明許にするものなど、特に問題のないものとして、人びとの新しい歩みとしては賛成をさせていただきたいと思います。

以上です。

川嶋議長　続いて、賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 11 号議案　2017 年度島本町一般会計補正予算（第７号）につきまして、日本共産党・河野恵子として賛成の討論を行います。

いろいろと気になる点については質疑をさせていただき、請求資料によって確認をしたところです。また、先ほど可決成立をいたしました第６号議案、この一般職の給与に関わる遡及分等の増額部分とともに、事業費等確定による減額については、一切疑義はございません。

ただ、今回の児童福祉施設の町フリー保育士等の賃金の増額部分については、当然、必要な措置であるというふうには認識いたしますけれども、保育士不足及び過密保育の中での休暇などが十分に保障されているのかということも、多少なりとも懸念をするところですが、そういった点も含めて、現場から今、出ております非常勤嘱託化すれば、非常勤嘱託にしたほうが月々の手取りが減るというようなことも聞いておりますが、そういった状況自体が本来普通ではないということを思います。

先ほど部長のほうから答弁がありましたように、長時間労働によって、ギリギリの生活費を確保することができるというようなやり方については、やはり、あまりこれから長く続くものではないということを苦言を呈しまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 11 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 11 議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第 12 号議案　平成 29 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第12号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第12議案は､原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第13号議案　平成29年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第13号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第13議案は､原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第14号議案　平成29年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第14号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第14議案は､原案のとおり可決することに決しました。

日程第10、第15号議案　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）及び第16号議案　平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）の２件を、一括議題といたします。

なお、本案２件は一括説明、一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは、執行部の説明を求めます。

上下水道部長（登壇）　それでは、第 15 号議案　平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 15 の１ページをお開き願います。

今回の補正予算につきましては、歳入では、流域下水道維持管理負担金過年度精算金、その他事業費確定などに伴う特定財源の増減などについて補正させていただくものでございます。また歳出では、繰越事業として五反田雨水幹線整備工事第２期にかかる予算措置、その他事業費の決算見込みなどを勘案し、補正させていただくものでございます。

それでは、順次、ご説明申し上げます。

第１条は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4,578 万８千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 1,132 万円とするもので、款項別の内容は、15 の３ページからの「第１表　歳入歳出予算補正」にお示ししているとおりでございます。

第２条の繰越明許費は、15 の５ページの「第２表　繰越明許費」にお示ししております。なお、15 の 16 ページの次に添付しております議案参考資料の「繰越明許費に関する資料」を添付させていただいておりますので、ご覧ください。

「五反田雨水幹線整備工事第２期」でございますが、迂回路確保等、地元協議に時間を要し、年度内の出来高分の支払いが翌年度になることから、国からの交付金の関係上、繰越明許費とするため、新たに繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越しさせていただき、事業を進めるものでございます。

15 の１ページに戻っていただきたいと思います。第３条　地方債の補正につきましては、15 の６ページの「第３表　地方債補正」にお示しをしております。

１点目の「公共下水道事業債」につきましては事業費の確定見込みによるもの、２点目の「流域下水道事業債」につきましては、大阪府において国の補正予算を活用し事業を前倒しして実施することから、流域下水道建設負担金の増額に対する財源として、補正させていただくものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

15 の９ページからの「歳入」でございます。

第５款　繰入金、第２項　基金繰入金、第１目　財政調整基金繰入金 3,283 万６千円の減額につきましては、収支の調整を図るものでございます。

第６款　諸収入、第１項　雑入、第１目　雑入 1,294 万８千円の増額につきましては、平成 28 年度に負担しております流域下水道維持管理負担金について、決算が確定したことによる精算金でございます。

第７款　町債、第１項　町債 2,590 万円の減額につきましては、「第３表　地方債補

正」で、ご説明させていただいたとおりでございます。

続きまして、15の10ページからの「歳出」でございます。

今回の補正予算は年度末であり、基本的に決算見込みを勘案し、補正させていただいております。また、人件費の補正につきましては各費目にわたりますので、最後に一括して、ご説明申し上げます。

第１款　下水道費、第１項　下水道総務費、第１目　一般管理費899万７千円の減額につきましては、負担金及び公課費の確定見込みによるものでございます。

第２項　下水道整備費、第１目　下水道建設費3,009万３千円の減額でございます。第15節　工事請負費1,920万円の減額のうち、汚水管渠築造工事1,620万円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。15の11ページをご覧ください。五反田雨水幹線整備工事第１期928万円の減額につきましては、事業費の確定見込みによるものでございます。五反田雨水幹線整備工事第２期の628万円の増額につきましては、平成29年度の防災・安全交付金の満額執行による増額でございます。第19節　負担金、補助及び交付金193万８千円の増額につきましては、「第３表　地方債補正」でご説明させていただきましたが、大阪府において、国の補正予算を活用し事業を前倒しして実施することから、流域下水道建設負担金を増額するものでございます。第22節　補償、補てん及び賠償金1,300万円の減額につきましては、地下埋設物移設補償で水道管及びガス管の移設補償費の確定見込みによるものでございます。

第２款　公債費、第１項　公債費、第２目　利子669万８千円の減額につきましても、支払い利子の確定見込みによるものでございます。

続きまして、15の12ページからの人件費の補正についてでございます。

今回の人件費の補正につきましては、人事院勧告によるものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の説明を終わらさせていただきます。　よろしくご審議いただき、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、第16号議案　平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の16の１ページをお開き願います。

第２条の「収益的支出」につきましては、収益的支出で144万３千円を増額するものでございます。

第３条の「資本的収入及び支出」につきましては、16の２ページをお開き願います。資本的収入で792万４千円を減額し、資本的支出で1,014万５千円を減額するものでございます。

第４条の「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費で151万２千円を増額するものでございます。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定等見込みによる減額及び人事院勧告に伴う人件費の補正をお願いするものでございます。

それでは、16 の８ページをお開き願います。

「収益的支出」でございますが、すべて人件費の補正となっております。主に人事院勧告によるものでございます。

次に、16 の 10 ページをお開き願います。

第１款　資本的収入、第２項　工事負担金 792 万４千円の減額につきましては、汚水管渠築造工事において支障が生じた水道の配水管を移設したことによる公共下水道事業特別会計からの負担金で、事業費の確定見込みによる減額でございます。

第１款　資本的支出、第２項　建設改良費 1,014 万５千円の減額のうち、第１目　事務費につきましては人事院勧告による増額、第３目　施設整備事業費から第５目　改良費までは、いずれも事業費の確定見込みによる減額でございます。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）の説明を終わらさせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案２件に対する質疑を行います。

中田議員　第 15 号議案　平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算について、質問いたします。

五反田雨水幹線整備工事２期に関し、繰越明許費１億 1,628 万円が計上されています。繰越になった理由として、迂回路の確保と地元協議に時間を要したことがあげられています。地元への説明会は、１月 25 日に行われたようですが、説明会の参加者は何名でしたか。また、どのような質問がありましたか。お示しください。

それから、同じく五反田雨水幹線整備工事２期に関してですが、今回、請求した資料の中に、11 月に掘進機の不具合が生じていることを把握しているということがわかりました。しかしながら、12 月の議会で工事請負の議案に関し、２期の工事請負会社に関する質問をしたときに、同じ会社だったので、１期の工事に問題はないかと問うたところ、工事の進捗に問題はないというような趣旨の答弁をされていました。そのときにはすでに、その掘進機の不具合のことは把握されていたと思うんですが、意図的に、その機械の不具合を隠していたと取られかねない内容だと思うのですが、いかがですか。

上下水道部長　それでは、中田議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、五反田雨水幹線第２期工事の地元説明会についてのお尋ねでございますが、地元説明会につきましては、阪急Ｂ自治会を対象に説明会を実施させていただきまして、当日、出席していただいた方は４名となってございます。

また、五反田雨水幹線第１期工事の進捗についてということでのお尋ねの際に、当時、工務課長のほうから進捗率等についてはご説明をさせていただいたところでございま

す。その際にも、掘進機の停止ということは把握をしておったところでございますが、その時点で原因が何であるかというところまでは、まだ特定ができていなかったことも事実でございますので、そのことによりまして、今後の工期等の管理に影響が出るか出ないかということについても、まだ判断をしかねていたということで、隠していたわけではございませんが、当時は、計画どおり、まだ進められるものと認識をしていたということでございます。

以上でございます……。答弁漏れで、申しわけございません。

当時の説明会における質問等についての内容でございますが、今回の第２期の工事にあたりまして、住宅内に工事車両が進入するので、その点についてのご質問とか、樋ノ尻公園内での工事となることから、公園内の施設の撤去とか復旧についてのご意見があったと。それと、交通対策については十分配慮していただきたいなどのご質問をいただき、それに対して町からも、工事中の安全対策については十分配慮するということと、公園内の施設の撤去・復旧については、地元ともこれからも十分に協議をさせていただいて工事に努めるということと、あと大型車両の工事の搬入につきましては、一応、今回、迂回路を設置するということもあって、なるべく住宅内への影響を軽減するということで仮設道路の計画をさせていただいたという趣旨で、ご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

中田議員　当時、12 月議会のことに関しては、どうなるかわからないという状態だったかも知れませんが、議会に対しては正確な説明をしていただきたいと思います……（「そのとおり」と呼ぶ者あり）……。当時の掘進機の異常は、何によって生じたんでしょうか。ご説明ください。

上下水道部長　掘進機が停止した要因につきましては、12 月 21 日の時点で最終確認が取れたわけでございますが、当時は、よくあるということじゃないんですけど、過去の事例でも、土の中を掘るということなので、障害物に当たって止まったんではないかなというふうに想定をしておったわけでございますが、実際に最終確認をした結果、掘進機の掘削ヘッドの部分の回転軸が破損していたことが原因によって停止した、ということが確認できたものでございます。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、順次、討論、採決を行います。

それでは、第 15 号議案　平成 29 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　平成29年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

補正前14億5,710万８千円、補正後14億1,132万円、補正額は4,578万円の減額とのことです。繰越明許費として、五反田雨水幹線整備工事２期として１億1,628万円が計上されています。

この２期工事に関しては、３年半の長きにわたる工事が住宅地に近接したところで行われることから、住民への丁寧な説明が必要とされるものです。１月15日に行われた説明会の資料は見させていただきましたが、工事の内容が大変丁寧に説明されており、住民の皆さんからの質疑にもしっかり答えられたということで、住民の皆さんからの納得も得られたとのことです。

引き続き、深い立坑ですとか、高川水路を渡る仮桟橋の設置など、大がかりな工事ですので、安全な工事に努めていただきたく思い、賛成の討論とさせていただきます。

川嶋議長　反対の方の討論がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第15号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第15議案は、原案のとおり可決することに決しました。

引き続き、第16号議案　平成29年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第16号議案　2017年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）に対しまして、賛成の討論をいたします。

議案説明のとおり、先ほど可決いたしました議案に基づく職員給与の遡及分の増額分というふうに認識しております。そのことについて、何ら異議はございません。

ただ、過日の一般質問で私自身も、また他の議員からも、様々厳しい指摘をさせていただきました。年度末までにあたり、この補正予算書の中には超過勤務というものは存在しておりませんが、予算の範囲内において、私たちの求めている住民の苦情に対しては複数対応を行うであるとか、十分丁寧に対応していただくということにあたっては、町長を先頭に、現場の職員のほうにも十分目を行き届かせていただいて、事業の進捗及び職員の労働衛生の部分についても、しっかりと配慮していただいて対応していただきたい。

これは要望に止めますが、以上をもって賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第16号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第16議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後２時11分～午後２時40分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、第17号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてから、第38号議案　平成30年度島本町水道事業会計予算までの22件を一括議題といたします。

まず、町長から平成30年度の施政方針について、説明がございます。

山田町長（登壇）　平成30年度一般会計予算をはじめ各特別会計予算のご審議をお願いするにあたり、町政運営の方針と施策の大綱を申し述べ、議員の皆様はもとより、住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年４月の町長選挙におきまして、住民の皆様のご支援ご信託を受け、島本町長の重責を担わせていただいてから、１年が経過しようとしています。行政経験のなかった私が町政運営を進めてこられましたのは、住民の皆様のご理解、そして議員の皆様の温かいご指導ご鞭撻によるものと、改めて心から感謝申し上げる次第でございます。

そうした支えを礎に、私は就任以来、職員とともに、児童増が見込まれる第四小学校の校舎増築や学童保育室の整備、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して生活するこ

とができる環境づくり、障害者地域生活支援拠点等施設の整備に向けた取り組み、雨水幹線の整備やインフラの長寿命化など、住民福祉の維持・向上と本町のさらなる発展を目指して、全力を傾けてまいりました。

本年度は、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりを具体化していく１年になります。私は、このまちづくりを、単に無機的な都市への転換を目的とするものではない、桜井地区はもとより島本町全体の活性化を見据えた、未来志向で夢のあるプロジェクトにしなければならないと考えております。

そのために、私は、事業を進めておられる土地区画整理準備組合の皆様とともに、四季を感じられ、歩くことが楽しくなるような、将来にわたって親しまれる新たなまちの実現を目指し、住民の皆様とも語らいながら、精力的にまちづくりに取り組んでまいります。

さて、我が国の経済状況は雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調にあり、本年度においても、経済の好循環の進展と、民需を中心とした景気回復が期待されております。こうした中、国ではデフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくべく、「人づくり革命」と「生産性革命」に重点を置いた予算案が示されたところでございます。

私はこれまでも、「まちづくりの根幹は人づくり」と申してまいりましたが、持続可能なまちづくりを進めるうえで、やはり教育は重要であると考えております。島本町で育った子どもたちには、島本町に軸足を残したまま、社会の様々な分野で活躍できる人材に育ってほしいと願っております。

成長して町外に出る人も多いとは思いますが、「やはり島本」と戻ってきてくれる、あるいは遠方に暮らしていても故郷を大切に想い続けてくれる、島本に愛着をもつ子どもたちを育てたい。このため、私は本年度も「まちづくりの根幹としての人づくり」、そして「小さな町の豊かな暮らし」を目指し、財政との整合を図りながら、必要な投資を行ってまいります。

本年度の一般会計予算は、小学校へのＩＣＴ機器の整備などの教育環境の充実、民間保育所の開設支援などの待機児童対策、橋りょうの長寿命化などの「安全なまちづくり」の取り組みなどを重点に据え、編成させていただきました。

歳入においては、町税はほぼ前年度並みとなるものの、地方交付税は前年度を下回る見込みであり、総額では、昨年度に比べて約３億１千万円の減額を見込んでおります。一方、歳出においては、昨年度に比べて総額は減少しているものの、一般財源での歳出は増加しており、多額の財源不足を補うため積立基金を約８億７千万円取り崩すなど、厳しい財政状況が続いております。

このため、今後も歳入の確保と歳出の削減に努めることはもちろん、住民の皆様と行政が協働し、適切に役割を分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも

魅力あるまちづくりを進められるよう、努力してまいります。

これらの方針のもとに編成いたしました、平成30年度当初予算の予算規模は、一般会計110億6,900万円、各特別会計81億6,082万6千円、水道事業会計7億4,820万円、合計199億7,802万6千円でございます。

それでは、平成30年度の主要施策について申し述べます。

まず、「平和と基本的人権尊重のまちづくり」についてでございます。

基本的人権は、侵すことのできない永久の権利です。「島本町人権擁護に関する基本条例」に基づき、また「部落差別解消推進法」など関係法の趣旨を踏まえ、すべての人の人権が尊重される、差別のない社会の実現に向け、努力を重ねてまいります。あわせて「核兵器廃絶・平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和意識の普及・高揚に努めます。

性別に関わりなく、一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向け、「しまもとスマイルプラン～第２期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」に基づく取り組みを進めてまいります。

人権文化センターについては、トイレのバリアフリー化及びエレベーターの設置が実現したことを踏まえ、今まで以上に住民の交流拠点施設として親しまれ、より多くの住民の皆様にご利用いただけるよう、各種事業の推進に努めてまいります。あわせて町内の人権啓発関係団体と協力し、将来に向けた効率的かつ効果的な組織のあり方を検討してまいります。

次に、「歴史と文化を大切に　自然環境を生かした個性のあるまちづくり」についてでございます。

地下水涵養や防災、自然環境の保全を目的として、住民の皆様や企業との協働による森林整備を積極的に推進してまいります。

「島本町環境基本計画」に基づき、人と自然が共生できるまちづくりを行うため、事業を行うにあたって、生物多様性に配慮するためのガイドラインを策定いたします。また、国民運動「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」に賛同し、住民の皆様の地球温暖化対策への理解と、自発的な取り組みの機運を醸成するための普及啓発に取り組みます。

清掃工場の長寿命化が図れるよう、適切な維持補修に努めるとともに、管理運営方法について検討してまいります。また、ごみの出し方に関する新たな情報源として、スマートフォンのアプリを提供し、利便性の向上と分別の徹底を図ります。

さらに、再生資源等の持ち去り行為の防止対策を実施し、あわせて使用済み小型家電に含まれるレアメタルを再資源化するためのリサイクル事業を導入し、さらなるごみの減量化や再資源化の向上に努めてまいります。

高槻市へのし尿処理の事務委託に伴い、閉鎖した衛生化学処理場の撤去事務を進めてまいります。

不適正な土砂埋立て等行為を規制し、災害の防止及び生活環境の保全に努めてまいり

ます。

近年、全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることなどを踏まえ、「地域防災計画」の見直しを行います。また、災害時における避難所での多様な情報入手手段の確保及び利用者の利便性向上を図るため､ふれあいセンターに公衆無線ＬＡＮを整備いたします。あわせて、住民の皆様の防災意識の向上のため、防災指導員とともに自治会及び自主防災会等への出張講座や訓練に参加し、各地域での防災力向上の取り組みを進めてまいります。

土砂災害の危険性が高まった際に適切に避難できるよう、出水期に合わせて「土砂災害ハザードマップ」の全戸配布を行い、住民の皆様への啓発に努めます。また大雨による被害を軽減するため、本町が管理する沈砂池や水路を点検し、必要箇所の浚渫工事を行います。あわせて、土砂災害特別警戒区域内の住宅に対する移転・補強工事の補助制度を導入し、被害の防止・軽減に努めてまいります。

救急出動件数が増加傾向にありますことから、救急車の適正利用と応急手当の普及啓発に努めます。また、高規格救急車を更新するとともに、救急救命士を気管挿管などの各種研修に継続して派遣し、救急隊員の資質と救命効果の向上に努め、住民の皆様の救急要請に的確に対応してまいります。

消防施設では、救助工作車を更新し、救助活動体制の充実を図るとともに、継続して消防分団小型動力ポンプ積載車の更新を行い、災害への対応力の向上に努めます。また、住宅用火災警報器設置の啓発活動を継続し、火災をはじめとする災害被害の抑制・軽減に努めます。

高槻警察署をはじめ、防犯委員会等関係機関との連携をより一層深め、近年増加傾向にある侵入盗や、特殊詐欺被害等の防止に努めます。また、引き続き自主的に街頭防犯カメラを設置する自治会への補助を行い、地域の防犯活動を支援いたします。あわせて、高齢者をターゲットにした特殊詐欺や悪質商法などの被害を防ぐ詐欺被害防止機器の貸与事業に取り組むとともに、消費者相談室や啓発講座など、消費者施策の推進に努めてまいります。

市街化区域内の農地において、新たに生産緑地を導入するため、都市計画手続きを進めるなど、本町の地域特性にあわせた都市農業振興の取り組みを進めてまいります。

商工会などの関係団体と連携し、シェアリングエコノミーに関する事業や、住民主体の活動、創業を支援するとともに、町内外への情報発信を行うなど、観光振興・定住促進のための取り組みを継続的に進めてまいります。あわせて商業の活性化について、駅前商店街などの事業者を対象としたタウンミーティングを開催し、課題やニーズ把握などを行い、地域の課題解決を目指します。

まちの魅力をＰＲするため、公式マスコットキャラクター「みづまろくん」の活用を促進するとともに、事業者によるグッズ展開の支援などを行ってまいります。

次に、「住民参加と時代の変化に対応したまちづくり」についてでございます。

「広報しまもと」をはじめとする広報媒体を活用し、本町の施策やまちの魅力について、わかりやすく親しみの持てる情報発信に努めるとともに、町ホームページのスマートフォン対応やデザイン変更などに向けたリニューアルを行います。

私、町長が直接対話させていただくタウンミーティング「しまもトーク」や町長席を、引き続き実施してまいります。

また、住民委員会については、本年度で従来の提言活動をいったん終了され、これまでの総括及び今後の組織のあり方について検討される予定であり、引き続き役員の皆様との意見交換を行ってまいります。

ボランティア情報センターについては、昨年度実施した登録団体へのアンケート結果の検証を踏まえ、具体的に今後のあり方を検討いたします。

国際交流については、姉妹都市であるフランクフォート市との人的交流を目指し、調査・研究を行います。

次に、「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」についてでございます。

ＪＲ島本駅西地区については、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に対する具体的な財政面での支援も検討しながら、引き続き技術的支援を行います。まちの将来を見据え、新たなまちの顔となる駅前の玄関口として、自然と調和した、にぎわいと親しみのある街並みに誘導してまいります。

百山地区の土地利用については、「都市計画マスタープラン」に基づく産業系地区として、居住環境と調和した研究機関などの集積を促進できるよう、当該地区の用途地域等、具体的な都市計画の変更を検討してまいります。

大型開発等に伴い、通行量の増加が見込まれる町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線をはじめとする役場周辺道路の整備を計画的に進め、交通安全対策に取り組んでまいります。

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の補修工事等を計画的に進めるとともに、桜井跨線橋について、ＪＲ軌道上空部分の実施設計や、鉄道事業者との協議を進めてまいります。

適正管理が行われていない空き家等の情報を整理するため、空家等実態把握調査を実施し、「空家等対策計画」の策定に向けた取り組みを進めてまいります。

水道事業については、本年度から平成 33 年度までを計画期間とする「水道事業財政計画」に基づき、効率的な事業運営に努めるとともに、引き続き大阪広域水道企業団から、年間配水量の約１割の高度浄水処理水を受水し、安定供給に努めてまいります。

「水道管路更新等計画」に基づき、老朽配水管の布設替えと耐震化を図るとともに、大藪浄水場関連施設の耐震化等に向けた取り組みを進めてまいります。あわせて、災害時における、町内の消火栓を活用した応急給水の実施に備え、応急給水用資機材の充実を図ります。

水道料金及び下水道使用料の支払いにかかる利便性向上のため、クレジットカード決済の導入を検討してまいります。

公共下水道事業については、平成31年度から公営企業会計に移行できるよう、事務を進めてまいります。また、本年度から平成33年度までを計画期間とする「公共下水道事業財政健全化計画」に基づき、財政状況を注視しながら、計画的に事業を進めてまいります。

下水道整備のうち、汚水整備については、引き続き供用開始区域の拡大に努めてまいります。雨水整備については、平成32年度の完成を目途とする五反田雨水幹線の整備などとともに、流域下水道高槻島本雨水幹線の接続工事の早期完成に向け、高槻市と連携を図ってまいります。

また既存の下水道施設についても、老朽化等に起因する破損などにより、住民生活や社会活動に影響を及ぼさないよう、改正「下水道法」に基づき事業計画を変更するとともに、国の下水道ストックマネジメント支援制度を活用し、計画的かつ効率的な維持管理に努めてまいります。

次に、「少子高齢社会に対応し福祉の充実したまちづくり」についてでございます。

健康づくりの推進のために実施する「健康マイレージ事業」については、引き続き、特定健診・がん検診の受診率の向上に努めるとともに、他事業との連携による制度拡充を図り、健康寿命の延伸に繋げてまいります。

三島二次医療圏域における救急医療を将来にわたって安定的に確保するため、大阪府や３市１町の関係機関等と連携し、三次救急医療の拠点である三島救命救急センターの移転に向けた検討や協議を進めてまいります。

国民健康保険については、本年度から都道府県が保険者となるため、府の運営方針に則した円滑な制度運営に努めてまいります。また、本年３月策定の「第３期特定健康診査等実施計画」に基づき、生活習慣病の予防事業を積極的に実施してまいります。

後期高齢者医療については、高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、円滑な事業運営に努めてまいります。

介護保険については、本年３月策定の「第７期保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るため、地域において「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の各サービスが、切れ目なく一体的に提供できる体制の整備に努めてまいります。また、新たな独自減免制度を創設し、さらなる低所得者対策を講じてまいります。

地域包括支援センターについては、新たな運営形態での事業運営に向けて検討を進めてまいります。

介護予防・健康づくりを推進するため、引き続き「いきいき百歳体操」及び「かみかみ百歳体操」の地域での展開に対し、積極的な支援を行ってまいります。

認知症の方やその家族に対し、早期に相談や支援を開始する「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体制の構築を図るなど、認知症施策の充実に努めてまいります。

ひとり暮らし高齢者世帯に加え、昼間独居となっている世帯にも緊急通報装置を貸与し、対象の拡充を図ります。

高齢者や障害者等の皆様の利便性の向上や社会参加を促進するため、「福祉ふれあいバス」の今後のあり方について、検討を行ってまいります。

「第４期地域福祉計画」を策定し、子どもから高齢者まで、誰もが安心していきいきと生活できる地域づくりを進めてまいります。また、「自殺対策基本法」に基づく「自殺対策計画」についても、一体的に策定いたします。

生活困窮者自立支援制度については、社会福祉協議会をはじめ関係機関と連携し、生活保護には至らない低所得の方に対する各種支援事業を実施してまいります。また生活保護事業についても、相談や申請に適切に対応するとともに、被保護者の就労を支援し、自立に繋がるよう努めてまいります。

子どもが気軽に立ち寄り、食事や遊び、勉強などができる「子ども食堂」の活動を支援する補助制度を創設いたします。

障害者施策については、本年３月策定の「第３次障害者計画」及び「第５期障害福祉計画」に基づき、各種施策やサービス提供体制の充実を図ってまいります。また、障害者地域生活支援拠点等施設の平成 31 年度からの開設を目指し、整備運営事業予定者による整備を支援してまいります。

子ども医療費助成については、引き続き対象者拡大に向けた検討を行い、一定の方向性を示します。

子育て支援については、平成 32 年度からの次期「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、子育て世代へのニーズ調査を実施いたします。

保育所においては多くの待機児童が発生していることから、「新規保育士等臨時給付金事業」や「保育士雇用補助事業」等を継続するとともに、保育の受け皿を拡充するため、民間事業者による保育所整備に補助を行います。また、町立保育所及び町立幼稚園の預かり保育に、介護員を新たに配置いたします。

学童保育において、一斉メール配信ソフトを導入し、気象警報発令時等における保護者への迅速な連絡体制を構築いたします。

次に、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」についてでございます。

次期学習指導要領に対応したＩＣＴの効果的な活用による、わかりやすく深まる授業の実現を目指し、小学校コンピュータ教室の機器更新にあわせて、タブレットパソコンの導入や普通教室へのプロジェクターの設置など、授業と校務の両面をサポートするＩＣＴ環境を整備いたします。

小学校社会科の副読本『しまもと』について、カラー化及び内容の見直しを行い、子どもたちの郷土理解の向上に努めてまいります。

小学校で新たに始まる「特別の教科　道徳」については、児童が、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として、他者とともによりよく生きるための基礎となる道徳性を醸成できるよう、教育活動全体を通じた取り組みを推進いたします。

英語教育については、引き続き、外国語指導助手による就学前の英語活動及び文部科学省の教育課程特例校としての取り組み、実用英語技能検定受験者への補助等を通じ、中学校卒業時に英検３級程度の学力が身に付くよう取り組みます。

教育相談については、年々増加する相談に適切に対応するため、相談日を増やし、相談体制の充実を図ります。

生徒指導については、いじめ・不登校（虐待）対策連絡会の開催や、関係機関とのさらなる連携を図り、組織的な取り組みを推進いたします。

第二幼稚園については、施設の耐震化や老朽化が課題となっており、また園児数が定員を大きく下回っていることなどから、本年度末で閉園することとし、施設の解体設計業務に取り組みます。また跡地には、民間事業者による「認定こども園」の設置を進めてまいります。

第四小学校校舎改修等工事とともに、第一小学校との親子方式による完全給食の実施に向け、事務を進めます。また第三小学校体育館屋根の改修工事を行い、避難所としての機能の充実を図ります。あわせて、第二中学校テニスコートの改修工事とともに、校舎の屋上防水及び外壁塗装工事の実施に向けた設計業務を行います。

子どもの安全・安心の取り組みについては、平成 28 年度に設置した防犯カメラの適切な運用と、高槻警察署などの関係機関や地域の安全ボランティアの方々との連携による取り組みを引き続き推進することとし、小学校下校時のメロディーパトロールについては終了いたします。

就学援助費については、中学校入学時における一時的な保護者負担の軽減を図るため、中学校新入学生徒の学用品費等を小学校在学中に支給できるようにいたします。

教職員の働き方改革については、勤務時間を客観的に把握するためのタイムカードや、勤務時間外における教職員の負担軽減を図るための留守番電話の導入など、長時間労働への対策に取り組みます。

町立体育館の整備については、役場庁舎の耐震化など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図り、判断してまいります。

町立キャンプ場については、ツキノワグマやスズメバチなどの危険に対する安全対策や、立地条件に起因する緊急時の対応、さらには費用対効果の面から、本年度をもって閉鎖する方向で事務を進めてまいります。

歴史文化資料館については、京都国立博物館に寄託され、実物を見る機会の少ない、水無瀬神宮所有の後鳥羽天皇にかかる国宝２点の複製を作成し、町内外からの来館者に本町の文化財をＰＲしてまいります。また、駅前という立地を踏まえた「にぎわいづくり」の資源として、正面広場や史跡桜井駅跡のより一層の活用に努めてまいります。

「第３次子ども読書活動推進計画」を策定し、時代の変化に対応した、学校・家庭・地域の連携による読書環境づくりに努めてまいります。

「夏休みの子どもの居場所づくり事業」については、より多くの子どもたちに参加していただけるよう、これまでの取り組みで得た意見などを検証し、工夫・改善に努めてまいります。

最後に、「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」についてでございます。

本年度は、本町の様々な計画の上位に位置づけられる、新総合計画基本構想の策定に着手いたします。本町では、「第四次総合計画」が掲げるまちの将来像、「自然と調和した個性と活力ある人間尊重のまち」の実現を目指し、町政各般にわたる取り組みを推進しておりますが、本計画は、平成 31 年度を目標年次としております。このため、住宅開発に伴う子育て世代などの増加、高齢化の進展、公共施設の老朽化及び各種災害への対応、広域連携や地方創生の推進など、本町の現状及び本町を取り巻く社会動向などを踏まえ、中長期的な展望に立った新たな基本構想の策定に取り組んでまいります。

また､本町のような小規模自治体が基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めるためには、広域連携を進めることが重要な課題であります。このため、本町が抱える課題を踏まえ、広域連携を一歩でも前に進めることができるよう努力してまいります。

厳しい財政状況の中、限られた資源を有効に活用して、安定的に行政サービスを提供するため、本年度のなるべく早い時期に次期「行財政改革プラン」を策定するとともに、民間活力の活用、個人給付や補助金の見直し、保有資産の利活用など、具体的な取り組みを進めてまいります。

自治体クラウドについては、電算関係経費の節減、業務負担の軽減、災害時におけるデータバックアップ等を目的として、導入に向けた取り組みを進めてまいります。

夜間や休日においても、各種証明書の交付を可能とするコンビニ交付については、本年度に一定の方向性を示します。

直面する重要な施策を着実に推進していくため、職員一人ひとりが目的意識、目標意識、時間意識、コスト意識、改善意識などの意識を持ちながら、職務に取り組んでいけるよう、健康でいきいきと働き、その能力を最大限発揮することができる職場環境づくりに努めてまいります。

寄附金を活用する事業の内容や成果を明確にしたガバメント・クラウド・ファンディングにより、ふるさと納税制度を充実してまいります。

役場庁舎の耐震化については、できるだけ早期に実施できるよう、取り組んでまいります。

ふれあいセンターについては、計画的な予防保全による長寿命化を目指し、空調機及び給湯機更新工事、屋上防水工事等の実施に向けた設計業務等を進めてまいります。

以上、平成30年度の町政運営の基本方針及び主要施策の大綱を申し述べました。

私は就任以来、定期的なタウンミーティングの開催など、私自身が地域に出向き、直接対話させていただく機会の拡充に努めてまいりました。

現在、住民の皆様からの町政に対するご意見は、ウェブサイトから24時間、いつでも投稿していただくことができますが、そのような体制が整っているのに、何故、あえて地域に出向くのかと問われることがあります。

近年、都市型の生活スタイルの広がりや、高齢化による担い手の減少などにより、地域における自治機能の低下が懸念されております。私は、住民の皆様からのご意見を直接お伺いするだけでなく、住民の皆様が、自ら地域の課題を考え、ともに解決に取り組んでいただけるような地域社会を、これまで以上にしっかりと醸成してまいりたいと考えております。

そのため、私は本年度も「協働のまちづくり」の一層の推進を目指し、地道な努力を重ねてまいります。議員の皆様のご指導とご鞭撻、住民の皆様のご理解とご協力を、心からお願い申しあげ、施政方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

川嶋議長　続いて、各議案の内容説明ですが、議会運営委員会で確認されておりますとおり、議案書添付の説明書をもって、執行部において朗読されたものとして取り扱いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認め、そのように取り扱いいたします。

（執行部説明）

島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について（案）説明

それでは、引き続きまして、第17号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「介護保険法」の一部改正に伴い新たに条例を制定するものです。

それでは、条文に従い、御説明申し上げます。

第１条については、「島本町介護保険条例」に定めるもののほか、「介護保険法」の施行に関し必要な事項を定めるものです。

第２条については、本条例で使用する用語の定義について、「介護保険法」をはじめ「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を定めた厚生労働省令によるものです。

第３条については、厚生労働省が指定居宅介護支援事業者の指定にかかる申請者の要件を、省令で「法人」と定めていることから、同様に「法人」とするものです。

第４条については、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に基づくものです。なお、第２項において、省令と異なる独自の基準として、事業所における記録の整備を、厚生労働省令では「指定居宅介護支援の完結の日から２年間」と規定されているところを、本町独自基準として「当該記録に係る居宅サービス計画の完結の日から５年間」とするものです。これは、事業者が不適正な介護報酬を受領した事例について、町が介護報酬の返還請求を求めた際に、記録の整備を「完結の日から２年間」とした場合、完結の日から２年以降の書類についての確認が困難となることから、「地方自治法」に規定される債権債務の時効にあわせて、当該記録にかかる居宅サービス計画の完結の日から５年間とするものです。

第５条については、必要な事項の委任を規定するものです。

施行期日は、平成30年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について（案）説明

それでは、引き続きまして、第18号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由は、町域内で行われる土砂埋立て等行為を規制するために、新たに条例を制定するものです。

それでは、参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

まず初めに、条例制定の背景です。

平成26年２月に豊能町の残土処分場で崩落事故が発生し、地域住民に多大な影響を及ぼしました。また全国的にも、建設工事等に伴い発生する土砂の一部が山間部に運ばれ埋立て等により処分されており、中には無秩序に積み上げられている実態もあります。

このような中、大阪府は3,000㎡以上の土砂埋立て等の行為を規制する条例を制定し、平成27年７月１日から施行されています。また、近隣の高槻市、茨木市も、独自に土砂埋立て等を規制する条例を制定しています。本町においても森林や農地が多く、規模の小さい残土処分行為が想定されることから、大阪府の規制対象外となる3,000㎡未満の行

為を規制する条例を制定するものです。

次に、条例の概要です。

まず、１.目的、第１条関係です。条例の目的につきまして、規定するものです。

次に、２.定義、第２条関係につきましては、本条例で使用する用語の定義を規定するものです。

次に、資料１ページから２ページにかけての３.責務、第３条から第７条関係につきましては、町、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者の責務、土砂を運搬する者の責務を、条例の目的を踏まえ規定するものです。

次に、４.土砂埋立て等の許可、第８条関係につきましては、許可を要する土砂埋立て等について規定するものです。

次に、５.事前協議、第９条関係につきましては、許可申請にかかる事前協議について規定するものです。

次に、６.地所有者の同意、第10条関係につきましては、土砂埋立て等区域内の土地の所有者の同意について規定するものです。

次に、７.明会の開催、第11条関係につきましては、許可申請にかかる周辺地域の住民等への周知について規定するものです。

次に、資料３ページをお開きください。

８.許可の申請の手続き、第12条関係につきましては、許可申請の手続きについて規定するものです。

次に、９.許可の基準、第13条関係につきましては、許可の基準等について規定するものです。

次に、10.許可の内容の変更、第14条関係につきましては、許可を受けた者が許可内容の変更を行うときの変更許可について規定するものです。

次に、11.土地所有者への通知、第15条関係につきましては、許可を受けた者が土地の所有者へ行う、許可の内容等の通知の義務を規定するものです。

次に、12.各種届出、第16条及び第22条関係につきましては、許可を受けた者が土砂埋立て等の着手、または完了等のときに提出する届出について規定するものです。

次に、資料３ページから４ページにかけての13.許可を受けた者の義務、第17条から第21条及び第26条関係につきましては、許可を受けた者の義務を規定するものです。

次に、14.地位の承継、第23条関係につきましては、土砂埋立て等にかかる許可に基づく地位を承継するときの手続きについて規定するものです。

次に、15.命令、第24条関係につきましては、災害を防止するために必要な措置、または土砂埋立て等の停止の命令について規定するものです。

次に、16.許可の取消し等、第25条関係につきましては、不正な手段による許可取得や義務違反、命令違反があったときに行う、許可の取消し、または土砂埋立て等の停止の

命令について規定するものです。

次に、17.土地所有者の義務、勧告及び命令、第27条及び第28条関係につきましては、土地の所有者の義務及び不適正事案が発生した場合に、土地所有者が講じなければならない義務を怠った場合の勧告、または命令について規定するものです。

次に、18.報告徴収、第29条関係につきましては、許可を受けた者及び土地の所有者への報告の徴収について規定するものです。

次に、資料５ページをお開きください。

19.立入検査、第30条関係につきましては、許可を受けた者及び土地の所有者に対して行う立入検査等について規定するものです。

次に、20.公表、第31条関係につきましては、命令を受けた不適正な土砂埋立て等を行った者の氏名、または名称、命令の内容等の公表について規定するものです。

次に、21.意見聴取、第32条関係につきましては、高槻警察署長への意見聴取について規定するものです。

次に、22.委任、第33条関係につきましては、条例の施行に際し必要な事項を、規則に委任することについて規定するものです。

次に、23.罰則、第34条から第37条関係につきましては、不適正な土砂埋立て等を行った者に対する罰則について規定するものです。

次に、24.経過措置につきましては、条例の施行の際、現に土砂埋立て等を行っている場合には、平成30年12月31日まで経過措置期間を設けています。また、条例施行の際、特定の法令または条例の規定による許認可を受けている場合には、当該許認可にかかる許可期間が満了する日までは経過措置を設けています。

施行期日は、周知期間を設ける必要がありますので、平成30年７月１日から施行するものです。

条例施行にあたりましては、本町のみならず、大阪府及び関係団体と連携を図りながら、不適正な土砂埋立て等の規制に努めてまいります。

以上、簡単ではありますが、島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町総合計画審議会条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第19号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、委員定数の見直し及び文言の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

それでは本条例の改正内容について、改正条文に沿って、ご説明申し上げます。

第３条第１項については、本審議会への議会からの委員選出が廃止されたことなどを踏まえ、委員定数の見直しを行うものです。

第３条第２項については、審議会の構成員に関する文言の整理を行うものです。

施行期日は、公布の日です。

以上、簡単ではありますが、島本町総合計画審議会条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第20号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、生活保護嘱託医にかかる業務内容の拡大及び認知症初期集中支援チーム専門医の配置に伴い、所要の改正を行うものです。

現在、生活保護業務において医療要否意見書等の審査、要保護者への指導・検診等を依頼している「生活保護嘱託医」について、平成30年度から生活保護業務のほかに特別障害者手当等の診断書審査を依頼する予定であることから、業務内容の拡大を踏まえ、「福祉事務所嘱託医」に名称を変更するものです。

また、平成30年度から認知症の方やその家族への初期支援の取り組みとして、医師の指示のもと、複数の専門職が初期の支援を包括的・集中的に行うことを目的とした「認知症初期集中支援チーム」を設置する予定であることから、チーム員として専門医である「認知症初期集中支援チーム専門医」を新たに置くこととし、その報酬額を定めるため、本条例の別表に当該職の項目を追加するものです。

施行期日は、平成30年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町手数料条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第21号議案　島本町手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部改正に伴い、所要

の改正を行うものです。

本条例の別表第４につきましては「危険物の取扱いに関する手数料」、別表第７につきましては「液化石油ガスの取扱いに関する手数料」を定めています。

別表第４につきましては、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等にかかる審査業務につきまして、人件費、物件費の変動により実費が増額となり、別表第７につきましては充てん設備の変更の許可の申請に係る審査業務につきまして、人件費、物件費の変動により実費が減額となることから、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正されたため、当該政令に準じて、本条例につきましても、同様に改正を行うものです。

施行期日は、平成30年４月１日です。

以上、簡単ではございますが、島本町手数料条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第22号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

それでは本条例の改正内容について、改正条文に沿って、ご説明申し上げます。

第３条第２号から第４号までについては、法改正に伴い、準用規定を新たに設けるものです。

第３条第５号については、保険料を徴収すべき被保険者の適用範囲を拡充するため、新たに設けるものです。

附則第２項及び第３項については、条例全体の整備にあたり、すでに効力を有さない条文を削除するものです。

施行期日は、平成30年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町国民健康保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正につい

て、ご説明申し上げます。

提案理由は、「国民健康保険法施行令」の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の改正につきましては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「国民健康保険法施行令」の一部改正及び「大阪府国民健康保険運営方針」に基づく府内統一基準に基づくものです。

それでは本条例の改正内容について、改正条文に沿って、ご説明申し上げます。

第１章及び第１条については、平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となり、市町村は国民健康保険の事務を行う役割分担が政令により示されたことから改正するものです。

第２章から第２条の２については、「国民健康保険法」の改正に基づき、市町村の国民健康保険運営協議会の名称が「国民健康保険の運営に関する協議会」に変更されることから改正するものです。

第11条については、政令の改正に基づく文言の整理を行うものです。

第11条の２については、一般被保険者にかかる医療分の賦課総額の算定方法について大阪府の統一基準に準じて改正するものです。

第15条については、一般被保険者にかかる医療分の保険料率の規定について、大阪府から通知のある標準保険料率を島本町の保険料率とする旨を規定するものです。

第15条の５については、大阪府の統一基準に準じて、賦課限度額を保険料の通知が行われた際の政令に基づき定めるため、改正するものです。

第15条の５の２から第15条の10については、後期高齢者医療支援金等分と介護納付金分の保険料について、医療分と同主旨の改正を行うものです。なお、第15条の７については、介護納付金賦課額において、大阪府の統一基準に準じて賦課方式を３方式から２方式に改正するものです。

第17条については、大阪府の共通基準に基づき、普通徴収の納期について、12回から10回に変更するため改正するものです。

第19条の削除ですが、大阪府の共通基準に基づき保険料の普通徴収における仮算定の廃止を行うものです。

第20条については、現在、一定所得以下の世帯については、保険料の応益割を２割・５割・７割と軽減していますが、今回、２割と５割の軽減対象世帯を拡大するため、改正するものです。

第26条については、保険料の算定に必要な情報の申告時期を変更するものです。

第26条の２については、特例対象被保険者等にかかる届出に関し、国基準の改正が行われたことによるものです。

施行期日は、平成30年４月１日ですが、改正後の条例による規定は、平成30年度以後

の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例によることを規定しています。

なお、仮算定の廃止に関する規定の施行日は、規則で定める日としています。

以上、簡単ではありますが、島本町国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町介護保険条例の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第24号議案　島本町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由は、第１号被保険者の介護保険料率等を改定するため、所要の改正を行うものです。

今回の改正内容については、「介護保険法」第129条に規定される65歳以上の第１号被保険者の介護保険料率の改定、保険料の徴収猶予及び減免並びに罰則の適用範囲の改正を行うものです。

介護保険料率の改定については、平成30年度から平成32年度の３ヵ年の介護保険サービス量を見込むとともに、国の介護報酬の改定、本町独自の減免制度の導入などを総合的に勘案し、条例第４条第１項第５号で、第１号被保険者の保険料基準額を年額で　６万5,400円とするものです。

第４条第１項第１号は、生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ老齢福祉年金受給の方及び世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方を、基準額の50％相当額の３万2,700円、第４条第１項第２号は、世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方について、基準額の70％相当額の４万5,780円、第４条第１項第３号は、世帯全員が市町村民税非課税で第１段階及び第２段階に該当しない方を基準額の75％相当額の４万9,050円、第４条第１項第４号は、市町村民税課税世帯ではあるが本人が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方について、基準額の90％相当額の５万8,860円とするものです。

また、本人が市町村民税課税の場合、第４条第１項第６号で合計所得金額が120万円未満の方を基準額の120％相当額の７万8,480円、第４条第１項第７号の適用範囲を合計所得金額が120万円以上190万円未満の方から合計所得金額が120万円以上200万円未満の方に改め、基準額の130％相当額の８万5,020円、第４条第１項第８号の適用範囲を合計所得金額が190万円以上290万円未満の方から合計所得金額が200万円以上300万円未満の方に改め、基準額の150％相当額の９万8,100円、第４条第１項第９号の適用範囲を合計所

得金額が290万円以上450万円未満の方から合計所得金額が300万円以上450万円未満の方に改め、基準額の170％相当額の11万1,180円、第４条第１項10号で合計所得金額が450万円以上700万円未満の方を基準額の180％相当額の11万7,720円、第４条第１項第11号は合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方を基準額の190％相当額の12万4,260円、第４条第１項第12号は合計所得金額が1,000万円以上の方を基準額の200％相当額の12万800円とするものです。

次に、同条第２項で所得の少ない第１号被保険者の軽減について文言の整理を行うものです。

次に、第10条で、保険料の徴収猶予の適用範囲を変更するとともに、第11条で保険料の減免の適用範囲を変更するものです。

次に、第15条で、罰則の適用範囲を変更するものです。

施行期日は、平成30年４月１日です。

以上、簡単ではありますが、島本町介護保険条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例
の一部改正について（案）説明

それでは、引き続きまして、第25号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

提案理由は、再生資源等の持ち去り行為を規制するために、改正するものです。

それでは、参考資料に沿って、御説明申し上げます。

１ページ、２ページは新旧対照表となっています。

次に、３ページをお開きください。再生資源等の持ち去り行為を規制する背景です。

現在、行政による収集の前に、第三者が無断で再生資源や粗大ごみを持ち去る事例が発生し、再生資源の収集量や資源化率に影響が生じているほか、持ち去り行為に関する騒音や安全面での問題も発生しています。全国的にも、本町と同様に再生資源等の持ち去り行為が多発しており、持ち去り行為への規制を条例に明文化することによって抑止力を高め、一定の効果が出ている自治体もあります。

本町においても、再生資源等の持ち去り行為に対し、条例による規制等の対応をとっていく必要があると考え、「島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」を一部改正し、再生資源等の持ち去り行為を規制するものです。

次に、条例の一部改正の概要です。

まず、（１）持ち去り行為の禁止、第20条の２第１項関係です。町長以外の者（ただし、町長から収集又は運搬の委託を受けた者を除く。）が所定の集積場所に排出された

再生資源等を無断で持ち去ることを禁止することについて、新たに規定するものです。

次に、（２）禁止命令等、第20条の２第２項及び第３項関係につきましては、持ち去り行為を行った者に対して、町長が持ち去り行為を止めるよう警告や禁止命令を行うことができるよう新たに規定するものです。

次に、（３）行政手続条例の適用除外、第37条の２関係につきましては、持ち去り行為の禁止命令については、「島本町行政手続条例」第３章（不利益処分）の規定は適用しないことについて、新たに規定するものです。

次に、（４）罰則につきましては、第７章として新設し、第39条及び第40条関係といたしまして、警告や禁止命令を受けたにもかかわらず、その後も持ち去り行為を繰り返した者に対して罰則を科すことができるよう、新たに規定するものです。

次に、（５）その他別表及び文言等の修正です。１ページをお開きください。第５章「章名」につきましては、目次との整合性を図るものです。

次に、２ページをご覧ください。別表第１関係につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料のうち、２の地域の料金表記を、よりわかりやすくするため、文言から金額表記へ変更するものです。この「２の地域」とは、下水処理区域で公示された下水道での処理を開始すべき年月日から３年を経過した地域を言い、汲み取り便所等を使用している世帯等に対し、水洗便所への改造促進を図り、もって、し尿等の処理量を極力減少させるため、「１の地域」の処理手数料の２倍に相当する額としています。なお、し尿の従量制の臨時は、工事現場等において臨時に設置された便槽の汲み取りに適用するものであるため、その処理手数料を同額としており、従前からの変更はありません。

施行期日は、周知期間を設ける必要がありますので、平成30年７月１日から施行するものです。

条例施行にあたりましては、本町のみならず関係団体と連携を図りながら、再生資源等の持ち去り行為の規制に努めてまいります。

以上、簡単ではありますが、島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町一般会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして第26号議案　平成30年度島本町一般会計予算について、ご説明申し上げます。

我が国の経済は雇用・所得環境の改善が続き、民需を中心とした景気回復が見込まれますが、先行きのリスクとして、世界経済の動向や金融資本市場の変動の影響等に留意しなければならない状況にあります。このような中で、平成30年度の国の地方財政対策

では、子ども・子育て支援や地方創生、公共施設等の適正管理等に取り組むため、地方の一般財源総額について、前年度と同水準が確保されたところです。

本町の平成30年度当初予算については、歳入では、町税がほぼ前年度並みとなるものの、地方交付税が大幅な減額となったことから、町税、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税などの一般財源は、約２億７千万円の減額を見込んでいます。一方、歳出においては、昨年度に比べて建設事業の減額などにより歳出総額は減少しているものの、一般財源での歳出は増加しており、多額の財源不足を補うため、約８億７千万円の積立基金を取り崩すこととなりました。

このような厳しい財政状況の中で、住民福祉の維持向上を図るために調製した当該予算案について、議会の皆様方に審議していただくため、提案させていただくものです。

なお、平成30年度当初予算案は、予算調製時点における国の方針に基づいて策定しており、今後、新たに国の方針の詳細が示されれば、年度中の補正予算において、改めて審議していただきたいと考えています。

平成30年度当初予算は、第１条に定めるとおり、歳入歳出総額110億6,900万円を計上しています。予算規模としては、前年度当初予算に比べ３億1,100万円、率にして2.7％の減となっています。この主な要因は、前年度に第四小学校増築等事業などの大規模な建設事業があったことによるものです。

第２条の「債務負担行為」の設定は、「第２表　債務負担行為」でお示ししています。賃金・報酬管理システム賃貸借については、契約期間が６ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

第五次島本町総合計画基本構想等策定業務委託については、契約期間が２ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

大阪府議会議員選挙ポスター掲示場作製等業務委託及び選挙管理委員会事務局電子複写機賃貸借については、平成31年４月執行予定の大阪府議会議員選挙事務を進めるにあたり、契約期間が２ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

第二期島本町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託については、契約期間が２ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

衛生化学処理場解体事業については、契約期間が２ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

小学校社会科副読本編集印刷業務委託については、契約期間が２ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

教育用コンピュータ賃貸借（小学校）については、契約期間が６ヵ年度にまたがるため、設定するものです。

第３条の地方債は、「第３表　地方債」でお示ししています。

一般単独事業債では、8,050万円を計上しています。その内訳としては、ふれあいセン

ターのＷｉ－Ｆｉ環境整備及びカメラ等の更新にかかる財源として1,200万円、衛生化学処理場の撤去事業にかかる財源として6,130万円、道路ストック維持管理事業にかかる財源として720万円を計上しています。

一般廃棄物処理事業債では、清掃工場施設の整備にかかる財源として7,500万円を計上しています。

公共事業等債では、１億1,300万円を計上しています。その内訳としては、橋りょう補修・補強事業にかかる財源として7,580万円、道路維持補修事業にかかる財源として3,520万円、通学路安全プログラム対策事業にかかる財源として200万円を計上しています。

消防施設整備事業債では、救助工作車、救急車及び消防団小型動力ポンプ積載車の更新にかかる財源として１億3,100万円を計上しています。

学校教育施設等整備事業債では、１億6,910万円を計上しています。その内訳としては第四小学校校舎改修等事業にかかる財源として１億4,270万円、第三小学校屋内運動場屋根改修事業にかかる財源として1,980万円、第二中学校テニスコート改修事業にかかる財源として660万円を計上しています。

臨時財政対策債は、５億１千万円を計上しています。

第４条の「一時借入金」の借入最高額は、前年度と同額の５億円を設定しています。

歳　入

［１］町税は、前年度に比べ6,608万２千円、率にして1.4％増の総額47億7,661万７千円を計上しています。

①町民税個人分は、前年度に比べ1,131万４千円減の17億2,077万２千円を計上しています。これは主に、納税者１人当たりの所得の減によるものです。

②町民税法人分は、前年度に比べ2,221万８千円増の６億6,975万６千円を計上しています。これは主に、一部企業の業績が好調なことにより、増額となるものです。

③固定資産税は、前年度に比べ4,107万８千円増の18億6,340万円を計上しています。これは主に、一部企業の設備投資等により増額となるものです。

④国有資産等所在市町村交付金は、前年度に比べ７千円増の2,605万６千円を計上しています。

⑤軽自動車税は、前年度に比べ125万円増の2,967万２千円を計上しています。

⑥町たばこ税は、前年度に比べ885万３千円増の１億184万８千円を計上しています。これは主に、税制改正の影響により増額が見込まれるものです。

⑦特別土地保有税は、滞納分として科目設定１千円を計上しています。

⑧都市計画税は、前年度に比べ399万円増の３億6,511万２千円を計上しています。これは主に、小規模開発等により増額となるものです。

［２］地方譲与税は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、5,100万円を計上しています。

［３］利子割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、800万円を計上しています。

［４］配当割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、3,100万円を計上しています。

［５］株式等譲渡所得割交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、3,100万円を計上しています。

［６］地方消費税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、４億5,800万円を計上しています。なお、このうち、社会保障財源交付金２億2,300万円については、「社会保障施策に要する経費」に充てるものとされています。

［７］ゴルフ場利用税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、４千万円を計上しています。

［８］自動車取得税交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、2,500万円を計上しています。

［９］地方特例交付金は、前年度予算及び地方財政対策を勘案し、4,300万円を計上しています。

［10］地方交付税は、８億９千万円を計上しています。

①普通交付税については、８億５千万円を計上しています。

普通交付税については、基準財政収入額と基準財政需要額の差を財源補填するために交付されています。本年度の積算に当たっては、前年度の確定額、地方財政対策等を勘案しました。

②特別交付税については、前年度予算、地方財政対策等を勘案し、４千万円を計上しています。

［11］交通安全対策特別交付金は、前年度と同額の350万円を計上しています。

［12］分担金及び負担金については､前年度に比べ20万２千円、率にして10.5％減の172万円を計上しています。

［13］使用料及び手数料については、前年度に比べ754万１千円、率にして1.7％増の４億5,703万８千円を計上しています。これは主に、町立保育所において４月入所の児童を優先して入所させることとしたため、年間の平均入所期間が長くなることによるものです。

［14］国庫支出金は、前年度に比べ9,255万８千円、率にして5.8％減の15億1,525万５千円を計上しています。

①国庫負担金については、前年度に比べ3,737万円、率にして3.4％減の10億7,109万６千円を計上しています。これは主に、前年度の教育費国庫負担金において第四小学校増築等事業にかかる財源として、公立学校施設整備費負担金を計上していたことなどによるものです。

②国庫補助金は、前年度に比べ5,483万８千円、率にして11.1％減の４億3,780万７千円を計上しています。これは主に、前年度に第二学童保育棟新築事業及び第四学童保育室整備事業にかかる財源として、子ども・子育て支援整備交付金を計上していたことによるものです。

民生費国庫補助金の保育所等整備交付金１億7,009万５千円については、民間保育所の施設整備を行う事業者に対する補助金の財源として計上しています。

土木費国庫補助金の防災・安全交付金１億5,659万２千円については、橋りょう補修・補強事業、民間建築物耐震補助事業等にかかる財源として計上しています。

③国庫委託金は、前年度に比べ35万円、率にして5.2％減の635万２千円を計上しています。

［15］府支出金は、前年度に比べ5,725万９千円、率にして7.8％減の６億7,483万３千円を計上しています。

①府負担金は、前年度に比べ430万２千円、率にして1.0％減の４億2,992万２千円を計上しています。これは主に、国民健康保険の被保険者数の減により、国民健康保険基盤安定交付金が減額となったことによるものです。

②府補助金は、前年度に比べ5,670万６千円、率にして23.3％減の１億8,672万円を計上しています。これは主に、前年度に第二学童保育棟新築事業及び第四学童保育室整備事業にかかる財源として、子ども・子育て支援整備交付金を計上していたことによるものです。

③府委託金は、前年度に比べ374万９千円、率にして6.9％増の5,819万１千円を計上しています。総務費府委託金の大阪府議会議員選挙事務委託金305万９千円については、大阪府議会議員選挙にかかる事務費にかかる財源として計上しています。

［16］財産収入は、前年度に比べ173万円、率にして58.4％増の469万円を計上しています。これは主に、町有地賃借料の増によるものです。

［17］寄附金は、前年度に比べ14万円、率にして2.2％増の645万３千円を計上しています。

［18］繰入金は、前年度に比べ３億2,487万円、率にして59.9％増の８億6,763万８千円を計上しています。

本年度の歳入予算においては、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた実質的な交付税額が前年度に比べ３億５千万円の減となるなど、第１款「町税」から第10款「地方交付税」までと臨時財政対策債とを合わせた主な一般財源総額は、前年度に比べ2億6,791万８千円の減を見込んでいます。

一方、歳出予算においては、工事請負費が前年度に比べ７億5,596万６千円の減となったものの、児童福祉等にかかる扶助費や、介護保険事業及び後期高齢者医療にかかる経費等の一般財源負担が増大しています。また小学校ＩＣＴ機器整備事業など、教育関係

にかかる一般財源負担も増大しています。

以上のことから、本年度当初予算では、約８億6,763万８千円の積立基金を取り崩す必要が生じたものです。今後におきましても、多くの課題に対応しなければならない状況にあることから、引き続き財務体質の改善に努める必要があります。

本年度の基金からの繰入金の内訳については、次のとおりです。

①公共施設整備積立基金繰入金２億４千万円については、第四小学校既設校舎改修事業、清掃工場の整備及び公債費にかかる財源として繰り入れるものです。

②財政調整基金繰入金５億7,763万８千円については、その他一般財源の不足分を補うため繰り入れるものです。

③減債基金繰入金５千万円については、町営緑地公園住宅にかかる町債償還の財源として繰り入れるものです。

［19］諸収入は、前年度に比べ155万６千円、率にして1.5％増の１億565万６千円を計上しています。「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」普及啓発業務にかかる財源として、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金500万円を計上しています。

［20］町債については、前年度に比べ３億3,890万円、率にして23.9％減の10億7,860万円を計上しています。その内訳は、「第３表　地方債」のとおりです。

歳　出

［１］議会費は、前年度に比べ307万９千円、率にして2.4％増の１億3,172万４千円を計上しています。

［２］総務費は、前年度に比べ2,159万４千円、率にして1.8％増の12億4,085万千円を計上しています。

（１）総務管理費

①一般管理費は、前年度に比べ691万６千円、率にして1.2％増の５億8,028万１千円を計上しています。

②財産管理費は、前年度に比べ513万７千円、率にして7.3％減の6,539万３千円を計上しています。これは主に、町所有のマイクロバスから貸切バスに運用を変更することによるものです。

③防災計画費は、前年度に比べ731万２千円、率にして42.5％増の2,450万５千円を計上しています。これは主に、本年度に地域防災計画等の見直しを行うことによるものです。

④電算処理費は、ほぼ前年度並みの１億1,464万９千円を計上しています。

⑤財務会計費は、前年度に比べ97万６千円、率にして12.7％増の866万８千円を計上しています。これは主に、平成31年の天皇陛下の退位に伴う元号変更に対応するため、財務会計システムを改修することによるものです。

⑥企画費は、前年度に比べ62万３千円、率にして120.7％増の113万９千円を計上し

ています。これは主に、次期総合計画策定にかかる審議会経費を計上したことによるものです。

⑦広報費は、前年度に比べ400万４千円、率にして18.9％増の2,514万円を計上しています。これは主に、ホームページのデザイン変更やスマートフォン用ページの作成等を行うことによるものです。

⑧自治推進費は、前年度に比べ６万８千円、率にして0.6％増の1,067万７千円を計上しています。

⑨人権推進費は、前年度に比べ７万２千円、率にして2.2％減の320万円を計上しています。

⑩男女共同参画推進費は、前年度に比べ４万２千円、率にして3.7％減の110万円を計上しています。

⑪人権文化センター費は、前年度に比べ3,495万１千円、率にして75.3％減の1,149万２千円を計上しています。これは主に、前年度に人権文化センタートイレ改修工事にかかる経費を計上していたことによるものです。

⑫公平委員会費は、前年度と同額の16万３千円を計上しています。

⑬財政調整基金等積立金は、前年度に比べ５万１千円、率にして0.8％増の676万６千円を計上しています。

⑭ふれあいセンター管理費は、前年度に比べ3,376万１千円、率にして26.0％増の１億6,375万３千円を計上しています。本年度は、Ｗｉ－Ｆｉ設置工事のほか、設備の更新にかかる工事を予定しています。

（２）徴税費

①税務総務費は、前年度に比べ785万４千円、率にして8.0％増の１億662万円を計上しています。

②賦課徴収費は、前年度に比べ503万２千円、率にして15.9％増の3,668万３千円を計上しています。これは主に、平成31年度の稼働を予定している、地方税共通納税システムの整備にかかる経費を計上しているためです。

③固定資産評価審査委員会費は、前年度に比べ６万３千円、率にして45.0％増の20万３千円を計上しています。

（３）戸籍住民基本台帳費

戸籍住民基本台帳費は、前年度に比べ８万円、率にして0.1％減の7,249万８千円を計上しています。

（４）選挙費

①選挙管理委員会費は、前年度に比べ116万円、率にして190.2％増の177万円を計上しています。これは主に、平成31年の天皇陛下の退位に伴う元号変更に対応するため、選挙システムを改修することによるものです。

②選挙常時啓発事業費は、14万４千円を計上しています。

③大阪府議会議員選挙費は、平成31年４月執行予定の大阪府議会議員選挙にかかる経費として、305万９千円を計上しています。

（５）統計調査費

諸統計費は、前年度に比べ151万６千円、率にして249.8％増の212万３千円を計上しています。本年度は、住宅・土地統計調査の実施年度であることから、調査実施に必要となる経費を計上しています。

（６）監査委員費

監査委員費は、前年度に比べ１万７千円、率にして2.1％増の82万４千円を計上しています。

［３］民生費は、前年度に比べ１億9,303万３千円、率にして4.5％増の44億8,592万９千円を計上しています。

（１）社会福祉費

①社会福祉総務費は、前年度に比べ207万２千円、率にして1.1％減の１億8,633万６千円を計上しています。本年度は、「地域福祉計画」の次期計画の策定を予定しています。また、地域における子どもの居場所づくりとして、子どもが放課後等に気軽に立ち寄り、食事等ができる「子ども食堂」の活動を支援する補助制度を開始します。

②障害者福祉費は、前年度に比べ113万円、率にして0.2％減の６億4,592万４千円を計上しています。

③行旅病人及び死亡人取扱費は、前年度と同額の34万２千円を計上しています。

④年長者福祉費は前年度に比べ104万２千円､率にして3.3％減の3,063万３千円を計上しています。

⑤国民健康保険費は、前年度に比べ1,167万９千円、率にして3.8％減の２億9,514万５千円を計上しています。これは主に国民健康保険の被保険者数等の減により、保険基盤安定繰出金が減額となったことによるものです。

⑥後期高齢者医療費は、前年度に比べ3,255万円、率にして8.8％増の４億139万３千円を計上しています。これは主に、後期高齢者医療療養給付費負担金の増によるものです。

⑦介護保険費は、前年度に比べ578万８千円、率にして1.5％増の３億9,141万１千円を計上しています。これは主に、介護保険システム更新にかかる経費の増によるものです。

⑧福祉医療助成費は、前年度に比べ1,802万１千円、率にして8.0％減の２億643万１千円を計上しています。これは主に、実績を踏まえた各医療の給付見込みの見直しによるものです。

（２）児童福祉費

①児童福祉総務費は、前年度に比べ2,056万１千円、率にして9.3％減の２億４万５千円を計上しています。本年度は、「第２期島本町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、保護者ニーズの把握等を実施します。

②児童措置費は、前年度に比べ２億3,940万９千円、率にして45.1％増の７億6,991万３千円を計上しています。これは主に、民間保育所の施設整備を行う事業者に対する補助金を計上していることによるものです。

③児童福祉施設費は、前年度に比べ4,030万７千円、率にして13.5％増の３億3,988万３千円を計上しています。本年度は、支援保育の職員体制の拡充のため、介護員を増員します。

④ひとり親家庭福祉費は、前年度に比べ434万３千円、率にして3.5％減の１億2,076万４千円を計上しています。

⑤児童手当費は、前年度に比べ338万９千円、率にして0.6％減の５億7,021万６千円を計上しています。

（３）生活保護費

①生活保護総務費は、前年度に比べ318万７千円、率にして10.2％増の3,447万８千円を計上しています。

②扶助費は、前年度に比べ932万７千円、率にして3.4％増の２億8,607万８千円を計上しています。これは主に、医療扶助の給付見込みの増によるものです。

（４）国民年金費

国民年金総務費は、前年度に比べ32万２千円、率にして4.9％増の690万６千円を計上しています。

（５）災害救助費

災害救助費は、科目設定として災害弔慰金１千円を計上しています。

［４］衛生費は、前年度に比べ4,870万４千円、率にして5.2％増の９億9,216万９千円を計上しています。

（１）保健衛生費

①保健衛生総務費は、前年度に比べ1,361万８千円、率にして10.6％増の１億4,150万２千円を計上しています。

②保健ヘルス事業費は、前年度に比べ826万９千円、率にして7.2％減の１億701万４千円を計上しています。これは主に、がん検診等の受診者見込みによる委託料の減によるものです。

③予防費は、前年度に比べ339万３千円、率にして3.7％減の8,954万５千円を計上しています。これは主に各種予防接種の接種者見込みによる委託料の減によるものです。

④特設水道費は、大沢地区特設水道施設事業特別会計への繰出金として308万円を計上しています。

（２）環境衛生費

①生活環境総務費は、前年度に比べ172万円、率にして4.9％増の3,684万２千円を計上しています。

②環境保全費は、前年度に比べ525万６千円、率にして76.5％増の1,212万６千円を計上しています。本年度は、「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」普及啓発事業にかかる経費を計上しています。

（３）清掃費

①清掃総務費は、前年度に比べ８万３千円、率にして0.6％増の1,324万４千円を計上しています。

②塵芥処理費は、前年度に比べ4,298万９千円、率にして9.8％増の４億8,082万５千円を計上しています。これは主に、清掃工場施設改修事業にかかる経費の増によるものです。

③し尿処理費は、前年度に比べ141万円、率にして1.3％減の１億799万１千円を計上しています。本年度は、衛生化学処理場解体事業にかかる経費を計上しています。

［５］農林水産業費は、前年度に比べ1,165万３千円、率にして13.5％減の7,465万１千円を計上しています。

（１）農業費

①農業委員会費は、前年度に比べ４万５千円、率にして2.1％増の221万５千円を計上しています。

②農業総務費は、前年度に比べ72万５千円、率にして3.4％減の2,039万９千円を計上しています。

③農業振興費は、前年度に比べ52万円、率にして17.2％減の250万１千円を計上しています。

④農業土木費は、前年度に比べ920万８千円、率にして16.5％減の4,669万６千円を計上しています。これは主に玉子排水機場にかかる負担金の減額によるものです。

（２）林業費

林業振興費は、前年度に比べ124万５千円、率にして30.5％減の284万円を計上しています。

［６］商工費は、前年度に比べ98万４千円、率にして4.6％減の2,042万５千円を計上しています。

①商工振興費は、前年度に比べ142万８千円、率にして7.8％減の1,688万５千円を計上しています。

②消費対策費は、前年度に比べ44万４千円、率にして14.3％増の354万円を計上して

います。これは、特殊詐欺対策事業を新たに実施することによるものです。

［７］土木費は、前年度に比べ2,281万７千円、率にして2.2％増の10億4,601万９千円を計上しています。

（１）土木管理費

①土木総務費は、前年度に比べ302万６千円、率にして4.9％増の6,489万８千円を計上しています。

②美化推進費は、前年度に比べ400万２千円、率にして9.0％増の4,868万９千円を計上しています。

（２）道路橋りょう費

道路維持費は、前年度に比べ2,380万円、率にして6.9％減の３億1,999万９千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、国の道路更新防災等対策事業費補助金を活用し、桜井跨線橋の補修・補強設計業務を予定しています。また、防災・安全交付金を活用し、長鳥橋、調子橋、山ノ瀬橋、尺代大橋及び尺代橋の補強・補修工事等を予定しています。

（３）河川費

河川維持費は、前年度に比べ815万２千円、率にして58.1％増の2,217万２千円を計上しています。これは主に、土砂災害特別警戒区域内にある既存住宅の移転及び補強に関する費用の一部を補助する経費を計上していることによるものです。

（４）都市計画費

①都市計画総務費は、前年度に比べ2,428万５千円、率にして44.0％増の7,953万４千円を計上しています。これは主に、ＪＲ島本駅西周辺地区及び百山地区における区域区分の変更や用途地域の指定及び変更等並びに都市農業の振興を目的とした、生産緑地指定にかかる経費を計上していることによるものです。

②浸水対策事業費は、前年度に比べ87万１千円、率にして15.0％増の668万３千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、台風等の大雨時における道路浸水等の被害を防ぐため、水路等において対策工事を予定しています。

③公園費は、前年度に比べ67万２千円、率にして4.4％増の1,585万３千円を計上しています。

④公共下水道費は、前年度と同額の４億2,500万円を計上しています。

（５）住宅費

住宅管理費は、前年度に比べ952万５千円、率にして72.9％増の2,259万４千円を計上しています。これは主に、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行による島本町における空家等実態把握調査業務及び島本町営住宅長寿命化計画に基づく、御茶屋住宅外壁等改修工事設計業務にかかる経費を計上していることによるものです。

（６）交通防犯対策費

①交通安全対策費は、前年度に比べ499万８千円、率にして20.8％減の1,899万３千円を計上しています。本年度は、前年度に引き続き、防災・安全交付金を活用し、通学路安全プログラム対策工事を予定しています。

②防犯費は、前年度に比べ108万２千円、率にして5.3％増の2,160万４千円を計上しています。これは主に、前年度の防犯灯修繕件数の見込みを勘案したことによるものです。

［８］消防費は、前年度に比べ１億7,863万円、率にして47.8％増の５億5,255万１千円を計上しています。

①非常備消防費は、前年度に比べ76万１千円、率にして3.8％増の2,093万３千円を計上しています。

②常備消防費は、前年度に比べ1,591万１千円、率にして4.6％増の３億6,556万１千円を計上しています。

③消防施設費は、前年度に比べ１億6,195万８千円、率にして3,951.2％増の1億6,605万７千円を計上しています。これは主に、平成12年に購入した山崎分団・東大寺分団の小型動力ポンプ積載車、平成15年に購入した救助工作車、平成18年に購入した救急車の更新及び消防庁舎ガレージ照明器具ＬＥＤ化工事にかかる経費を計上していることによるものです。

［９］教育費は、前年度に比べ７億8,939万２千円、率にして35.0％減の14億6,515万２千円を計上しています。

（１）教育総務費

①教育委員会費は、前年度と同額の98万７千円を計上しています。

②事務局費は、前年度に比べ25万８千円、率にして0.1％増の１億8,325万円を計上しています。

③教育センター費は、前年度に比べ681万９千円、率にして109.7％増の1,303万５千円を計上しています。これは主に、複数の費目で計上していたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教育相談等の事業を教育相談事業として集約するとともに、各相談回数の増を図ることによるものです。

④放課後子ども支援費は、前年度に比べ２億2,965万７千円、率にして64.8％減の１億2,491万２千円を計上しています。これは主に、前年度に第二学童保育棟の新築及び第四学童保育室の整備を行ったことによるものです。

（２）小学校費

①学校管理費は、前年度に比べ６億5,386万４千円、率にして57.4％減の４億8,594万円を計上しています。これは主に、前年度に第四小学校校舎増築等工事をはじめとする大規模工事を実施したことから、減額となるものです。本年度は、雨漏りが生じている第三小学校屋内運動場屋根の改修工事や、第四小学校と第一小学校にお

いて親子給食を実施するための施設整備として、第四小学校校舎改修等工事及び第一小学校給食室改修設計業務を予定しています。

②教育振興費は、前年度に比べ3,889万３千円、率にして91.9％増の8,121万７千円を計上しています。本年度は、小学校におけるＩＣＴ教育環境の整備を行うため、タブレットパソコン等の購入を予定しています。

（３）中学校費

①学校管理費は、前年度に比べ2,319万６千円、率にして18.5％増の１億4,877万２千円を計上しています。本年度は、経年劣化により剥離・摩耗している第二中学校のテニスコートの改修等を予定しています。

②教育振興費は、前年度に比べ302万８千円、率にして9.6％増の3,471万７千円を計上しています。これは主に、就学援助の支給費目のうち、新入学生徒にかかる学用品等について、中学校入学前に早期支給することによるものです。

（４）幼稚園費

幼稚園費は、前年度に比べ1,402万５千円、率にして9.1％増の１億6,841万円を計上しています。これは主に、預かり保育時の支援を要する児童への介護員配置にかかる臨時職員賃金の増によるものです。

また、本年度は、第二幼稚園の施設解体にかかる設計業務を実施します。

（５）社会教育費

①社会教育総務費は、前年度に比べ223万３千円、率にして2.2％増の１億416万円を計上しています。これは主に、非常勤嘱託員の埋蔵文化財等調査員について、業務量の増加に対応するため、従来の２名から１名増の計３名を雇用することによるものです。

②青少年費は、前年度に比べ144万９千円、率にして12.7％減の1,000万４千円を計上しています。これは主に、前年度までＹＹワールド事業にかかる経費を計上していたことによるものです。

③文化財保護費は、前年度に比べ258万２千円、率にして18.0％増の1,692万２千円を計上しています。これは主に、水無瀬神宮所有の国宝２点の複製を作成する経費を計上していることによるものです。

④歴史文化資料館管理費は、前年度に比べ123万１千円、率にして21.3％増の700万５千円を計上しています。これは主に、複合機等備品の更新によるものです。

⑤史跡桜井駅跡管理費は、前年度に比べ103万９千円、率にして196.4％増の156万８千円を計上しています。これは主に、高木剪定を実施する経費を計上していることによるものです。

⑥生涯学習費は、前年度に比べ96万４千円、率にして11.3％減の757万２千円を計上しています。これは主に、年長者学級や文化教室の開催内容につきまして、一部見

直しを図ったことによるものです。

⑦図書館費は、前年度に比べ180万７千円、率にして5.1％増の3,717万３千円を計上しています。これは主に、町立図書館の職員体制を補うため、前年度途中に雇用した臨時職員の事務職1名を、本年度も引き続き雇用することによるものです。

⑧スポーツ推進費は、前年度に比べ143万１千円、率にして3.8％増の3,950万８千円を計上しています。これは主に、複合機等備品の更新によるものです。

［10］災害復旧費は、前年度に比べ20万円、率にして0.8％減の2,342万４千円を計上しています。

［11］公債費は、前年度に比べ2,337万２千円、率にして2.3％増の10億2,110万６千円を計上しています。

元金については、前年度に比べ2,404万１千円、率にして2.7％増の９億1,255万８千円を計上しています。これは主に、平成26年度に借入れした臨時財政対策債の元金の償還が開始されることによるものです。

次に、利子については、前年度に比べ66万９千円、率にして0.6％減の１億854万８千円を計上しています。これは、金利が低水準で推移していることによるものです。

一時借入金利子については、年度内の一時的な資金需要に対応するため計上しています。なお、本年度についても、基金保有残高を踏まえ基金からの資金流用を優先することとし、117万１千円を計上しています。

［12］予備費は、前年度と同額の1,500万円を計上しています。

なお､予算のプロフィール（重点項目､予算内訳表､主な普通建設事業等の参考資料）も参照していただきたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町土地取得事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第27号議案　平成30年度島本町土地取得事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

土地取得事業特別会計は、土地開発基金の活用及び公共用地先行取得等事業債の借入れにより、自主的かつ主体的なまちづくりを円滑に推進するため、公共用地の先行取得等公有地の確保を図ることを目的としています。

平成30年度予算総額は、第１条のとおり、歳入歳出総額２億7,385万円で、前年度と同額となっています。

歳入ですが、財産収入の利子及び配当金では、土地開発基金の利子収入として、前

年度と同額の15万円を計上しています。

次に、繰入金の土地開発基金繰入金では、公共用地の先行取得が円滑に行えるように、土地開発基金保有額の範囲内である２億7,370万円を計上しています。

歳出ですが、公共用地先行取得費では、歳入の繰入金で説明しましたとおり、土地開発基金保有額の範囲内で事業実施できるよう、２億7,370万円を計上しています。

諸支出金15万円については、土地開発基金から生じる利子収入を当該基金に積み立てるため、歳入と同額を計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町土地取得事業特別会計の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第28号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本年４月１日から施行される「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定させ、都道府県は、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進することとなっています。

大阪府の「国民健康保険運営方針」に基づき編成した平成30年度の予算総額は、34億5,950万円で、前年度に比べ７億7,600万円、率にして18.3％の減となっています。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、保険料については、大阪府から通知された市町村国保事業費納付金・標準保険料率算定結果に基づき、納付金に必要な保険料を賦課する仕組みとなっています。本年度の保険料については、前年度に比べ、一般被保険者の保険料総額で9,426万１千円の減となっています。

また、年間平均被保険者数を339人減と見込み、現年分の１人当たり年間保険料は10万3,104円で、前年度に比べ8,620円、率にして7.7％の減となっています。

退職被保険者の保険料総額は、被保険者数の減に伴い、前年度に比べ1,494万７千円の減となっています。

次に、府支出金については、都道府県が保険給付に必要な費用を全額市町村に交付するための普通交付分として、24億4,653万８千円を計上しております。また、保険者努力支援分、特別調整交付分、府繰入金、特定健診等負担金の特別交付分として3,041

万円を計上しております。

次に、一般会計繰入金については２億9,514万５千円で、前年度に比べ1,167万９千円の減となっています。

保険基盤安定繰入金については標準保険料による平成30年度見込み額を、職員給与費等繰入金及び出産育児一時金繰入金については法定繰入れ分を、財政安定化支援事業繰入金については平成29年度実績をもとに計上しています。

また、その他一般会計繰入金については、地方単独事業の減額調整分として584万円を計上しています。

次に、歳出です。

総務費については、前年度に比べ384万２千円の減となっています。この主な要因は前年度に平成30年度の国保広域化に向けたシステム改修費等を計上していたことによるものです。

次に保険給付費については、大阪府から通知された医療費総額をもとに、過去の医療費の実績を勘案して推計しています。一般被保険者療養給付費については20億3,417万６千円を計上し、前年度に比べ１億8,382万４千円の減となっています。また、療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費についても、過去の実績、対象被保険者数等を精査し、所要額を計上しています。

なお、本年度１人当たりの医療費については、一般被保険者で37万5,256円を見込んでいます。

次に、国民健康保険事業費納付金については、大阪府内の保険料収納必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で按分したものに、保険者支援制度、財政安定化支援事業、地方単独事業の減額調整分等が調整され、大阪府から通知されたものであり、医療分、後期高齢者支援分、介護納付金をあわせて９億1,508万６千円を計上しております。

次に、保健事業費については、特定健康診査等事業費で、特定健診・特定保健指導として保険者が被保険者に対し生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により、健康の保持に努める必要がある被保険者に保健指導を実施するため、2,694万８千円を計上しています。

また、疾病予防費では、本町が実施している各種検診（健診を含む）の自己負担金助成、前立腺がん検査、ピロリ菌検査、平成30年度から大阪府統一基準で行われる人間ドック助成、医療費分析をはじめとする医療費適正化関係業務等に1,552万２千円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第29号議案　平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度については、都道府県を単位として、全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が財政運営を行い、保険料の徴収等を市町村が行うものです。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、保険料については、被保険者の一人ひとりが等しく負担する均等割額（応益分）と、被保険者がそれぞれの所得に応じて負担する所得割額（応能分）の合計で構成されています。また、保険料率及び賦課限度額については、大阪府後期高齢者医療広域連合の条例で定められています。

平成30年度においては、２年に一度の保険料率の見直しが行われ、均等割額が　５万1,491円と、所得割率が9.90％、賦課限度額が62万円となっています。本町の被保険者数を3,871人と見込んで算出した保険料現年度分は、３億6,106万２千円で、保険料軽減後の１人当たりの賦課額は９万3,274円です。

次に、一般会計繰入金で、事務費繰入金については、職員２人の人件費を含めた事務費3,802万１千円、保険基盤安定繰入金については、均等割の軽減総額6,366万５千円を計上しています。

次に、歳出です。

総務費については4,026万９千円を計上し、前年度と比べ1,485万７千円の増となっています。主な内容としては、職員２人分の人件費、委託料、備品購入費等です。

次に、後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金を合わせ、４億2,562万７千円となっています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第30号議案　平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算につきましては、予算総額 23億5,300万円、前年度と比較して1,600万円の増、率にして0.7％の増となっています。平成30年度は、平成30年度から平成32年度までの３年間を計画期間とする「第７期島本町介

護保険事業計画」の初年度であり、計画に沿った予算計上を行ったものです。

それでは、歳入の主なものについて、ご説明申し上げます。

まず、保険料については、65歳以上の方の介護保険料として５億3,064万１千円を計上しています。

次に、国庫支出金のうち介護給付費負担金については、法定負担割合に基づき施設分にかかる保険給付費の15％相当額及びその他の保険給付費の20％相当額の3億8,470万５千円を計上しています。また、国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金として、保険給付費、介護予防・日常生活支援総合事業の1.71％相当額3,779万１千円と地域支援事業交付金3,171万４千円の、合計6,950万５千円を計上しています。

次に、支払基金交付金については、介護給付費交付金として40歳から64歳までの方が、それぞれ加入している各医療保険から徴収される第２号被保険者の介護保険料相当額５億7,469万２千円、地域支援事業支援交付金2,199万６千円の合計５億9,668万８千円を計上しています。

次に、府支出金のうち介護給付費負担金については、施設分にかかる保険給付費の17.5％相当額及びその他の保険給付費の12.5％相当額の３億705万３千円を計上しています。

また、府補助金の地域支援事業交付金につきましては、1,789万６千円を計上しています。

次に、繰入金のうち、一般会計繰入金については、介護給付費繰入金が２億6,606万１千円、地域支援事業繰入金が1,789万６千円、職員給与費等繰入金が3,662万３千円、低所得者保険料軽減繰入金が401万円、その他一般会計繰入金が5,545万３千円の計３億8,004万３千円を計上しています。

また、基金繰入金については、保険料の上昇を抑制するため、介護保険給付準備基金からの取り崩し5,610万６千円を計上しています。

そのほか、諸収入で第三者納付金、国民健康保険団体連合会返納金をそれぞれ１千円、介護予防ケアマネジメント費収入で1,020万３千円を計上しています。

次に、歳出です。

総務費の総務管理費については、介護保険担当職員５人分の人件費、介護保険システム改修、介護保険システム運用支援等で6,857万７千円を計上しています。

次に、介護認定審査会費については、介護認定審査会委員報酬、訪問調査員賃金、主治医意見書作成手数料、認定調査委託料等で2,121万９千円を計上しています。

次に、保険給付費については、「第７期介護保険事業計画」に基づき、平成30年度の介護サービスの提供量及び介護予防サービス提供量にかかる保険者負担総額並びにこれらサービス利用にかかる審査支払手数料として、介護サービス等諸費で19億3,968万６千円、介護予防サービス等諸費で6,631万３千円、高額介護サービス費で5,330万

５千円、高額介護予防サービス費で50万円、高額医療合算介護サービス費で642万５千円、高額医療合算介護予防サービス費で10万円、介護保険給付準備基金利息で５万８千円、特定入所者介護サービス費で6,170万９千円、特定入所者介護予防サービス費で45万円の、合計21億854万６千円を計上しています。

次に、地域支援事業費については、平成29年度から実施している「総合事業」として、介護予防・生活支援サービス事業費で7,980万９千円、一般介護予防事業費で165万８千円、地域包括支援センターの運営経費を、包括的支援事業費で4,463万８千円、任意事業費で562万３千円を、それぞれ計上しています。

そのほか、諸支出金で過年度保険料還付金として50万円、還付加算金で５万円、予備費として238万円を計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町介護保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第31号議案　平成30年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本事業会計は、大沢地区の飲料水の確保と安定供給を図るため設置しています。

それでは、予算書に基づきご説明申し上げます。

平成30年度の予算の総額については、第１条に定めていますとおり、歳入歳出それぞれ、前年度と比べ190万円減の320万円を計上しています。

歳入ですが、水道使用料については、大沢地区の11戸及び町立キャンプ場の年間の使用水量を勘案し、前年度と比べ１万円減の12万円を計上しています。

本事業会計の収入は、この水道使用料のみで、適切な施設の維持を図るためには一般会計からの繰入れが必要不可欠なことから、一般会計繰入金として308万円を計上しています。

一方、歳出については、一般管理費で319万円を、予備費で１万円を、合計で320万円を計上しています。

主なものとして検針・水質検査等業務217万２千円を計上しており、その他のものとして水道施設補修業務82万６千円などを計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町公共下水道事業特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第32号議案　平成30年度島本町公共下水道事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

本町の下水道事業においては、公共用水域の水質保全を図るため、平成２年４月の供用開始以来、供用区域の計画的な拡大に努めており、平成29年度末の人口普及率は、約95.6％に達する見込みです。

本年度、雨水整備については、前年度に引き続き五反田雨水幹線整備工事（第２期）を実施する予定です。また汚水整備については、未整備区域の解消に向け、高浜一丁目及び東大寺一丁目の一部における面的整備を計画的に実施する予定です。あわせて、老朽化が進んでいる島本１号汚水幹線などの公共下水道施設への対策を実施する予定です。

それでは、予算書に基づきご説明申し上げます。

平成30年度の予算総額は、第１条に定めていますとおり、歳入歳出、それぞれ15億9,600万円を計上しています。前年度に比べ２億6,300万円、率にして19.7％の増となっています。

第２条、債務負担行為では、島本町水洗便所改造資金融資あっせんに基づく金融機関に対する損失補償に関わる事項、期間及び限度額を定めています。

第３条、地方債では、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めています。

第４条、一時借入金の借入限度額では、収支状況を勘案し、４億円と定めています。

第５条、歳出予算の流用では、予算の執行上必要がある場合に限り、各項の間において相互に流用することができる経費として、給料、職員手当等及び共済費に関わる費用を定めています。

それでは、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

分担金及び負担金のうち、山崎ポンプ場大山崎町負担金では、通常の維持管理経費に加え、山崎ポンプ場の修繕等に要する費用について、応分の負担を計上しています。

使用料及び手数料のうち、下水道使用料では、供用開始区域の拡大及び住宅開発に伴う人口増や、最近における水道使用量を見込み、４億1,804万４千円（対前年度比0.1％増）を計上しています。

国庫支出金では、社会資本整備総合交付金等対象事業費の増により、前年度に比べ１億5,50万円増の２億4,200万円を計上しています。

繰入金のうち、一般会計繰入金では、前年度と同額の４億2,500万円を計上しています。

町債では、４億2,010万円（対前年度比 29.6％増）を計上しています。なお、資本

費平準化債については、受益者負担の世代間の公平化を図るため、前年度に比べ３千万円減の１億1,000万円を発行します。

次に、歳出のうち、一般管理費では、３億1,495万５千円（対前年度比11.5％増）を計上しています。

主なものとして、負担金、補助及び交付金のうち淀川右岸流域下水道維持管理負担金について、施設管理費など１億8,409万２千円（対前年度比1.8％減）を計上しています。

委託料では既設管渠侵入水調査業務820万円及び島本１号汚水幹線圧送管洗浄業務604万３千円を、平成31年度からの公営企業会計の適用に向けまして地方公営企業法適用化移行支援業務1,997万円を計上しています。

次に、下水道建設費では、６億1,074万４千円（対前年度比81.7％増）を計上しています。主なものとして、委託料では山崎雨水幹線実施設計業務1,100万円、五反田雨水幹線上流部水路整備実施設計業務2,000万円、淀川右岸流域関連公共下水道事業計画変更業務900万円、ストックマネジメント計画作成業務700万円及び島本１号汚水幹線管内調査業務300万円を、工事請負費では汚水管渠築造工事5,320万円、五反田雨水幹線付帯工事１億3,700万円及び前年度より実施しております五反田雨水幹線整備工事（第２期）２億7,184万円を計上しています。

また、負担金、補助及び交付金では、淀川右岸流域下水道建設負担金として高槻水みらいセンターの汚水設備更新費用等3,732万８千円を（対前年度比27.0％増）、流域下水道高槻島本雨水幹線接続点工事負担金として、接続点に関わる高槻市への負担金713万１千円（対前年度比70.2％減）を計上しています。

なお、公債費では、下水道の整備に要した町債の元利償還金６億 6,880万１千円（対前年度比6.2％減）を計上しています。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町公共下水道事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町大字各財産区特別会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第33号議案　平成30年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第37号議案　平成30年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までについて、ご説明申し上げます。

初めに、大字山崎財産区特別会計予算では、歳入予算額170万２千円に対し、歳出予算額は35万円で、差引残金は135万２千円です。

次に、大字広瀬財産区特別会計予算では、歳入予算額159万３千円に対し、歳出予算

額は15万円で、差引残金は144万３千円です。

次に、大字桜井財産区特別会計予算では、歳入予算額１億2,702万３千円に対し、歳出予算額は715万円で、差引残金は１億1,987万３千円です。

次に、大字東大寺財産区特別会計予算では、歳入予算額86万６千円に対し、歳出予算額は22万５千円で、差引残金は64万１千円です。

最後に、大字大沢財産区特別会計予算では、歳入予算額172万３千円に対し、歳出予算額は40万円で、差引残金は132万３千円です。

５財産区特別会計の歳入予算総額は１億3,290万７千円で、その主な内容は、平成29年度からの繰越金です。

一方、歳出予算総額は827万５千円で、その内容は、各財産区の管理経費及び自治会に対する運営補助金です。

なお、各予算とも、それぞれの財産区管理会から、あらかじめ同意をいただいております。

以上、簡単ではありますが、第33号議案　平成30年度島本町大字山崎財産区特別会計予算から第37号議案　平成30年度島本町大字大沢財産区特別会計予算までの説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

平成30年度島本町水道事業会計予算（案）説明

それでは、引き続きまして、第38号議案　平成30年度島本町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

第１条「総則」では、平成30年度の予算を定めています。

第２条「業務の予定量」では、住宅開発等による増も見込んでいますが、最近の人口動向や節水器具の普及状況を勘案し、給水戸数を１万2,967戸と、給水人口を３万827人と、年間総配水量を3,211千㎥と、一日平均配水量を8,797㎥としています。また、建設改良事業の事業費総額については、１億1,597万３千円（対前年度比77.4％減）を計上しています。そのうち、施設整備事業については7,830万円（対前年度比59.4％減）を計上しています。

第３条「収益的収入及び支出」のうち、まず収入ですが、第１款　水道事業収益では７億2,080万円（対前年度比14.5％増）を計上しています。

第１項　営業収益では、５億5,061万４千円（対前年度比 3.6％増）を計上しています。そのうち、水道事業の収入の大半を占める給水収益については、５億3,082万９千円（対前年度比1.6％増）を見込んでいます。

第２項　営業外収益では、１億7,018万５千円（対前年度比74.0％増）を計上してい

ます。その内訳として、負担金では8,979万円を、受取利息では６万１千円を、下水道受託収益では 1,282万３千円を、他会計繰入金では1,469万９千円を、長期前受金戻入では5,007万７千円を、雑収益では273万５千円を計上しています。

第３項　特別利益では、貸倒引当金戻入のため１千円を計上しています。

次に、支出ですが、第１款　水道事業費用では、６億1,690万円（対前年度比18.6％増）を計上しています。

第１項　営業費用では、５億8,916万３千円（対前年度比19.8％増）を計上しています。その内訳として、原水及び浄水費では１億7,088万１千円を、配水及び給水費では１億102万６千円を、受託工事費では1,150万９千円を、総係費では１億1,655万８千円を、減価償却費では１億8,846万９千円を、資産減耗費では72万円を計上しています。また、複数水源による安定供給を図るため、引き続き大阪広域水道企業団から、年間配水量の概ね10％の量の高度浄水処理水を受水する予定です。

第２項　営業外費用では、1,773万７千円（対前年度比1.6％減）を計上しています。その内訳として、企業債支払利息では773万７千円（対前年度比3.7％減）を、消費税及び地方消費税では1,000万円を計上しています。

第３項　予備費では、円滑な企業活動を期するため、前年度と同額の1,000万円を計上しています。

以上、収益的収支では、１億390万円の利益を見込んでいますが、この中には、長期前受金戻入5,007万７千円が含まれています。

第４条「資本的収入及び支出」のうち、まず収入ですが、第１款　資本的収入では、１億7,514万２千円（対前年度比126.9％増）を計上しています。

第１項　加入金では１億5,516万円（対前年度比231.1％増）を、第２項　特別開発負担金では1,841万円（皆増）を、第３項　出資金では157万２千円（対前年度比1.9％増）を計上しています。

次に支出ですが、第１款　資本的支出では、１億3,130万円（対前年度比75.1％減）を計上しています。

第１項　建設改良費では、１億1,597万３千円（対前年度比77.4％減）を計上しています。主なものとして、施設整備事業費の委託料では、第一曝気塔更新工事実施設計業務1,330万円及び老朽配水管布設替工事6,500万円を計上しています。

第２項　企業債償還金では、政府資金等の企業債の元金償還金1,532万７千円（対前年度比2.0％増）を計上しています。

第５条「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」では、その対象となる経費を、水道事業会計の職員10人分の職員給与費9,058万２千円（対前年度比4.5％増）と定めています。

第６条「たな卸資産購入限度額」では、たな卸資産の購入限度額を1,420万円と定め

ています。

なお、詳細については、本予算書に記載しているとおりです。

以上、簡単ではありますが、平成30年度島本町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　以上で、町長の施政方針並びに各議案についての説明は終わりました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時 16 分～午後３時 30 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、これより町長の施政方針並びに第 17 号議案から第 38 号議案までの 22 件に対し、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を行います。

質疑の順は、人びとの新しい歩み、自由民主クラブ、公明党、大阪維新の会、コミュニティネット、河野議員の順で行います。

なお、本案 22 件は各常任委員会に付託し、審査することとなっておりますので、質疑の内容は大綱的なものに止めていただきます。

それでは最初に、人びとの新しい歩みの発言を許します。

中田議員（登壇）　2018 年２月定例会議の、人びとの新しい歩みを代表して大綱質疑を行います。

一つ目．「人口減少という現実を見据えた新総合計画基本構想の策定を」。

人口減少は、現在の日本社会が抱える喫緊の課題です。人口推計によると、日本の人口は 35 年後には１億人を切るとされています。よほど思い切った移民受け入れを行わない限り、人口減少は避けられません。

しかし、人口減少そのものは、必ずしも悪いことではありません。問題は、これまでの様々な制度が、人口が一定ないし増えることを前提に設計されていることにあります。制度設計が現実にあわなくなってきているのです。ある都市計画の専門家は、「各地の総合計画は人口を増やすという考えに固執しており、このままでは、その９割が失敗する」とさえ言っています。

現在、求められていることは、近隣の自治体間で徒に住民獲得競争をすることではありません。これは、拡大・成長で問題を解決しようという旧来型の発想で、これこそが問題の本質だからです。それよりも、人口減少で生じるゆとりをチャンスと捉える大きな発想の転換が必要です。今あるものを活かしながら、生活の質を高めていくべきです。言い換えれば、人口減少を現実のものとして正面から向き合い、必要な対策を取るべきなのです。

島本町も、その例外ではありません。現在、大型住宅の開発ラッシュで人口は一時的

に増加するようですが、その後には確実に人口が減少します。中長期的な展望に立った新たな「総合計画基本構想」の策定に際し、新しい時代にふさわしい、新しい豊かさをどう実現するか、という視点を持つことが必要です。見解を問います。

二つ目．「既存のストックをうまく活かしたまちづくり」。

こういった新しい時代に向けて、厳しい財政状況の中で安定的な行政サービスを行うためには、いかに、今あるものをうまく活かしていくかが重要です。

①つ目．町立キャンプ場の今後。

施政方針には、町立キャンプ場を平成 30 年度をもって閉鎖する方向が示されています。キャンプ場が閉鎖されれば、町内の子ども達の貴重な自然体験の機会が失われます。失われた機会は、既存のストックの有効活用によって補うことが望ましいと言えます。このような観点から、キャンプ場を閉鎖した場合の自然体験のための環境整備について、何か具体的な施策やアイデアはありますか。

②つ目．現状にあわせた島本駅西地区の都市計画を。

既存のストックの有効利用という観点からすると、空き家問題への対応など既存の市街地の再整備が最優先です。ですから、今年度、新たに取り組まれる空家等実態把握調査が行われることは評価できるものです。一方で、都市計画を変更してまで市街化区域を拡大しようという島本駅西地区開発計画は、成長至上主義に捕らわれたもので、時代にそぐわないと言わざるを得ません。そんな駅西土地区画整理事業準備組合に対して、「財政面での支援を検討」とあります。その公益性には大きな疑問を感じますが、具体的に何を支援するのですか。

③つ目．ふれあいセンターの活用で子育てしやすいまちづくり。

大型住宅の開発ラッシュによって、子育て世代の増加がますます見込まれる島本町です。子ども子育てニーズ調査からは、子ども達のための屋内施設の充実を望む声が多いことがわかっています。この要望に対しては、既存のストックであるふれあいセンターの活用で応えるべきです。当面は、条例改正なしでもできることから始めるべきでしょう。昨年の一般質問では、「ふれあいセンターの建設後 20 年以上が経ち、住民ニーズの変化に伴い、子ども達の利用を含めて施設活用の再検討が必要である」との答弁をいただいています。検討は、施設を所管している総務部や健康福祉部、教育委員会との間で行うとのことでしたが、検討は進んでいますか。進捗状況をお答えください。

④つ目．さらなる農地保全施策の検討を。

町内に残る都市農地は、緑豊かな本町の魅力を作り出す重要な要素であり、既存のストックとして活用すべきです。生産緑地制度の導入については、都市農地の維持保全に寄与することから評価できます。しかし、生産緑地制度は以前から存在しており、近隣市町村の多くでは、すでに導入済みです。つまり、生産緑地制度は「都市農業振興基本法」にうたわれている新しい都市農地のあり方への政策的対応としては不十分であり、

これから行うべき都市農業振興の前提条件であると位置づけるべきです。言い換えると、「都市農業振興基本法」の精神を実現するためには、より一層踏み込んだ施策が求められているということです。そのような施策は検討しておられますか。また、本町における都市農地の機能をどのように捉えておられますか。

⑤つ目．町内の森林の現状は。

近年の異常気象による集中豪雨や土砂災害への対応が、本町でも課題となっています。内水対策として下水のインフラ整備が行われていますが、ストックの有効活用という意味では、本町の面積の７割を占める森林の整備を行うことも有効でしょう。施政方針には、地下水の涵養や防災の観点から、森林整備を進めていくことが示されています。町内の森林のうち、町の管理する面積は何割ですか。また、全国的に持ち主不明の山林が増加していることが課題となっていますが、町内の状況は把握されていますか。

⑥つ目．生物多様性保全の現状と課題は。

本町の緑豊かな環境に生息する生物もまた、既存のストックの一つと言えます。新規事業として「生物多様性ガイドライン」の策定を行うことは、素晴らしいことと評価できます。島本町における生物多様性保全の現状をどう捉え、課題は何であると認識していますか。

三つ目．「住民ニーズに基づいた効率的な行政運営を行ってください」。

厳しい財政状況の中で安定的な行政サービスを行うためには、効率的な行政運営が必要です。そのためには、今あるものをうまく活かしていくことと同時に、住民ニーズに基づいた施策が重要になります。限られた人材や資源を、住民ニーズのないところに投入するような余裕は、今の町にはないはずです。

①つ目．町長によるタウンミーティングを評価します。

そういった意味で、町長による様々なタウンミーティングの開催は、これまでの町政になかった有意義な取り組みと評価します。各種のタウンミーティングを開催された中で、どのようなことを感じられましたか。今後の課題はありますか。

②つ目．新総合計画基本構想策定のプロセスに住民参加の充実を。

新総合計画基本構想は、法律による義務ではなく、住民自治を基本理念とする「島本町まちづくり基本条例」において定め、議会の議決によって策定するという自主的な判断により策定するものです。総花的である、財政の裏付けがないなど、これまでの批判を乗り越え、行政運営の質の向上を目指すものでなければなりません。そのために必要なものは、策定プロセスにおける市民参加です。意思決定の過程での熟議が重要視される今、アンケート調査はもちろん、地区ごとのワークショップや市民討議の機会、あるいは無作為抽出によるワールドカフェの開催など、これらの中から最も効果的と思われる手法を用いて、住民参画を実現していただかなければなりません。策定プロセスにおける住民参画について、見解を問います。

③つ目．福祉ふれあいバスの運行は専門性を活かした抜本的な改善を。

「高齢者や障害者の皆さんの利便性の向上や社会参加を促進するため、『福祉ふれあいバス』の今後のあり方について検討を行う」とのことです。運行日の拡充、台数増加、利用の実態に即したルートの検討など、利用者の本来のニーズに合わせた抜本的な見直しが必要と考えます。今回の検討が目指すところ、検討の手法について、ご説明ください。現在の福祉ふれあいバスの運行形態を踏襲しつつ、より効果的な運行を目指すためには、交通関係者による専門性のあるアドバイスが必要と考えますが、どのようにお考えですか。

④つ目．行政の意思形成過程に住民意見の反映を行ってください。

昔のような右肩上がりの成長が望めない現在、行政と住民が協力してまちを運営していくことは必要不可欠です。この点、本町はどうでしょうか。大変、心許ない状況にあるのではないでしょうか。例えば、町立プールの廃止、一小の給食の親子方式への移行、第二幼稚園の廃止、駅西の都市計画の説明会などで何が起こったかを思い起こしてください。住民が戸惑い、胸を痛め、怒る様子を、私は何度も見てきました。これらは、わずかここ数年の出来事です。このような状況は、住民にとっても、行政にとっても、また町の未来にとっても不幸なことです。

施政方針では、町立キャンプ場を本年度で閉鎖する方向が示されています。そうであれば、町としてのビジョンを示し、その合理性、必要性、今後の方針を含め、住民に丁寧に説明し、意見を聞き取り、それらの意見を反映できるところがあれば取り入れてください。

先日、行われた島本駅西の都市計画の説明会でも、参加した住民から、計画への不満や疑問の声があがりました。反対の声があるから説明会は開催しないほうが良い、反対の意見があっても行政に決定権があるのだからそのまま進めれば良い、などという考えは、住民のニーズを実現するために存在する行政の態度としてあってはならないものです。そして、もし住民のニーズに応えられないというのであれば、行政は理を持って住民を説得すべきです。見解を問います。

四つ目．「福祉と教育の充実した町づくり」。

①つ目．健康寿命の長い町に。

「第７期保健福祉計画及び介護保険事業計画」が策定されます。人生百年時代に、すべての住民が地域で明るく生活を送ることができる町になるためには、いかに健康寿命を伸ばすかが鍵となります。昨今、様々な試みから社会参加や交流を促す「通い、集い、人と人との繋がりができる場所」が、認知症予防や健康寿命に良いということが明らかになってきています。町内には年長者向けの団体が様々にありますが、今後はさらに、ともに食事をしたり長時間集うことができるような居場所づくりが必要とされていると感じています。いかがですか。

地域包括支援センターは、様々に課題があるものの直営だからこそのきめ細やかな対応や、公平・中立性が保たれる点などから、これからも直営で運営することが望ましいと考えます。「新たな運営形態を検討」するとのことですが、その場合、公平・中立性をどのように担保されるおつもりですか。

②つ目．国民健康保険、誰のための統一保険料導入か。

2015 年５月 27 日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」が成立、1961 年から半世紀にわたって行われてきた運営が大きく変更されます。市町村が担ってきた事務は引き続き島本町が行い、財政運営の責任は大阪府に移ります。地方分権時代、様々に権限移譲が行われる中、基礎自治体の主体性を奪うものです。島本町においては、平均的にはこれまでよりも保険料が下がることがわかりましたが、今後、運営がどうなっていくのかは不透明なままです。財政運営が市町村の手を離れ、例えば府が決定する標準収納率によると、島本町の目標数値は 95.54％と大変高い水準ですが、これを達成できないと、府の示す事業費納付金の額に満たないことになり、不足分を翌年以降の保険料に影響させる必要があるのではないでしょうか。はたして統一保険料導入は、島本町と、その住民にとってメリットがあるのでしょうか。

③つ目．子ども子育て支援の幅広い世代の検討を求めます。

次期「子ども子育て支援事業計画」の策定に向け、子育て世代へのニーズ調査を行うとのことです。「島本町子ども子育て支援事業計画」の対象は、概ね 18 歳未満のすべての子どもとなっているにも関わらず、前回の調査では、対象は就学前及び小学生児童に限られていました。中学生から 18 歳までのニーズ調査が抜け落ちています。次期のニーズ調査では、18 歳までの子どもに調査範囲を拡げることが望ましいと考えますが、いかがですか。

④つ目．保育の質の担保のために。

大型住宅の開発ラッシュによる人口の急増により、待機児童問題がますます深刻となっています。保育所においては受け皿の確保とともに、過密による保育の質の低下、保育士の負担増など、課題が山積しています。これらに対応するため、新たに民間保育所整備に向けた取り組みや介護員の配置を行うことは評価できます。一方で、量の確保だけでなく、保育の質を担保することも重要と考えます。そのための一つの方法として、現場の課題を熟知する人材を教育委員会に配置する、現場と行政の人事交流が必要と考えますが、いかがですか。

⑤つ目．子ども達を育む郷土理解と自然環境教育を。

小学校社会化の副読本『しまもと』のカラー化及び内容の見直しが行われます。写真を含めて、事実と異なっている内容が多くなっているのではありませんか。例えば、住民ホールも町営プールも今はなく、これらを町の歴史として記録に残しておくのか、掲載しないのかは議論を要するところです。身近な水無瀬川、里山、竹林、三川合流の大

自然に親しみ、植物や生き物に出会えることが、島本町で育つ子ども達の強みです。島本町における郷土理解には、自然環境についての視点も必要ではないでしょうか。編集に携わる町の教育研究会社会部において、どのような編集作業が行われるのか、説明を求めます。また、私立小学校に進学する子ども達や転校生にも、手に取ってもらえるようにはできないでしょうか。

⑥つ目．教員の負担軽減と部活動について。

教員の長時間労働が、全国的に課題となっています。負担軽減策として、タイムカードや留守番電話を導入するとのこと、評価できるものです。中学校教員の勤務時間に関する調査によると、授業や事務作業以外では、部活動に長い時間を費やしていることが明らかになっています。部活動に関しては、2017 年度末に文部科学省から「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」が公表されると聞いています。教員の負担軽減と生徒の健やかな成長のためにも、本町でもガイドラインに沿った取り組みを行うことが望まれます。見解を問います。

以上です。

山田町長　それでは、人びとの新しい歩みを代表されての中田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「総合計画基本構想の策定について」でございます。

人口減少社会への対応が求められる今日、本町においては、住宅開発などにより人口増加が見込まれる状況でございます。ただし、長期的には全国の多くの自治体と同様、本町におきましても将来の人口減少は避けられない問題であることは、十分認識をいたしております。

近年、府内でも、減少する人口推計を踏まえて総合計画を策定される自治体が増えていると認識いたしておりますので、今回の策定にあたりましては、本町が平成 28 年３月に策定した「人口ビジョン」とともに、こうした他団体事例なども十分参考にしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、将来の人口減少をしっかりと見据えながら、このまちの豊かな暮らしを次の世代に引き継ぐことができますよう、中長期的な展望に立った、新たな基本構想の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、２点目の②点目、「島本駅西地区の都市計画について」でございます。

本町といたしましては、都市計画の主体として、「島本町都市計画マスタープラン」における当該まちづくりの方針に基づき、本計画との整合性を図ったうえで都市機能の充実・強化を図り、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進するまちづくりを誘導させていただいているところでございます。同時に、「島本町都市計画マスタープラン」に沿ったまちづくりを検討されているＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合からの「土地区画整理法」第 75 条に基づく技術的援助の求めに応じ、支援を実施させていただいて

いるところでございます。

また、当地区のまちづくりにつきましては、ＪＲ京都線という、大阪と京都の間にある大動脈にある駅という大きな資産を生かした、計画的でかつ民間の活力を活かしたまちづくりであり、地区内だけでなく、周辺地区にも波及的な効果が見込まれる事業であることから、本町といたしましては、より良好なまちづくりとなるよう、最終的に町に移管いただく公共性・公益性の高いインフラ施設の整備等に関しましては、公共施設の管理者として積極的に関与し、そのための財政的な支援を行うことを検討してまいりたいと考えております。

次に、③点目の「ふれあいセンターの活用について」でございます。

ふれあいセンターを、子どもの居場所づくりに活用するという観点からの施設利用のあり方の再検討につきましては、関係部局により意見交換を行っており、現在の施設の設置目的に適合した事業のために施設を利用することについては、特段の制約はないことを確認したところでございます。

なお、子どもたちが大人の監督管理もない中で、特定の施設の部屋を自由に出入りし、利用するような形態で活用することについては、施設の指定管理者とも協議いたしましたが、子どもたちの安全の確保、施設及びその備品等の維持管理等の観点から課題があるものと考えております。

いずれにいたしましても、多くの住民の皆様にご利用いただいているふれあいセンターにつきましては、可能な限り、住民の皆様のニーズに沿った使い勝手のよい施設とすべく、努めてまいりたいと考えております。

次に、④点目の「農地保全施策について」でございます。

平成 28 年４月の「都市農業振興基本法」の施行により、都市部における農地の機能が見直されており、法律が目指す都市農地の様々な機能については、本町といたしましても認識をしているところでございます。このような中で、これまで三大都市圏の特定市以外では、一部の自治体においてのみ生産緑地地区の導入がなされておりましたが、今回の法の施行を契機とした生産緑地地区の導入につきましては、全国的にも先駆的な取り組みとして、今般、対応させていただくものでございます。

これまでも、本町における都市農業にかかる支援策といたしましては、景観形成作物であるレンゲの栽培支援や、農業体験の場としてのファミリー農園の利用斡旋をはじめ、平成 28 年度には、大阪府、高槻市、高槻市東部土地改良区、本町の四者で、大規模災害時における農業用水を活用した防災活動に関する協定を締結するなど、農地等の多面的な機能を果たすための諸施策を講じてまいりました。

しかしながら、他の自治体同様、農業従事者の高齢化や担い手不足という深刻な問題もあり、また本町の地域特性等による農業経営規模が小さいこと等の理由により、支援策を利用される農業従事者もごく少ないことなど、農業を継続する環境としては依然厳

しい状況でございます。そのため、生産緑地制度の導入以外の新たな施策につきましても、本町の財政状況を鑑みたうえで、国の新たな支援策や他市町村の先進事例等も調査研究し、農業施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、⑤点目の「町内の森林の状況について」でございます。

まず、本町域内の森林全体における、本町が管理する森林の面積の割合につきましては、約１％でございます。

本町においては、大まかな森林所有境界図と森林管理台帳により、森林所有者や位置関係について一定把握をしておりますが、持ち主不明の山林もあり、また今後も増加が予想されることは懸念をしているところでございます。このような課題は、他の自治体も同様であるものと認識しておりますが、今般、国においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者が市町村に対して森林の経営・管理を委ねることができる、新たな森林管理システムの導入を予定しております。

本システムの内容など、制度の詳細については今後示されるものと考えておりますことから、本町といたしましても、国や府及び府内市町村の状況等を注視しつつ、既存の森林管理台帳システムとの連携も含め、適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、⑥点目の「生物多様性保全について」でございます。

本町では、平成 26 年８月に、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「島本町環境基本計画」を策定し、自然と人が共生できるまちづくりを推進することとしております。また、環境基本計画を策定した際に行った小・中学生アンケートによると、豊かな自然環境に恵まれ、重要な動植物をはじめ多種多様な生物が生息・生育していることから、動植物の種類の多さに関する満足度は 72%となっておりました。この環境を維持・継続するためには、生物多様性に関する情報を提供するとともに、重要な野生生物の保護、外来生物対策の推進、野生鳥獣の適正管理が必要であると認識しております。

しかしながら、現在、本町が各種の事務事業を行ううえで生物多様性のあり方や配慮すべき事項を定めていないことから、ガイドラインを策定し、生物多様性の保全・創出に寄与してまいりたいと考えております。

次に、３点目の①点目、「タウンミーティングについて」でございます。

昨年 10 月に開始いたしましたタウンミーティング「しまもトーク」につきましては、これまで広瀬地域、山崎地域、江川・高浜地域、東大寺・百山地域の４地域で開催し、計 50 人の住民の皆様と地域の課題等について率直な意見交換を行ってまいりました。

タウンミーティングは、おおむね行政に対するご意見から話が始まりますが、対話を重ねるうちに参加者から、「それは自分たちでできることではないか」といった意見が自然と出てまいり、そこから「地域のために自分たちでできることとは何か」といった議論に展開してまいります。私は、こうした地域自治への小さな気づきが芽生える瞬間

に幾度か立ち会い、この取り組みを今後も続けていくことの意義を感じているところでございます。

住民の皆様からのご意見を直接お伺いするだけでなく、住民の皆様が自ら地域の課題を考え、ともに解決に取り組んでいただけるような地域社会のさらなる醸成を目指し、本年度もこの地道な取り組みを通じ「協働のまちづくり」について、住民皆様と一緒になって考えてまいります。

なお、今後の課題といたしましては、学生や年長者の皆様など、世代を限定しての開催や、地域課題以外の特定のテーマを設定しての開催につきましても、検討してまいりたいと考えております。

次に、②点目の「総合計画基本構想策定のプロセスにおける住民参加について」でございます。

新たな総合計画基本構想の策定にあたりましては、まず、基礎調査といたしまして、無作為抽出による住民意識調査を実施いたします。また、今回はこれに加え中学生向けの意識調査も予定いたしており、幅広い年齢層の意向を反映することができるよう努めたいと考えております。

次に、附属機関であります総合計画審議会において、学識経験者はもとより町内の各種関係団体の皆様、公募委員の皆様から、幅広くご意見をいただきたいと考えております。また、私自身が地域に出向き、住民の皆様と直接対話させていただくタウンミーティングを引き続き実施してまいりますが、本年度は「総合計画の策定」をテーマの一つに掲げ、将来のまちづくりについて、参加者の皆様に自由に意見交換をしていただくことも検討いたしております。

近年、総合計画の策定過程でワークショップ的な手法を取り入れられている事例については十分認識をいたしており、本町におきましても、創意工夫により様々な形で住民の皆様のご意見が反映できますよう、努めてまいりたいと考えております。

次に、③点目の「福祉ふれあいバスの運行見直しについて」でございます。

福祉ふれあいバスは、65 歳以上の高齢者の方や障害をお持ちの方などが役場やふれあいセンターなどの公共施設へ出かけるにあたっての移動の利便性の向上を目的として、現在、土日・祝日を除く月曜日から金曜日に１日６ルートで運行いたしております。これまでも住民の皆様からのご要望もお聞きしながら、可能な範囲で、ルートの見直しや、停留箇所の増設、対象者等の拡充等を行ってまいりました。

本年度は、高齢者の方や障害をお持ちの方などが公共施設へ出かけるにあたっての移動の利便性の向上という側面だけではなく、高齢者等の外出支援、社会参加の促進という点にも注視し、福祉ふれあいバスの運行がより充実したものとなるように今後のあり方について検討を進めてまいります。

次に、④点目の「行政の意思形成過程における住民意見の反映について」でございま

す。

ＪＲ島本駅西地区のまちづくりにつきましては、当地区における土地区画整理事業にかかる都市計画及びまちづくりの概略案に関する意見募集を本年１月 16 日から 29 日にかけて実施し､期間中の１月 19 日に本内容にかかる住民説明会を開催させていただいたところでございます。また、住民説明会には 243 名の参加があり、様々なご意見をいただいたところでございます。今後のまちづくりの具体的な方針につきましては、これらのご意見を参考にさせていただきながら検討してまいりたいと考えております。

町の意思決定により重大な選択をしなければならないときには、賛成のご意見だけでなく、時にはそれを上回る数のたくさんの反対のご意見を頂戴することもございます。そのような状況であっても、本町といたしまして、今後の都市計画にかかる説明会や意見募集の際にも、本町としての現在の意思決定に至った経緯やその理由などを含め、わかりやすく丁寧にご説明をさせていただき、多くの方にご理解をいただくことに努めてまいる必要があるものと考えております。

なお、まちづくりを進めるに際しましては、今回、実施させていただいたような住民の皆様のご意見をお聞かせいただく場につきましても、必要に応じて実施してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員がお示しされたような礼を失するような考えは、行政として持っていないということを、この場で改めて申し上げておきます。

次に、４点目の①点目、「健康寿命について」でございます。

現在、策定を進めております「第７期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」において推計しておりますが、今後、本町の高齢者人口はさらに増加していくことが予測されます。高齢者の皆様が、住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムを構築するうえでも、身近な地域の中で集い、交流できる場所を増やしていく必要があると考えております。

現在、町内の福祉関係団体等で構成する協議体において、地域で活動されている団体の活動紹介やサロン、いきいき百歳体操等の場所を掲載した「地域活動資源マップ」を作成いたしました。今後、さらに高齢者の皆様が集い、交流できる場所が増えるよう、各関係機関と連携して取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地域包括支援センターにつきましては、運営方式が直営であるか委託であるかに関わらず、設置の責任主体は市町村であり、また、その事業運営にあたっては公平性・中立性が求められる事業でございます。「介護保険法」の改正により、センターの運営形態に関わらず、町が地域包括支援センターの運営方針を明確に示し、その方針に沿った運営がなされているかの点検や評価の実施に取り組むことが必須とされました。

本町といたしましては、すでに設置しております介護保険事業運営委員会において、地域包括支援センターの運営状況の点検・評価を実施し、公平かつ中立な運営の確保に

努めてまいりたいと考えております。

次に、②点目の「国民健康保険について」でございます。

国民健康保険制度は、本年度から、都道府県が中心となって市町村とともに効率的な事業運営を行っていく、いわゆる「都道府県化」がスタートします。大阪府においては、昨年 12 月１日付けで「大阪府国民健康保険運営方針」を策定し、同一所得・同一世帯構成であれば、府内のいずれの市町村にお住まいであっても同じ保険料となる、統一保険料を導入することが示されました。

標準収納率については、過去３年間の各市町村の収納率をベースに保険者の規模等を勘案し、大阪府で設定されています。都道府県が標準保険料率を算定する基礎とする世帯数・被保険者数・所得額等は、予算編成時点と保険料の賦課決定を行う時点で異なることから、本町のみならず、すべての自治体において、事業納付金の収入超過や収入不足が生じる場合がございます。

本町においては、これまで以上に保険料の収納率の向上に取り組んでまいりますが、財源不足が生じた場合は基金の活用により対応する等、可能な限り保険料率に影響を与えない運営を行ってまいる所存でございます。

また、「統一保険料」導入のメリットでございます。本町の１人当たりの療養諸費額は府内３位となっており、これまでも本町の保険料が高い一要因となっておりましたが、医療費水準を踏まえた納付金調整は行わないこととなりました。また、保険者規模を拡大することで、国保制度の安定化が図られるとともに保険料水準の安定化も図られることから、本町におきましては、財政運営上のメリットがあるものと認識しております。

私からは以上でございます。

岡本教育長　それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、２点目の①点目、「町立キャンプ場の今後について」でございます。

町立キャンプ場につきましては、これまで議会や定例監査におきまして、近年、ツキノワグマやスズメバチといった野生生物による危険性が増加傾向にあることや、利用状況に照らした費用対効果などの課題について、今後のあり方を検討すべきであるとのご指摘をいただいてきたところでございます。

また、これらの課題のほか、立地条件に起因する緊急時対応や、夏季のみ開設することに伴う管理員の雇用及びシフト編成、食堂内における大雨後の湧水の発生対策、老朽化した施設・設備の更新、使用者数の伸び悩みといった各種課題があり、閉鎖に向けて事務を進めることとしたものでございます。

なお、キャンプ場を閉鎖した場合の自然体験のための環境整備について、具体的な施策やアイデアにつきましては、現時点におきましてはお示しできるものはございませんが、例年７月に開催されている「ワクワク！しまもと環境学校」におきまして、本町の自然や環境を学ぶ取り組みも行っており、ソフト面での事業展開も行っております。い

ずれにいたしましても、今後、新たな設備投資による機会創出ではなく、創意工夫により、時代の変化に対応した事業を展開できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、３点目の④点目、「住民意見の反映について」でございます。

教育委員会といたしましても、町立プールの廃止など各種施策の見直し等につきましては、まずは方針をお示ししたうえで、関係者等からのご意見をお聞きし、できる範囲で意見反映できるよう、これまでも努めてきたところです。

特に、第一小学校の給食親子方式への移行にかかわりましては、かねてから当該給食室のスペースや備品等の状況から、献立作成において課題があったこと、また強化磁器を用いることができないことなど、多くの保護者からのご要望にお応えすべく移行準備にあたり、ＰＴＡの皆様と協議を重ね、説明会の開催や、また保護者によるアンケート徴取等、あらゆる機会を通じてご意見を伺う機会を設け、さらには試食会を催すことで、配送により給食が冷めないかなどのご心配やご不安の払拭にも努め、丁寧に対応してまいりました。

いずれにいたしましても、今回、第二幼稚園を閉園するにあたって実施いたしましたタウンミーティングなどを、今後、施策の見直しなどを実施するうえで、できる限り取り入れながら、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、４点目の③点目、「子ども子育て支援について」でございます。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」につきましては、「子ども・子育て支援法」第 61 条第２項に、計画に定める事項として、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びに地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期などが規定されております。

当該計画につきましては、主に幼稚園、保育所など特定教育・保育にかかるものや、放課後児童健全育成事業など地域子ども・子育て支援事業にかかるものの計画を定めるものと認識いたしており、そのことから、就学前及び小学生児童を持つ保護者のみを対象としてニーズ調査を行っております。

なお、現行の市町村子ども・子育て支援事業計画の策定においては、多くの市町村が就学前の子どもから小学３年生の子どもを持つ保護者を対象に抽出調査しているところ、本町では小学６年生までの子どもを持つ保護者の全世帯を対象に調査を行っており、比較的幅広い世代に調査を行ったものと認識いたしております。現段階では、次期計画の策定にあたりましても、同規模での調査を行うことを検討しているところでございます。

次に、④点目の「保育の質について」でございます。

教育委員会には、現在、大阪府教育委員会からの割愛で事務局に３名の教職員を配置し、現場への指導に当たっておりますが、同様に保育の質の担保のために、保育所や幼稚園の現場職員を配置することは意義あるものと認識はいたしております。

しかしながら、過去には、保育所長の職にあった者が配置されたこともございますが、現状におきましては幼稚園、保育士とも不足している状況にあり、その人材を確保するのが困難な状況にございます。

次に、⑤点目の「郷土理解と自然環境教育について」でございます。

小学校３・４年社会科副読本『しまもと』の平成 32 年度版の改定につきましては、編集に携わる町の教育研究会社会科部の編集方針といたしまして、一つには、新学習指導要領に準拠している、島本町の特色ある地域や自然を取り上げ、児童が興味・関心を持ち意欲的に学習できる内容であること。二つには、島本町の歴史・文化・自然などを紹介し、島本町の魅力が感じられるものであること。三つには、大阪府の地域や産業など特徴を踏まえるとともに、島本町と比較して学習ができる内容であることを念頭に、作業を進める予定でございます。

具体的なスケジュールにつきましては､本年６月から平成 32 年３月末の２ヵ年をかけて行う予定にしており、平成 30 年度は、単元ごとの内容検討、統計資料や画像データの見直し及び写真・図版などの見直しを中心に、業者アドバイスを得ながら内容の精査をしてまいります。その後、平成 31 年末までに編集作業を終え、製本印刷した後、平成 32 年４月から実際に授業で使用できるようにしたいと考えております。

また、町内在住の私立小学校に進学する子どもたちにも手に取ってもらえるよう、平成 30 年度から、町教育センター、町立図書館、人権文化センターで、自由に閲覧できる環境を整える予定でございます。

最後に、⑥点目の「教員の負担軽減と部活動について」でございます。

12 月定例会議における議員からの一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、各種調査結果、また報道等でも、過剰な部活動による教員の長時間労働等の業務負担や、生徒の心身への負担について言及されていることは認識しております。本町においては、おおむね適正な部活動運営が行われていると認識しており、昨年 10 月には各中学校に対し、週１回の部活動休養日の実施を指導し、本町におけるルールとして、運用しているところでございます。

一方、議員ご指摘のとおり、今年度末には、文部科学省から「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」が公表される予定であることも承知しており、すでにガイドライン策定の骨子案についても、大阪府を通じて情報提供を受けているところでございます。今後、教育委員会といたしましては、文部科学省から示されるガイドラインを参酌した島本町のガイドラインを速やかに策定し、教員の負担軽減の推進と、部活動のより適正な実施を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

中田議員　では、質問をしていきたいと思います。

「既存のストックをうまく活かしたまちづくり」の②つ目、「島本駅西地区の都市計

画を」についてです。ご答弁では、「周辺地区にも波及的な効果が見込まれる事業であることから」とされています。しかしながら、これまでの質疑を通し、財政的にも試算を行っていない、ということでした。具体的に、どのような「波及的な効果」を見込まれているのですか。また、「公益性の高いインフラ施設の整備」もすると言われています。具体的には、どういった内容ですか。お答えください。

「ふれあいセンターの活用で子育てしやすいまちづくり」についての質問です。先ほども申しましたが、ふれあいセンターは20年経って、当時建てたときと住民のニーズ、住民が求めるものとでは大きく変わってきています。ふれあいセンター内では稼働率の低い場所もあることと思います。住民ニーズと考え合わせ、課題があると言っておられますが、課題を積極的に解決する努力をし、住民の福祉の向上のためにも頑張っていただきたいと思います。「既存のストック」という意味では、屋内施設では人権文化センターの活用も検討されてはいかがかと思います。

次の質問です。「住民ニーズに基づいた効率的な行政運営を行ってください」というところです。「行政の意思形成過程に住民意見の反映」を行うことについて、教育委員会としては、これまでも住民意見の反映に努めてきたとのことですが、もちろん、その努力をされてきたことは評価いたします。しかし、これまで最初に大きくこじれて、その後、関係の修復に努めるということが多く起こっていると思います。その関係の修復には努めておられると思うのですが、まず最初に、こじれないような努力をしていただきたい。これまで町長がタウンミーティングをしたり、第二幼稚園の廃止のときも住民の意見を聞く会を積極的に取り入れられていることは評価できるものですが、今後も、そのような方向で、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

川嶋議長　時間配分を考えて質問していただくのと、大綱的に収めていただきたいのと、よろしくお願いします。

中田議員　はい、わかりました。では、「生物多様性保全の現状と課題は」についての再質問です。

生物多様性は新しい概念で、その指し示すものや具体的な内容については、日々、更新されつつあるのが現状です。そのため、ガイドラインを作成するにあたっては、常に最新の情報を集めることが必要だと思います。ガイドライン策定に伴い、生物多様性の専門家の助言・援助などが必要だと思われますが、そのようなことは検討されていますでしょうか。

以上、お願いします。

都市創造部長　まず、「西側のまちづくり」に関しますご質問でございます。

ちょっと、順番は逆になるんですけれども、具体的な公益にかかりますインフラ整備で想定している部分でございますが、現時点におきましては、公園であったり下水であったり、歩道であったり、そのようなものを想定しているところでございます。なお、

現時点で決まったというものではございません。

前後しますが、あと「波及的な効果」という部分のご質問でございますが、先ほど申しました具体的なインフラを整備することによって、当該地区だけでなく、その地区外にお住まいの住民の皆様にも、一定効果が見込めるのではないかという認識でございます。

続きまして、「生物多様性」についての件でございます。

現時点におきましては、ガイドラインの策定にあたりましては、本町の自然環境や生物多様性の保全に関する知見が必要であるという認識を持っておりますことから、島本町の環境保全審議会にお諮りして、委員の皆様からのご意見を頂戴する予定といたしております。その中で、現在の環境保全審議会の委員につきましては学識経験を有する方を含めた委員で構成しておるんですけども、平成 30 年度におきましては、すべての委員の任期が満了することとなっております。そのため、新たな委員の選定時におきましては、現在おられる委員の専門分野等も鑑みる中で、一定、検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長　「子どもの居場所づくり」に関しまして、人権文化センターを既存ストックとして活用すればどうか、というご指摘をいただいております。ふれあいセンターにつきましては、現在、関係部局で対応を検討中ということでございますので、人権文化センターにつきましても、今後の対応については内部で検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

教育こども部長　「住民意見の反映」ということで、教育委員会、様々な施策の見直しをやってきました。タイトな計画の中で進めてきたという点もございますけども、先ほどご答弁申し上げましたように、一定の方針はやはり示したうえで意見を聞かないと、何も方針がない中で、どうしましょうというわけにはいかないということでございます。そういったことで、先ほどご答弁申し上げましたように、タウンミーティングも含めて、今後の施策の見直しなどにつきましては、できるだけ、そういった手法も取り入れながら今後は進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

中田議員　また再質問です。「農業保全施策の検討を」についての再質問です。

本町は、その地勢的に特定市と性格が類似しています。たまたま町であったため、特定市ではなかったので、大都市近郊の住宅地としての性格の強い自治体において生産緑地が都市農業振興の前提であるという位置づけには変わりはありません。実際、本町と自治体として性格がよく似ている隣の大山崎町では、５年前から生産緑地制度を導入済みです。また、生産緑地制度の対象となるのは市街化区域のみです。本町においては、

市街化調整区域の都市農業の支援策も必須です。それを含めたさらなる効果的な振興策の導入を期待します。

ご答弁にあっては、「農業従事者の高齢化や担い手不足について」が言われていましたが、平成27年の「農業委員会法」の改正により、農業委員会の必須業務として、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作地放棄の発生防止・解消のみならず、新規参入の促進があげられています。農業委員会におかれましては、農地のパトロールや、農地転用が適正かどうかの判断など、農地の番人としての役割を日々担っていただいていることには感謝しているところですが、担い手不足の解消にも繋がる新規参入促進については取り組まれていますでしょうか。お願いします。

都市創造部長　私どもの窓口に、新規に参入したいというご相談等賜った場合は、農業委員会等にご相談させていただき、マッチング等可能かどうかという部分についてはさせていただいたというのは記憶いたしております。具体的に何か、積極的に農業従事者募集しますとかいうような広報を打ったということはございません。今後におきましては、都市農業の振興については、市街化区域、市街化調整区域に関わらず、広い視点で、一定、本町ができる範囲の施策については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議長　以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日３月１日午前10時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日３月１日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時２８分　延会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号報告　損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
第　１　号議案　教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
第　２　号議案　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
第　３　号議案　工事請負契約の締結について
第　４　号議案　町道路線の認定について
第　５　号議案　島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について
第　６　号議案　一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第　７　号議案　特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
第　８　号議案　島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第　９　号議案　島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
第１０号議案　島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第１１号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第７号）
第１２号議案　平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
第１３号議案　平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）
第１４号議案　平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
第１５号議案　平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）
第１６号議案　平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）
第１７号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第１８号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について
第１９号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について
第２０号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第２１号議案　島本町手数料条例の一部改正について
第２２号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第２３号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第２４号議案　島本町介護保険条例の一部改正について
第２５号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について

第２６号議案　平成３０年度島本町一般会計予算
第２７号議案　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２８号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２９号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第３０号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算
第３１号議案　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算

平成３０年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　 会 議 録

第　 ３　 号

平 成３０年　 ３月　 １日（木）

島本町議会２月定例会議　会議録（第３号）

年　月　日　　平成３０年３月１日（木）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番　塚田　淳	２番　大久保　孝幸	３番　東田　正樹
４番　平井　均	５番　河野　恵子	６番　清水　貞治
７番　岡田　初恵	８番　川嶋　玲子	９番　戸田　靖子
10番　中田　みどり	11番　野村　篤	12番　伊集院　春美
13番　福嶋　保雄	14番　村上　毅	

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	都市創造部長	名越　誠治	都市創造部理事	柏木　栄一
上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦	教育こども部長	北河　浩紀
会計管理者	永田　暢	健康福祉部次長	原山　郁子		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第３号

平成３０年３月１日（木）午前１０時開議

日程第１　第１７号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

第１８号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について

第１９号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について

第２０号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第２１号議案　島本町手数料条例の一部改正について

第２２号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第２３号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第２４号議案　島本町介護保険条例の一部改正について

第２５号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について

第２６号議案　平成３０年度島本町一般会計予算

第２７号議案　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２８号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２９号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第３０号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算

第３１号議案　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算

第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。昨日に引き続き、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第１、第 17 号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてから、第 38 号議案　平成 30 年度島本町水道事業会計予算までの 22 件を一括議題とし、大綱質疑を継続いたします。

引き続き、自由民主クラブの発言を許します。

村上議員（登壇）　おはようございます。それでは、平成 30 年度施政方針及び当初予算等に対しまして、自由民主クラブを代表し大綱質疑を行います。

日本では、少子高齢化が急速に進んでおり、「国難」と呼ぶべき危機に直面していると言われていますが、本町においてはマンション建設や宅地開発により人口増加の傾向にあります。また、島本駅西側地区の開発計画も粛々と進められています。このことは、大いに歓迎するものであります。将来に希望を与えるものでもあると考えます。

このような動向を考えたとき、今後、数年間は人口増加の傾向にあり、将来にわたって若い世帯の流入が期待でき、本町が活気づくことを期待するところです。その反面、保育所をはじめ学校施設等の受け入れ体制など、整備が急務となるのも事実。さらには交付税措置などの減少も鑑みなければならない現状です。

それに対応するためには、財政面において安定した財源確保は必要不可欠であります。そのために、予算編成にあたっては、これまでの流れにこだわらず、大胆な発想で、無駄を排しての施政方針になっていることを期待し、以下、お伺いしていきます。

１点目．「財政問題と行政改革について」。

①．今後の財政見通しの考え方を伺います。

②．約８億７千万円の基金を取り崩しされますが、基金の残高見込みを伺うとともに、減債基金、財政調整基金、公共施設整備積立金の残高見込みについても伺います。

③．「今後も歳入の確保と歳出の削減に努める」とありますが、歳入確保の具体的な施策を伺うとともに、歳出削減の具体的な施策をも伺います。

２点目．「広域行政について」。

私どもは、高槻市・島本町広域行政勉強会が必要不可欠と訴えてきましたが、平成 30 年度の方針には記載されていません。山田町長の見解を伺います。

３点目．「まちづくりについて」。

①．「第五次総合計画」に向けての基本計画構想の策定に取り組んでいかれますが、第四次の進捗を伺うとともに、施政方針に述べている課題において、山田町長の見解を伺います。

②．「小さなまちの豊かな暮らし」を目指されていますが、「小さなまちの豊かな暮らし」について、具体的な施策を伺います。

③．百山地区の土地について、具体的な都市計画変更のスケジュールを伺います。

④．超党派で推進してまいりました「部落差別解消推進法」が、平成 28 年 12 月 16 日に公布・施行されました。その趣旨を踏まえ、「すべての人の人権尊重、差別のない社会の実現に努力」をされますが、具体的な施策とスケジュールについて伺います。

４点目．「ＪＲ島本駅西側について」。

①．町長は、あえて「無機的な都市への転換を目的とするものではない」と述べておられますが、まず、「無機的な都市」とはどんなものかを伺うとともに、「無機的な都市」を一体誰が計画されているのか、伺います。

②．「財政面での支援」とは、特定財源の確保を示しているのか、伺うとともに、支援の具体を伺います。

③．「新たな町の顔となる駅前の玄関口として」と記載されていますが、まちづくりの基本である動線をどのようにお考えか、伺います。

④．「正面広場や史跡桜井駅跡の具体的な活用」とは、どのような活用を考えておられるのか、伺います。

５点目．「公共施設の適正化について」。

役場庁舎と町立体育館については触れられていますが、他の施設については(施政)方針に触れられていない。他の施設についても、計画と進捗状況を伺います。

６点目．「農林水産業について」。

森林整備において、例年と同様の内容でしかありませんが、平成 21 年度に国の雇用政策において、島本町でも森林管理台帳の整備を進めておられました。その後、どうなっているのか、伺います。

７点目．「観光・商工業について」。

①．シェアリングエコノミーに関する事業、住民主体の活動、創業支援とは、具体的にどういった支援をされるのか、伺います。

②．「みづまろくん」のグッズ展開の支援について、歳出のみだけでなく、多少なりとも歳入も考えていないのか、伺います。

８点目．「水道事業について」。

「水道管路更新等計画」、老朽配水管の耐震化において、進捗状況を伺うとともに、今後のスケジュールについても伺います。

９点目．「公共下水道について」。

①．公営企業会計移行において、平成 31 年度に間に合うのか、スケジュールもあわせて伺います。

②．改正「下水道法」に基づいての事業計画変更内容を伺うとともに、国の下水道ス

トックマネジメント支援のスケジュールと、具体内容を伺います。

10点目．「環境について」。

①．再生資源等を持ち去る行為について問題視されてきておりますが、まだ改善されていないのが現状であります。その具体改善策を伺います。

②．レアメタルの再資源化などのリサイクル事業導入について、具体を伺います。

11点目．「福祉・医療・保健等について」。

①．三島救命救急センターへの移転に向けたスケジュール等を伺います。

②．健康づくりの推進について、「他の事業との連携による制度拡充」の具体計画とスケジュールを伺います。

③．介護保険において、新たな独自減免制度の創設をされるが、財源元を伺うとともに、その具体とスケジュールについても伺います。

④．「地域包括支援センターの新たな運営形態」において、具体な内容と、今後のスケジュールを伺います。

⑤．福祉ふれあいバスの今後のあり方について、具体とスケジュールを伺います。

⑥．「第4期地域福祉計画」と「自殺対策計画」の一体的な策定とされますが、具体とスケジュールについて、伺います。

⑦．平成31年度開設予定の障害者地域生活支援拠点等施設において、平成31年4月に間に合うのか伺うとともに、今後のスケジュールを伺います。

12点目．「子育て・教育・生涯学習について」。

①．「島本に愛着を持つ子ども達を育てたい」思いに「必要な投資をする」とあるが、副読本の見直し以外に何があるのか、具体施策を伺います。

②．民間保育所整備について、事業予定者が決定しているが、今後の具体とスケジュールを伺います。

③．第二幼稚園の解体において、今後の具体とスケジュールを伺います。

④．民間認定こども園設置の、具体とスケジュールを伺います。

⑤．第四小学校・第一小学校・第三小学校・第二中学校テニスコートなど改修工事について、具体とスケジュールを伺います。

⑥．町立キャンプ場閉鎖とメロディーパトロールの終了について、具体とスケジュールを伺います。

以上です。

山田町長　それでは、自由民主クラブを代表されての村上議員の大網質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、1点目の「財政問題と行財政改革」のうち、①「今後の財政見通しの考え方について」でございます。

本年度の一般会計当初予算におきましては、自主財源の多くを占める町税収入がほぼ

前年度並みであるのに対し、義務的経費である人件費・扶助費・公債費が高止まり傾向となっております。今後におきましても町税収入の大幅な増額が見込めない中で、社会保障関係経費の自然増や公共施設の老朽化対策に、多額の財源が必要となる状況が続くものと見込まれています。こうした中で、歳入の確保を進めるとともに、限られた財源を有効に活用するため、必要な事業を精査し、選択し、財源を集中させることによって、安定的な財政運営を進める必要があるものと考えております。

次に、②「基金残高見込みについて」でございます。

現時点におきまして、平成 29 年度末基金残高は確定しておりませんが、当初の見込み額を上回るものと見込んでおります。一方、平成 30 年度一般会計当初予算におきまして約８億７千万円の基金を繰り入れておりますが、今後、町税収入の動向、地方交付税の確定、補正予算の策定など、現計予算額が変動するため、平成 30 年度末基金残高見込額は大きく変動いたします。仮に、平成 29 年度末で基金の繰り入れが全額不用となった場合には、平成 30 年度末基金残高見込額は、あくまでも予算ベースでございますが、約 36 億円となる見込みでございます。

なお、最終的にどの基金で財源不足を対応するのかは、現時点でお答えすることは困難でございます。

次に、③の「歳入の確保と歳出の削減について」でございます。

本町では現在、次期行財政改革プランの策定作業を進めております。本町の行財政運営を取り巻く状況は今後厳しさを増すことが見込まれておりますが、このような状況においても、本町の魅力を高め、未来に希望が持てる、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、行財政改革を着実に進めながら、安定的かつ継続的な行政サービスの提供に努める必要がございます。

このため、本年度のなるべく早い時期に行財政改革プランを策定するとともに、民間活力の活用のほか、情報システムのクラウド化による電算関係経費の削減、個人給付や補助金などの事業見直し、保有資産の利活用などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、２点目の「広域行政について」でございます。

高槻市・島本町広域行政勉強会は、両市町における広域行政の連携のあり方等についての調査・研究を行う場として設置されております。改めて申すまでもありませんが、現在、高槻市との広域連携により実施いたしております旅券発給事務にかかる窓口対応業務及びし尿及び浄化槽汚泥処理につきましては、本勉強会における調査・検討の経過がなければ、実現には至らなかったものと考えております。従いまして、議員のご質問にもありますとおり、本勉強会は、本町が今後も広域連携を推進していくうえで、なくてはならない貴重な協議の枠組みであると認識をいたしております。

いずれにいたしましても、私といたしましては、引き続き議員の皆様とも種々ご相談

をさせていただきながら、広域連携の推進を目指してまいりたいと考えております。

次に、３点目の「まちづくり」に関するご質問の、①「総合計画について」でございます。

本町では現在、平成 31 年を目標年次とする「第四次総合計画」を推進いたしております。その進行管理にあたりましては、３年ごとに実施計画を定めており、現在は、平成 29 年度から平成 31 年度を計画期間とする第３期実施計画を策定し、これに基づき各種の事業を推進しているところでございます。計画に掲げる事業の多くは、これまでの取り組みにおいて概ね計画どおり推進してまいっているものと認識いたしておりますが、引き続き最終の２年間におきましても、適切に進行管理を行いながら、計画的な推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、次期基本構想の策定に向けての本町を取り巻く課題でございます。

本町の町域内では現在、複数の住宅開発が進行中であり、今後、一時的にではありますが、子育て世代などの人口増加が見込まれることから、これに対応するための子育て支援基盤の整備などに重点的に取り組む必要があると認識いたしております。ただし、長期的な視点からは、全国の多くの自治体と同様、本町におきましても人口減少は避けて通れない問題であり、将来を見据えた対応が必要であると考えております。

また、本町の高齢化率は今後大きく上昇する見通しであり、高齢者の皆様の健康寿命の延伸に向けた取り組みや、住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりにつきましても、重要な課題であると考えております。

策定にあたり留意すべき課題は、この他にも多岐にわたってございますが、こうした課題や社会動向などを適切に踏まえながら、中長期的な展望に立った新たな基本構想の策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②の「『小さな町の豊かな暮らし』を目指した取り組みについて」でございます。

私といたしましては、今後の社会の変化に柔軟に対応できる持続可能な行財政運営を基本としつつ、若い世代が将来に希望を持ち、個性と活力ある、誰もが住み続けたいと思えるような魅力あるまちづくりを進めていくことが、住民の皆様の豊かな暮らしの実現に繋がるものと考えております。

その施策の一例といたしましては、教育や子育て環境の充実をはじめ、まちのにぎわいづくりなどの地域活性化に向けた取り組み、地域コミュニティの充実に向けた協働のまちづくり、インフラ長寿命化や防災など安心・安全なまちづくり、性別や年齢などに関わりなく活躍でき、高齢者の皆様が暮らしやすいまちづくりに向けた施策などを想定しているところでございます。

次に、③「百山地区の都市計画のスケジュールについて」でございます。

役場周辺地域につきましては、平成 24 年６月に改定いたしました「島本町都市計画マ

スタープラン」において、「研究施設及び社宅、寮が集積していることから、居住環境と調和した研究機能の集積を誘導します。」と位置付けております。

この位置付けを踏まえ、役場周辺地域の企業の土地利用に関する課題等を把握するため、当該地域の土地を所有する企業に対しアンケート調査を実施したところ、数社より用途地域の変更について要望があり、今回、用途地域の変更、地区計画の設定等について検討を進め、変更手続きを進めるものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、まず都市計画の原案を作成し、「島本町地区計画等の案の作成手続に関する条例」に基づき告示、縦覧、意見募集を行い、公聴会等を開催した後、都市計画の案を作成し、再度告示、縦覧、意見募集を行い、本年度末頃に開催を予定している島本町都市計画審議会に付議し、都市計画決定を行っていく予定でございます。また、都市計画決定後、地区計画の制限の内容を担保するため、「地区計画区域内における建築物等に関する制限条例」の改正について上程させていただく予定でございます。

次に、④の「部落差別解消推進法について」でございます。

平成 28 年 12 月に公布・施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」は、現在もなお部落差別が存在することを明らかにしました。情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、「すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもとにこれを解消することが重要な課題である」とし、国及び地方自治体の責務についても定められております。

これを踏まえた本町の取り組みといたしましては、まず、同法の趣旨等について、広報誌やウェブサイトにおいて紹介するとともに、関係団体との連携等による啓発物品の配布などを行ってまいりましたが、今後も継続的に、住民の皆様への周知啓発に努めてまいります。また、同法が制定された背景や意義などをテーマとして、昨年 12 月に全職員対象の研修を実施させていただいたところでございますが、引き続き職員や関係者が理解を深めるための取り組みや、地域人権協会など関係団体との一層の連携のもと、悩みを抱えた住民の皆様の解決援助などに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、４点目の「ＪＲ島本駅西地区について」でございます。

まず、①のご質問につきまして、施政方針冒頭における「ＪＲ島本駅西地区のまちづくり」におきましては、当該まちづくりは「無機的な都市への転換を目的とするものではない」と表現させていただいたところでございます。この「無機的な都市」につきましては、具体的に誰かが計画されているものではなく、具体的な地区を示すものでもなく、結果として、人々の生活感や四季のうつろいなどが感じられないような状況を、否定的にお示ししたものでございます。

本町といたしましては、当地区がそのような「まち」へと転換するのではなく、未来

志向で夢のある「まち」に転換すべきであるものと考えております。

次に、②の「具体的な財政面での支援について」でございます。

具体的な財政面での支援の検討といたしましては、議員ご指摘のとおり、当該事業の公共性・公益性や町の財政状況等を鑑み、インフラ施設の整備にかかる国の補助メニューを活用するため、国・府と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、支援の具体的な内容につきましては、当地区のまちづくりにおいて、より良好なまちづくりとなるよう、公共性・公益性の高いインフラ施設など、最終的に町に移管いただくインフラ施設の整備等に関しましては、公共施設の管理者として積極的に関与し、そのための財政的な支援を行うことを検討してまいりたいと考えております。

次に、③の「まちづくりの動線について」でございます。

周辺地区から当該地区へのアクセス道路に関しましては、本町といたしましても課題と認識いたしておりますが、今後の状況に応じ、必要性や実現性等、財政的な観点も踏まえながら、検討してまいりたいと考えております。

また、当該地区内の動線につきましては、道路計画基本方針（案）「歩行者に優しい街づくり」として、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合において作成されており、既存のＪＲ側道路の緑道としての整備、広瀬桜井幹線東側の歩道の新設、緑道については、桜井五丁目までの延長を今後の課題として提案されたことから、町においては準備組合と現在協議を行っているところでございます。また、公園を地区の中央に配置することにより、緑道・歩道・公園によって駅前の交通広場に至る、安全で快適な歩行者空間のネットワークの構築を計画されているところでございます。

本町といたしましては、先ほどもご答弁申し上げましたとおり、より良好なまちづくりとなるよう、このような最終的に町に移管いただく公共性・公益性の高いインフラ施設の整備等に関しましては、公共施設の管理者として積極的に関与し、そのための財政的な支援を行ってまいることを検討しながら、準備組合の皆様とともに、新たなまちの顔となる駅前の玄関口としての整備について検討してまいりたいと考えております。

次に、５点目の「公共施設の適正化について」でございます。

平成 28 年３月に策定いたしました「公共施設総合管理計画」では、その基本的な方針の一つとして、実現可能な施設保有量の圧縮に取り組むことを掲げるとともに、施設類型ごとに、今後の保有量に関する方針を定めております。

本計画を踏まえた取り組み状況の一例といたしましては、まず、第二幼稚園につきまして、施設の耐震化や老朽化の課題、園児数の減少などを踏まえ、平成 31 年度から第一幼稚園と統合する予定となっております。次に、やまぶき園の移転建替に関しまして、障害者地域生活支援拠点等施設の平成 31 年度からの開設を目指し、整備運営事業予定者の支援を行ってまいります。またキャンプ場につきまして、安全対策や費用対効果の側面から、本年度をもって閉鎖する方向で事務を進めることとなっているほか、衛生化学

処理場につきましても、し尿処理の事務委託に伴い、施設の撤去に向け事務を進めてまいります。

引き続き、本計画に掲げる取り組みの着実な推進により、公共施設の適正化及び計画的な維持保全を図り、将来における財政負担をできる限り平準化すべく努力してまいります。

次に、６点目の「農林水産業について」でございます。

本町では、平成 21 年度に、森林管理事業実施に際して、山林の境界を明らかにすることを目的として、ふるさと雇用再生・緊急雇用創出事業を導入し、大まかな森林所有境界図と森林管理台帳を作成いたしました。これにより、森林の管理・整備にかかる事業を行うにあたって、所有者との連絡調整や、整備区域の明確化などに活用することができるようになり、システムにつきましては、現在も日々の業務に利用しているところでございます。

なお、国においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者が市町村に対して森林の経営・管理をゆだねることができる、新たな森林管理システムの導入が予定されております。本システムの内容など、制度の詳細については今後示されるものと考えておりますことから、本町といたしましても、国や府及び府内市町村の状況等を注視しつつ、既存の森林管理台帳システムとの連携も含め、適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、７点目の①「シェアリングエコノミーに関する事業、住民主体の活動、創業支援について」でございます。

まず、シェアリングエコノミーについては、その取り組みの一つとして、町内のにぎわいづくりに関する事業を行っている団体で構成される「しまもと・おもてなし・プロジェクト連絡会」の構成員から派生されたＳＭＡＬＬ事務局において、町の魅力を体験していただくためのプログラムを登録するシステムを活用されておられます。平成 29 年度は、事務局立ち上げに際し、会議に参加し、要綱制定の補助などを行うとともに、本年度も、シェアリングに関するメニューの拡大の検討や、広報に関する支援等に努めてまいります。

その他、住民主体の活動については、各団体による「おもてなし」に関する事業への協力や後援のほか、平成 28 年度からにぎわい創造補助金を創設し、住民の皆様が主体となって実施されるイベントなどに補助金を支出しており、本年度においても、住民の皆様に積極的に利用していただきたいと考えております。

また、創業支援につきましては、商工会及び日本政策金融公庫と連携し、創業支援事業計画を策定し､創業を考えておられる方に講座の紹介を行うなどの体制を整えており、民間事業者のまちの活性化に寄与するこれらの取り組みに対して、継続して支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、②の「みづまろくんについて」でございます。

現在のところ、本町といたしましては、各種啓発物品等にキャラクターのデザインを活用していくこととしており、民間事業者の方におかれましては、グッズを製作・販売していただくにあたり、一定の基準を満たすことにより使用を許可させていただき、キャラクターの利用を促してまいりたいと考えております。

なお、本町が直接グッズを販売することにより収益を上げることや、事業者からデザインの使用料をいただくことなどは想定いたしておりませんが、グッズを製作された事業者の方が、ふるさと納税の返礼品の一つとして登録していただき、そのことにより寄附額が増えることになれば町の歳入に繋がることとなりますので、引き続き町内事業者の皆様がグッズ製作に取り組まれる際には、ふるさと納税の返礼品の登録についても、ご案内をさせていただきたいと考えております。

次に、８点目の「水道事業について」でございます。

「水道管路等更新計画」につきましては、計画期間が平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間で、管路の老朽度、「島本町地域防災計画」に位置づけされている防災拠点等との関連性など、総合的な評価を行い、優先度の高い箇所から順次、更新及び耐震化を進めることとしております。

平成 29 年度末での進捗状況でございますが、本計画で布設替えを予定しております管路のうち、約 29％の布設替えが完了する見込みであり、耐震化適合率につきましては、約 26％に達する見込みとなっております。また、本計画に基づき事業進捗いたしますと、耐震化適合率につきましては、平成 35 年度末におきまして約 33.3％となる見込みでございます。今後とも「水道管路等更新計画」に基づき、計画的な老朽管の布設替え及び耐震化に努めてまいりたいと考えております。

次に、９点目の「公共下水道について」のご質問の、①「公営企業会計への移行について」でございます。

本町におきましては、これまで、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業について、平成 32 年４月より「地方公営企業法」を適用することとし、平成 27 年度より公営企業会計への移行準備を進めてきたところでございます。

そのような中、大阪府流域下水道事業においては平成 30 年４月より「地方公営企業法」が適用されることや、安威川・淀川右岸流域下水道協議会関連市では、すでに「地方公営企業法」が適用されていることを鑑み、適用時期につきまして、再度、精査をさせていただいたところでございます。移行準備及び固定資産台帳の整備がすでに終了しており、また移行事務に伴いまして関係部局との調整が必要となりますことから、先般、「地方公営企業法」の適用についての勉強会を開催したところでございます。

今後は、条例規則等の制定や改正、新予算の編成、システム構築など、様々な事務が必要となりますが、現時点での主なスケジュールといたしましては、移行事務につきま

しては本年９月を目途に進めることとし、12 月定例会議におきまして必要となる条例改正等の提案を、２月定例会議におきまして新予算の提案を、そして、平成 31 年３月末までに企業会計システムの構築及び打切決算を終了し、平成 31 年４月より「地方公営企業法」を適用する予定といたしております。

「地方公営企業法」の適用につきましては、議員の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、②の「改正下水道法に基づく事業計画の変更内容などについて」でございます。

平成 27 年 11 月 19 日に施行されました改正「下水道法」におきましては、新たに、雨水公共下水道制度、維持修繕基準、点検方法・頻度の事業計画への記載に関する事項が追加されたところでございます。そのうち、「点検方法・頻度の事業計画への記載」につきましては、公共下水道の管理者は、その維持または修繕を行うにあたり事業計画に点検の方法・頻度などを追加することが求められており、平成 30 年 11 月 18 日までに事業計画を変更する必要がございます。

また、国の「下水道ストックマネジメント支援制度」につきましては、平成 28 年度に創設され、下水道ストックマネジメント計画の策定費用、同計画に基づく点検・調査費用及び同計画に基づく計画的な改築に要する費用を交付対象とされております。本町におきましては、平成 30 年度において、マンホール蓋を対象としたストックマネジメント計画の策定を予定しており、管路を対象とした同計画の策定については、平成 30 年度実施予定の公共下水道島本１号汚水幹線の管内調査結果を踏まえ、大阪府と協議・調整を図ることとしておるところでございます。

次に、10 点目の①「再生資源等の持ち去り行為の防止対策について」でございます。

本町では、各家庭から分別して出された再生資源等を持ち去る事例が発生し、再生資源等の収集量や資源化率に影響が生じているほか、持ち去り行為に関連する騒音や安全面の問題が発生しております。

そのため、課題解決に向け、ごみ集積所から再生資源等を無断で持ち去る行為を禁止するため、本定例会議で「廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例」の一部改正を上程させていただいております。

今後の具体的な取り組みといたしましては、規則の一部改正に加え、各ごみ集積所に再生資源等の持ち去り行為を禁止する旨の看板の設置、町広報誌やウェブサイトを活用した周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

なお、条例施行後は、住民の皆様からの通報等に基づき、職員によるパトロールや関係機関と連携し、実行性のある取り組みとしてまいりたいと考えております。

次に、②の「使用済み小型家電リサイクル事業について」でございます。

現在、清掃工場に搬入される使用済みの小型家電は、清掃工場の粗大ごみ処理施設にて破砕処理し、鉄やアルミ以外の廃棄物を焼却処理しているため、小型家電に含まれる

金や銀などのレアメタルについてはリサイクル回収しておりませんでした。本年度から、ごみ減量施策の一環として、清掃工場に搬入された使用済みの小型家電を、そのままの状態で事業者に引き渡しリサイクルを行う「小型家電リサイクル事業」に新たに取り組み、使用済み小型家電に含まれるレアメタルの再資源化を図り、もって循環型社会の構築に寄与してまいりたいと考えております。

次に、11 点目の①「三島救命救急センターの移転に向けたスケジュール等について」でございます。

三島救命救急センターの移転にかかる諸事項につきましては、平成 29 年５月 23 日に開催された公益財団法人大阪府三島救急医療センター理事会において、医療関係者も交えた意見交換会を設置し、その中で基礎的事項を議論していくことが決議され、移転場所や運営主体、運営形態等についての意見交換を行ってまいりました。

意見交換会において取りまとめた事項につきましては、理事会において確認・決定していくこととなっており、今後は、理事会並びに各関係機関において合意形成がなされた際には協定を締結する等、必要に応じて文書による確認を行ったうえで、移転に向けた必要な手続きを進めてまいります。また、その他の検討事項につきましては、今後も引き続き大阪府や３市１町、医師会等の関係機関において、検討や協議を進めてまいります。

次に、②「健康づくりの推進について」でございます。

平成 28 年７月から開始いたしました「健康マイレージ事業」は、住民の皆様の主体的な健康づくりを支援し、健康づくりに取り組む方に特典を付与するとともに、健康を意識した行動を継続いただくため、様々な情報提供等を行っているものでございます。20 歳以上の方を対象とし、住民の皆様ご自身に健康目標を立てていただき、「特定健診等の健診を受診」「町の実施するがん検診などの受診」「町の実施する歯科健診を受診」「健康に関する講座・イベントに参加」の四つの「健康プログラム」の中から、二つ以上に参加いただいた方が、特典付与の応募が可能となっております。

「健康に関する講座・イベントに参加」につきましては、これまでいきいき健康課が実施する事業に参加いただいた場合に限定しておりましたが、より多くの住民の皆様にご参加いただくために、庁内の他部署で実施している講座やイベント等にも対象事業を拡充することといたしました。対象事業を拡充することにより、さらに多くの方に「健康マイレージ事業」にご参加いただき、特定健康診査やがん検診受診率の向上、ひいては健康寿命の延伸へと繋げていければと考えております。

次に、③「介護保険の新たな独自減免制度について」でございます。

平成 30 年度から 32 年度までの「第７期計画」期間中の介護保険料につきましては、地域密着型特別養護老人ホームの開設等により介護給付費の増加が見込まれることから、基準額で比較いたしますと、「第６期計画」期間中の月額 4,900 円から 5,450 円へと、

550 円増額となる予定でございます。このため、低所得者層の方々の負担軽減を図るため、新たに介護保険料の独自減免制度を創設することといたしました。

その具体的な内容は、本町の生活保護基準による算定や財産調査等により、一定の要件を満たされた方につきまして、第３段階の方は第２段階の保険料率との差額に相当する額、第２段階の方は第１段階の保険料率との差額に相当する額、第１段階の方は保険料率の２分の１に相当する額を、それぞれ減免するもので、「介護保険条例」が改正されます本年４月１日からの実施を予定いたしております。

また、その財源につきましては、第１号被保険者である 65 歳以上の皆様からの保険料を財源といたしております。

次に、④「地域包括支援センターの新たな運営形態について」でございます。

現在、策定を進めております「第７期保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして、地域包括支援センター機能の強化を図るため、新たな運営形態として、現在の直営方式から委託方式での事業運営の方向性をお示ししたところです。

現在、同センターで実施している業務のうち、基本となる総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的マネジメント支援業務、総合事業のチェックリスト該当者に対するケアマネジメントである第１号介護予防支援事業につきましては、直営・委託に関わらず同センターで一体的に実施することとなります。また、指定介護予防支援業務につきましても、基本的な業務と一体のものであることから、あわせて同センターにおいて実施することとなります。

これら以外の、いきいき百歳体操・かみかみ百歳体操等の一般介護予防事業や認知症施策につきましては、地域包括ケアシステム推進の観点から、行政が担わなければならないのか、それとも民間の力を活用することが可能なのか、それらを慎重に検討し、本年度中に一定の方向性をお示しいたします。そのうえで事業者公募・選定を行い、「第７期計画」期間中の平成 32 年度までに、委託方式によるセンター運営に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、⑤「福祉ふれあいバスの今後のあり方について」でございます。

福祉ふれあいバスは、65 歳以上の高齢者の方や障害をお持ちの方などが、役場やふれあいセンターなどの公共施設へ出かけるにあたっての「移動の利便性の向上」を目的として、現在、土日・祝日を除く月曜日から金曜日に１日６ルートで運行しており、これまでもこの目的を踏まえつつ、住民の皆様からのご要望もお聞きしながら、可能な範囲でルートの見直しや停留箇所の増設、対象者等の拡充等を行ってまいりました。

本年度は、高齢者の方や障害をお持ちの方などが公共施設へ出かけるにあたっての「移動の利便性の向上」という側面だけではなく、「高齢者等の外出支援、社会参加の促進」という点にも注視し、福祉ふれあいバスの運行がより充実したものとなるように、今後のあり方について検討を進めてまいります。

次に、⑥「地域福祉計画と自殺対策計画について」でございます。

「地域福祉計画」につきましては、「社会福祉法」に基づき地域福祉の推進を図るための計画でございますが、現在の「第３期地域福祉計画」の計画期間が平成 30 年度末で終了することから、次期計画の策定を行うものです。また「自殺対策計画」については、平成 28 年に改正されました「自殺対策基本法」において、都道府県及び市町村において策定することと規定されており、同法に基づき策定を行うものです。

両計画につきましては、関連する分野も多いことから、一体的に策定することといたしました。策定スケジュールといたしましては、上半期においてアンケートの実施、関連データの収集・整理、計画素案の作成等を行います。また下半期においては、関係機関や関係団体、また公募委員にも参画いただく住民福祉審議会において計画案のご審議をいただき、パブリックコメント等を経て、年度内に策定する予定でございます。

次に、⑦「障害者地域生活支援拠点等施設について」でございます。

同施設については、平成 29 年度に整備運営事業予定者による国庫補助協議を行い、この２月に、大阪府での審査が終了したところでございます。今後、大阪府から国に補助申請がなされ、国での審査を経て、本年７月頃に国庫補助の内示を受けた後、整備工事に着手し、平成 31 年４月に施設開設の予定でございます。

現段階の見込みでは夏以降の着工となり、タイトなスケジュールとなりますが、開設時期に間に合うよう、本町といたしても整備運営事業予定者と連携し、整備工事や開設準備の円滑な実施のため、支援を行ってまいります。

私からは、以上でございます。

岡本教育長　それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、４点目の④「正面広場や史跡桜井駅跡の活用について」でございます。

歴史文化資料館につきましては、これまでも同館が担ってまいりました住民交流の場及び情報発信基地としての役割を一層発展させることができ、立地条件を最大限に活かせる方策といたしまして、にぎわい創造課と連携を図りながら、毎週火曜日・木曜日・土曜日に「やさい朝市」を開催しているほか、「島本音楽フェスティバル」や「しまもと手づくりコミュニティ市」などの会場としてご活用いただいている史跡桜井駅跡とともに、町内外から多くの皆様が訪れる、本町の玄関口にふさわしいにぎわいを実現できているものと考えております。

今後の歴史文化資料館正面広場と史跡桜井駅跡の活用につきましては、同館の本来の役割である文化行政としての視点を堅持し、駅前の環境や景観にも十分配慮しながら一層の活用が図ることができるように､引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、12 点目の①「島本に愛着を持つ子どもたちに育てたい思いについて」でございます。

義務教育段階の子どもにとって、その生活の大半を学校で過ごすこととなり、とりわ

け地域の学校に通学する子どもたちが島本を誇りに思えるか否かは、学校生活の充実度によるところが大きいものと考えますが、その学校教育については、従前、地域とともにある学校づくりや地域人材の活用により、地域の「ひと」「もの」「特色」等に触れ、その良さを感じる活動が各校で推進されているところでございます。

平成28年１月に策定いたしました本町の教育大綱も、郷土愛を育むことを全面に押し出した内容であり、「島本に愛着を持つ子ども」の育成を掲げているところでございます。具体的な取り組みといたしましては、学校地域ゆめ本部等、地域人材の参画による学習指導や、地域の事業所の協力による職場体験学習の実施等、地域と協働で、子どもたちを育成する取り組みを行っているところです。

また、平成30年度の重点的な取り組みといたしましては、次期学習指導要領の実施移行期間に入ることから、これからの社会を主体的に生き抜く「生きる力」を育むべく、ＩＣＴ環境の整備や道徳科の授業の充実に取り組んでまいります。これらを通じて、子どもたちは、地域を知り、地域に触れ、地域で育つことで、地域社会における自身の生き方について、思考を深めていくものと考えております。

教育委員会といたしましては、引き続き、学習指導要領にのっとり、適切な教育課程を編成するとともに、家庭・地域と協働した、地域とともにある学校づくりを推進してまいります。

次に、②の「民間保育所整備のスケジュールについて」でございます。

待機児童が多く発生する中、保育の受け皿拡充を図り、90人定員の民間保育所を整備するため、昨年、施設整備及び運営事業者を公募し、１社の応募がございました。先般、児童福祉にかかる有識者など第三者を中心とした島本町社会福祉施設整備審査委員会を３回にわたり開催し、保護者の意見も踏まえつつ、厳正に審査を行い、事業予定者を株式会社パワフルケアに決定したところでございます。

今後につきましては、開設予定地近隣への説明や国庫補助協議の手続きを進め、国庫補助の内示後には、整備運営事業予定者によって施設の実施設計・整備工事を実施し、また、平成31年度に開園できるよう、認可事務などを進めてまいりたいと考えております。

次に、③の「第二幼稚園解体のスケジュールについて」でございます。

第二幼稚園につきましては、建築後40年以上が経過し、耐震化・老朽化の課題があり、また定員を大きく下回っていることから、平成30年度をもって閉園することとし、町立幼稚園としては、平成31年度から第一幼稚園に統合する予定でございます。

第二幼稚園跡地利用につきましては、昨年、民間認定こども園を整備したい旨、保護者への説明会などを３回開催し、また、「教育・保育施設のあり方について」をテーマにタウンミーティングを３回開催し、保護者ニーズの把握に努めたところでございます。

施設解体の予定といたしましては、平成30年度に設計業務及び条例改正など必要な手

続きを行い、平成 31 年度に解体工事を行う予定でございます。

次に、④の「民間認定こども園設置のスケジュールについて」でございます。

平成 30 年度につきましては、民間認定こども園の施設整備及び運営事業者を公募し、児童福祉にかかる有識者など第三者を中心とした島本町社会福祉施設整備審査委員会において、事業予定者を選定したいと考えております。平成 31 年度は、第二幼稚園の施設の解体を行いつつ、近隣への説明や国庫補助協議の手続きを進め、国庫補助の内示後には、整備運営事業予定者によって施設の実施設計・整備工事を実施し、また、平成 32 年度に開園できるよう認可事務などを進めてまいりたいと考えております。

なお、新設する認定こども園につきましては、定員 200 人を想定しており、第四保育所を耐震化する際の受け皿としても活用してまいりたいと考えております。

次に、⑤の「学校施設の改修工事の具体とスケジュールについて」でございます。

まず、第四小学校の校舎改修等工事につきましては、２学期開始となる８月末までに、現支援教室を配送室及び給食調理員の休憩室等に改修いたします。その後、現給食室を支援教室等に改修するとともに、各階の配膳室を多目的室に改修いたします。また、その他の裏門周りの外構などにつきましては、平成 31 年１月末までに順次施工する予定としております。

次に、第一小学校の給食室改修につきましては、平成 30 年夏ごろまでに設計業務委託業者を選定・契約のうえ、平成 31 年３月までに完了する予定でございます。なお、秋頃には概算費用を算出し、平成 31 年度当初予算に工事請負費を計上する予定でございます。

次に、第三小学校の屋内運動場屋根改修工事につきましては、平成 28 年度に設計業務を完了しておりますことから、平成 30 年夏ごろまでに業者選定し、夏休みとなる７月末から工事実施し、10 月末頃の完成を見込んでおります。

最後に、第二中学校のテニスコート改修工事につきましては、学校現場と一般貸出双方との調整が必要であることから、詳細を決定しておりませんが、約３ヵ月間での施工を予定いたしております。

最後に、⑥の「町立キャンプ場閉鎖及びメロディーパトロール終了の具体的なスケジュールについて」でございます。

町立キャンプ場につきましては、これまで、本議会定例会議をはじめ常任委員会や定例監査におきまして、近年、ツキノワグマやスズメバチといった野生生物による危険性が増加傾向にあることや、利用状況に照らした費用対効果などの課題について、今後のあり方を検討すべきであるとのご指摘をいただいてきたところでございます。また、同キャンプ場につきましては、これらの課題のほか、立地条件に起因する緊急時対応の困難さなどの各種課題を抱えていることから、このたび、やむを得ず閉鎖に向けて事務を進めることを決断したものでございます。

同キャンプ場閉鎖の具体的なスケジュールにつきましては、まずは庁内の関係部署と具体的な調整・協議を進めてまいりますとともに、所在地である大沢自治会、社会教育関係団体のうち同キャンプ場の利用実績がある青少年関係団体に対するご説明を行ってまいりたいと考えております。これらの調整・協議の進捗状況もございますことから、現時点におきましては明確な条例提案の時期をお示しすることができませんが、遅くとも平成31年度当初予算案のご提案に間に合わせたいと考えているところでございます。

メロディーパトロールにつきましては、抑止力として事業継続することは一定の効果はあると考えておりますが、通学路への防犯カメラの設置や自治会などでの防犯カメラの設置が進む中、スクラップ・アンド・ビルドの視点やこれまでの運用面において、下校時間帯にすべての小学校を巡回できないなど時間的な空白があることの課題も含め、本年３学期末をもって運行を終了することといたしたものでございます。今後の運用につきましては、職員による町内移動時の運用等を検討しておりますとともに、防災無線での『森のくまさん』のメロディー放送は継続して実施いたします。

なお、保護者等への周知につきましては、４月号の広報誌やホームページに掲載するとともに、各学校の学校だよりなどを通じて周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

村上議員　それでは、各種ご答弁いただきましたので、議会運営委員会の決定に則り、会派に持ち帰りまして、後日、各担当常任委員会にて詳細を伺ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げ、会派代表による大綱質疑を終わります。

川嶋議長　以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時02分～午前11時15分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、公明党の発言を許します。

岡田議員（登壇）　平成30年度町長の施政方針に対しまして、公明党を代表して大綱質疑を行います。

初めに。町長の重責を担われて、１年が経過しようとしています。就任以来、職員の皆さんの支えが大きかったのではないでしょうか。

「人権文化センター」

トイレのバリアフリー化及びエレベーターの設置が実現し、防災拠点にもなっていることから、二つの工事が同時期に実現したことは、多くの住民の皆さんに喜んでいただけることと思います。町内の人権啓発関係団体と、将来に向け、「効率的かつ効果的な組織のあり方を検討する」ということですが、具体的に、どのような組織にしようと考えられているのですか。

公明党は、時代とともに明るい名称に、「男女共同参画センター」に替えてはどうか

と過去にも提案しましたが、イメージを変えてはいかがでしょうか。

「森林整備」

「地下水涵養や防災、自然環境の保全を目的」に、「森林整備を積極的に推進する」とのことです。国のほうでは、新たな森林管理システムの導入――①森林所有者に適切な森林管理を促すため森林管理の責務を明確化。②つ目．所有者自ら管理を実行できない場合、市町村が森林管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に繋ぐスキームを設ける。③再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては市町村が管理を行う――新たな森林管理制度の施行とあわせて、自然環境保全の推進に力を入れていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、生物多様性に配慮するためのガイドライン策定を、具体的にお答えください。

「防災」

「地域防災計画」の見直しをされるとのことですが、国では、地震などの発生時に限定して出動する大規模災害限定の消防団員を導入するよう自治体に促しているが、町は確保できるのか。

また、自治体に業務継続計画（ＢＣＰ）策定を求められているが、「本町が管理する沈砂池や水路を点検し、必要箇所の浚渫工事を行う」とのこと。本年だけでは難しいと思うが、計画的に進めるのか。

「ＪＲ島本駅西地区のまちづくり」

「単に無機的な都市への転換を目的とするものではない」「準備組合の皆様とともに、四季を感じられ、歩くことが楽しくなるような、将来にわたって親しまれる新たなまちの実現を目指し、住民の皆様とも語らいながら、精力的にまちづくりに取り組んでまいりたい」と言われています。

「住民の皆様とも語らいながら」と思われているのであれば、今年１月 19 日、ケリヤホールにて住民説明会が開かれました。夜の寒い中にも関わらず、多くの住民の皆様が出席されていました。町長は、なぜ挨拶に出席されなかったのでしょうか。住民の皆様の意見、質問、そして厳しい言葉も、担当職員がすべて受け止め、答えている姿を見て、私は､職員がやる気を失わないで頑張って欲しいという気持ちで顔を見つめていました。町長を支援されていた方々も、しっかり発言されており、欠席されていたことは残念でなりません。町長が描かれている西地区のまちづくり、具体的にお答えいただきたい。

「空家等対策計画」

管理責任者である所有者が不明になると、老朽化が進み倒壊の危険が高まったり、害虫の発生による環境問題、さらに不審者の侵入による治安の悪化という深刻な被害を、周辺住民に与えてしまいます。計画の策定とは。

「認知症『初期集中支援チーム』」

認知症の人が病院や施設でなく、地域で安心して暮らせるようにするには、早めの診

断と、適切な医療・介護などに繋げていく取り組みが大切であり、こうした初期対応を担う初期集中支援チームの創設が全国に展開されています。「新国家戦略（新オレンジプラン）」、七つの柱で構成されている一つでもあります。医師や看護師らが連携して、認知症が疑われる人をサポートするチームの設置、自治体によっては介護関係者や作業療法士、医師、看護師、保健師、歯科医師、幅広い職種の人が連携して１人を守っていく。支え合う共生社会を目指し、町の支援チームはどのように計画されているのでしょうか。

「子ども食堂」

2013 年に、「子どもの貧困対策法」が制定されました。2017 年、厚生労働省調査によると、子どもの７人に１人が貧困状態であることが明らかになりました。中でも深刻なのがひとり親家庭で、具体的な収入水準は親１人・子１人の世帯で所得 173 万円程度以下、家庭の事情により、自宅で十分な食事を与えられていない子がいる。低所得の子どもほど朝食を取らない割合が高く、毎日、野菜が食べられない。学校で元気に振る舞っていても、実態は十分な栄養が取れていない。

親の事情がどうあれ、本来、子どもには責任がないはずです。子ども達は日本の未来そのものであり、子どもを、どう社会全体で育てるのか。理解を拡げていくことが必要であり、子ども食堂の活動を支援する補助制度の創設に期待します。どのように進められるのでしょうか。

「就学援助制度」

経済的に苦しい世帯に対して、義務教育にかかる費用負担を軽減する就学支援について、町は「中学校入学時」ということです。これまでは小学校入学前の支給は国の援助が受けられず、自治体負担で実施しなければなりませんでしたが、補助金交付要綱が改正され、今年度から補助の対象に加わりました。これを受けて、入学前の支給を予定する市区町村は89団体から711団体――昨年６月時点の統計でございます――約８倍に急増しました。

島本町が小学校入学前の支給ができないのは、支給ルールを定める条例ができなかったのか、対象世帯の把握ができなかったのか。理由は何なのか。実施している自治体では、入学前の健康診断の際に案内チラシを配布するなど、対象世帯を事前に把握する工夫をしています。対象は、生活保護を受ける要保護世帯と、それに準ずる準要保護世帯であります。国の補助は要保護世帯で、準要保護世帯の予算は自治体となっています。財政状況が原因なのでしょうか。

知恵を絞って、一歩でも前進していただきたい。未来を担う大切な子ども達の教育環境の充実に、全力で取り組んでいただきたい。

「役場庁舎の耐震化」

多額の借金をして新庁舎を建て替えることは、広域連携はないものと考えなければな

らないと思いますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

山田町長　それでは、公明党を代表されての岡田議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず初めに、「就任以来、職員の支えが大きかったのではないか」とのご質問をいただいておりますが、まさしくそのとおりでございます。住民の皆様のご理解や、議員の皆様の温かいご指導、ご鞭撻とともに、職員の献身的な尽力なくしては、町政運営を進めることはできません。職員の頑張りが私の支えであることは、改めて申し上げるまでもなく、議員ご指摘のとおりでございます。

続きまして、１点目の「人権文化センターについて」でございます。

現在、障害者差別やヘイトスピーチ、部落差別の解消の推進に向けた法律が施行されるとともに、性的マイノリティの人権や子どもの貧困問題が大きく取り上げられるなど、時代の変化とともに、取り組むべき課題は複雑・多様化しています。このような中、「人権尊重のまちづくり」の実現のため、町内の人権啓発関係団体におかれましても、従来の差別解消のための啓発はもとより、人権侵害や生活困窮など様々な課題に直面している人への支援などにも、行政と連携して、より主体的かつ総合的に取り組むことが望まれております。

このため、関係団体の皆様と十分協議をさせていただきながら、島本町におけるこれらの取り組みの中心的な役割を担う組織作りを進めてまいります。

次に、人権文化センターの名称につきましては、「人権」という言葉を、特別なときに、特別なものとして語るのではなく、人々の日常の生活の中に定着するような意味を込めて、平成 12 年度から使用いたしております。今後も利用者の皆様にとって人権が身近に感じられるよう、また住民の皆様に、より一層親しまれる施設となるよう創意工夫を重ねてまいりたいと考えており、その一環といたしまして、名称や愛称も含め、他自治体の取り組みを研究・調査してまいります。

次に、２点目の「森林整備と生物多様性について」でございます。

現在、国においては、温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境贈与税の創設を目指しております。あわせて国においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、森林所有者が市町村に対して森林の経営・管理を委ねることができる、新たな森林管理システムの導入を予定しております。

法案の概要をはじめ本システムの内容など、制度の詳細については、今後示されるものと考えておりますことから、国や府及び府内市町村の状況等を注視しつつ、適宜対応してまいりたいと考えております。

本町といたしましても、このような新たな取り組みに対応しつつ、これまでのサントリーをはじめとする企業や町内森林ボランティア団体などの民間活力を十分に活用しな

がら継続的に整備を進めることにより、本町における自然環境の保全に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、生物多様性に配慮するための「ガイドライン策定について」でございます。

本町では、平成 26 年８月に環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「島本町環境基本計画」を策定し、「自然と人が共生できるまちづくり」を推進いたしております。また、環境基本計画を策定した際に行った小中学生アンケートによると、豊かな自然環境に恵まれ、重要な動植物をはじめ多種多様な生物が生息・生育していることから、動植物の種類の多さに関する満足度は 72%となっておりました。この環境を維持・継続するためには、生物多様性に関する情報を提供するとともに、重要な野生生物の保護、外来生物対策の推進、野生鳥獣の適正管理が必要であると認識しております。

しかしながら、現在、本町が各種の事務事業を行ううえでの生物多様性のあり方や、配慮すべき事項に関する定めがございません。つきましては、ガイドライン策定に向け庁内検討会議を設置し、職員により素案を作成した後、島本町環境保全審議会においてご審議いただきたいと考えております。

次に、３点目の「防災について」でございます。

まず、前段の「大規模災害限定の消防団員」についてでございます。

全国の消防団員数は年々減少しており、その対応策として、本年１月に消防庁の消防団員の確保方策等に関する検討会におきまして、「大規模災害限定の消防団員制度」の活用が示されたところです。

本町の本年１月１日現在の消防団員数は、定数 138 名に対し 129 名で、充足率 93%を維持しており、現時点では消防団員数が概ね充足していることから、大規模災害限定の消防団員を活用することなく、対応できるものと考えております。しかしながら、今後、消防団員の確保に課題が生じた場合には、「大規模災害限定の消防団員制度」の活用についても検討してまいりたいと考えております。

次に、後段の「業務継続計画等について」でございます。

業務継続計画は、大規模な災害が発生し、人材・物資・ライフラインなどの利用可能な資源が大幅に制約された場合においても、あらかじめ継続しなければならない業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定め、大規模災害発生時にあっても適切な業務執行を行うことを目的としております。

本町が管理しております沈砂池や水路の浚渫につきましては、台風や集中豪雨が発生する時期に備え、職員により点検を行い、その状況を把握したうえで、経常的な事業として、毎年度計画的に実施しておるところでございます。また、発災後の点検の結果、土砂等が堆積している沈砂池や水路についても、必要があれば随時浚渫工事を実施しております。今後につきましても、沈砂池や水路の点検を継続的に実施し、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に４点目、「ＪＲ島本駅西地区まちづくりについて」でございます。

今回、開催させていただきました住民説明会の趣旨につきましては、都市計画の素案を作成させていただくにあたり、あくまでも現段階におけるＪＲ島本駅西地区における都市計画の検討内容及び準備組合のご協力によるまちづくりの概略案をお示しさせていただき、別途、書面や町ウェブサイトの意見フォーム等により、それらに関するご意見等をお伺いする機会を設けさせていただいたものでございます。

そのため、住民説明会につきましては、都市計画を所管しております都市創造部において対応させていただくものと捉え、当初から私の出席は予定しておりませんでしたが、当然ながらご説明させていただいた町の考え方などについては、私を含めた町の組織としての方針でございます。また、過去にも別件の都市計画手続きにかかる住民説明会を実施させていただいた経過はございますが、その際にも都市計画所管部にて対応させていただいたものと聞き及んでいるところでございます。

なお、今後、説明させていただく案件の内容をもとに、必要に応じて都市創造部職員だけではなく、私の出席についても適宜対応してまいりたいと考えております。

次に、「本町が描くＪＲ島本駅西地区のまちづくりについて」でございます。

本町といたしましては、都市計画の主体として、「島本町都市計画マスタープラン」における当該まちづくりの方針に基づき、本計画との整合性を図ったうえで都市機能の充実・強化を図り、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進するまちづくりを誘導させていただいているところでございます。これらを踏まえ、このようなまちづくりの実現のため、今後、本町といたしましては、当地区のまちづくりにおいてより良好なまちづくりとなるよう、最終的に町に移管いただく公共性・公益性の高いインフラ施設の整備等に関しましては、公共施設の管理者として積極的に関与し、そのための財政的な支援を行うことを検討してまいりたいと考えております。

また、まちづくりの具体化にあたりましては、改めて町の考え方をわかりやすくお示しするとともに、住民の皆様のお声を頂戴しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、５点目の「空家等対策計画について」でございます。

まず、空き家等対策につきましては、平成 27 年５月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、全国的に適正管理が行われていない空き家等が増大していることから、本町においては、本年度に空き家等の現状を調査・把握し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するための基礎資料を作成することを目的として、空き家等実態把握調査を実施する予定といたしております。

なお、調査の実施に際しましては、水道閉栓データ等から抽出した空き家等について現地調査を行い、基礎、建物の傾斜、外壁など、空き家等の管理状態を定量的に評価したうえでデータベース化し、管理することを予定しております。そして、これら現地調

査の結果をもとに、本年度の空き家等実態把握調査において空き家等分布図等の管理データを整理したうえで、平成31年度に「空家等対策計画」を策定し、管理不全の空き家等の抑制・解消に努め、もって地域住民の皆様の生命、身体または財産の保護や生活環境の保全を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、６点目の「認知症初期集中支援チームについて」でございます。

認知症初期集中支援チームにつきましては、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるように、認知症初期の段階から適切な治療や支援に繋げることを目的として、本年４月から新たに設置するものでございます。

チームの活動内容につきましては、認知症が疑われる方で、特に医療や各種サービスなどに繋がっていない方を対象として、医師の指示のもと、専門職が訪問などを通じて本人や家族の状況を踏まえ、かかりつけ医などと連携しながら包括的・集中的に支援を行い、認知症の適切な治療に繋げていく役割を担うこととなります。

チームの構成員につきましては、医療と介護の側面からの包括的支援が必要となることから、認知症疾患を専門とする医師や、いきいき健康課及び地域包括支援センターの保健師、認知症地域支援推進員で構成する予定でございます。また、当該チームの活動のサポートや活動内容の検討を行う認知症初期集中支援チーム検討委員会を別途設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会など、地域のより幅広い職種の関係機関から参画していただくことで、地域一体で認知症の早期対応に取り組むことができる体制を構築してまいります。

次に、７点目の「子ども食堂について」でございます。

子ども食堂の活動を支援する補助制度の創設につきましては、居場所のない子どもの心の支えにするとともに、子どもの異変に早い段階で気づき、相談や見守り等の支援に繋ぐことができる、地域の居場所づくりを目的としたものでございます。当該補助制度の内容といたしましては、子ども食堂の運営者に対して、備品・設備等の整備費に対する補助及び食材費や消耗品等の運営費に対する補助を予定いたしております。

なお、制度の開始に際しては、町内の既存の子ども食堂運営者のほか、広く住民の皆様や関係機関・団体に補助制度を周知し、町内の子ども食堂の開設の促進を図るとともに、その運営を支援し、より充実した活動が行われるよう運営者や関係機関と連携して取り組んでまいります。

次に、９点目の「役場庁舎の耐震化について」でございます。

現役場庁舎の耐震化の検討につきましては、平成28年に発災した熊本地震の状況に鑑み、耐震化の対応として、耐震改修工事が妥当なのか、あるいは建て替えが妥当なのかを検討するため、専門家の技術的支援を得ながら、庁内組織である島本町庁舎整備検討委員会において検討を進め、その結果を役場庁舎耐震化検討報告書として作成いたしま

した。その後、資料及び報告書の内容を踏まえまして、本町としての「島本町役場庁舎耐震化方針（案）」を作成し、現在、同方針案に対するパブリックコメントを実施しているところでございます。

方針案では、役場庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様とし、できる限り総事業費を抑制するとともに、将来を見据え、当該施設に求められる機能の変化などにも弾力的に対応できるよう、できる限り他の用途にも転用可能な建物仕様とすることとしております。今後につきましては、パブリックコメントでいただいたご意見を参考にさせていただき、町としての方針を決定してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

岡本教育長　それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

８点目の「就学援助制度について」でございます。

議員ご指摘のとおり、要保護児童・生徒にかかる就学援助の支給費目のうち、新入学児童生徒学用品費等の支給時期につきましては、小学校・中学校入学前の支給も国庫補助金の対象となるよう、制度改正がなされたところでございます。

本町では、現在、保護者の前年所得に基づき就学援助費の算定をしておりますが、今回、中学校入学前に支給するにあたりましては、前々年分の所得を用いて算定いたしますことから、すでに小学校６年生時に把握している所得状況を活用できることもあり、保護者及び教育委員会事務局の事務にも大きな負担なく導入可能であると判断し、前倒しし、支給することとしたものでございます。

なお、小学校入学前の支給に関しまして法令上や予算上の課題はございませんが、保護者の皆様に入学前に新たな書類提出を求めることになることや、教育委員会事務局におきます所得の算定事務が新たに発生すること、さらには未実施の近隣自治体との間での転出入の場合、二重支給や支給不可能となるケースが発生するほか、就学前に申請漏れがあった場合に就学後に支給すべきか等の課題がありますことから、先行自治体での事務処理方法等を調査・研究し、早期に実施できるよう努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたく存じます。

以上でございます。

岡田議員　ありがとうございました。ご答弁でもありましたように、就任以来、職員の支えが大きかったとのことですが､各部長をはじめ全職員の皆さんの支えは大きかったと、私も思っております。職員の皆さんに感謝を申し上げます。そして職員の皆さん、体調を崩されないよう、30 年度町長の施政方針にもありますように、住民のため、議会と一体となって進めてまいりたいと、このように私は思っております。

８点目の「就学援助制度」について、「早期に実施できるよう努力してまいります」と、教育長からの前向きな答弁をいただきました。委員会で詳細は質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

また、最後になりますが、再度確認させていただきたいと思っています。「役場庁舎の耐震化について」でございます。

現在、パブリックコメントを実施されているということです。方針案の中には、「将来を見据え、当該施設に求められる機能の変化などにも弾力的に対応できるように」と、そのような答弁がございました。この内容に関しまして、私は、将来を見据えて、町民のために判断していくと、このように理解をしていますが、この方針案は、このような理解の仕方で間違いないでしょうか。町長にお尋ねいたします。

山田町長　岡田議員からご質問のありましたとおり、将来を見据えまして、役場、もし建て替えというふうに決定しましたら、様々な形で利用できるようなものにしていくということで、町の将来のことを見据え、町民のためを見据えということで、そのとおりでございます。

以上でございます。

岡田議員　ありがとうございました。委員会がございますので、詳細は委員会で、また質問をさせていただきます。ありがとうございました。

これで、公明党の大綱質疑は終わります。

川嶋議長　以上で、公明党の大綱質疑を終わります。

少し早いですが、この際、暫時休憩いたします。

（午前 11 時 47 分～午後 1 時 00 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、大阪維新の会の発言を許します。

大久保議員（登壇）　それでは、平成 30 年度山田町長の施政方針及び予算に対し、大阪維新の会を代表いたしまして大綱質疑を行います。

平成 30 年の日本経済予想は、平成 29 年９月に戦後２番目の景気拡張期間である 57 ヵ月のいざなぎ景気を超えた後も、アベノミクス景気の景気拡張局面が続いており、平成 30 年 12 月には、いよいよ戦後最長であるいざなみ景気の 73 ヵ月連続に並ぶ可能性が大きいとされております。また、大企業から中小企業へ景況感改善の拡がりが見られ、景気の腰折れはないと予想されており、深刻な人手不足も指摘されておりますが、日本経済は、北朝鮮問題などの国際関係の緊張や悪天候など、一時的な悪い材料を撥ね返す基調の強さがあろうと期待されております。

しかしながら、島本町における財政状況は、以前にも増して厳しい状況であることに変わりはありません。清掃工場の建て替え、庁舎の建て替えなど、町の将来を大きく左右する問題が何の方向性も示されず、町債だけが増えようとしております。山田町長におかれましては、さらなるリーダーシップを発揮していただき、島本町の将来の方向性をしっかりと示していただきたいと、強く要望をします。

以上のことを踏まえまして、まずは平成 30 年度の施政方針及び予算編成にあたり、山

田町長が特に留意されました行政課題、また積立基金を約８億７千万円取り崩すなど厳しい財政状況に対して、どのような創意工夫をされたのか、お伺いするとともに、以下、具体的な内容について、お伺いをします。

１．「平和と基本的人権尊重のまちづくり」について。

「『核兵器廃絶・平和都市宣言』の趣旨に基づき、平和意識の普及高揚に努める」とのことですが、日本は今もなお北朝鮮からのミサイル攻撃の脅威にさらされております。また、この問題が解決したといたしましても、核兵器の脅威がなくなるわけではありません。せっかく「国民保護計画」が制定されておりますが、ミサイル攻撃に対する対策は不十分であると考えます。

その理由の一つは、海外のような核シェルターがないからです。政府関係者は、「核シェルターの整備には法律や予算を用意するうえで、かなりの政治エネルギーが必要になる。国民の関心が高まるかどうかにかかっている。」と、見解を述べています。このような視点からも、島本町として「平和意識の普及・高揚」に努め、将来の公共施設の整備にも一考を要すると考えますが、町長のご見解をお尋ねします。

２．「歴史と文化を大切に　自然環境を活かした個性のあるまちづくり」について。

①.「清掃工場の長寿命化が図れるように適切な維持補修に努める」とのことですが、ごみ処理の広域化が難しいのであるのなら、別の方向性も考える時期に来ているのではないでしょうか。清掃工場が急に使用できなくなりましたら、一番、被害を受けるのは町民の皆様です。行政の責任として、最悪の事態も考えておく必要があると思いますが、町長のご見解をお伺いします。

②.「地域防災計画」の見直しや、各地域での防災力向上の取り組みを進められるとのことですが、平成 28 年４月１日現在における大阪府内の地域別自主防災組織の現況を見ますと、平均が 90％と高い数値を示しているのに対して、島本町の組織率は 50.2％と、低い数字を示しております。防災力向上のためには、自主防災組織が重要な役割を担いますが、地域の高齢化が進む中、組織率を向上させるのは難しい課題と考えます。町の今後の取り組みをどのようにお考えか、お伺いします。

③. 救急出動件数が増加傾向にあり、「救急車の適正利用と応急手当の普及啓発に努める」とのことですが、在宅医療の普及で、在宅や施設で最期を迎える人が増えており、延命治療を望まない終末期の高齢者の方が心肺停止状態になり、駆けつけた救急隊員がいったん開始した蘇生措置を家族に中止を求められ、苦慮するケースが出ているとのことです。蘇生の判断は現場に任せられており、国の規定もなく、地域により対応にも差があるとのことです。現場の救急隊員が混乱しないためにも、島本町としての対応を示すべきと考えます。町としてのご見解をお願いします。

３．「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」について。

①. 「ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に対する具体的な財政面での支援も検討し

ながら、引き続き技術的支援を行う」とのことですが、どのような支援をされるのか、お伺いします。

また、１月 19 日に開催されましたＪＲ島本駅西土地区画整理についての説明会ですが、いろいろな説明会が開催されるため、その目的においては、町民の方だけではなく、町に関係する方や、町で勤務されている方をお呼びする場合もあると認識をしております。他の市町村では、市民・町民の定義を明確にされているところもあります。今後の説明会におきましては、町民を対象とされる説明会なのか、それとも町民「等」を対象とされるものなのか。町として明確に示すべきと思いますが、ご見解をお伺いします。

②.「空家等実態把握調査を実施し、空家等対策計画の策定に向けた取り組みを進める」とのことですが、具体的な内容について、お伺いします。

賃貸住宅への入居が難しい単身の高齢者や低所得者に対して、住まいの確保や入居後の見守りなどを行う支援のため空き家等の活用を促す新制度が施行されており、本町もこの新制度を活用される計画があるのでしょうか。お伺いします。

４．「少子高齢化に対応し福祉の充実したまちづくり」について。

①.「認知症の早期診断や早期対応に向けた支援体勢の構築」を図るため、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症施策の充実に努めるとのことですが、支援チームの構成内容や支援内容について、お伺いをいたします。

②.「介護予防・健康づくりを推進」するために、いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操の地域での展開に対し支援を行うとのことですが、どのような支援を展開されるのか、お伺いします。

③.「子どもが気軽に立ち寄り、食事や遊び、勉強などができる『子ども食堂』の活動を支援する補助制度を創設する」とのことですが、町内には２ヵ所の子ども食堂があると聞いております。今後、町内の子ども食堂は増える予定があるのでしょうか。

大阪府は、子ども食堂について運営実績のある団体をアドバイザー役に任命してノウハウを教える制度を、今年の夏より始めるということです。また、府は食堂の運営を支援するために、子どもの貧困対策として、民間からの寄附金で 2018 年度に創立予定の基金から補助金を支出する予定です。町の施策として、このような府の制度を活用される計画はありますか。お伺いします。

５．「生涯学習の振興と教育の充実した町づくり」について。

町立キャンプ場は、本年度をもって閉鎖されるとのことです。町内には尺代漁業協同組合の魚釣り場があり、この場所を夏場だけでも活用することはできないのでしょうか。また、キャンプ場の跡地はどのような運営をお考えでしょうか。ご見解をお尋ねします。

６．「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」について。

①.「本町が抱える課題を踏まえ、広域連携を一歩でも前に進めることができるよう、努力」をされるとのことです。しかしながら、昨年より大阪府で開催されております基

礎自治機能の維持・充実に関する研究会、広域連携に関する研究会に、島本町は当初、参加表明をしていなかったと聞いております。なぜ、当初から島本町は広域連携に関する研究会に参加表明をされなかったのでしょうか。このような消極的な行動では、広域連携は一歩も前に進まないものと考えます。町長のご見解と、今後の取り組みをお尋ねします。

②.「役場庁舎の耐震化については、できるだけ早期に実施できるよう」取り組まれるとのことですが、10年、20年後の島本町の将来像を決めていく大切な事業と認識いたします。町から示されました事業費32.3億円の建て替え案では、今後の民生費の上昇や、他の公共施設、インフラの整備費を考えれば、町の財政が成り立たなくなると推察いたします。また、ふれあいセンターに集約可能である事業は集約をするなどの見直しを実施して、コンパクトで転用可能な庁舎をイメージする必要があると考えます。今一度、山田町長の役場庁舎の耐震化についての方針、お考えを、お示しください。

以上です。

山田町長　それでは、大阪維新の会を代表されての大久保議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、冒頭部分につきまして、本年度の一般会計当初予算の編成にあたりましては、小学校へのＩＣＴ機器の整備など教育環境の充実、民間保育所の開設支援などの待機児童対策、橋りょうの長寿命化などの「安全なまちづくり」の取り組みなどを重点に据え、編成させていただきました。

予算編成にあたりましては、事業の見直しや特定財源の確保に努めてまいりましたが、前年度の町税収入が当初予想を上回る見込みであるため、本年度の地方交付税が大幅に減額となることなど、歳出全体をまかなう財源に不足を生じることから、多額の積立基金の繰り入れを行わなければならない厳しい予算編成となったものでございます。

次に、１点目の「平和と基本的人権尊重のまちづくりについて」でございます。

まちの将来を担う子どもたちに戦争のない平和な社会を引き継ぐことは、すべての人の願いであり、理念を共有する全国の自治体とも連携をさせていただきながら、核兵器の廃絶や戦争の悲惨さ、平和の尊さに関する啓発に努めているところでございます。しかしながら、核軍縮をめぐりましては、北朝鮮の核・ミサイル開発がこれまでにない重大かつ差し迫った脅威となっており、憂慮すべき状況にあると考えております。

ご指摘の核シェルターの設置につきましては、現在のところ、国において議論されていると聞き及んでおりますが、正式に国から核シェルターの設置についての方向性が示されておりません。今後におきましては、国等の動向に注視するとともに、方向性が示された段階におきましては、町といたしましても適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、２点目の①「清掃工場について」でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに27年が経過しておりますが、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう、適切な維持管理に努めているところでございます。そのような中、本町では清掃工場の設備・装置の損傷状況及び処理機能状況を把握するため、平成27年度に精密機能検査を実施いたしましたところ、一部老朽化している箇所が見受けられるものの施設の状況は比較的良好であり、適切な維持管理ができている、との結果が出ております。

今後におきましても、ごみの処理は、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためにも非常に重要な事務であると認識しておりますことから、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、②「自主防災組織について」でございます。

府内市町村のうち、市では、自主防災組織は主に小学校区単位で設けられていると聞き及んでおりますが、人口規模の違いもあり、本町の自主防災組織は自治会単位を基本に設定しているところでございます。そのため、小さな自治会や未結成の地域が未加入になることもあり、世帯数比の組織率が低くなることが主な要因になっているものと思慮いたします。また、自治会未結成で世帯数の多いマンションにあっても防災訓練を実施されているなど、管理組合において自主防災組織に準じた活動を行われている地域もございます。

新規の自主防災組織の結成に至らないケースといたしましては、高齢化の進展に伴い役員の負担が増えてきていることがあげられます。また、自主防災組織の結成にプラスの要素として機能してまいりました結成時の補助金につきましても、支給要件において構成世帯数が100世帯必要となっており、すでに大きな自治会では結成済みであることや、地理的に複数自治会が共同で自主防災組織を結成できる余地のある地域が少なくなっている現状から、新たな組織の結成に結び付きにくいものと思われます。

今後、様々な機会を通じて、自助・共助の観点から地道に自主防災組織の必要性をご説明申し上げるとともに、自主防災組織の活動の紹介や、自主防災会結成の手順等について、出張講座等を通じて結成の支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、③の「救急対応について」でございます。

救急隊員が行う応急処置の基準につきましては、「救急隊員及び准救急隊員の行う応急処置等の基準」に基づき、救急隊員が傷病者を医療機関等に収容し、医師の管理下に置かれるまでの間において、応急処置を施さなければその生命が危険であり、その症状が悪化する恐れがあると認められる場合に応急処置を行うものとしております。

現在、応急処置の拒否にかかる法令の根拠はないことから、救急要請があり、傷病者を医療機関へ搬送する際には、傷病者や家族等の意思に関わらず、必要な応急処置を実施し、搬送を行うこととしております。

次に、３点目の①「ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合に対する支援について」でございます。

本町といたしましては、都市計画の主体として、「島本町都市計画マスタープラン」における当該まちづくりの方針に基づき、本計画との整合性を図ったうえで都市機能の充実・強化を図り、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進するまちづくりを誘導させていただいているところでございます。また同時に、「島本町都市計画マスタープラン」に沿ったまちづくりを検討されているＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合からの「土地区画整理法」第 75 条に基づく技術的援助の求めに応じ、支援を実施させていただいているところでございます。

これらを踏まえ、今後、本町といたしましては、当地区のまちづくりにおいて、より良好なまちづくりを実施するため、最終的に町に移管いただく公共性・公益性の高いインフラ施設の整備等に関しましては、公共施設の管理者として積極的に関与し、そのための財政的な支援を行うことを検討してまいりたいと考えております。

今後に向けた説明会のあり方につきましては、本町が実施いたしますそれぞれの説明会の趣旨に基づき、効果的であると思われる手法を適切に選択する必要があるものと認識をいたしております。また、その対象者につきましても、例えば、昨年 10 月に開始いたしましたタウンミーティング「しまもトーク」では、毎回、お伺いする地域にお住まいの方を対象としておりますが、今後とも各事業の趣旨等を踏まえ、必要に応じ、適切に対象者等の要件設定を行う必要があるものと考えております。

次に、②「空家等対策について」でございます。

平成 27 年５月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、全国的に適正管理が行われていない空き家等が増大していることから、本町においては本年度、空き家等の現状を調査・把握し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するための基礎資料を作成することを目的として、空き家等実態把握調査を実施する予定といたしております。

なお、基礎資料の作成に際しましては、空き家等の件数、分布や管理の実態状況のみならず、空き家等所有者への意向調査の実施を予定しており、本年度の空き家等実態把握調査において、空き家等分布図等の管理データや利活用にかかるニーズなどを把握したうえで、平成 31 年度に「空家等対策計画」を策定してまいりたいと考えております。

空き家等の活用を促す新制度につきましては、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が平成 29 年 10 月に改正施行されたことにより、低所得者、高齢者などの住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の新たなストックとして、民間の空き家・空き室の有効活用が可能となったところでございます。本制度は新たな制度でございますことから、近隣自治体の活用事例等を調査・研究しながら、制度活用の方針について、関係部局の連携により、検討してまいりたいと考えております。

次に、４点目の①「認知症初期集中支援チームの構成や支援内容について」でございます。

認知症初期集中支援チームにつきましては､認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期の段階から適切な治療や支援に繋げることを目的として、本年４月から新たに設置するものでございます。

チームの構成員につきましては、医療と介護の側面からの包括的支援が必要となることから、認知症疾患を専門とする医師やいきいき健康課及び地域包括支援センターの保健師、認知症地域支援推進員で構成する予定でございます。

活動内容につきましては、認知症が疑われる方で、特に医療や各種サービスなどに繋っていない方を対象として、医師の指示のもと、専門職が訪問などを通じて本人や家族の状況を踏まえ、かかりつけ医などと連携しながら包括的・集中的に支援を行い、認知症の適切な治療に繋げていく役割を担うこととなります。また、当該チームの活動のサポートや活動内容の検討を行う認知症初期集中支援チーム検討委員会を別途設置し、医師会、歯科医師会、薬剤師会など、地域のより幅広い職種の関係機関から参画していただくことで、地域一体で認知症の早期対応に取り組むことができる体制を構築してまいります。

次に、②「いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操について」でございます。

いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操につきましては、各地域拠点におきまして、地域代表者やいきいき百歳体操のサポーターの方々を中心に、自主的な運営により活動の継続に取り組んでいただいているところでございます。

高齢者の方の健康づくり・介護予防の推進には、本町としても高齢者施策の重点項目として力を入れております。新たに地域拠点を立ち上げる際に必要な技術的支援の実施のほか、立ち上げ後に地域で継続して活動を行うことができるよう、地域の医療機関のリハビリテーション専門職及び地域包括支援センター等の町職員が体操の場に出向き専門的な助言を行うことや、地域で活動するサポーターの育成、各地域拠点の交流の場の開催、地域での活動場所の継続確保のために関係機関に協力をお願いするなどの支援を実施しているところでございます。

今後につきましても、いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操の地域拠点の拡大と、継続しての実施を円滑に進めることができるよう、必要な支援を行ってまいります。

次に、③「子ども食堂について」でございます。

町内には、現在２ヵ所の子ども食堂がございますが、現時点において、他に新たな開設についてのお話は伺っておりません。今後、開設に向けての相談等があれば、これまでと同様、開設に必要な情報の提供や、住民の皆様や関係団体への周知等への協力を行い、今回創設する補助制度についてもご案内しながら、「子ども食堂」の開設や運営を

支援してまいりたいと考えております。また、大阪府のアドバイザー制度につきましては、今後、制度の詳細が明らかになりましたら、子ども食堂の運営者等に適宜、情報提供してまいります。

なお、今回創設する子ども食堂への補助事業につきましては、大阪府の「新子育て支援交付金」の対象事業となっていることから、特定財源として当該交付金の活用を予定しております。

次に、６点目の①「広域連携について」でございます。

現在、大阪府の呼びかけで設置されております「基礎自治機能の維持・充実に関する研究会」につきましては、本町もその設置当初から参加をさせていただいております。本研究会には、現時点におきまして、「課題・将来見通し」「広域連携」「合併」という三つのテーマ別研究会がございます。本町では当初、研究会全体の基礎研究部分に該当し、広域連携や合併等の取り組み促進に向けた議論の前提条件等を整理する「課題・将来見通しに関する研究会」への参加を予定いたしておりましたが、関係各位のご助言等を踏まえ、「広域連携に関する研究会」に第１回目から参加いたしております。

本研究会では、１年程度の期間をかけて、順次テーマ別の報告書を作成予定であり、今後、この研究結果も大いに参考にさせていただきながら、積極的に広域連携の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、②「役場庁舎の耐震化について」でございます。

現役場庁舎の耐震化の検討につきましては、現在「島本町役場庁舎耐震化方針（案）」について、パブリックコメントを実施しているところでございます。方針案では、役場庁舎に標準的に要請される限度の建物仕様とし、できる限り総事業費を抑制するとともに、将来を見据え、当該施設に求められる機能の変化などにも弾力的に対応できるよう、できる限り他の用途にも転用可能な建物仕様とすることとしております。

なお、島本町庁舎整備検討委員会において取りまとめた「役場庁舎耐震化検討報告書」でお示ししております四つの案は、耐震化の方向性について、耐震改修工事が妥当か、あるいは建て替えが妥当かを検討するための参考モデルとしてお示ししたものであり、４種類の参考モデルのいずれかで実施すると決定したものではございません。

今後につきましては、パブリックコメントでいただいたご意見を参考にさせていただき、町としての方針を決定してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

岡本教育長　それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

５点目の、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくりについて」でございます。

町立キャンプ場につきましては、これまで、議会や定例監査におきまして、近年、ツキノワグマやスズメバチといった野生生物による危険性が増加傾向にあることや、利用状況に照らした費用対効果などの課題について、今後のあり方を検討すべきであるとの

ご指摘をいただいてきたところでございます。

また、これらの課題のほか、立地条件に起因する緊急時対応や、夏季のみ開設することに伴う管理員の雇用及びシフト編成、食堂内における大雨後の湧水の発生対策、老朽化した施設・設備の更新、使用者数の伸び悩みといった各種課題があり、閉鎖に向けて事務を進めることとしたものでございます。

なお、ご指摘の「水無瀬川あまご・ニジマス釣り場」の活用につきましては、尺代自治会や尺代漁業協同組合など複数の関係機関との調整･協議が必要となりますことから、現時点におきましては、今後の事業展開にあたっての検討材料の一つであると考えております。

また、キャンプ場の跡地につきましては、このたびの閉鎖の方向で進めることとした経緯を踏まえますと、今後、積極的な利活用を図るには制約が多く、極めて限定的にならざるを得ないものと考えており、今後、関係部局と調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員　ありがとうございました。大綱質疑ではありますけども、１点だけ、再質問をお願いします。

最後の「役場庁舎の耐震化について」で、ふれあいセンターに集約可能である事業は集約するなどの見直しということなんですけども、条例等の定めもありまして、非常に難しいのかと思いますが、検討材料としてはどうなのかと思っておりますので、ちょっと、現時点でのご見解をお願いします。

総務部長　ふれあいセンターは年間約 18 万人が来館される､住民福祉の増進のための公の施設でございます。役場庁舎は行政が事務をする公用施設、施設の性格がもともと違います。

「ふれあいセンター条例」の中で、第３条で「ふれあいセンター内に次の施設を設置する。福祉に関する諸室、保健に関する諸室、生涯学習に関する諸室、ケリヤホール、その他の施設」、複合施設ではございますが、福祉・保健の事業を行うために、いきいき健康課はふれあいセンター内にございます。それから、３階のボランティア情報センターとか、４階の図書館という部分は、生涯学習の事業を行うための施設でございます。

スペースにも課題があるとは思いますが、今、申し上げました事業を実施するために人員を配置するというのは､条例上、可能かなとは思いますが､単に役所の事務をするというものの施設ではございません。あくまでも公の施設であり、現状では難しいものと考えております。

以上でございます。

大久保議員　ありがとうございました。細部につきましては、各常任委員会で質疑を行います。よろしくお願いします。

川嶋議長　以上で、大阪維新の会の大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

（午後１時 35 分～午後２時 00 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

平井議員（登壇）　平成 30 年度町長の施政方針並びに予算編成に対し、コミュニティネットを代表し大綱質疑を行います。

山田町長就任後、実質、初の当初予算編成であるが、町長は選挙において「小さなまちの豊かな暮らしを実現するためには、子育て・教育に投資し、子育てがしやすく、女性が働きやすい環境をつくる。そして若者が集まるまちは地域も活性化し、豊かで潤いのある町になる。そのことが福祉・保健・医療も充実し、高齢者の皆様も暮らしやすくなる」と言ってこられたと思いますが、町長の思いが十分、今回の予算に反映されているのか、まず、お伺いをいたします。

また、施政方針の中で「小学校へのＩＣＴ機器の整備などの教育環境の充実、民間保育所の開設支援などの待機児童対策、橋りょうの長寿命化などの『安全なまちづくり』の取り組みなどを重点に据え、編成」したとのことですが、行政経験のない町長が、予算編成するうえで特に苦労した点は何なのか、お伺いをします。

次に、財政状況についてですが、昨年と比較して、約３億１千万円の減額を見込んでいる。一方で、積立基金約８億７千万円を取り崩すなど、厳しい財政状況が続いている中で、町長は「歳入の確保と歳出の削減に努めることはもちろん、住民の皆様と行政が協働し、適切に役割分担しながら、創意工夫をもって、厳しい財政状況の中でも魅力あるまちづくりを進められるよう、努力する」と言っていますが、努力した結果が求められているものと思っていますが、具体的にどのようなことを考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、「まちづくりの根幹は人づくり」と申されています。私も同じ思いを持っていますが、島本で育った子ども達がふるさとを大切に思い、「島本に愛着を持つ子ども」を育てるために「必要な投資行う」とあるが、今の子ども達に、どのようなことが必要と考えておられるのか、お伺いをいたします。

また、施政方針の冒頭で、「本年度は、ＪＲ島本駅西地区のまちづくりを具体化していく１年になります。」と言われています。そして、「桜井地区はもとより島本町全体の活性化を見据えた、未来志向で夢のあるプロジェクトにしなければならない」と考えている。そのために「住民の皆様とも語らいながら、精力的にまちづくりに取り組む」とありますが、町長は、まちづくりのデザインの部分まで積極的に関わっていくとの認識でいいのか、見解を伺います。

また、ＪＲ島本駅西地区の事業については、今日まで先祖代々の土地を大切に管理し、

今日まで四季折々の風景を私たち住民に提供していただいたことに感謝をしなければならないと思っています。しかし、時代の流れとともに、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴い、将来の生活に不安を抱え、農地の維持管理が困難となっている今、将来のまちづくりのために活用していただこうと、多くの地権者の皆さんは苦渋の選択をされたものと理解をするところであります……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。

以上のことからすれば、地権者の方々が先祖代々の土地の活用方法について、私たちがもの言える状況にはないものと判断をしています。私たちの責任は、周辺の環境に配慮した、災害に強い島本町の玄関口にふさわしい町並みをつくるための議論をすることが求められていると思うが、見解をお伺いをいたします。

それでは、以下、大きく９点について、お伺いをいたします。

まず、１点目ですが、「人権尊重のまちづくり」について。

近年、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」などが施行されていますが、住民の皆さんに十分な周知啓発が行われているとは思えません。法律が施行された背景や趣旨の周知啓発、各法律の具体化が求められている現状の中で、人権推進費は減額となっていますが、どのような部分に重点を置き、施策を展開していくつもりなのか、見解を伺います。

次に２点目、「広域連携のあり方」について。

懸案事項である清掃工場については、耐用年数 20 年のところ、すでに運転開始後約 27 年になりますが、平成 30 年度においても「適切な維持補修に努め」「管理運営方法を検討」するとあるが、具体的に広域連携も視野に入れて検討すると認識していいのか、見解を伺います。

次に、消防についてですが、ますます増加傾向にある救急出動件数を考えれば、広域連携を図ることが、消防力の強化や、救急体制の強化に繋がらないのか。また、大阪府下の町村のほとんどが広域連携していることを考えれば、検討し、検討結果を早急に示すことが重要と思うが、いかがですか。見解を伺います。

次に３点目、「町長席の拡充並びにタウンミーティング」について。

住民に開かれた町政運営のため、毎月２回程度、原則月曜日 10 時から１時間程度、庁舎内の会議室及び公共施設において行っていますが、今日までの実施回数、延べ人数及びいただいた意見の内容、また、いただいた貴重な意見をどのように政策に反映させていこうと考えているのか、お伺いをします。

次に、町長が地域に出向いて開催しているタウンミーティング「もっと　しまもトークしよう」について、この取り組みについても、住民に開かれた町政運営の一環と認識しています。また、目的等については広報しまもと、町ホームページに掲載されていますので、一定理解をしていますが、確認の意味も含め、実施目的と成果について、改めてお伺いをいたします。

次に４点目、「住民委員会のあり方」について。

住民委員会の提言活動をいったん終了され、「今後のあり方を検討する」とあるが、島本町としては、住民委員会の役割は今日まで果たしてきたと認識していいのか、伺います。また、今後のあり方について、島本町としての考え方をお伺いいたします。

次に５点目、「観光行政」について。

商業の活性化について、町長は「駅前商店街等の事業者を対象としたタウンミーティングを開催し、課題やニーズの把握」に努め、「地域の課題解決を目指す」とありますが、駅前商店街の活性化も必要ですが、サントリー山崎蒸溜所の見学者を町内に取り込むことも重要な課題と認識していますが、見解をお伺いをいたします。

次に６点目、「福祉の充実」について。

①．ますます進む高齢社会の中において、介護予防・健康づくり推進のため、いきいき百歳体操及びかみかみ百歳体操は欠かせない事業であると認識をしている一方で、実施する場所に苦慮しているようだが、行政として、今後、場所の提供も含め支援していけないのか、見解を伺います。

次に、②．地域包括支援センターが「新たな運営形態での事業運営に向けて検討」されるとのことだが、そのスケジュールについて伺います。

③．「高齢者や障害者等の皆様の利便性の向上や社会参加を促進する」ため、福祉ふれあいバスの今後のあり方についてですが、高齢者の運転免許証の自主返納が推奨されています。この制度については、高齢者のドライバーの交通事故増加に歯止めをかけるのに有効であると考えているが、大きな買い物に対する不安や、ライフスタイルの変化に対する不安から、免許証の返納を躊躇される高齢者の方も多くおられるものと思っています。これからますます進む高齢社会の中で、交通手段の確保は重要な課題であります。この際、従来の運行をいったんリセットして、島本町の地域にあった制度に見直すべきと考えるが、いかがですか。見解をお伺いします。

④．「子どもが気軽に立ち寄り、食事や遊び、勉強などができる『子ども食堂』の活動を支援する補助制度」について。子ども食堂の支援については評価をするものですが、自発的に行っていただいている事業への財政支援のみならず、島本町として弧食や子どもの貧困に対しての実態調査を行うことにより、実態を把握することが重要と考えていますが、いかがですか。見解をお伺いいたします。

次に７点目、「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくり」。

「『橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、橋りょうの補修工事等を計画的に進めるとともに、桜井跨線橋について、ＪＲ軌道上空部分の実施設計や、鉄道事業者との協議を進めてまいります。」とありますが、本町地内の各橋りょうについては多くの特定財源を活用し、予算計上され、橋りょうの長寿命化に取り組む姿勢を評価するものです。

しかしながら、予算措置はあっても、担当部局の人員はそのままであり、事務量の増

加に対応できるのか、一抹の不安が残りますが、この点についてはどのように考えているのか、見解をお伺いします。

次に８点目、「生涯学習の振興と教育の充実したまちづくり」。

①.「次期学習指導要領に対応した、ＩＣＴ（情報通信技術）の効果的な活用による、わかりやすく深まる授業の実現を目指し、小学校コンピュータ教室の機器更新にあわせて、タブレットパソコンの導入や普通教室へのプロジェクターの設置など、授業と校務の両面をサポートするＩＣＴ環境を整備いたします。」とありますが、ＩＣＴ環境の整備については、他の自治体においてもタブレット端末などの導入が進められ、先進的な取り組みが進められています。複数年度にわたり効果の検証を行ってから、本格的に導入する自治体なども見られますが、本町においては、どのようなプロセスを経て、今回の予算計上に至ったのか。

また、新たな取り組みであるがゆえに、現場の教職員の皆さん、教材として使用する端末やソフトの選定を行う教育委員会の皆さんにも、相当なスキルが求められていると認識していますが、どのように考えているのか。それと、効果の検証はどのように行うのか、お伺いします。

私たちの時代、昭和 50 年頃までは、文字を手書きするのが当たり前でした。その後、電話の普及により文書を書く機会が減り、80 年代になってワープロが出現すると、職場では「書く」から「打つ」が主流となり、現代ではスマホなどデジタルツールの普及により、ビジネスだけではなく、ライフスタイルから「書くこと」そのものが失われつつあります。このような時代背景とともに、驚くほど漢字が書けないビジネスパーソンが増えているとも言われていますが、ＩＣＴ導入による影響を心配をしておりますが、教育こども部の見解を伺います。

②. 町立体育館の今後について。現在の町立体育館は、毎年約 800 万円程度の借地料の支払い、また最近は健康志向の高まりから体育館の利用者が増加し、各団体が満足して利用している状況ではなく、今後、耐震化等を進めることを考えれば、この際、思い切って移転・建て替えの決断をするべきと考えるが、いかがですか。見解を伺います。

③. 子どもの安全・安心の取り組みについては、「防犯カメラの適切な運用と、高槻警察署などの関係機関や地域の安全ボランティアの方々との連携による取り組みを引き続き推進し、小学校下校時のメロディーパトロールを終了」するとのことですが、メロディーパトロールについては、通学路への防犯カメラの設置や安全ボランティアを補完するものと認識しているが、終了するにあたって、保護者の方々への周知等はどのように行うのか、お伺いをいたします。

④. 町立キャンプ場の閉鎖について。ここ近年、町営プールの廃止をはじめ東大寺公園でのバーベキューの禁止、今回はキャンプ場の閉鎖、子どもの憩いの場がだんだんなくなっていく傾向にあるが、この現状をどのように考えているのか、見解を伺います。

最後に９点目、「住みよいまちづくりの実現に向けた行政運営」について。

①.「直面する重要な施策を着実に推進していくため、職員一人ひとりが目的意識、目標意識、時間意識、コスト意識、改善意識などの意識を持ちながら職務に取り組んでいけるよう、健康でいきいきと働き、その能力を最大限発揮することができる職場環境づくりに努めてまいります。」とありますが、やはり職員の皆さんも「人」であります。課題を課すだけではなく、いかに職員の皆さんのモチベーションを上げていくのか。町長の言われる「まちづくりは人づくり」には欠かせない要素であると考えますが、見解をお伺いします。

②. 最後に、厳しい財政状況を乗り越えるには、町長の行政改革に覚悟を持って取り組む姿勢が必要不可欠であると思うが、町長の決意を述べていただきたい。

以上、よろしくお願いいたします。

山田町長　それでは、コミュニティネットを代表されての平井議員の大網質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、冒頭の「予算編成について」でございます。

本年度の一般会計当初予算につきましては、私が初めて通年予算として策定させていただいたものでございます。特に、待機児童対策、教育環境の充実、環境意識の普及促進、文化芸術の充実、公共施設の長寿命化などに加え、町の将来を見据えた取り組みに重点を置き、策定させていただいたものでございます。

また、町の自主財源の多くを占める町税収入がほぼ前年度並みとなる中で、地方交付税などが減額となる見込みであり、歳出全体の財源をまかなうため多額の基金の繰り入れで対応した予算編成となっており、今後とも安定した財政運営の確保が求められているものと認識するものでございます。

次に、中段の「厳しい財政状況での対応について」でございます。

本年度の一般会計当初予算におきましては、ご指摘のとおり、基金繰入金として約８億７千万円の繰り入れをさせていただく厳しい財政状況にはありますが、「第五次総合計画」の策定作業、民間保育所施設整備の補助、民間認定こども園の設置に向けた取り組み、都市計画事業におきましては区域区分変更等業務・都市計画変更支援業務など、町の将来を見据えた予算についても、ご提案させていただいたものでございます。また、今後におきましても歳入の確保を進めるとともに、既存事業の見直しなど、積極的に行財政改革を推進し、安定した財政運営のもと、さらなる住民福祉の向上に向けて努めてまいりたいと考えております。

次に、「ＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりへの町の関与について」でございます。

ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合におかれましては、平成 28 年度に業務代行予定者を選定され、平成 29 年度から準備組合の事務局運営等の業務を、町から業務代行予定者に移行させていただいたところでございます。

かねてから、本町といたしましては、都市計画の主体として、「島本町都市計画マスタープラン」における当該まちづくりの方針に基づき、本計画との整合性を図ったうえで都市機能の充実・強化を図り、緑化や景観に配慮した良好な市街地形成を推進するまちづくりを誘導させていただいているところでございます。また、より良いまちづくりを実現するため、住民の皆様からご意見をいただき、現在、ご意見にかかる町の考えを検討しているところでございます。

これまで、地権者の皆様におかれましては、四季折々の風景のご提供だけでなく、レンゲ畑やどんど焼きの開催等、住民の皆様の交流の場づくりについてもご提供いただいたことに関しましては、深く感謝の意をお示しさせていただくところでございます。

ＪＲ島本駅西地区におけるまちづくりにつきましては、これまで当該地区の農地を管理されてこられた地権者の皆様が主体となられるまちづくりであり、当該事業の事業リスクを負われる地権者の皆様がご検討のうえ、計画されたまちづくりの方向性は、十分に尊重されるべきものであると考えております。

今後につきましては、本町といたしましても、当地区のまちづくりにおいて、より良好なまちづくりとなるよう、最終的に町に移管いただく公共性・公益性の高い施設の整備等に関しましては、公共施設の管理者として積極的に関与し、そのための財政的な支援を行ってまいることを検討しながら、地区内外のインフラ整備による、災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、１点目の「人権尊重のまちづくりについて」でございます。

近年、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」といった人権にかかる個別法が整備されており、本町といたしましても、住民の皆様への周知に努めているところでございます。

具体的には、町のウェブサイトにおいて各法律の趣旨等を紹介するとともに、リーフレット等の配布、また、昨年 12 月の広報しまもとでは、人権週間にあわせて「しあわせに生きる権利」と題した特集記事を掲載いたしましたが、この中でもこれらの法律が施行されたことを紹介いたしております。しかしながら、議員のご指摘のとおり、まだ十分に住民の皆様に認知されているとは言えない状況であると考えており、引き続き周知啓発に取り組んでまいります。

なお、これらの法律を踏まえ、どのような部分を重点に取り組むかにつきましては、ただいま申しあげました住民の皆様への周知啓発とともに、職員や関係者が法の背景や趣旨等について理解を深めるための研修が重要であると考えております。また、人権に関する課題が多様化する中、悩みを抱えた住民の皆様の解決援助を行う相談事業も重要であると認識をしております。

本町はこれまで、人権啓発推進協議会や地域人権協会、島本町企業内人権啓発推進連絡会などの関係団体と連携し、人権啓発や相談事業に取り組んでまいりました。新たな

法の趣旨等も踏まえ、関係団体の皆様とも十分協議させていただきながら、人権尊重のまちづくりに向け、より主体的かつ総合的に取り組むことができる組織づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に２点目の、「広域連携の在り方について」でございます。

本町の清掃工場は、建設後すでに 27 年が経過しており、延命化を図るため、毎年多額の費用をかけて施設整備を行い、施設運営に支障が出ないよう維持管理に努めているところでございます。本年度におきましても、平成 27 年度に実施した精密機能検査結果や、毎年の保守点検結果及び清掃工場からの要望も踏まえながら、優先順位を決めて、適切な施設整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、ごみ処理の広域化につきましては将来的な課題と認識しておりますが、現時点で具体的な予定はございません。本町といたしましては、広域化を目指しつつ、広域化の目途が立つまでは、現施設の延命化を図りながら、安定した施設運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、消防につきまして、消防本部では、平成 29 年中に火災２件、救急 1,309 件、救助 23 件の出動をいたしており、出動件数は年々増加傾向にあります。本町におきましては、２台の高規格救急車により対応しているところでございますが、２台の救急車が出動している際には、高槻市との消防相互応援協定に基づき、高槻市の救急隊に出動をいただいているところでございます。今後におきましても、自治体の枠を超えた消防相互応援・連携協定を活用し、適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、大阪府内の消防行政の状況につきましては、昨年 11 月１日現在で、府内 43 団体のうち、22 団体が市町村単独で消防本部を設置されており、15 団体が一部事務組合により５消防本部を組織し、６団体が事務委託により消防業務を行われている状況でございますが、平成 28 年度から大阪府におきまして、大阪の消防力の強化に向けた課題や解決方策等について検討を行うため、「消防力強化のための勉強会」が立ち上げられ、消防の広域化と消防本部間の水平連携について検討が進められております。本年度末には勉強会の取りまとめが報告され、今後、広域化などに関する消防力強化への検討が行われる予定でございます。

次に、３点目の「町長席及びタウンミーティングについて」でございます。

まず、町長席につきましては、昨年８月から再開しており、10 月からは月２回、役場及び各公共施設を中心に地域にもお伺いし、直接、住民の方から町政に対するご意見等をお伺いしております。これまでの開催回数は 12 回で、延べ 31 組の方にお越しいただきました。町長席でいただいたご意見等につきましては、「私の声」や「意見フォーム」などと同様のルールに則り、ご希望に応じて、２週間以内に本町の対応方針等をご回答させていただいております。

次に、昨年 10 月に開始いたしましたタウンミーティング「しまもトーク」につきまし

ては、これまで広瀬地域、山崎地域、江川・高浜地域、東大寺・百山地域の４地域で開催し、計 50 人の住民の皆様と、地域の課題等について率直な意見交換を行ってまいりました。タウンミーティングは、おおむね行政に対するご意見から話が始まりますが、対話を重ねるうちに参加者から、「それは自分たちでできることではないか」といった意見が自然と出てまいり、そこから「地域のために自分たちでできることとは何か」といった議論に展開してまいります。私は、こうした地域自治への小さな気づきが芽生える瞬間に幾度か立ち会い、この取り組みを今後も続けていくことの意義を感じているところでございます。

住民の皆様からのご意見を直接お伺いするだけでなく、住民の皆様が自ら地域の課題を考え、ともに解決に取り組んでいただけるような地域社会のさらなる醸成を目指し、本年度もこの地道な取り組みを通じ、「協働のまちづくり」について、住民皆様と一緒になって考えてまいります。

なお、今後の課題といたしましては、学生や年長者の皆様など、世代を限定しての開催や、地域課題以外の特定のテーマを設定しての開催につきましても、検討してまいりたいと考えております。

次に、４点目の「住民委員会の在り方について」でございます。

住民委員会の今後のあり方につきましては、昨年から役員の皆様との意見交換を重ねてまいりました。本町の住民参加施策の大きな柱として昭和 58 年に始まった住民委員会制度は、地域の課題などを提言としてまとめる過程で、様々な議論が住民の中から生まれ、これまで、様々な形でまちづくりに寄与していただいたものと認識をいたしております。一方で、近年、住民委員会におかれましては、担い手不足の課題が顕在化するとともに、直近の提言年度でありました平成 28 年度におきましては、提言自体を取りまとめていただくことができませんでした。

制度開始から約 30 年が経過する過程で、「私の声」「意見フォーム」「パブリックコメント」「町長席」など、広聴手法が多様化してきたことに伴い、相対的に住民委員会提言の重要性は低下しております。このような状況を踏まえますと、現在においては、２年に一度提言するという住民委員会制度の「広聴」という側面については所期の役割を終えたものと考えており、意見交換を重ねる中で、提言活動については本年度末をもって、いったん終了されることとなったものでございます。

同委員会におかれましては、本年度、これまでの総括及び今後の組織のあり方について検討される予定であり、引き続き役員の皆様との意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、５点目の「観光行政について」でございます。

「島本町定住促進・観光振興計画」にも記載のあるとおり、サントリー山崎蒸溜所は、本町における最も魅力的な観光資源の一つであると認識をしております。議員ご指摘の

とおり、そこに訪れる多くの見学者を町内に誘導することは重要であると認識していることから、これまでも本町の観光ガイドマップを蒸溜所に配架していただくことや、『ジャパニーズウィスキー発祥の地を訪ねて』と題した蒸溜所を含む本町の見どころをめぐるツアーを開催するなど、当該施設にも、本町の観光施策にご協力をいただいておるところでございます。

その他、町内に誘導する方策といたしましては、水無瀬神宮において、みなせ野オーガニックマーケットが定期的に開催されており、また離宮の水のブランディングによる名産品の開発に関しては、平成 29 年度に認証商品が完成したことなどをきっかけとして、蒸溜所から町内への新たな人の流れができるよう、町としても引き続き支援を行ってまいります。

さらに、平成 29 年度から稼働しましたシェアリングエコノミーサイトＳＭＡＬＬにおいて、町の魅力を体験していただくためのプログラムを登録するシステムを活用しておられることから、本年度においてもシェアリングエコノミーによる体験プログラムの活動を支援するなど、主要な観光施設や様々な取り組みを複合的に活用しながら、まちの魅力発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、６点目の「福祉の充実」の①「いきいき百歳体操等の実施場所について」でございます。

いきいき百歳体操等につきましては、各地域拠点におきまして、地域代表者やいきいき百歳体操のサポーターの方々を中心に、自主的な活動として取り組んでいただいているところでございます。本町といたしましては、これまでも地域拠点の立ち上げにかかる技術的支援をはじめ、地域での活動場所の継続確保のために関係機関に対し当該活動に対する協力依頼を求めるなど、必要に応じての支援を行っているところです。

今後、高齢者が増加していく中で、高齢者の皆様が、住み慣れた地域とふれあいながら、いつまでも、いきいきと暮らしていただくための健康づくりと介護予防を図るための場所づくりが非常に重要になってくることから、いきいき百歳体操等の地域展開の拡大をより一層推進していくために、地域で活動するサポーターの育成も踏まえ、引き続き必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、②「地域包括支援センターの事業運営について」でございます。

地域包括支援センターの運営形態につきましては、現在、策定を進めております「第７期保健福祉計画及び介護保険事業計画」におきまして、地域包括支援センター機能の強化を図るため、新たな運営形態として、現在の直営方式から委託方式での事業運営の方向性をお示ししたところです。

スケジュールにつきましては、行政で担わなければならない業務と民間の力を活用することが可能な業務について慎重に検討し、本年度中に一定の方向性をお示しする予定です。そのうえで事業者公募・選定を行い、第７期計画期間中の平成 32 年度までに委託

方式による運営に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。

次に、③「福祉ふれあいバスの今後の在り方について」でございます。

福祉ふれあいバスは、65 歳以上の高齢者の方や障害をお持ちの方などが役場やふれあいセンターなどの公共施設へ出かけるにあたっての移動の利便性の向上を目的として、現在、土日・祝日を除く月曜日から金曜日に１日６ルートで運行しています。これまでも住民の皆様からのご要望もお聞きしながら、可能な範囲で、ルートの見直しや停留箇所の増設、対象者等の拡充等を行ってまいりました。

今年度は、高齢者の方や障害をお持ちの方などが公共施設へ出かけるにあたっての「移動の利便性の向上」という側面だけではなく、高齢者等の外出支援、社会参加の促進という点にも注視し、福祉ふれあいバスの運行がより充実したものとなるように、今後の福祉ふれあいバスのあり方について検討を進めてまいります。

次に、④「子どもの貧困対策について」でございます。

子どもの貧困に関する実態調査につきましては、昨年度、大阪府におきまして、本町も含め府内自治体の小学校５年生・中学校２年生及びその保護者を対象とした、「子どもの生活に関する実態調査」が実施されております。本町といたしましては、現時点において、「子どもの貧困」に特化した調査を実施する予定はございませんが、実態把握の手法等については、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、経済的に困窮しておられるご家庭の支援につきましては、対象者を早期に把握し、支援に繋げていくため、生活困窮者自立支援制度の相談窓口を記載したチラシの全戸配布や、広報誌・ウェブサイトにより窓口や制度の周知を図っているほか、徴収関係部署、各種相談窓口、子育て・福祉・人権の担当部署などの連携を図るための連絡会議を立ち上げ、各窓口での対象者への声かけ等を依頼しているところです。今後も、関係部局、関係機関において連携を図りながら、対象者の早期把握・早期支援に努めてまいります。

次に、７点目の「安全で快適に暮らせる生活基盤の整ったまちづくりについて」でございます。

桜井跨線橋をはじめとする各橋りょうにつきましては、「島本町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、補修・補強工事を進め長寿命化に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、本年度、特に橋りょう整備事業において、昨年度に比べ多くの箇所を予定いたしております。これは、長寿命化に向けた補修工事だけでなく、耐震補強工事についてもあわせて実施し、早急に整備を行うことにより、住民の皆様が安全で安心に生活して頂けるよう、まちづくりを進めるためでございます。

このことを踏まえ、各職員が受け持つ業務量の平準化や年間スケジュールを綿密に立てるなど、より一層効果的かつ効率的に業務を遂行できるよう工夫し、最小の経費で最大の効果が得られるよう、職員一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、９点目のうち、①「いかに職員のモチベーションを上げていくのか」についてでございます。

どのようなことがモチベーションを上げていくかにつきましては、職員それぞれ差があると考えておりますが、仕事と生活のバランスが取れ、心身ともに健康な状態で、育児や介護といった時間的な制約が伴ったとしても働き続けることができる職場環境が、職員が健康でいきいきと働き、その能力を最大限発揮できるものと認識しております。

そのためには、組織全体において、「コミュニケーションが取りやすい」「ハラスメントがない」「客観的かつ公正に評価される」「積極的な姿勢がある」「人を育てる空気がある」などが重要な視点となりますが、その中でも、職員同士がお互いを信頼し合い、また、お互いを気遣えるような組織となるよう、コミュニケーションを密にしていくことを大事にしていきたいと考えているところでございます。

次に、②の「行政改革に取り組む決意について」でございます。

今後におきましても、町税収入の大幅な増額が見込めない中で、社会保障関係経費の自然増や公共施設の老朽化対策に多額の財源が必要となる状況が続くものと見込まれています。このような状況においても、本町の魅力を高め、未来に希望が持てる、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、行財政改革を着実に進めながら、安定的かつ継続的な行政サービスの提供に努める必要がございます。

このため、本年度のなるべく早い時期に行財政改革プランを策定するとともに、民間活力の活用のほか、情報システムのクラウド化による電算関係経費の削減、個人給付や補助金などの事業の見直し、保有資産の利活用などの取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本町の将来に責任を持つ者として、覚悟をもって、また職員一丸となって、行財政改革に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

岡本教育長　それでは、教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、冒頭部分の「島本に愛着を持つ子どもを育てるための投資について」でございます。

教育委員会といたしましては、本町の子どもたちがあってほしい姿につきまして、島本町教育大綱に定めているとおり、「生きる力があふれる島本っ子を育みます」「豊かな人間性と確かな学力を培います」「ふるさとを大切に思う心を育て、世界へはばたく力を育みます」「学びが生きがいにつながる生涯学習のまちをめざします」などを目標にかかげているところです。

財政との整合は前提でありますが、教育、保育、子育て支援、生涯学習等について、ときどきのニーズを踏まえつつ、大綱に掲げる目標を念頭に、現代を生きる子どもたちが必要な知識を獲得し、経験を積んでいけるよう、教育委員会として最大限バックアッ

プするべく、ハード・ソフト両面にわたって環境整備を図っていくことが肝要であると考えております。本年度予算につきましては、施策予算として、特に教育委員会所管分では、主たる事業として教育のＩＣＴにかかる環境整備、小中学校校舎改修及び民間保育所設置補助など、多方面にわたって計上いたしたところでございます。

次に、８点目の①「学校のＩＣＴ環境の整備について」でございます。

まず、学校のＩＣＴ環境の整備につきましてのこれまでの経過につきましては、国の「第２期教育振興基本計画」において定められた教育用コンピュータの整備等の達成に向けて、「教育のＩＴ化に向けた環境整備４ヵ年計画（平成 26 年度～29 年度）」に基づき整備を行ってきたところでございます。

具体には、「第２期教育振興基本計画」で目標とされている環境は、各普通教室にコンピュータ１台、電子黒板１台、実物投影機１台、無線ＬＡＮの整備、ＩＣＴ支援員の活用、特別教室用としてコンピュータ６台、校務用コンピュータ・教員１人１台、設置場所を限定しない可動式コンピュータ――タブレット端末等でございます――40 台となっております。

現在、各小学校では、パソコン教室にパソコン 40 台と、校務用に教員１人１台のパソコン整備はできているものの、各普通教室のＩＣＴ環境の整備はできておりませんでした。そのため、平成 32 年度からの次期学習指導要領における新たなプログラミング教育の実施や、デジタル教材を使用した教科指導など、教育の質的改善と、教室ですぐに使用できるＩＣＴ環境の段階的整備を行うものでございます。また、小学校においてパソコン教室に設置しているパソコンのリース期間が本年 11 月末で満了することから、更新時期にあわせた整備を行うものでございます。

次に、取り組みを進めるにあたり、教職員及び端末・教材ソフトを選定する教育委員会職員のスキルについてでございますが、情報社会に生きていく児童にとって、学校における情報機器や教材の整備や支援体制等、ＩＣＴ環境に関する条件整備は必要であり、児童が視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を実施していくためには、当然ながら指導者のスキルが必要でございます。

現在、教育委員会におきましては、担当者が先行自治体での導入実態をはじめＩＣＴ環境に関するセミナーや機器の情報収集を行い、ネットワークやＩＣＴ環境の構築に努めているところであり、教員のスキル習得のための研修もあわせて実施しているところでございます。これらの取り組みにつきましては、次年度も継続して実施し、平成 32 年度の実施までに、一定のスキルを身につけ指導にあたるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、効果検証についてでございますが、学校教育自己診断等を活用して、ＩＣＴ機器を使用した授業での教科への興味関心度の高まりや伸びなどを参考に、検証してまいりたいと考えております。

次に、学校現場のＩＣＴ機器導入により漢字が書けなくなるなどの影響につきましては、一般的な背景から考えますと、スマートフォンや携帯電話、パソコンを所持し始めた年代から、手紙やはがきによる伝達方法がパソコンや携帯メールに変わる等、すでに直接文字を書く機会が失われつつあるのは確かな現実です。

しかしながら、学校現場におきましては、ＩＣＴ機器を使っての情報教育やプログラミング教育を進める一方、漢字学習等の読み書きについては内容が減るわけではなく、従来通り学習していくものでございます。タブレット環境を利用した授業を実施するにあたっては、１人１台配布し、家庭でも宿題としてノート代わりに使用するのではなく、授業の一場面において、資料の読み取りや意見交流など、主体的で対話的な深い学びを効果的に行うために使用するのであって、必要な板書や、ノートやワークシートへの書き込みは、今までと同じようにございます。学校現場においては、デジタル化がいかに進もうとも、アナログで伝えていく大切な教育プロセスがありますことから、ＩＣＴ機器を効果的に授業に取り込みながら、「書く」という学習も大切にしながら指導してまいりたいと考えております。

続きまして、②の「町立体育館の今後について」でございます。

町立体育館につきましては、平成 28 年度に実施いたしました耐震診断の結果、２棟ある建物のうち、体育館棟について耐震性能を満足しておらず、耐震補強が必要であることが判明いたしました。

同館は、昭和 56 年の開設から 37 年を経過し、耐震性能以外にも、施設・設備面において多くの課題を抱えており、経年劣化により老朽化した各体育室の床板、照明器具、給排水設備などの更新など、対策を講じる必要がございます。また、利用者ニーズの高さに対しまして恒常的に体育室の数が不足していることや、借地上に建設されていることなど、多くの課題がございます。

教育委員会といたしましては、これらの課題を解決するためには、移転新築を行うことが最も効果的であると考えているところではございますが、耐震補強と大規模改修をあわせて行う場合と比較して経費の差が大きいことから、今後、役場庁舎の耐震化など優先課題の進捗状況を踏まえ、町財政との整合性を図りながら、最終的な結論を出す必要があると考えております。

次に、③の「メロディーパトロールについて」でございます。

メロディーパトロールにつきましては、抑止力として事業継続することは一定の効果はあると考えておりますが、通学路への防犯カメラの設置や自治会などでの防犯カメラの設置が進む中、スクラップ・アンド・ビルドの視点や、これまでの運用面において、下校時間帯にすべての小学校を巡回できないなど時間的な空白があることの課題も含め、本年３学期末をもって運行を終了することといたしたものでございます。今後の運用につきましては、職員による町内移動時の運用等を検討してまいりますとともに、防

災無線での「森のくまさん」のメロディー放送は継続して実施いたします。

なお、保護者等への周知につきましては、４月号の広報誌やホームページに掲載するとともに、各学校の学校だよりなどを通じて周知してまいりたいと考えております。

最後に、④の「町立キャンプ場の閉鎖について」でございます。

町立キャンプ場につきましては、これまで、本議会定例会議をはじめ常任委員会や定例監査におきまして、近年、ツキノワグマやスズメバチといった野生生物による危険性が増加傾向にあることや、利用状況に照らした費用対効果などの課題について、今後のあり方を検討すべきであるとのご指摘をいただいてきたところでございます。

また、同キャンプ場につきましては、これらの課題のほか、立地条件に起因する緊急時対応の困難さ、夏季のみ開設することに伴う管理員の雇用及びシフト編成の困難さ、食堂内における大雨後の湧水の発生対策、老朽化した施設・設備の更新、使用者数の伸び悩みといった各種課題を抱えていることから、このたび、やむを得ず閉鎖に向けて事務を進めることを決断したものでございます。

「子供の憩いの場」につきましては、やむを得ず閉鎖する施設がある一方で、新たに設置した施設として水無瀬川緑地公園内の「よちよちパーク」がございます。また、現有施設を最大限活用しながら、限られた予算と人員の範囲内で、可能な限り、夏休みの子どもの居場所づくり事業をはじめとする各種事業の充実に取り組んでいるところでございます。今後につきましても、本町として持続可能な公共施設の適正化を図りつつ、創意工夫により、時代の変化に対応した事業を展開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員　あくまでも大綱でございますので、あとは各常任委員会の審査にゆだねたいというふうに思っております。

以上をもって、会派代表質疑を終わらせていただきます。

川嶋議長　以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後２時 54 分～午後３時 10 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、河野議員の発言を許します。

河野議員（登壇）　日本共産党・河野恵子です。最後ですので、ご静聴、よろしくお願いいたします。

2018 年度施政方針及び当初予算案に対する大綱質疑を行います。

１点目です。「核兵器廃絶・平和都市宣言から 30 年　新たな段階・具体的行動へ」。

2017 年は、すでに調印・批准が進んでおります「核兵器禁止条約」及び核兵器廃絶国際キャンペーン（略称ＩＣＡＮ）のノーベル平和賞受賞など、記念すべき、そして前進

の年でした。唯一の被爆国、平和都市宣言の島本町として、引き続き、度重なる朝鮮民主主義人民共和国の核保有や実験及びアメリカ大統領の核抑止力発言や実験行動について、今後も毅然とした取り組みが必要であると考えております。

さらに、私たち日本は、国際紛争を戦争にしない、外国で武力を用いないことを規定した日本国憲法、とりわけ第９条によって、国際社会において名誉ある地位を占め行動することが国際社会からの要請でもあり、取るべき立場であると、私自身は考えております。

島本町長におかれては平和都市宣言以来 30 年を迎え、施政方針では、さらに「普及・高揚」と示しておられます。具体的にどのような取り組みをお考えでしょうか。答弁を求めます。

２点目です。「財政調整基金は　住民の暮らし、安全・安心、次世代のために活用し、『第６次行財政改革計画』策定は、住民、現場職員の論議を」。

①．一部企業の好調な業績、さらに設備投資が進み、町民税法人分、固定資産税も増収の見込みです。ここ数年来、町長を先頭に執行部の粘り強い努力や、議会で相当な論議を経たうえでの公有地売却等の結果が、企業活動の拡張や存続に繋がり、現時点における効果の現れであると認識しております。

一方で、町民税個人分が連続減少見込みを示しているのは、明らかに住民の暮らしが社会保障の負担増、労働者の非正規化による悪影響であり、ここに、さらに１年後の 10％消費税増税が重なれば、さらなる打撃になることは、火を見るよりも明らかです。この点は町長が、この間のタウンミーティングや地域との懇談会の中で目の当たりにされてきたのではないかと思います。今年度予算での積立基金の取り崩し・繰入は必要な措置であり、施政方針に示された商工労働者とのタウンミーティングも待たれていたものと考えております。

ここで、質問です。「総合計画基本構想」「第６次行政改革計画」策定については、国・府の社会保障制度改悪に単純に連動するような、例えば島本町による介護・福祉サービス、さらなるサービス外しによる介護離職等の増加に繋がるような、あるいは現場の過密・非正規労働に繋がるような方向ではなく、島本町の独自の工夫と大阪府との連携により、現役世代の正規雇用の拡大、地域経済の循環を図り、ひいては島本町の高齢者の望む暮らしを支え、その健康寿命を伸ばすことに繋がるような計画策定を求めます。町長の見解を求めます。

３番です。「ＪＲ島本駅西まちづくりについて、島本町は土地区画整理準備組合への『指導・助言』の役割発揮のもと、情報公開に努めてください」。

かつての「都市計画マスタープラン」修正業務が、基礎調査、地域別説明会など、基本的な手続きを怠ったまま策定されたことにより、今、積年の課題や、住民の不満・怒りが噴出しております。

前の説明会で示された都市計画概略案でも示された町の立場は、あくまで指導・助言であります。今後は土地区画整理準備組合に対して、情報公開と説明責任、住民との対話に努めること。同時に、公的な資金投入の意思決定については、住民にも財政の見通しを示し、意見を取り入れるなどの指導・助言が必須であります。見解を求めます。

４点目です。「安全・安心のまちづくり――役場は強固な防災拠点へ、地域防災計画・都市計画は河川・森林・農地保全を重視し、大阪府には“カジノより防災”を求めよう」。

①点目です。「土砂埋立規制条例」の適用除外について伺います。国土交通省淀川水防用緊急土砂置き場に、今後、ＮＥＸＣＯ西日本の新名神トンネル掘削工事により発生する土砂の搬入について、１年余り何ら議会への報告・相談はありませんが、関係機関から求められているうえに、本条例の適用除外となる施設であると聞いております。本来は、公共事業・公有地こそ高い基準をクリアするという姿勢が必要ではありませんか。答弁を求めます。

②点目です。河川の安全対策では、度重なる大雨・浸水被害等の教訓から、周辺住民、府民はじめ日本共産党府議団など再三の要請により、ようやく「大阪府中小河川整備計画」が策定されました。水無瀬川は、この 10 年間で豪雨により氾濫注意回数を二度も記録をする状況ですが、時間雨量 50 ミリ対応が未完成であります。大阪府の実施計画はどうなっていますか。答弁を求めます。

５点目です。「開発に伴う車両通行、歩行者等の増加――求められる町道・歩道の拡幅、交通安全へ、大阪府・警察等との協議経過と今後のスケジュール」を伺います。

施政方針での「通行量の増加が見込まれる町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線をはじめとする役場周辺道路の整備」という点に関わり、私は名神高架下信号機や横断歩道の設置、大型車両の騒音・振動対策を、この間、求め続けてまいりました。関係機関との協議について、答弁を求めます。

６点目です。「低所得層、子ども・高齢者を貧困格差から守る町の取り組みを堅持し、新たな施策は、必要な人に十分活用されるように周知徹底」を求めます。

①点目です。数年来、住民、個人・団体から切実な要望が出されておりました、そして議場でも求めてきました就学援助制度の中学校入学前のみなし支給の開始、介護保険制度創設以来 18 年間も求め、ようやく新設されようとしております保険料独自の減免制度、国民健康保険では減免制度の拡充、平均保険料の大幅引き下げが示されています。いずれも、子ども・高齢者の貧困という社会問題が島本にとっても例外ではなく、待たれていた制度として評価するものです。この制度は、わかりやすく、丁寧な周知を求めるものです。答弁を求めます。

②点目です。一方で、国による生活保護基準の改悪は看過できません。受給世帯はもちろん、それ以外の制度にも大きく影響いたします。影響を受ける保護受給世帯人数及

びこの基準改悪の影響で所得基準などが下がることにより、使用料・手数料の減免制度や、公共料金の階層・段階などの変更、これがどれだけの制度及び対象人員の範囲に及ぶのか、答弁を求めます。

③です。子ども医療助成は、島本町以外の大阪府内町村は2018年度、すべて中学校卒業までの実施となりそうです。一定の方向性を示す際には、高校卒業までを対象にすることを視野に入れ、検討を求めるものです。答弁を求めます。

７点目です。「少人数学級実施こそ、現場の切実な願いであり、まちづくりの根幹『教育環境整備』に繋がります」。

①点目です。ＩＣＴ予算で、コンピュータ室に40台のパソコンの更新予算などが示されています。しかし、従来の支援学級の生徒との統合教育・通常学級の授業においては44人にもなるクラスがたびたび発生する状況では、１人１台のパソコンが当たらない事態は必至です。必ず１人１台、十分に授業が受けられることが前提です。教職員組合、校長会等の要望が出され、ここ数年、第二小学校のＰＴＡなどから特に切実な声である少人数学級の取り組みこそが急務であり、日常教育活動の根幹となるものと考えます。答弁を求めます。

８点目です。「広域水道企業団の受水費の引き下げを受け、さらなる水道料金の軽減」を求めるものです。答弁を求めます。

９点目です。「非正規率ワースト　半年契約を主とした臨時職員に　重い責任を課す、この島本町から脱却」を求めます。

①点目です。臨時職員なしには１日たりとも回らない現場を持つ教育こども部所管の保育所、図書館、学童保育室、歴史資料館について、2017年度末の臨時職員の年度末退職状況及び2018年度新規採用登録予定者確保の人員・状況について、伺います。

②．正規職員においても、過年度における人事評価制度での評価者・被評価者間の面接上のトラブル、潜在化し、議会や住民には見えにくいハラスメント事案などの掌握、管理職への指導について、新たな決意と方針が求められているときと考えます。見解を求めます。

なお、本予算・議案に対しまして、常任委員会審査用資料を請求しております。取り計らい方、よろしくお願いいたします。

山田町長　それでは、河野議員の大綱質疑に、ご答弁申し上げます。

まず、１点目の「核兵器廃絶・平和都市宣言について」でございます。

「核兵器廃絶・平和都市宣言に関する決議」にもございますとおり、世界の恒久的平和は全人類共通の願望であります。まちの将来を担う子どもたちに戦争のない平和な社会を引き継ぐことは、すべての人の願いであり、引き続き理念を共有する全国の自治体とも連携をさせていただきながら、核兵器の廃絶や、戦争の悲惨さ、平和の尊さに関する啓発に努めるとともに、人類の生存そのものが脅かされる核実験への抗議等の取り組

みを行ってまいります。

次に、２点目のご質問についてでございます。

消費税及び地方消費税につきましては、今後も増加が見込まれる社会保障費の財源を確保するために、平成 26 年４月から税率が８％に引き上げられております。この税率引上げ分につきましては、年金・医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のほか、社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策に要する経費に充てられており、今後も増大する社会保障費に対応するため、必要な財源であると考えております。

「行財政改革プラン」につきましては、本町の行財政運営を取り巻く状況が今後厳しさを増すと見込まれる中においても、本町の魅力を高め、未来に希望が持てる、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、行財政改革を着実に進めながら、安定的かつ継続的な行政サービスの提供に努める必要がありますことから、策定するものでございます。

また、「総合計画基本構想」につきましては、本町の現状及び本町を取り巻く社会動向などを踏まえ、中長期的な展望に立ち、策定に向けた取り組みを進めてまいりますが、ご質問にあります、地域経済の活性化や高齢者の皆様が暮らしやすいまちづくり、健康寿命の延伸に向けた取り組みなどにつきましては、次期の総合計画におきましても重要なテーマになるものと考えております。

次に３点目、「ＪＲ島本駅西地区まちづくりについて」でございます。

まず、現行の「島本町都市計画マスタープラン」の策定手続きにつきましては、所定の手続きを踏まえて策定したものであり、手続き上の瑕疵があったとの認識は持ち合わせておりません。

次に、ＪＲ島本駅西土地区画整理準備組合における情報公開と説明責任についてでございますが、これまでも準備組合におかれましては、会議の公開や情報提供につきまして、総会における傍聴や、準備組合のウェブサイトでの情報発信など、積極的にご協力いただいているところでございます。今後につきましても、これまでと同様、情報提供等にご協力いただけるよう、本町といたしましても積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

また、公的な資金投入につきましては、より良好なまちづくりとなるよう、最終的に町に移管いただく公共性・公益性の高いインフラ施設の整備等に関しましては、公共施設の管理者として積極的に関与し、そのための財政的な支援を行うことを検討してまいりたいと考えております。

なお、具体的な支援の中身につきましては、今後の事業の進捗状況に応じ、必要に応じて、改めて町の考え方をわかりやすくお示しするとともに、住民の皆様のお声も頂戴しながら、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、４点目の①「土砂埋立て等について」でございます。

まず、条例による土砂埋立て等の規制につきましては、「大阪府土砂埋立等の規制に関する条例」の対象要件は、埋立て等を行う土地の区域の面積が 3,000 ㎡以上で、「島本町土砂埋立等の規制に関する条例」は 500 ㎡以上 3,000 ㎡未満かつ高さ１ｍ以上でございます。

なお、国土交通省の緊急土砂置き場への土砂の搬入面積は 3,000 ㎡以上で予定されておりますことから、町条例の対象とはなりません。また、府条例及び町条例いずれも、不適正な土砂埋立て等に対し規制を行うものであり、国や地方公共団体等が実施する行為や、特定の法令または条例の許可等を受けた行為等は、適用除外とする規定を設けております。これは、国や地方公共団体等の公共的団体が行う行為については不適正な埋立て等が行われるおそれがないため、また他法令での許可等を受けている行為については他法令での規制が適用されているため、どちらも災害を防止し及び生活環境を保全するという条例の目的を達成できるものとの考えからでございます。

また、新名神高速道路のトンネル工事に伴う土砂の搬入につきましては、本町といたしまして、ＮＥＸＣＯ西日本から今後の計画等について具体的な説明を受けましたら、議員の皆様にも適切な形で情報提供させていただきたいと考えております。

次に、②の水無瀬川の時間雨量 50 ミリ対応についてでございます。

水無瀬川を管理しております大阪府からは、一部区間で 50 ミリ対応が未整備の区間があるものの、水無瀬川を含む「淀川水系淀川右岸ブロック河川整備計画」に基づき整備を実施する河川に位置づけ、府内における河川整備の進捗状況を踏まえ、今後、優先度を判断したうえで、整備に向けた検討を行う旨の回答をいただいております。

本町といたしましても、引き続き当該河川の堤防強化及び大雨災害対策について、大阪府と連携して取り組んでまいります。

次に、５点目の「名神高架下信号機設置等の関係機関との協議について」でございます。

名神高架下信号機や横断歩道の設置につきましては、信号機を所管しております高槻警察署と、過去に協議を重ねております。高槻警察署からは、当該箇所に新たに信号機を設置した場合、隣接する信号機との距離が原則 150ｍ以上離れていないことや、名神高速道路側道の幅員が狭隘で、車両が離合できる幅員の確保ができていないため、信号機等の設置は困難である旨の回答をいただいております。

また、大型車両の通行に伴う騒音振動につきましても、過去に原因者を含め関係機関との協議や、大型車両が通行する際に発生するグレーチング蓋の音鳴りを抑制するなど、一定の対策を実施しております。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、当該箇所を含む役場周辺におきまして、現在、大型開発も進められておりますので、交通量の増加が見込まれる既設道路

の整備を計画的に進めるなど、効果的な交通安全対策に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、６点目の①「制度はわかりやすく、丁寧な周知を求める」についてでございます。

本年度におきましては、就学援助制度のみなし支給の開始、介護保険料独自減免制度の創設、国保の減免制度の拡充など、低所得の方々を対象とした新たな施策に取り組むこととといたしております。制度の実施にあたりましては、広報やウェブサイトへの掲載、パンフレットの作成など各種媒体を活用するとともに、介護保険料及び国民健康保険料の決定通知送付時に制度案内を記載するなど、広く住民の方々に周知してまいります。

次に、②「生活保護基準の見直しについて」でございます。

生活保護の基準の見直しにつきまして、国において来年度からの見直しの議論がなされており、現在、概要案が国から示されているところです。具体的な内容といたしましては、本年 10 月から、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、生活扶助基準額の見直しが段階的に実施されます。また、児童養育加算や母子加算、教育扶助・高等学校等就学費の見直しが行われるとともに、生活保護世帯のお子様が大学等へ進学する際に一時金が支給される予定でございます。

これらの見直しの結果、本町において具体的に影響を受ける世帯数や、他制度に対して、どの程度の影響を及ぼすかにつきましては、国から詳細な資料が示されていないことから、お答えすることはできません。しかしながら、平成 29 年 12 月時点の国の試算によりますと、全世帯のうち、生活扶助費が下がる世帯は 67%、変わらない世帯は８%、上がる世帯は 26%とされており、また母子世帯に関して申し上げますと、生活扶助費が下がる世帯が 38%、上がる世帯が 61%との試算となっております。いずれにいたしましても、生活保護受給者の皆様に対しましては、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

次に、③「子ども医療費助成制度について」でございます。

本町では平成 25 年 10 月、平成 27 年７月の２回にわたり、所得制限を撤廃し、通院につきましては小学生、入院につきましては中学生までを対象とする制度の拡充を行ってまいりました。しかしながら、府内の自治体ではさらなる拡充が行われている状況は、聞き及んでおります。

本町においても、第６次行財政改革に基づく各種サービス・事業の見直し等との整合を図りながら、総合的に検討を行い、対象者の拡大方針につきましては、年度内早期に一定の方向性をお示しいたします。

次に、８点目の「水道料金について」でございます。

大阪広域水道企業団の受水単価が、本年度より１㎥当たり 75 円から 72 円に、３円値下げされることとなりましたことから、本年度の水道事業会計当初予算案における受水

費につきましては、平成29年度当初予算との比較において、税込みで100万円の減を見込んでおるところでございます。

一方で、平成15年２月より、鋭意事業の推進を図ってまいりました第４次拡張事業につきましては、平成29年度末での完了見込みとなりましたが、今後とも、配水管や送水管など管路の更新や耐震化、また第一高区配水池の耐震補強など、水道施設の耐震補強や補修などを計画的に実施していく必要がありますことから、建設改良費の財源となる正味運転資金は年々減少していくことが予想されます。

受水単価の値下げを受け、さらなる水道料金の軽減をとのことではございますが、今回の値下げ分につきましては、将来にわたって持続可能な水道事業を運営するために建設改良費の財源として留保していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、９点目のうち、②「事案の掌握、管理職への指導について」でございます。

管理職には、これまで以上に、業務の進捗や部下の様子を把握するということを意識して取り組むようにお願いしているところでございます。現在、各部局の業務の進捗を把握し、情報共有を行うことにより、組織全体としての問題を把握したうえで問題解決を図ること、定期的にコミュニケーションを図ることにより信頼関係を構築すること、普段接することの少ない職員の様子を把握することなどを目的として、部局長との面談を実施しております。

この面談につきましては、各部局長が所管している業務の内容や進捗状況を把握するとともに、「部下を育てる」という意識に繋がるものと考えておりますので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

岡本教育長　続きまして、それでは教育委員会所管分につきまして、ご答弁申し上げます。

まず、７点目の①「少人数学級について」でございます。

支援学級の児童・生徒を含め40人を超えて授業をする場合には、これまでもパソコンを増設するなど、１人１台のパソコンが使えるよう対応してまいりました。このことは、今回のＩＣＴ環境の整備につきましても、同様に対応する予定でございます。

なお、少人数学級につきましては、全体指導・個別指導の両方において、より教育のメリットが見出されることは承知しているところでございますが、町独自で実施することは財政的にも厳しい状況にあり、国や大阪府に対しましては、学級編制の見直しを毎年要望しているところでございます。

このような中、本町では、少人数指導にかかる支援事業といたしまして、特色ある学校づくり支援講師を第二小学校には２名、その他の小学校には１名、中学校には各２名を配置し、授業への入り込み支援や授業補助などに活用しているところでございます。

最後に、９点目の①「保育所等の臨時職員の年度末退職状況、新規採用等の人員・状

況について」でございます。

年度末での臨時職員の退職予定は、町立保育所ではフリー保育士 14 人、町立図書館で図書館司書１人、学童保育室では０人、歴史文化資料館では文化財調査補助員２人の退職予定となっております。また、平成 30 年度当初に向けましては新たな職員募集を行い、現在順次面接等を行っており、人員確保に努めているところでございますが、人員確保には苦慮しているのが現状でございます。

以上でございます。

河野議員　18 分残り時間ということですが、先ほど申し上げましたように、二つの常任委員会に関わる審査資料はすでに請求しております。このことや、また細部にわたる点については、概ね私の質問の項目の６点目と７点目以外は、総務建設水道常任委員会の審査にゆだねるものといたします。あと、６・７点目については民生教育消防常任委員会で納得のいかない点、議論を深めたい点については質問してまいりたいと思いますが、その中でも主な総務建設水道常任委員会所管において、中心に再質問をさせていただきます。

ちょっと順不同にはなりますけれども、水無瀬川の問題です。50 ミリ対応というのは、非常に危険水位というものが指摘されていると。その箇所についても、私自身は茨木土木事務所などとともに現地を確認し、背筋の寒い思いをいたしました。計画だけに甘んじるのではなく、１日も早く 50 ミリ対応の完成というのは最低の最低基準であります。今の最低基準は、時間雨量 80 ミリです。そういうことも考えると、１級河川である水無瀬川の対策は大阪府の責任ですので、それを連携すると言うよりも、強く要請していただきたい。住民の安全・安心、特に水無瀬川流域の住民の方の安心、命の安全ということを考えたときに、１日も早い予算化を求めなければいけないと思っています。その点について、再度、町長に求めますが、いかがでしょうか。

もう一つ、とは言え、ここもう３年以上、このような議論を続けております。その間に豪雨や台風到来で、非常に危険水域ということは、私たち経験しております。せめて、そうなれば、今、大阪府のほうで一定基準を改善されたと聞いておりますが、堆積土砂の撤去、これも概ね、約５年に一度程度しかやっていただけていないというのが現状です。では、50 ミリ対応が計画や予算化ができないということであれば、せめて 2018 年度においては早い時期に――渇水期ということになろうと思いますが、堆積土砂の撤去ぐらいは大阪府で早急にやっていただきたいと。そのぐらいのことを、やはり町民の安全を守るという点で、町長は行っていただきたい。このことは強く求めますが、町長としての見解を求めます。

あとは交通安全の問題です。施政方針において開発に伴う役場周辺道路の整備ということで、町長のほうから施政方針が示されております。

先ほど申し上げましたように、名神高架下の信号機設置、様々な点について、高槻警

察署などからの一定の見解が示されたと思っておりますが、実際に2020年春には中高一貫校が開校する予定であります。中・高生の通学路となるところに、この地域はあたっております。横断歩道のないところを中・高生に渡らせるのかということも含めて、島本町だけの負担ではない、やはり大阪府においての交通安全対策、信号機等の設置、あるいは横断歩道の設置ということも、あわせて求める必要があるのではないでしょうか。

ということで、安全対策ということにおいては「歩行者等の増加」ということを私、大綱質疑で申しておりますが、当然、歩行者の増加のもとにはＪＲ島本駅の乗降客の増ということが、学校の開校、あるいはこの前にありますマンション・住宅地の開発が進むにつれ、乗降客の増加ということも見込まれます。ホームからの転落防止なども含めて、今から取り組んでも遅くはないということを申し上げてまいりました。その点についても、引き続きＪＲ西日本等の関係機関との協議が急がれると思われますが、いかがでしょうか。

あとは、西側土地区画整理準備組合の質問についての再質問です。

過日の一般質問でも、相当な質疑が重ねられたというふうに記憶しておりますし、これも総務建設水道常任委員会においても論議になるというふうには思いますが、私の立場から１点申し上げますと、かつて2012年、平成の24年に都市計画道路を、大阪府からの申し出もあったということで廃止という判断を都市計画審議会に諮問され、答申を受けられた結果として、当時、都市計画決定として都市計画道路を廃止してしまっています。個人的なことですが、私自身は審議会委員として反対をいたしました。

その後、再度の「都市計画マスタープラン」に関わる西側地区の保留フレーム設定の際に、一住民の立場で大阪府の都市計画審議会に対し意見書を私は出させていただきました。残念ながら手書きで出しましたので、インターネットによる閲覧はしていただけないのですが、その中にも、都市計画道路を廃止したということが大きな要因になっております。廃止をしたことによって、島本町における大きな道路交通網の整備を島本町の責務においてやらなければいけないという課題が新たに発生しているということで、当然、この保留フレームで言われる交通結節点事業、駅前広場の整備ということが、「都計マスタープラン」にも書かれています。

そのことと、実は都市計画道路の廃止ということが、今後、島本町の行財政の財政支出、公金支出、あるいは準備組合の地権者の方々が、皆さんの土地の減歩や、様々な地権者の支出によって、供出によって、駅前広場を全額整備してもらうとしても、ＪＲ西日本に、本来であれば、既設駅による駅前広場の整備においては、本来、ＪＲ西日本の負担が可能であるということがあったにも関わらず、先日の答弁によると、都市計画道路を廃止しているということが協議を困難にさせているものだというふうに私は受け止めました。非常にこのことは、本気でこの西側の開発を考えているということを考えた場合、いろんな意見はございますが、島本町民の財政負担によって今後の町政運営に大き

な影響を与えるということがあった場合は、この駅前広場や交通結節点事業というものは、やはり都市計画道路の廃止ということによって非常に足かせになるということを、一昨日も申し上げております。

この点について、町としては都市計画道路の廃止と、今回のＪＲ島本駅西側の駅前広場の整備費用の町負担、あるいは地権者の負担が膨大になるということの認識はあったのか。当時の都市計画道路の廃止の担当者は、ここにはおられないとは思いますけれども、議員は議員で、委員としておりましたが、今後、島本町が膨大な財政支出を余儀なくされるということについて認識はおありでしょうか。答弁を求めます。

山田町長　まず、1点目にご質問いただきました水無瀬川の50ミリ対応についてでございますけれども、やはり町民の皆様の安心・安全という部分では早急に対応してまいる必要があると、私も認識をいたしております。ですので、大阪府に対しまして要望していくということは、今後も続けていきたいというふうに考えております。

また、交通安全対策についてでございますけれども、今後、やはり乗降客が増えるということであったり、児童・生徒さんがたくさん通られるということでありますので、そのあたりの交通安全の対策というのは必ず必要になってくることだと私も認識をいたしております。また引き続き、高槻警察署など関係機関としっかりと協議をしながら、どういう方法があるのかということは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

都市創造部長　西側にかかります、以前、都市計画道路を廃止した部分と、駅前広場の整備にかかって、交通結節点事業としてＪＲ西日本と協議ができないという部分の関係についてのご質問でございます。

一昨日ですかね、議員のご質問でもご答弁申し上げましたが、都市計画決定された駅前広場に関する費用負担は鉄道事業者との協議対象となりますが、既存の都市計画道路とのネットワーク化を図るうえで、周辺に都市計画道路が存在せず、計画決定が不可能でありますことから、鉄道事業者との協議の条件が満たされてないものと認識いたしております。

なお、本町で平成24年に実施いたしました都市計画道路の計画の廃止がなされなかったとしても、協議の条件には変更なく、協力金の要件が満たされることはございません。そのように認識いたしております。しかしながら、本事業につきましては、鉄道事業者との連携等についても積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

河野議員　もう遡ること15年以上になるんですけれども、ＪＲ島本駅誘致の際に、この点の議論は散々、常任委員会や本会議でもやっております。新設駅に関しての駅前広場の負担は要求できないと。しかしながら、既設駅、例えば阪急水無瀬駅の駅前広場の整備の際には、阪急電鉄も一定の負担をされていると思います。そのことをもとに、島本駅

が一定新設された後の駅前広場の新たな整備について、本来であれば、もっと負担が要望できるということが、事業の進捗によって必要になってくるとは思いましたが、先ほど部長の答弁によって、平成24年の都市計画道路を廃止したことによって、ＪＲ島本駅西地区周辺の都市計画道路というものは存在しなくなったということは、しっかり認識して……（「場所が違う」と呼ぶ者あり）……、そういったことも含めて、やはり10年、20年先を見て、都市計画に関して、特に原課におかれては準備組合の皆さんにも大きな負担になります。そのこともしっかりと念頭に置いていただくということですね。

そういったことも含めて、指導・助言の役割を果たしていただきたいですし、都市計画上のしっかりとした情報収集、法令・条例を熟知するということについて、今後、こういったことがないように、あるいは必要であれば、やはりこのような規模の、身の丈に合うか合わないかわからない事業の縮小や、そういったものは省くということも大きな決断をする必要があるのではないかと。

私は、この数日間の議会において、非常に残念ではありますが、島本町の財政、そして持続可能なまちづくりということを考えたときに、島本駅西側の再開発事業「的」なとも言えるような、この駅前広場を東西において両方設置するというような事業が、はたして島本町の身の丈に合っているのか。道路網の整備が、ほぼ島本町単独でやらなければいけないというような、今、実情を前にして、やっていくのかということについて、強くこの辺は苦言を申し上げ……、「苦言」と言いますか、自分自身も当時、都市計画審議会の委員として、そこまでの見識は持ち合わせていなかったというのが正直なところです。

しかしながら、反対はいたしましたが、その点も含めて、大阪府や様々なところへの働きかけ、最終的にはその辺の公金支出ということが発生するにあたっては、町民全体に財政問題についてもつまびらかにしたうえで、この事業への確認を進めていくということが絶対条件だと思っております。ぜひともその点、町長には、再度答弁を求めます。

（「違うところを、はっきり答弁して」「そうだ」ほか、議場内私語多し）

山田町長　河野議員からのご質問ですけれども、今後のあり方については、しっかりと財政面の支出がある場合については、住民の方のご意見もいただきながら、調整してやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

都市創造部理事　先ほどの河野議員の駅前広場に関しての都計道路の件でございますけれども、ちょっと、ここははっきりとさせていただきます。

都計道路が2012年、平成24年のときに廃止されてますが、そもそも、その時点にあった都計道路が、西側のほうには都市計画道路はありませんでしたので、そこまで引っ張ってこないといけないという事実はあります。ただ、その廃止があってもなくても……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……、そこまでの都市計画道路を決定し、それを整備し

ないといけないという事実がありますので、そこはちょっと、させていただきます……（「誤解している」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　以上で、河野議員の大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表並びに会派に所属しない議員による大綱質疑を終結いたします……（「どっちなんだ」ほか、議場内私語多し）……。

お静かに願います。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時51分～午後３時53分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第17号議案から第38号議案までの22件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、第17号議案から第38号議案までの22件は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後３時54分～午後４時25分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

議会事務局長　それでは、日程について、ご報告申し上げます。

総務建設水道常任委員会は３月の７日（水）・８日（木）・９日（金）、民生教育消防常任委員会は３月13日（火）・14日（水）・15日（木）。いずれも午前10時開議でございます。

以上でございます。

川嶋議長　お聞きのとおりでございます。委員各位におかれましては、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から３月26日までを休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から３月26日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、３月 27 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦労様でございました。

（午後４時２６分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第１７号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第１８号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について
第１９号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について
第２０号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第２１号議案　島本町手数料条例の一部改正について
第２２号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第２３号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第２４号議案　島本町介護保険条例の一部改正について
第２５号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について
第２６号議案　平成３０年度島本町一般会計予算
第２７号議案　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２８号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２９号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第３０号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算
第３１号議案　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算

平成３０年

島 本 町 議 会 ２ 月 定 例 会 議　会 議 録

第　４　号

平 成３０年　３月２７日（火）

島本町議会２月定例会議　会議録（第４号）

年　月　日　　平成３０年3月２７日（火）

場　　所　　島本町役場　議場

出席議員　　次のとおり１４人である。

１番	塚田　淳	２番	大久保　孝幸	３番	東田　正樹
４番	平井　均	５番	河野　恵子	６番	清水　貞治
７番	岡田　初恵	８番	川嶋　玲子	９番	戸田　靖子
10番	中田　みどり	11番	野村　篤	12番	伊集院　春美
13番	福嶋　保雄	14番	村上　毅		

地方自治法第１２１条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町長	山田　紘平	教育長	岡本　克己	総合政策部長	由岐　英
総務部長	柴山　則文	健康福祉部長	岡本　泰三	都市創造部長	名越　誠治
都市創造部理事	柏木　栄一	上下水道部長	水木　正也	消防長	近藤　治彦
教育こども部長	北河　浩紀	会計管理者	永田　暢		

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	妹藤　博美	書記	村田　健一	書記	小東　義明

議事日程第４号

平成３０年３月２７日（火）午前１０時開議

日程第１　第　１　号選挙　島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について

日程第２　第１７号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

第１８号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について

第１９号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について

第２０号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第２１号議案　島本町手数料条例の一部改正について

第２２号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

第２３号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について

第２４号議案　島本町介護保険条例の一部改正について

第２５号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について

第２６号議案　平成３０年度島本町一般会計予算

第２７号議案　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算

第２８号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算

第２９号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算

第３０号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算

第３１号議案　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算

第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算

第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算

第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算

第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算

第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算

第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算

第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算

日程第３　第　２　号報告　訴えの提起の専決処分について

日程第４　第４４号議案　副町長の選任につき同意を求めることについて

日程第５　第３９号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第６　第４０号議案　島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について

日程第７　第４１号議案　島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

日程第８　第４２号議案　島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第９　第４３号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第８号）

（午前１０時００分　開議）

川嶋議長　おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席議員数は14名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第１､第１号選挙　島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを行います。

これを、職員に朗読させます。

議会事務局長　（第１号選挙　朗読）

以上でございます。

川嶋議長　お諮りいたします。

選挙の方法については、「地方自治法」第118条第２項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に、菅俊勝さん、加藤美恵子さん、谷川清さん、佐藤房子さんを指名し、同補充員に佐藤諭志さん、河村幸子さん、山田強さん、濵口美雪さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました菅俊勝さん、加藤美恵子さん、谷川清さん、佐藤房子さんを選挙管理委員の当選人と定め、佐藤諭志さん、河村幸子さん、山田強さん、濵口美雪さんを同補充員の当選人と定め、なお補充員の順序は、ただいま申し上げました順序とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が、選挙管理委員及び同補充員に当選されま

した。

なお、同補充員の順序は、ただいま申し上げた順序といたします。

日程第２、第17号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてから、第38号議案　平成30年度島本町水道事業会計予算までの22件を一括議題といたします。

なお、本案22件につきましては、去る３月１日の本会議において所管の各常任委員会に付託していたもので、すでに審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず総務建設水道常任委員長の報告を求めます。

平井委員長（登壇）　おはようございます。それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月１日の本会議におきまして、本委員会に付託されました条例案５件と、新年度予算案10件につきまして、３月７日から９日までの３日間、委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託されました案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではありますが、委員会審査の万全を期するため執行部から補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、３月９日の委員会において、討論、採決を行いました。

採決の結果、付託された案件は、すべて全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長　次に、民生教育消防常任委員長の報告を求めます。

村上委員長（登壇）　おはようございます。それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る３月１日の本会議におきまして、本委員会に付託されました条例案４件と、新年度予算案４件につきまして、３月13日から15日までの３日間、委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過と結果でございますが、付託されました案件につきましては、すでに本会議において各々説明されたところではありますが、委員会審査の万全を期するため執行部から補足説明を求め、審査を実施したところでございます。

こうした審査経過を経まして、３月15日の委員会において、討論、採決を行いました。

採決の結果、付託されました案件は、すべて全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録をご覧いただきたいと思います。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

川嶋議長　これより、委員長報告に対する質疑を行いますが、審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案22件の各常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第17号議案から､順次、討論、採決を行います。

ただし、第33号議案から第37号議案までの各財産区特別会計予算の５件は一括して行いますので、あらかじめご了承願っておきます。

それでは､第17号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第17号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して討論いたします。

居宅介護支援事業所の指定権限が府から町に移譲され、町は町内の八つの居宅介護支援事業所の指導・監査に加え、勧告・命令も行うことになります。担当課におかれましては業務量が増え、かつ複雑多様になり、大変なことと思いますが、引き続き介護支援事業の安心・安全な供給に貢献していただきたく､賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので､引き続き､本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第17号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、公明党を代表して討論を行います。

地域包括ケアシステム構築を推進する市町村が、高齢者の自立支援に向け重要な役割を担う居宅介護支援事業所の介護支援専門員さんと積極的に関わり、高齢者のニーズを把握し、ケアマネジメントに対する理解を高めていくことを目的とされています。

大阪府から島本町に移譲され、平成30年４月施行となっています。勧告や命令という権限も移譲され、事業所の指定、指導、監査を町がやらなければなりません。町の事業所は現在８ヵ所あり、３年に一度、監査を行い、今後は職員の仕事量も増えることから、現場では大変だと思いますが、ぜひ頑張っていただきたい。

このことをしっかりと要望させていただき、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第 17 号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、自由民主クラブを代表して討論を行います。

今回の条例制定は、「介護保険法」の一部改正に伴い新たな条例を制定するに際し、地方自治体として公法上の債権である介護給付費の消滅時効期限との整合を図るため、事業者において関係書類を保存するよう規定するものである。

独自基準として定める指定居宅介護支援提供に関する記録に関し、保存の起算日を当該記録にかかる居宅サービス計画の完結日とし、保存期間を５年間としたことは妥当な内容と考えられ、賛意の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 17 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 17 号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第 18 号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 18 号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

全国的に、建設工事などに伴い発生する土砂が山間部等に運ばれ、埋立てや盛り土によって残土処分され、これが無秩序に積み上げられた場合に、崩落事故や降雨時の土砂災害の発生が懸念され、社会問題になっています。

平成 27 年７月１日、大阪府が規制条例を施行されていますが、面積規模が 3,000 平米以上の土砂埋立て等の行為を対象にしていることから、近隣の高槻市、茨木市などにおかれましては、すでに独自の規制条例を制定されているところです。島本町の地理的特徴からして、山間部への残土処分は今後も十分にあり得ることから、本条例は土砂埋立

て等の行為の適正化を図り、災害の防止、生活環境の保全に資するものとして、極めて重要なものと判断します。

既存の事業者については、すでに府条例に該当する可能性があり、府との連携で立ち入り等行っていると認識しています。引き続き大阪府と連携を図り、土砂埋立て等残土処分の適正化に努めていただくとともに、自治体条例による規制には限界があるとも思えますので、大阪府を通じて国への働きかけをお願いいたします。

なお、適正化の詳細内容については別途規則で定めるとのことですので、これについては、でき次第、議長を通じて議会議員にお示しいただくよう求めておきます。

最後に１点、ＮＥＸＣＯ西日本の新名神高速道路整備による残土処分、約 60 万立米が、数年後、東大寺地区の国土交通省の緊急土砂置き場へ搬入されるという計画があるのですが、これについては、本条例の適用除外ということが質疑においてわかりました。しかしながら、崩落事故や降雨時の土砂災害の発生を防ぎ、地域住民の安全を守るという点では、本条例と目的を同じくするものであり、適正な搬入と、埋立て等の処理がなされなければなりません。そのために、今はまず情報の収集に努め、議会、住民への情報提供を怠らないよう求めておきます。

以上です。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

清水議員　第 18 号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

大阪府は、平成 26 年２月に豊能町の残土処分場で発生した崩落事故を受け、3,000 平米以上の土砂埋立て等の行為を規制する条例を、平成 27 年７月１日から施行しました。

本条例は、町域内で行われる 500 平米以上、3,000 平米未満の土砂埋立て等の行為を規制するもので、崩落事故防止、粉塵や水質等の環境保全に繋がるもの、住民の安心・安全が担保されるものと、大いに評価します。

条例の施行にあたっては、提出書類や埋立て状況を確実にチェックできるような体制を確立し、事故等が起こらないようお願いし、賛成の討論とします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第 18 号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について、コミュニティネットを代表して討論を行います。

町域内で行われる土砂埋立て等の行為を規制するために、新たに条例が制定されるものですが、この条例については、平成 26 年２月に豊能町で発生した残土処分場での崩落事故により、道路が寸断され、地域住民の生活に大きな影響を及ぼしたことにより、大阪府では、平成 27 年７月１日から 3,000 平米以上の土砂埋立て等の行為を規制するために規制しています。また、近隣の高槻市、茨木市においても、独自に同様の条例が制定

されています。

島本町においても、近隣市と同じく森林や農地が多く、残土処分の行為が想定されることから、町の責務をはじめ土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者、土地の所有者及び土砂を運搬する者の責務を明らかにし、必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的に、大阪府の規制対象外となる3,000平米未満の行為を規制する条例が制定されることに対し、評価をするものです。

今後は、住民の方への周知をはじめ、申請にあたっては十分な協議をし、土砂の崩落や飛散、流出等により住民生活に影響を与えることのないよう必要な措置を講じ、災害防止及び生活環境の保全に努められるよう求め、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第18号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

島本町では、従前から、ここ数年来の町内における土砂搬入の大型車両台数の増加、駅前市街地の幹線道路や接道の維持管理上の町負担への懸念など、本条例に対する住民の期待は相当数寄せられていたものと思っております。大綱質疑で問い、対象事業者が面積用件で大阪府、または島本町に存在したとしても、公共、あるいは公共的とされる事業・施設は適用除外とされていること。その理由として、当然、当該規制よりも、本条例の規制よりも高い水準をクリアしていることが前提であるからだ、ということが明らかになりました。

先例としましては、面積用件で言えば、大阪府条例の管轄に属する水無瀬川左岸、東大寺の国土交通省淀川水防用緊急土砂置き場があげられます。大雨時には、流水、土砂の水無瀬川への流入、接道が危険にさらされる状態になり、今に至っても土嚢等の応急措置で対応され、構造上の抜本解決がされておりません。結果、水無瀬川に堆積した土砂が、時間雨量50ミリを未だクリアできていない河川のリスクを高める要因となっております。

その課題に加えて、先ほど来紹介もありました、当該地は新名神高速道路トンネル掘削工事の土砂搬入の候補地とされ、以来1年半を経過しておりますが、その運搬経路、埋め立て地や水無瀬川周辺地域の住民からは、日常的な騒音・粉塵、大雨降雨時の土砂流入との、さらなる悪循環を危険視する声が改めて寄せられております。

公共・公共的事業の埋立て事案については、その事業内容や、実施に至るまでに十分な情報公開を事業者に求めること、大阪府との連携のもと、速やかな施行をされた後には、さらに水質・環境保全、農林業保護の観点での情報収集や、住民の意見聴取なども積極的に行っていただき、条例の実効性をさらに高めることを求めまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第18号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第18号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第19号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第19号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

島本町総合計画審議会の委員定数を、30人から20人に見直すものです。本審議会へは議会からの委員選出を行わないとしたことを一定踏まえての定数見直しと言えます。

しかしながら、総合計画が将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であること、まちづくりの最上位に位置する計画として、個別の行政分野における施策の計画策定において常に整合性が図られるべきことなどから、策定の過程における議会の関与は今なお重要なものと考え、今後の課題となっているかと思います。

「島本町まちづくり基本条例」は第16条で、審議会の公募委員の選考にあたっては「男女の構成比、年齢等に配慮し、広く意見を反映させるよう努めなければならない。」としています。公募委員の選定にあたっては、女性や若年層の参画を担保するためにも、可能な限り現行４名の人数を維持、人材の掘り起こしに努めていただかなければなりません。

定数削減に際し、それを補う住民参加が担保される作成のプロセスを求めて、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第19号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

主たる改正内容は、総合計画審議会委員の人数を減らすものというふうに認識しておりますが、一方では、委員会質疑などを踏まえて、タウンミーティングや出前講座という直接対話、直接、住民参加の比重を高められるものというふうに期待をするものとして、賛成をします。

仮に、総合計画審議会委員の人数削減が、この基本構想策定の弱点になるという可能性も示されているところですが、一方では、議会においては――いよいよですが、議会運営委員会や全員協議会において議決事件の拡充及び総合計画基本構想への議会の関与について、議会改革の一環としての論議が始まっております。一議員の立場ではありますが、2009 年度の議会においても、基本構想だけではなく、基本計画も議決事件にするべく条例提案を行ったという経緯がございます。

その点について熟議、民主主義の学校と言われる議会としての関与、論議の形を発展させながら、この点については考えていきたいという決意を述べまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 19 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 19 号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第 20 号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 20 号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

生活保護嘱託員にかかる業務内容の拡大及び認知症初期集中支援チーム専門医の配置に伴い、改正を行うものです。生活保護に関して担っていただく業務に加えて、特別障害者手当、障害児福祉手当、障害者医療福祉にかかる診断書審査を依頼することとし、「福祉事務所嘱託医」と名称を変更するものです。課題意識に基づいた改革と評価し、賛成

します。

また、平成 30 年度から認知症（の方）とその家族への初期支援の取り組みとして新たに置く認知症初期集中支援チーム専門医の報酬を定めることについても、複数の専門家の包括的・集中的な初期支援に有意義であると評価するものです。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第 20 号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表しての討論をいたします。

認知症初期集中支援は、厚生労働省による「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の主要施策の一つとして、早期に認知症の判別、審査が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、専門医療機関、かかりつけ医、認知症地域支援推進員等と、ご家族、そしてご本人が連携され、地域の実情に応じ、認知症の人やその家族の視点に立った取り組みを推進するものとして、平成 25 年度よりモデル事業採択市町村が開始、平成 30 年度より、すべての市町村において実施されるものです。

医師は、高槻医師会に相談のうえ、ご紹介いただけるように取り計らいされるとのこと。今後も増加が見込まれる認知症発症の方々へ、より一層手厚い支援を行うこともあわせて期待し、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案の賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 20 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 20 号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第 21 号議案　島本町手数料条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第21号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第21号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第22号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第22号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第22号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して討論いたします。

平成30年度から、府内で統一保険料が導入されます。そのことにより、島本町の平均保険料は下がります。加入者の受けられるサービスが増えること、減免基準が拡充されることなど、加入者にとってはメリットも多いものです。

ですが、制度の行方については未知数なところがあります。町から府へと、加入者の母数が増えることにより制度の安定化が一定図られると考え、賛成の討論といたします。

以上です。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　それでは、第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、大阪維新の会を代表しまして賛成の討論を行います。

本年４月１日から施行される「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国が約3,400億円の財政支援をすることとなり、国民健康保険制度の安定を図り、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化・標準化・広域化を推進することとなりました。このことにより、市町村は地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握したうえで、地域におけるきめ細かい事業を行うということです。

また、同一都道府県内の保険料水準の統一の課題につきましても、大阪府は先見的に導入をしており、財政安定化基金も活用しつつ、一般会計繰り入れの必要性を解消し、保険給付費の確実な支払いを確保、標準システムの活用や統一的な国保の運用方針等により、市町村の事務遂行の効率化、コスト削減、標準化を進め、事務の共同処理や広域化が図りやすくなるなどの効果が期待されます。

国民健康保険制度を安定させ、町民の皆様のご負担が少しでも軽減できるようにお願いをいたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

本年４月より、都道府県が財政運営の責任主体となる都道府県化に移行します。新制度は、加入被保険者の多くが低所得者であるにも関わらず保険料が高いという、国保の構造上の問題が何ら解決されないばかりか、遅くとも本制度のまま推移すれば６年後以降、保険料負担増と徴収強化が図られるおそれがあります。

これまでの計算方式とは全く異なるもので、都道府県が、都道府県単位の１年分の医療費を試算し、公費――いわゆる国庫支出金、都道府県支出金及び前期高齢者交付金などの収入を引いた都道府県事業費納付金を計算し、さらに被保険者数（被保険者割）と医療費水準（医療費割）、所得水準（所得割）を加味して、市町村ごとの事業費納付金を計算し、市町村に示されるものです。市町村は、その標準保険料率を参考にしながら、それぞれの保険料率を設定し、計算します。広域連携で関わりの深い高槻市や茨木市などからは、夥しい法定意見が昨年12月には示されました。他市町村によっては、早晩、

保険料の大幅値上げ、独自の保険事業の水準の低下などが懸念されております。

大阪府におかれては、先ほど示しました医療費水準（医療費割）というものを設定しないというふうに聞いております。島本町においては一般会計からの繰り入れ、独自に幅広く減免制度を敷いておりませんでした。10年近く、連続値上げを続けてきておりました。さらに人間ドック助成などの保険事業も取り組んで来なかったということから、この制度導入の初年度においては、これらの内容には、すべて被保険者の立場から見て改善できるという状況が生まれております。

一方で、高齢者の低所得者層や一部高額所得者層には、保険料値上げということが想定されていることが、国民保険運営協議会及び私たちに示された資料でも想定をされています。この点については、再度、保険料率決定までの再検討を求めるものです。

さらに、ほかの自治体が独自で取り組んでおります18歳未満の子どもが３人以上いる多子世帯を対象に、３子以降の国民健康保険料均等割額を全額免除する条例改正が行われていると聞き及んでおります。これは最大１人当たり減免額は３万円規模に及ぶと聞いております。島本町における子どもの貧困対策に寄与するために、この件についても積極的な検討を求めて、今回の条例一部改正には賛成といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正につきまして、公明党を代表して討論を行います。

国民健康保険制度の現状においては、高齢化の進展、被保険者の低所得化とともに医療費の増、保険料収納率の低迷などが、構造的な課題として抱えております。平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県となり、市町村は国民健康保険の事務を行う役割分担が、政令により示されたところです。市町村の国民健康保険運営協議会の名称が「国民健康保険の運営に関する協議会」に変更されることから、改正するものです。

一般被保険者に関わる医療分の賦課総額の算定方法について、大阪府の統一基準に準じて改正するなど、島本町においては保険料が下がるとの答弁でございました。低所得者に対しての減免も一部行っており、住民に周知は、広報誌、保険証の切り替え時に知らせるということです。

窓口の混乱はないかと質問しましたところ、大丈夫という答弁が返ってまいりました。正直なところ、まだメリット・デメリットが理解できたわけではございませんが、今後の保険財政を考えましたとき、この議案に関しましては賛成をしたいと思います。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

東田議員　第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、コミュニティネットを代表して賛成の討論を行います。

「国民健康保険施行令」の一部改正に伴い所要の改正を行うものであり、大阪府内で

一つの保険制度を構築するものです。

府と市町村の適切な役割分担のもと、持続可能な国民健康保険制度の構築を目指し、国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域化及び効率化を推進するため所要の改正を行い、対象期間は平成30年４月１日から平成33年３月31日の３年間であり、府内統一基準の設定は、保険料関係において、保険料（保険税）の区分、賦課方式、賦課割合、賦課限度額、保険料率、保険料の減免基準、保険料の仮算定の有無、本算定時期、納期数、保険料関係以外では一部負担金の減免基準、出産育児一時金の額、葬祭費の額、被保険者証の様式、更新時期、有効期間、保険事業、精神結核医療給付となっています。

本制度の施行にあたり、「大阪府国民健康保険運営方針」では、激変緩和措置を設けることが可能とされているが、本町においては結果的に保険料が下がるため、これを設けません。

また、収納対策の強化と効率化に向けた広域的な取り組みとして、現在、地方税の収入未済額のさらなる縮減を図ることを目的とし、府及び希望市町村の参加のもと設置している大阪府域地方税収機構についても、本町の収納率の水準や費用対効果を鑑み、大阪府域地方税収機構への参加を見送っています。保険料の徴収については、被保険者の実態に応じ、これまで同様、丁寧な対応をお願いをしておきます。

被保険者間の負担の公平化だけではなく、健康づくり、医療費適正化へのインセンティブの強化についても取り組み、具体的な内容としては特定健診、特定保健指導の充実と受診率・実施率向上、健康マイレージ事業の実施、後発医薬品の使用割合の向上等があげられ、効果を期待するものですが、新たに始まる制度であり、財政的なメリット・デメリットを含め効果の検証には一定期間を要すると考えるとともに、大阪府の試算と実情の乖離が生じることも予想され、大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議に本町の出席がかなわなかった場合には、他の自治体と緊密に連携を取り、毎年度の見直しにおいて、本町のような小規模自治体の意見も反映することに努力されることを要望いたします。

いずれにいたしましても、新たに始まる制度であり、大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議において毎年度見直されること、今後の安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた第一歩としての取り組みに期待をし、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

福嶋議員　第23号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について、自由民主クラブを代表し討論を行います。

本条例変更は、保険料の基礎賦課総額等の算定方法等、「国民健康保険法施行令」の一部改正に基づく改正及び「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、平成30年度の国民健康保険都道府県化に対応するための改正です。

島本町においては、従来より、制度の考え方をよく理解し、一般会計からの繰り入れを適切に抑制されてきたこともあり、今回の大阪府統一保険料導入にあたっても大きなデメリットは見当たらずに移行できるとのこと。大変、評価されるべき事項ととらまえ、賛成の討論といたします。

川嶋議長　以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第23号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第23号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第24号議案　島本町介護保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第24号議案　島本町介護保険条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して討論いたします。

本年４月から、「第７期介護保険事業計画」が始まります。そのことにより保険料の見直しが図られ、今回の改正では１号被保険者である65歳以上の方々の介護保険料が、すべての段階で値上げされます。町内に地域密着型特別養護老人ホームができたことが、保険料の値上げの要因の一つとなっています。また、高齢化が急速に進む中で、介護サービスの利用が増えることが予測される中、今後も給付やサービスを維持するためには、保険料の値上げは一定やむを得ないことと判断せざるを得ません。

値上げに伴い、町独自の減免制度が創設され、低所得者の方への負担軽減が図られることは評価できるものです。しかし、年金等が減っていく中で保険料の負担が重い、という声が計画のパブリックコメントにもあがっているように、介護保険料の値上げは高齢者の暮らしを圧迫するものです。

町として、介護保険事業の安定化のために、引き続き介護予防事業に取り組まれることを求め、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第24号　島本町介護保険条例の一部改正について、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

国において、介護報酬が0.54％増額の改定及び消費税増税分、地域密着型特別養護老

人ホームの町内整備による給付分の増加、高齢者数の増加が、明らかに国の制度設計上の保険料引き上げの要因となって現れております。全階層の値上げが示されているところです。一方では、全国では総合事業導入などで、デイサービス（通所介護）にとっては大幅な減収が見込まれ、減収となり、閉鎖を余儀なくされる事業所も少なくないというふうに全国的には示されております。

島本町では、介護保険料第１号被保険者の基準額は 5,450 円からとし、12 段階に設定されております。「第７期計画」において、保険料独自申請減免制度が創設された。この点において、独自申請減免制度を創設したということにおいて、20 年来、このことを求め続けてきました私としては、この点を特に評価し賛成するものです。第１段階から第３段階の低所得者の高齢者の申請減免がようやく創設されましたが、その内容は、一定厳しいものもありますが､近隣市町村の独自減免制度と比較しても､一定齟齬のないものと思っております。

委員会で質疑には至りませんでしたが、保険料に関わる「第７期介護保険事業計画」第８章に、給付内容・給付の事業費について示されており、その点について、申し上げます。

国の示す地域包括ケアシステムというのは、2025 年を目途に、重度の要介護状態になっても、住み慣れた地域で最後まで暮らし続けられる、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが 30 分圏内で一体的に提供されるシステムを構築すること、と言われています。要介護重度の高齢者が 24 時間施設に入らずに地域で暮らし続けるには、この介護保険事業計画の内容である定期巡回型サービス、小規模多機能型居宅介護、夜間訪問介護などのサービスが、十分揃っていなければ実現できません。この点は､実は３年前の島本町の介護保険運営委員会「第６期計画」策定でも、運営委員会委員から指摘をされておりました。

しかし、「第７期計画」上に示された、この数値見込みは、あくまで前期の住所地特例での他市施設での利用実績によるものだということを聞いております。町内には、当該サービス提供事業所は存在せず、見通しもないと聞いております。特別養護老人ホームは、要介護３からしか入所できなくなりました。一方で、初めて介護保険を利用される要支援１・２の段階の方は、総合事業へ移行させられるという実情です。

島本町に求められる努力としては、まずは保険料独自減免制度のない第１号被保険者第４段階の被保険者の生活実態をつまびらかにしていただきたい。二つ目に、申請減免をわかりやすい情報提供、広報の周知、窓口での丁寧な説明をしていただきたい。３番目に、これらの救済策に該当しない高齢者にも、生活全般を見た救済策を設けていただきたい。これは一定、一般会計の中の第６次行革の中などで創意工夫されるものにゆだねたいと思います。

日本共産党としては、国に対し、保険料を改善するための改善要求をかねてから行っ

ております。そもそも国の責任で、利用料・保険料の減免制度を作るべきです。また、65 歳以上の介護保険料は全国単一の所得に応じた定率制に改めること、いわゆる応能負担に変えることです。三つ目には、保険料・利用料の高騰を抑えながら、制度充実や基盤の拡充のために、現在、十分には収入しておりませんが、25%と法定で定められている国庫負担を直ちに 10%引き上げること。将来的には国庫負担を 50%に引き上げることを、国会においては提案しております。その国庫負担財源は、あくまで消費税増税ではなく、大金持ち・富裕層や大企業への行き過ぎた優遇を改めて税制改革を行い、国民の所得を実質的に増やす経済改革という、別の道を提起しておきます。

また、特に 2018 年度は高齢者に対し、介護保険制度、第１号被保険者保険料の仕組みを丁寧に説明することが、全国の労働組合退職者の組織から個人、団体の要望書が寄せられておりました。委員会質疑でも一定を示めさせていただきましたが、こういった要望に応えて、65 歳を迎えられ第１号被保険者となられた高齢者には、島本町として丁寧に、この介護保険制度の仕組み、保険料値上げの構造的な内容について説明を重ねられることを強く要望いたしまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 24 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 24 号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き､第 25 号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

塚田議員　第 25 号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について、大阪維新の会を代表し賛成の討論を行います。

本条例の一部改正は、再生資源等の持ち去り行為を規制するために行うもので、抑止力として一定の効果が期待できるものとして評価いたします。

効果的な周知方法等、今後、十分に検討いただきますようお願いをいたしまして、賛

成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 25 号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

再生資源等の持ち去り行為を規制するため、改正するものです。廃品回収は、歴史的に生活困窮者の生計手段でした。本条例の改正は、それを犯罪行為と見なし、生活困窮者への差別や偏見を助長しかねないものであり、また地域住民が監視や取り締まりを強化することで、誰もが生きにくい窮屈な社会になると懸念をしています。また、本条例が、まだまだ使える廃棄物を再利用しようとする善意の行為までをも犯罪にしてしまうことも問題です。

本来、条例がなくても、悪質な持ち去りや、業者による常習的な持ち去りなどを罪に問うことは可能ではないかと考えます。捨てることによって、持ち主は所有権を放棄していますが、ごみステーションやマンションの集積所に出された時点で、その所有者は町などに移転したものとの判断が成り立つと思うからです。また、何度注意しても従う姿勢がない者に対しては、自治体による収集運搬責務を妨害したと見なすことも可能かと思います。

しかしながら、自治体が公金を費やして、各自治会や廃棄物減量等推進員の協力を得て、日々、回収・処理しているものを、町が委託していない業者が勝手に持ち去る行為を容認し続けるのが適切かというと、決してそうではないと判断せざるを得ません。また、生活困窮者の生きる術としての持ち去り行為と、業者による営利目的のそれとは一定分けて考える必要があり、今回の条例改正には賛成することといたしました。

以上です。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

野村議員　第 25 号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について、自由民主クラブを代表しての討論をいたします。

かねてより地域住民の方々からお声が上がっていた、再生資源等の持ち去り行為が住民不安や道路交通の危険に繋がるというご指摘を受けて、委託業者以外の収集運搬を禁止するよう条例改正を行うものです。

常任委員会内で各種討議、討論などが出てまいりましたが、住民の方が直接注意、警告するのではなく、職員による定期巡回及び直接の警告、禁止命令を行い、持ち去り行為をさらに繰り返した者には 20 万円以下の罰金を科することができると条例化すること。また、再生資源やごみの集積所に警告看板を設置することで、一定の抑止力とされます。

事前報告いただいている実態調査パトロール結果によりますと、持ち去りごみの種類

は新聞・雑誌・段ボール及び粗大ごみに限定され、空き缶・空き瓶・ガラスなどは持ち去りがなかったとのこと。また、持ち去り行為者の属性は車での行為者のみであり、自転車や徒歩での持ち去りは見受けられなかったとのこと。これは生活困窮者ではなく、事業活動の一環として行為を行っている可能性を示唆するものであり、条例制定をしていない島本町へ､町外から行為者が訪れる理由の一端を感じます。

警告板の各所への設置、巡回と警告など、職員の皆様へのご負担が増加することとなりますが、行為者への持ち去り行為の厳罰化が周知されるまで一定の期間が肝要であります。平安なまち、島本町へ繋がる大事な職務として尽力いただけるようお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第 25 号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について、コミュニティネットを代表して討論を行います。

町の委託を受けた業者以外の者が、収集前に早朝から再生資源や粗大ごみを持ち去る行為が全国的に後を絶たず、繰り返し行われている中で、今回、再生資源等を無断で持ち去る行為を規制することは、違法業者に対する抑止力に繋がればと期待をしているところでございます。

今回の条例の改正の中で、持ち去り行為の禁止をはじめ禁止命令、また警告や禁止命令を受けたにも関わらず､繰り返し持ち去り行為をした者に 20 万円以下の罰金を科すことができる規定を設け、企業や従業員等が、その事業活動の一環として持ち去り行為を行った場合には、事業主である法人または個人にも罰金を科す規定が設けられていることに､一定評価をするところでございます。

しかし、条例が効果をあげるためには、具体的な取り締まりが必要と考えています。条例は、制定しただけでは効力は弱いと思うが、条例を制定することにより抑止効果が期待できる。一方で、条例だけでは限界があることを考え、条例を活かすために、その対策を講じられていかれることを求めておきたいというふうに思います。

最後に、平成 30 年 7 月 1 日の条例施行までに、住民の皆さんへの十分な周知をされることをお願いし、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 25 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第25号議案は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時01分～午前11時15分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第26号議案　平成30年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

（午前11時15分　塚田議員・大久保議員・清水議員・岡田議員・野村議員・伊集院議員・福嶋議員・村上議員退席）

川嶋議長　ただいま、出席議員が定足数を欠きましたので、会議規則第12条第３項の規定によって、暫時休憩をいたします。

（午前11時16分～午後４時20分まで休憩）

（午後４時20分　塚田議員・大久保議員・清水議員・岡田議員・野村議員・伊集院議員・福嶋議員出席）（午後４時20分　河野議員退席）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第26号議案　平成30年度島本町一般会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

平井議員　第26号議案　平成30年度島本町一般会計予算に対し、コミュニティネットを代表し討論を行います。

平成30年度の当初予算の規模は、歳入歳出総額110億6,900万円で、前年度比2.7%の減額となっています。今年度においても一般財源での歳出は増加し、財源不足を補うために積立基金を約８億７千万円取り崩すなど、依然として厳しい財政状況と言える。

このような厳しい中で、今年度は、小学校にＩＣＴ機器の整備をするなど教育環境の充実をはじめ待機児童対策、橋りょうの長寿命化などの安全なまちづくりの取り組みなどを重点に予算編成されていることに、一定評価をしているところです。

その中で、災害時の避難所となるふれあいセンターに、国の「防災等に資するＷｉ－Ｆｉ環境の整備計画」を踏まえ、ふれあいセンターにＷｉ－Ｆｉ環境が整うこと、各地で巧妙な手口で特殊詐欺に引っかかる高齢者が後を絶たない中で、特殊詐欺対策事業として65歳以上の高齢者に対し、特殊詐欺対策機器を30台まで６年間無料にて利用できる機器を配付されることは評価するところですが、詐欺グループの手口がますます巧妙になる中で、機器に頼ることのないよう、啓発活動にも力を注がれるよう要望をしておきます。

また、放置している空き家が増加傾向にある中で、町内の空き家の現状を調査・把握

し空き家対策に取り組まれることは、住環境の改善にも大きな影響を与えるものと期待をしています。

また、近年は町内で大規模開発が進められており、通学路の安全対策においても取り組まれるようお願いをしておきます。

平成30年度に策定の「第４期地域福祉計画」については、「第３期地域福祉計画」の効果を踏まえ、新たな課題に対応した実効性のあるものにしていただきたい。

また、「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」が施行された現状を踏まえ、本来、社会福祉施設である隣保館（人権文化センター）の位置づけについても明記をされたい。

地域包括支援センターの運営委託についてはメリット・デメリットを検証し、予算配分や人員配置においても効果的に行い、地域包括支援センターが担う総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントをより効果的に行えるよう、行政として、これまで以上に密接に関わっていくシステムの構築に期待をしております。

福祉ふれあいバスの今後のあり方については、高齢者の方、障害を持った方が公共施設に行く際の利便性向上にとらわれず、高齢者や障害者の外出支援、社会参加の促進部分にも配慮し、実現のため有料化も含め検討をされたい。

教育こども部においては、待機児童対策として民間保育所整備事業、町立保育所派遣保育士活用事業、また保育所と幼稚園の預かり保育の介護員配置事業などに新しく取り組まれることに評価をしております。

小学校ＩＣＴ機器整備事業については、教職員の皆さんが教材を有効活用し、よりわかりやすい授業の実現に努めていただきたい。また、中学校のＩＣＴ機器導入に向け研究されるよう要望しておきます。

最後に、消防力強化については勉強会の結果を踏まえ、広域化のみならず近隣市町との連携強化についても研究し、消防力の強化に努められたい。

以上、申し上げまして、賛成の討論といたします。

（午後４時22分　河野議員出席）

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第26号議案　2018年度島本町一般会計当初予算に対しまして、日本共産党・河野恵子として賛成の討論を行います。

ただいま、「島議第592号　平成30年３月27日　島本町議会議員各位」ということで、私宛てに川嶋議長から出席催告書をいただき、非常に不本意ながら、この場に立っております。ただ、この休憩前のときの討論原稿と、今、読み上げる討論原稿は一切、何の変更もございません。そのまま読ませていただきます。

まず、当初予算全般、大変量が多いですので、限定して討論をいたします。

賛成すべき点について、まず、申し上げます。

かねてから要望が高く、求め、待たれていた施策です。教育こども部の就学援助費・中学校入学前のみなし支給の実施。学習状況調査の島本町独自実施分が精査をされ、全国平均や競争を煽るものからいったん脱されたこと。もちろん、大阪府によるチャレンジテストの弊害が続いていることは注視してまいります。三つ目に、引き続き医療ケアを必要とする重度の児童を受け入れるための、早期にハード面の整備と看護師の配置を終えて新学期の準備に備えられていること。次に通級学級の過密化解消、小学校での実施については、２校目の実施を進められると聞いております。第二中学校テニスコート全面改修。第三小学校体育館屋上防水、この際、雨漏りや水拭きなどによる板張りの体育館などの床面のささくれや、けがに繋がる事案も検証をお願いいたします。

都市創造部、生産緑地制度導入のための都市計画費支援業務、あくまでこれは、すでに市街化された、年数の経った農地にとってのものと認識しております。あわせて、町独自に強力な農業振興・農地保全策が備わってこそ、実効性のあるものだと考えております。

総合政策部所管では、総合計画審議会、計画年度の最終年度を控え早急な、過日の条例提案とともに審議会委員の予算計上をされたということです。このあたりについては、前の条例にも申し上げました。

消防本部、被服費等、消防職員の労働衛生の一環として、ＩＬＯの勧告を受け、「消防組織法」の規定のもと、消防職員委員会より提案のあったものです。財政部局は、過年度も委員会からの要望は保障されていることが、質疑の中でわかりました。一定、認めるものです。

次に、賛成はいたしますが、実施にあたり様々検討を加えるべき点、多分に含まれている点を申し述べます。

１点目、質疑時間の関係上、または総務建設水道常任委員会所管のために質疑を詳細にできなかったことについて、申し上げます。

総務部、「地域防災計画」や「国民保護計画」の見直しです。過年度において成立した国民保護協議会の条例等審議の際の当町議団の反対討論でも申し上げております。両計画の見直しは、あくまで強固な「地域防災計画」改訂を基盤に、入念に行うことが必要です。すでに日本国民が経験した災害と原発事故の同時発生などの想定をはじめとした訓練を併用することのほうが、住民の理解を深め、実効性を持ちます。かえって、このほうが「国民保護計画」で規定される武力攻撃事態、化学兵器や航空攻撃など、四つの攻撃類型から島本町民を守ることに直結するものと考えます。

大沢キャンプ場の廃止方針です。検討経過のわかるものとして、常任委員会審査資料を請求いたしましたが、「私の声」や、個人や、青少年健全育成団体の要望資料が一切

なく、島本町議会の議事録のみという資料には、正直、違和感を禁じ得ません。ただし、山田町長はじめ教育こども部生涯学習課職員さんが、それ以上に現場の事情に精通している中での決断であるということは、重く受け止めております。

多くの児童、青少年の心身、昭和の時代は義務教育での林間学校の宿泊先でもありました。島本町の教育の一環として、自然や人情を十分に体感し、郷土への想いを育んできた貴重な施設です。私自身も中学・高校と、宿泊や、またボランティア活動、「キャンプ場開発」と称して枕木を運び、階段の整備に関わった記憶は鮮明に残っております。子どもも含めて、２世代以上がこのキャンプ場で野外活動を経験した住民も少なくないと思います。

しかし、この開設以来、キャンプ場整備に関わり続けてきた住民に、再度、意見を聴取いたしました。もともと、あの地域は地形上難しい敷地に造られていたということ。その分、ボランティアやキャンプカウンセラーが汗水流し、整備にも尽力され、今の姿があること。一方で、最近のファミリー、ハンディキャップ、通年利用等の多様なニーズに応じにくく、近年は町内の青少年健全育成団体の使用も見られなくなったことも要因であると聞き及んでおります。

ただし、年度早々に廃止条例の提案に、「ありき」ではなく、今後、青少年健全育成ボランティアの補助金交付団体をはじめ、歳入では大阪府環状自然歩道の補助金等に深く繋がっていることでは大阪府とも、そして森林保全ボランティア団体の活動中の休憩、トイレや水場等にも活用されてきたことから、森林、農林業関連部署などとの十分な協議のもと、今後の代替策の論議もしていただくことを強く求めます。

住民ホール、町立プールが次々と廃止され、学校では支援学級生徒の宿泊訓練は廃止されています。町立保育所でも、最近ではお泊まり保育も実施されなくなっているとのことです。東大寺公園のバーベキューの禁止、今年度４月をもってＹＹワールドがファイナルになったことを鑑みますと、日常の就学前教育や保育、青少年教育や子どもの育ちの中で、保護者と離れた集団で、身近な大人を信頼し見守られながら、子どもだけでその日の予定や見通しを持つ。相談し、約束事をし、自らを律し合いながら、火を使った調理や行事などの危険性、ダイナミックな活動を通じ、身を守り、成長や飛躍を遂げる経験やチャンスを得る機会、公共空間が、一気に、この島本町内から失われていることも確かです。現時点で、公共ですべて保障せよというつもりはありませんが、これらを子どもに保障するためには、保護者の持つ経済力、育児・子育てへの余裕の有無が、大きく左右するものであることを申し添えます。

次に、すでに「人口ビジョン」「地方創生計画」が目指しているものとの齟齬が生じ始めていることについて、申し上げます。

待機児童対策が、2016 年度以降現在に至るまで、224 人分の新たな保育所、ハード整備に多額の公金を投じたものの、毎年 10 人ずつ待機児童を減らす目標と逆行し、実は今、

毎年10人ずつ待機児童が増加しております。そのことを申し添えます。

また、第６次行財政改革の論議として、全国の子ども医療助成の拡充の検討は、高校卒を視野に入れてと大綱質疑でも申し上げました。また高齢者福祉の分野では、個々人の受ける内容は社会保障の進展が見られません。ふれあいバス、ノンステップや複数路線など､バスの形状や台数、タクシーチケット化や対象者拡充など、対象者や今後の人口動態などを踏まえた社会実験などを試み、交通福祉施策での暮らし改善に繋がるよう、第６次行革での検討を求めます。

教育こども部、第二幼稚園の廃止、民間法人誘致での認定こども園設置への手続きにおいて、申し上げます。第四保育所の耐震化方針、建て替え・改修が今年度をもって白紙状態となることが明確になり、工事着工時の入所児童の行き先保障、移動後の乳幼児の心身へのダメージを最少減に止めることはもちろんのこと、引き継ぎに必要な町立保育士の動向の保障が不可欠です。何よりも、臨時保育士の工事期間前後の処遇をどうするのかということ。第二幼稚園と第四保育所の立地条件の乖離による、毎日の送迎や保護者の通勤条件に多大な負担を強いる可能性が大きいこと。開園時間、送迎ルートやバスの運行など、相当な配慮を要することは、そのまま、それが選定法人の大きな負担に繋がります。民間認定こども園誘致ありきではなく、第四保育所耐震化方針をまず示し、工事中の保障について、保護者、臨時職員を含む職員全体に十分に説明することが求められます。新たな認定こども園の移行中の保育内容等も、十分に新法人への保育実施内容、基本方針に反映することが必要です。その論議の中で、公立設置、公立施設拡充の必要性も生じる可能性は十分に想定内に入れる必要があります。

次に、消防費です。総務省の示す「消防力の整備指針」、いわゆる「消防力基準」に照らせば、島本町は一部定数改善が図られたとは言え、2012年時点の数値で、全国では基準の76.5％ということを聞いておりますが、これにほど遠く及ばない。2017年度では島本町は51.8％の達成率という消防職員数だと聞いております。さらに、過日の民生教育消防常任委員会視察で訪れました富山県の広域消防、一部事務組合という形態ではありますが、職員配置については民生消防常任委員長報告どおり、総務部所管での職員の合理化の効果は見られたものの、未だ現場の消防署員には、非番時の待機についてはまだ解消ができていないということを聞いております。各方面からの意見も聞き、次年度に向けて、この数ヵ月、ハラスメント事案について管理職及び職員の研修強化、意識改革に取り組んだ旨の答弁を受けております。

しかし､2015年に発せられた全国の労働組合の消防政策の提言を参考にさせていただきますと、「消防職場にはすでに階級制度があり、賃金制度に大きく影響しています。そこに、今の人事評価制度が導入されても、人事管理など改善することには繋がるでしょうか。団結権もなく、意見の反映できる仕組みもない消防職場に導入するのは問題です。」ということがあります。こういったことにも関わる消防職場のしんどい部分があ

ると思います。改善を求めます。

これら二つの背景を鑑みたとしても、過酷な条件のもと、少数精鋭のうえに切磋琢磨を求められる消防現場の皆さんに対し、あえて管理職の資質向上を求めておきます。

大事な２番を、飛ばしていました。都市創造部都市計画費委託料、線引き見直し等業務、ＪＲ島本駅西地区まちづくりにおいて、島本町の行政財産である第三小学校を土地区画整理準備組合施行区域にする際及び都市計画概略案で示されている幅員６ｍの緑道を今後の課題と明記する際に、教育委員会への意見具申や島本町議会への報告などが極めて不十分であったと、私は感じております。市街化編入、開発に伴い人口流入が十分考えられる中で、一時的であれ、本来、第三小学校のグラウンドや校舎敷地を拡張する必要が生じる可能性かあるぐらいなのに、その視点や腹案が全くない。憲法で規定された義務教育の施設であることです。

島本町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則は、第６条で「校長は、学校の施設及び設備を常に最良の状態に保持するように努めるものとする。」、島本町教育委員会事務局組織に関する規則では、第８条（事務分掌）において教育総務課が、(22)「教育財産の取得申出及び管理の総括に関すること。」を所管するとあります。第三小学校という行政財産に関わり、敷地の減歩あるいは精算金の支払いが生じる。町の行財政へのリスク、1 月 19 日の住民説明会で、第三小学校に通われるお子さんから「第三小学校のプールや裏門はどうなるのか」という問いに対して、大人は誰も答えられていません。現状において、2012 年度及び 2017 年度当初に、土地区画整理準備組合が施行区域に加える緑道の構想を定める際、決断や決裁にかかる際の都市創造部や教育委員会、準備組合による、しっかりとした議論や確認が十分ではなかったというふうに指摘せざるを得ません。

過年度において、議会や住民にこのことを説明できなかったことは、地権者の財産権を侵害するなという従来の島本町執行部の答弁や、議会が求めてきたこととは相反し、西側開発の「期待される」とされた町全体への利益や、公共の福祉を説得する力を著しく失う要因となっております。

昨日の都市計画審議会でも、再度の説明や区域区分、面積の設定にも指摘がありましたが、未だ 144 人のパブリックコメントに対し、明快に、誠実に答える言葉を執行部が示せていません。この課題解決によって、時間を要することに影響されて、ほかの生産緑地指定や都市計画変更事案に遅れが生じないことを強く求めておきます。

あわせて「水の文化園構想」という、すでに国、府、破綻したこの事業の文言の削除も求めておきます。

最後になりましたが、人事課所管に関わることを申し上げます。臨時職員さんの待遇について、第四保育所の耐震化工事の際に大量解雇に繋がるのではないか、この質問に対しても、今、町は答えを持ち合わせていません。会計年度職員の導入が 2020 年に迫っ

ております。総務省の示しによれば、2018 年度に実態把握、2019 年度は 20 年度の採用に向けての条件整備、条例変更等の作業が求められております。臨時職員、非常勤嘱託職員などがすべて及び圧倒的多数を占める学童保育室、保育所、図書館職員について、長年の経験と資格、経験が活かされる処遇改善に繋がるよう強く求めるものです。

以上、一部ではありますが、賛成及び検討を加えるべき点を申し述べまして、全体としては必要な予算であるということを認め、賛成の討論といたします。

川嶋議長　本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

岡田議員　第 26 号議案　平成 30 年度島本町一般会計予算、公明党を代表して討論を行います。

まず初めに、ＪＲ西側開発の件で住民のパブリックコメントの中から、町長の施政方針の整合性がないということで、再度、確認をさせていただき、本日、討論をさせていただくことになりました。

まず、このコメントの中からですが、「山田町長は、前の選挙で自身の広報で“住民意見の反映されない開発は不要”“トップダウンによる開発は不要”“一度壊した自然を元に戻すのは困難”」等、また「町長は島本西地区開発反対を掲げ町長になった。他にも公約があったが、多くの人はこれで投票した。公約を破棄するのであれば、再度信を問う。町長の言葉はそれほど重く､説明会になぜ出てこないのか。」、３点目、「水と緑を大切に､農地保全､里山を守ると選挙戦で口外されていた。だから投票数も上がったのではないか。」、私が一番心を痛めましたのは、このことによりまして職員の批判があったことでございます。「住民のために働くのが町職員の役割である。島本町の職員であることを誇れる仕事をしてください。」、二つ目です、「町長以下、都市計画課の人員はどこを見て仕事をしているのか。」、このようにはっきりしない住民説明会で、職員に対して傷つけるような、このようなパブリックコメントがございました。そのようなことから、私は施政方針の整合性は大丈夫なのか、しっかりと今後、説明責任を果たして欲しい、このことを訴えさせていただきました。

そこで、本来の討論をさせていただきます。

歳入では、町税がほぼ前年度並みとなっているものの、地方交付税が大幅な減額となったことから､一般財源は約２億７千万円の減額を見込んでおります。歳出においては、総額は減少しているものの、一般財源での歳出は増加になっており、多額の財源不足を補うために約８億７千万円の積立基金を崩されています。

歳出の主なものに､総務費では､ふれあいセンターにＷｉ－Ｆｉ設置工事､広報事業といたしまして町のホームページのスマートフォンの対応やデザイン変更に向けたリニューアルを行うものです。衛生費では、温暖化対策には啓発事業、生物多様性の保全を行うガイドラインの作成をする、環境配慮指針策定事業などでございます。また、ごみの

分別の問い合わせに対応するためにスマートフォン、また、し尿処理施設撤去事業では処理場の解体工事などがございました。土木費では、道路・橋りょう舗装補修工事、空き家対策。

民生費におきましては、数々質問させていただきましたが、特に生活困窮者自立支援事業の中から「子ども居場所づくり（子ども食堂）」について、７人に１人の子どもが生活困窮の家庭である、府から補助金 100%いただき、この運営を実施していくということでございました。教育委員会との連携が必要ではないか、しっかり連携して欲しいということも訴えてまいりました。福祉ふれあいバス、高齢者外出支援事業にある、１人でも多くの高齢者が家に閉じこもるばかりではなく､外に出て､お元気で過ごせられることを考え、２台にすることを要望いたしました。

教育費につきましては、小学校でＩＣＴ教育環境整備のためのタブレットパソコン、また、いじめ対策といたしましては、家庭はもちろんですが、地域においても住民全員が子ども達を守っていくことが大切であると、そのことも訴えさせていただきました。また、高槻ですでに四つの小・中学校で行っている屋根貸し事業、すなわち学校応援電気は、財源確保のためにも情報を共有して、学校だけでなく検討が必要であるという答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

30 年度で閉鎖されます町立キャンプ場、代替場所がないのかと問い合わせいたしましたところ、淀川河川公園が台風の影響で冠水被害を受けたまま復旧に至っていない現状を、お聞きいたしました。そして町長に、国土交通省に要望するよう、全面的に復旧を要望させていただきました。また、最後になりますが、就学援助、31 年度から中学からとのことですが、ぜひ小学校入学前支給の実施を要望させていただきました。

以上が、私の賛成討論になりますが、いろいろ長い間、時間を費やして､住民の皆さん、そして傍聴の皆さん、議員の皆様に大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫びいたしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員　まずは冒頭に、議会運営に際しまして時間を費やしたことにつきまして、お詫びを申し上げます。申しわけありませんでした。

先ほど山田町長に対しまして、委員会の際の町長の発言が、施政方針との整合性があるのか､確認をいたしました。また広域連携についてですが、大阪府の勉強会に関係各位の助言等を踏まえ、広域連携に関する研究会に参加をされたということでしたが、本当にしっかりと今後広域連携を進めるご決意があるのか、確認をいたしました。

このことを踏まえまして、第 26 号議案　平成 30 年度島本町一般会計予算について、大阪維新の会を代表して賛成の討論をいたします。

まずは、本予算は歳入歳出総額 110 億 6,900 万円、前年度の骨格予算に比べ３億 1,100

万円、2.7%の減額となっております。山田町長になられてから、初めての通年予算の編成になりました。編成方針は、これまでの予算編成を踏襲し、財政との整合性を図る手堅い印象はあるものの、町長の目指される「小さなまちの豊かな暮らし」に向けた、真新しさを感じさせる特色のある予算になっていない点は残念であります。今の島本町の財政状況では、一般財源から事業を行うことについて消極的にならざるを得ないことを理解をしますが、さらなる歳入の確保と歳出の削減により、魅力あるまちづくりを具体化していただきますようにお願いをします。

歳入については、町税約6,600万円増額をしているものの、地方交付税の減少により、昨年度に比べて約３億１千万円の減額になっております。歳出については、まず都市計画について、町長の施政方針で「ＪＲ島本駅西地区のまちづくりの具体化をしていく１年」と位置づけをされておられます。町長の責任のもと、将来にわたり親しまれる新たな町の実現に向けた、精力的な取り組みを期待をいたします。

ホームページのリニューアルについて。今回の更新でスマートフォンに対応することを評価いたします。あわせて行うホームページのリニューアルでは、住民の利便性向上に加え、Q&Aの充実等で直接の問い合わせを減らすことで、町民の方だけではなく、職員の方の負担軽減にも繋がるように、更新の検討を提案します。

清掃工場におきましては、予算要求４億１千万に対し、予算計上１億５千万円と、少なくとも２億６千万円分の修正分が次に持ち越される状況であります。さらに 30 年度は、毎年の定期検査に加え精密機能検査が行われ、今以上に改善が必要となる箇所が出てくることが考えられます。長寿命化を図っていくことが最重要であることに異論はありませんが、長寿命化以外の対策について――例えば広域化ですが、一歩でも前進するようにご努力をいただきますように、強く要望をさせていただきます。

し尿処理場の撤去状況については、近隣住民の方々へ十分配慮した形で工事を行っていただきますよう、管理の徹底をお願いします。

民生費におきましては、対前年度増減率は4.5%の増、構成比は40.5%と、今後も増加するものと推察をします。このような厳しい財政の中、「子どもの居場所づくり（子ども食堂）」支援事業、民間保育所整備事業、町立保育所派遣保育士活用事業、保育所介護員配置事業などの新規事業、また継続事業といたしまして、民間保育所保育士確保事業などを計画されております。特に、保育士不足は社会的問題であり、待機児童問題の解決には一番優先して解決すべき問題です。こういった観点からも、本町の取り組みは評価できると考えます。しかしながら、保育士不足は今後も解消される見込みも薄く、本町として保育士の待遇改善を考慮し、府や国への予算要求もしっかりと継続していくべきと考えます。

衛生費におきましては、町民の皆様の健康増進を図るために、健康マイレージ事業、景品の事業を継続されております。また、他部局との連携もされ、さらなる町民の健康

意識向上に工夫をされております。

教育費に関しましては、本町のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの業務内容、勤務状況を鑑みますと、今回の拡充だけで十分であるのか､懸念されます。今後も府への予算要望と、しっかりと手当てが必要と考えます。

厳しい財政状況の中で、学校施設の耐震化整備、学校給食など、問題解決を図られております。しかしながら、第三小学校Ａ棟の建て替えに関して、大阪府との開発協議が調っていないため予算計上されていないとのことです。子ども達への影響も大きな問題であるために、速やかな問題解決を要望します。また、小・中学校教員の乳がん検診に関しましては、検診時期の調整、検診内容の検討などをされ、さらなる検診率の向上をお願いいたします。

その他に関しましては、新規事業として中学校新入学生に対する就学援助費の入学前支給を計画されておりますが、今後は小学校新入生に対しても拡充ができるよう、ご検討をお願いいたします。

消防費に関しましては、超高齢化社会を迎え、今後ますます増加するであろう救急出動件数に対応すべく、救急車更新事業を計画されております。これに関して、救急車の適正利用が今後の課題と考えます。不適切な救急車利用が増えますと、今後、救急車の有料化も考慮しなければならなくなるのではないかと懸念するところです。このような事態にならないように、また救急現場において蘇生を望まれない方の対応についても、今後の動向を注視され、現場の家族や救急隊員が混乱しないように、救急車の適正利用に対する周知、啓蒙活動もよろしくお願いいたします。

以上、要望事項もありますが、予算編成にあたりましては妥当と判断し、賛成の討論とします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 26 号議案　平成 30 年度島本町一般会計予算につき、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論をいたします。

山田町長による初の通年予算となります。まず、ハード・ソフト面の教育・保育環境の改善と充実を評価いたします。

高度成長期時代に比べ、厳しい財政運営となりますが、「小さなまちの豊かな暮らし」の実現を目指し、町民とともに歩む町政に期待が寄せられています。住みよい町を目指して、「第五次総合計画基本構想」の策定の意思決定の過程に、いかに市民意見を反映させるか。これまでとは異なるプロセスを踏むべきときです。これは同時に議会のあり方が問われるものでもあり、町執行部、議会議員が、ともに説明責任を果たし、住民と情報を共有し、住民参画により､時代の変化への対応に努めなければなりません。総合計画基本構想の策定の義務が、「地方自治法」で廃止されましたが、住民にとって最も身近な基礎自治体の役割は重く、本定例会議において「島本町総合計画基本構想の議決に

関する条例」をご提案いただき、議会はこれを可決しました。

人口と世帯数の減少、少子化・高齢化による人口構造の変化、町税収入の伸びが期待できないという諸課題に対し、これまで以上に計画的、効果的な町政運営が求められます。高齢者と、次世代を担う世代の幸福追求権を両立できる総合計画基本構想とするためには、タウンミーティングやパブリックコメントで寄せられた住民意見を十分に反映し、適切な策定過程を踏む必要があり、この点、強く求めておきます。

「第６次行財政改革プラン」については、補助金制度の見直しはもちろんのこと、職員の仕事のスリム化も含めて、実効性のある改革プランの策定に努めてください。

なお、若山台調整池については売却・埋立て活用はせず、大雨、台風、集中豪雨の際に必要不可欠な調整機能を果たす既存の防災公共施設として、引き続き保有資産とするよう、伏してお願いしておきます。

「平和と基本的人権尊重のまちづくり」を目指して、性差にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、個々人が持てる能力を活かせる社会の実現に向けた各種啓発事業に期待します。質疑では、女性のひとり親の生活困窮が子どもの貧困と密接に関わっていること、高齢者の女性の貧困率が男性に比べて極めて高いことなど、社会的・精神的支援、学びと交流の機会の必要性を訴え、女性相談事業のさらなる充実と、女性交流室の活用を求めたところです。

「自然環境を活かした個性あるまちづくり」に向けた環境関連の新規事業については、過去の環境調査の実績、環境保全審議会委員の専門性、「環境基本計画」策定の成果の現れと評価します。温暖化対策にかかる「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」普及啓発事業は、職員の経験値を高め、教育現場との連携、「みづまろくん」の活躍、しまもと環境・未来ネットとの協働で、効果をあげてください。

２ヵ年事業となる衛生化学処理場の解体撤去工事、清掃工場施設改修工事、清掃工場の精密機能検査、いずれも必要不可欠なものです。衛生化学処理場については、放流管の撤去範囲や方法、放流口の存置範囲、敷地整地の方針について、引き続き国や府、高槻市と丁寧に協議を行い、法令遵守のもと、適切に対応してください。

「生活基盤の整ったまちづくり」、百山地区の土地利用については、都市計画用途地域は、関電グラウンド跡地との連続性が維持されるべきと考えます。都市計画は、住む人の命と暮らしの安全をどう守るかという視点を欠いてはなりません。島本町に愛着を持って、穏やかな暮らしを求めて、これから転入される方の期待に応える都市計画でなければならない。誰のための、何のための都市計画なのか。町の姿勢が厳しく問われるところです。

生産緑地の導入については、都市農業の振興に一定繋がるものとして、これを認めるものです。

また、町道百山３号線等整備計画、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線等歩道整備設計など、

役場周辺の道路の整備については、青凌学園への中・高生の登下校、関西電力グラウンド跡地の大型住宅開発に備えるものです。庁舎の耐震化が間もなく示されようとしている中、仮に建て替えとなった場合、庁舎の入り口は移動することになると思われ、街路樹のみならず庁舎前の花壇についても、歩道拡幅整備という目的に沿った検討がなされるべきではないでしょうか。質疑では、この点、述べられなかったことですが、住民のボランティア活動に感謝しつつ、本質的な意思決定がされることを求めておきます。

経年劣化による補修・改修工事、橋りょうの長寿命化、バリアフリー対策、桜井跨線橋補修補強工事のＪＲ軌道上空部分の実施設計など､多くの事業が予算化されています。関係機関との協議を丁寧に行い、職員の経験値を高めてください。

万一の災害の際、住民が最も頼りにしているのは、まちを隅々まで知り得ている基礎自治体の職員の皆さんです。「地域防災計画」については、文字数やレイアウトにも考慮して精査し、実効性、有効性のあるものに改善してください。防災訓練、出前講座の充実、多種多様で変化が著しい防災課題に向き合い、諦めず、できることから着実に進め、住民の防災意識の向上と自主防災機能の充実に努めてください。

庁舎の耐震化について間もなく方針が示されますが、移転・建て替えと決めた場合には、平成 30 年度は、どこに、どんな庁舎を建てることが将来的にふさわしいのか、市民的、総合的な議論が必要です。「庁舎建替事業は、多額の財源を要することから、財政運営へ与える影響が大きいため、長期的な視点でトータルコストを考え、建替えを選択した理由や事業計画等について、議会や住民等への十分な説明を行い、合意形成を図る必要があります。」と、大阪府は述べています。議会や住民への十分な説明を行い、合意形成を図る時期を、どう担保するかが問われます。庁舎整備検討懇話会等を設置し、識者の意見を聞く必要もあるでしょう。

また、質疑で述べることができませんでしたが、「耐震は建物を守るもの、免震は人と仕事を守るもの」と言われ、地震後の初動体制を考えて免震構造を採用する自治体が少なくありません。耐震構造とするのか、免震構造とするのかについては、それぞれの建物の構造のコスト差も含めて､他市の事例を十分に調査・研究し､後悔のない判断ができるよう、柔軟性のある、総合的な検討を求めておきます。

平成 20 年度の地方税制の改正によりスタートしたふるさと納税制度から 10 年、自主的な納税行為と言いつつ、実のところは税額控除であって、特典で寄附金を集める自治体間競争が批判されました。寄附行為の社会的意義が薄まることも懸念されました。制度そのものに欠陥があったと言わざるを得ません。しかしながら、本町のクラウドファンディング型ふるさと納税は、すぐに成果が期待できなくても、じっくり育てていきたい内容になっていると評価します。

消費者行政における新規事業、詐欺被害防止機器の貸与等を評価、消費者まつりの廃止・実行委員会の解散を発展的に捉え、本町の消費者相談員の経験と熱心さを最大限活

かし、出前講座のメニューを充実させ、暮らしに密着したテーマで学習の機会を提供してください。

各課において、改元にかかるシステム改修が多く計上されています。改元のたびにリセットされる元号表記は、暦として最も重要な要素である連続性がなく、統計の対比にも不適切です。大阪府の動向などにも注意し、庁内各種文書への元号と西暦の併記を実現していただきたいと思います。

多様化する行政サービスに、いかに対応するかが問われています。合併は望まないが、高槻市など近隣自治体と同等のサービスを求めるとしたら、そこには無理があると言わざるを得ません。一例として、各種証明書のコンビニ交付については、小規模自治体である本町の特性を踏まえ、慎重に検討を行い、費用対効果に見合った真の住民サービスの向上に努めてください。

三次救急医療の拠点、三島救命救急センターの移転に伴い、高槻・島本夜間休日応急診療所の今後が懸念されます。島本町の地域医療に重要な役割を果たしてくださっている同診療所のあり方は、島本町民にとって極めて影響が大きいものです。関係機関との協議内容の情報公開に努め、説明責任を果たし、検討会において、住民の立場に立った意見を述べていただきたいと思います。

相次ぐ大型住宅開発による若い世代の人口増と保育需要による過密保育が長く続けられ、保育士の負担増を私たち会派は指摘してまいりました。支援が必要な子どもの保育環境の劣化についても、指摘してまいりました。町立保育園と幼稚園の預かり保育に介護員を新規に配置されること、必要なものと認め、一定評価することとします。

過密保育による現場への負担が働く意欲の低下を招いていると思われ、派遣事業による保育士確保を容認せざるを得ない状況となっています。「職員定数条例」を見直し、保育士を増やす一方、複雑な勤務体系で多くの保育士が働く現場をマネジメントする能力を有する管理職を育成することが急務と考えます。限られた人員で日々の保育を担わなければならないからこそ、教育委員会との人事交流による人材育成が重要と考えます。これまで、この視点が欠けていました。小学校・中学校では、すでに当たり前のように行われていることであり、早期実現を目指して鋭意検討、ぜひとも解決していただきたい課題です。

待機児童対策となる 90 人規模の民間保育所の開設ですが、３歳児から５歳児の保育経験が当該事業者にないことは、やはり不安な点です。周辺住民のご理解、ご協力も不可欠であり、速やかに地元説明会を開いて、設置場所を公表できる環境を整えてください。

多くの課題がある生涯学習の振興と、教育の現場のことですが、各小・中学校の施設改修事業に多く予算が計上されました。また、中学生への就学援助費の入学前の支給は、対象保護者にとって朗報となります。小・中学校においてＩＣＴ機器整備、タイムカード、部活動のガイドライン導入など、教員の働き方を見直す取り組みが行われます。そ

れぞれの施策の効果が十分に発揮され、教師が授業や生徒、児童に向き合える環境づくりに努めてください。

部活動に力を注ぐことを否定するものではありませんが、広く社会を見ること、適切に休養すること、思春期に家族と過ごすゆとりを持つことは、生徒自身の後の人生を、豊かで寛容なものにします。日本人の働き方に関する根源的課題でもあります。このことは、保護者・生徒にも、広く、適切に働きかけていただきたいと思います。

実物を見る機会の少ない後鳥羽上皇に関わる国宝２点の複製作成を、「歴史と文化の薫るまち」を目指す積極的な取り組みとして、高く評価します。後鳥羽上皇の時世は、貴族から武士へと政権が移った日本史の転換期、明治維新まで続く武家社会の始まりと言えます。島に流された上皇が、生涯、忘れることのなかった風光明媚なこの地には、複数の御所や従者の邸宅、地形を活かした壮大な庭園などが存在したと思われます。開発に伴う遺跡発掘調査も増えております。水無瀬離宮関連遺跡にかかる報告書の作成も急がれ、学芸員の正規雇用による中長期的人材育成を重ねてお願いするものです。

同様に、臨時的雇用の職員に頼る図書館運営は限界に達していると思われ、職員の処遇改善と運営の見直しを求めるものです。

小学校社会化の副読本『しまもと』の再編集を評価します。町の変容に対応できず、事実と異なる記述が多く見られるため、庁内関係機関との照会を丁寧に行い、副読本にふさわしい質を維持し、郷土理解の向上に努めてください。

青少年育成を担ってきたキャンプ場の廃止は、まことに残念ですが、これを機に、大沢地区の自然環境保全と、地域住民の生活支援の課題について、速やかに大沢の皆さんと膝をつき合わせて語り合われることを求めておきます。

消防における高規格救急車の購入など、ハード面の消防力向上は必要不可欠なものと判断します。引き続き、救急隊員の資質と救命力の維持向上、火災予防活動に努めてください。日頃の救命救急活動には心より敬意を表するものですが、パワーハラスメントの事例や、特定の職員に対する理不尽で不適切な行為がこれ以上繰り返されることがないよう、職員の人権意識の向上に努めてください。

さて、施政方針で山田町長は、「ＪＲ島本駅西地区のまちづくりを具現化していく１年」になるとおっしゃいました。また、ＪＲ島本駅西地区区画整理準備組合に対し、これまでの技術面の支援に加えて財政面での支援も検討、公共施設の管理者負担を見据えた発言もされています。異論、反論を合意形成の過程で可能な限り活かしていく、民主主義の重要な手続きを踏まずに、ＪＲ島本駅西側のまちづくりを進めることは許されません。

１月 19 日に開かれた初の住民説明会には、243 名の参加があったとのこと。再度の説明会や意見交換会を求める声が多く、半数近い方が閉館時間を過ぎても席を立とうとされませんでした。すべて言論によるもので、私の知る限り、暴力的な行為は一つとして

ありませんでした。振り返れば「都市計画マスタープラン」など、町の将来のまちづくりを描く重要な計画の策定や改訂において、住民意見の聴取と反映が十分とは言えなかったのではないでしょうか。駅前という、極めて公共的な空間を、土地区画整理事業という公共的手法で開発する計画にも関わらず、過去８年、公共の利益・住民福祉の向上の観点からの住民説明会は行われてこなかった。住民には、開発によって空間の質がどのようになるのか、全く予測ができません。１月の説明会は、「都市計画とは何か」という内容に多くの時間が割かれ、質疑応答の時間も十分ではなかった。説明会、意見交換会を求める声が多かったことを真摯に受け止め、平成 30 年度、すみやかに住民説明会を開催、意見交換の場を設けてください。

何より、事業内容が未確定であるとして、概略案、あるいは都市計画の素案に止まっている現段階で、地区計画の内容も定まらない現状のまま、大阪府への都市計画手続きの申請、すなわち市街化区域への編入、区域区分申請を行うべきではありません。昨日の都市計画審議会でも、このことは大きな争点になっておりました。また、道路ネットワーク、概算想定事業費、経済波及効果等の分析、費用対効果分析が示されないまま都市計画手続きに入ることにも大いに疑義があります。無理なスケジュールで、職員に精神的プレッシャーや事務的負担をかけることにもなり、慎重な判断をされるよう、伏して求めておきます。

もう１点、第二幼稚園です。平成 30 年度で閉園、跡地に民間事業者による認定こども園を設置するという方針を掲げておられますが、さらなる熟議が必要です。「島本町立幼稚園設置条例」を改定して、第二幼稚園を廃止する。すなわち公共教育施設を一つ廃止することになるのですから、保護者の意見の聴取だけでは決して十分とは言えません。島本町の未就学児の保育・教育を総合的見地から、識者の視点も交えて議論する場を、なぜ持とうとしないのか。行政の行うことに間違いがないという驕りがあるとしたら、それは困ります。位置的に見て、第四小学校の耐震化の工事の期間の子ども達の受け皿になり得るのか。当該地で 200 人という定員規模の認定こども園を民間事業者が運営することが、将来的に妥当なのか。懸念される点がございます。

第二幼稚園の今後を主なテーマに、島本町の未就学児の保育と教育の総合的なあり方について、学識経験者も交えて熟議することが、平成 30 年度前半の必要不可欠な事業であると申し上げておきます。

最後になります。本第 26 号　平成 30 年度島本町一般会計予算の予算の討論において、自民、公明、維新の会派の皆さんが退席され、定足数を書くという事態に至り、議長名で私達会派にも出席催告書が届いております。町政の一翼を担う島本町議会の一員として、慚愧に堪えないというところです。年度末の大変忙しい貴重な時間をいただいたこと、また傍聴の皆様におかれましては長時間にわたりお待ちいただき、こうして引き続き町政に関心を寄せていただいていること、心より敬意を表したいと思います。

町執行部におかれましては、議会という言論の場、そして住民に開かれた議論の広場における質疑・討論を尊重し、毅然とした態度をもって、平成30年度の予算執行に努めていただきたいと思います……（「そのとおり」「長過ぎるわ」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　簡潔に、よろしくお願いします。

戸田議員　議会という言論の場を尊重していただかなければ、さもなければ議会軽視という、そういう疑いを持たれることにもなります。議会が合議制の一つの機関であり、町長、執行部と向き合う二元代表制であること、言論の府であること、住民に開かれた議論の広場における言論が何よりも大事なこと、そのことを、再度、この場で申し上げたいと思います。

予算執行にあたりましては、４月から入庁される新しい職員の育成にも十分に努められ、平成30年度の予算の執行に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論を終わります。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員　第26号議案　島本町一般会計予算に対し、自由民主クラブを代表いたし討論を行います。

先ほど、議会表決の定数が足りず議会が中断したことにおいて、自由民主クラブとしましては、民生教育消防常任委員会で町長の答弁に、施政方針及びこの予算であげているものに対し、一例をあげ、大沢キャンプ場の撤廃についての個人見解の表明など、この答弁において、町長としての方針と、個人としての方針が違うものなのかという疑問を持つ状況がありました。しかしながら、町長を信用しておりましたので、我々会派の中でもいろいろ議論をしつつ、近年、町内で種々ご意見や、また連絡、書面などが届く中、町長の本心とはもしかしたら違うのではないか、また職員が上程したようなお話しぶり、こういった忌憚のないご意見をいただいたことにおいて、やはり、しっかりと町長に確認させていただかなければ、我々としては表決がしづらいという部分におきまして……（「不信任なら」と議場外から声あり）……、それが近年の部分でありましたので、確認をさせていただきたい。我々として、町長、予算提案権を持っている唯一の方でありますので、予算提案権を持っている町長としては納得されて、この施政方針を出されているんだと信用しておりましたので、こういった中、我々としても確認作業に大変遅くなった部分ではあります。

その部分において、皆様、町民様のお声からいただきながら、この確認を再度させていただくことにおいて、町長の真意を確認させていただきました……（「議場でやって」と議場外から声あり）……。申しわけございません。ちょっと、発言させていただいておりますので、もうしばしご協力賜りますように、よろしくお願いいたします。

一方、町民の皆様への行政サービスへの予算執行、これを遅らせるわけにはいかないというような私たちの責務に対して表決を下せるよう、最後の最後まで、町長を信用させ

ていただき、確認作業をさせていただく。こういった中での思いに退席をせざるを得なかったことに、川嶋議長においては議会再開のご努力をいただき、議長室にてお話、私ら会派として退席をした理由を、まずはお聞きいただきました。そして、議長とされても、その内容をお聞きされ、議会担当の総務部長にご相談されまして……（「何が」ほか、議場外から声あり）……、申しわけないです、発言させていただいております。いろいろとあると思いますが、発言権の中で説明させていただいております。

川嶋議長　傍聴席の方、お静かに願います。

伊集院議員　こういった中、総務部長にご相談され、できれば、その誤解を取れたらいいんじゃないかとか、いろんなこともあったんだと思いますが、町長のほうから、この施政方針、上程する時点でしっかりと決断をされて、町長が提出されたということをお聞きしました。こういった中で、私どもも再度の信用ができるという判断をさせていただき、討論を行います。

それと、討論させてもらう前に、皆様にはほんとにお時間のご協力を賜りましたことを、心から皆様に対し感謝、御礼を申し上げます……（「協力してない」と議場外から声あり）……。

平成30年度の一般会計当初予算は、歳入歳出総額110億6,900万円となっております。一般財源の歳出は増加しており、多額の財源不足の補てんに公共施設整備基金から２億４千万円、財政調整基金から５億7,763万８千円、減債基金から５千万円の繰り入れを見込まれており、基金総額約８億７千万円を取り崩される見込みとなっており、例年同様、収支の均衡には厳しい状況が続いていると思われます。

これらの基金残高において、我が会派大綱の答弁では、29年度末基金残高は確定できていないが、当初見込みより上回る見込みであり、仮に29年度末で繰り入れ全額不要となって、あくまで予算ベースですが、約36億円との見込みという答弁をいただいております。おそらく緩い景気回復や、一部法人のご努力において、29年度決算見込みは良い方向に出るんだろうということを見受けられましたが、30年度の、この８億７千万ほどの取り崩しも、年度内でトータルで見れば上限枠であろうというふうに分析いたします。

しかしながら、全く安堵できる状態ではなく、清掃工場の今後の方向性が不明瞭なままであることや、30 年ほど先、やはり人口動態において、今のままでは横ばいから人口減少が先々出てくるおそれも見込んでおかなければならないと思っております。

まず、歳入においては、自主財源と言われる町税は、税制改正により町たばこ税が１億184万円の収入、またグリーン化特例により軽自動車税も前年度比125万円増の2,967万円、また緩やかな景気回復や企業努力をいただきまして、法人町民税は前年度比から約2,220万円増、そして個人町民税、前年度比は約1,130万円減にて、町民税においてのトータルは約１千万円強の増額になっております。固定資産税において、一昨年度比約4,100万円増のうち、一部企業の設備投資により償却資産が３千万円ほどのアップと

なっております。都市計画においても小規模開発か、この影響か、前年度比 399 万円増の３億 6,511 万円ほどとなっております。

町税全体において増収入、アップ収入という部分でありますが、地方特例交付金の減収補てん特例債は前年度比 1,600 万円の増となりますが、一方で 29 年度の決算見込みから言える法人町民税が大きく上昇見込みになることにより、地方交付税が大きく下回る当初予算となっております。要は、前年度が良くなると 30 年度も良くなるとの積算、計算がされることにはなり、実質とは異なっていくプラスマイナスを３年かけてされていくということで、また基準財政収支額の中には法人分も触れている中、３月末の調整額であがってくるという見込みも見据え、地方交付税においては単年度のみだけで論ずることは避けておきます。

歳入の中の、国から大阪府を介し新子育て支援交付金 1,681 万８千円の内訳、子ども医療の上乗せ約 1,300 万円、発達障害児の医療に約 112 万円、軽度難聴者の方々への５万５千円、また 50 万円ほどの補助の「子どもの居場所づくり」に対して「子ども食堂」活動への支援ということで、補助金も賜っております。島本町としても「子ども食堂」においてしっかりと、町長の施政方針にも記載されているように、支援をしてまいるということであります。

そして「ＣＯＯＬ　ＣＨＯＩＣＥ」において、平成 27 年６月に安倍首相が国民運動として始めることを表明した地球温暖化対策推進本部を中心に、次世代の暮らし方として選定した、地球温暖化を防止するためのアイデアや行動を推進する国民運動、これにおいて町長も賛同を表明されるということであります。事業内容においてはプロポーザルにより決定されることになりますが、500 万円の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用されることに、一定評価いたします。

また、90 人定員の民間保育所の整備事業に約 1,900 万円ほどの歳出がありますが、この歳入において約１億７千万円ほどの特定財源を活用されて行われます。実際、課題も多く、30 年度に開設できるのか危惧するところではありますが、待機児童の解消に、進捗状況を随時報告を求めておきます。

財産収入の町有地賃借料の内容を会派委員が内訳をお訊きしました。うち、阪急水無瀬駅前コインパーキングへの貸出収入 182 万４千円において、私も平成 17 年の一般質問で、あの土地を有効活用すべき、例えば駐車場などとの提案もしてきた中、前建物の関係上、時間を要しましたが、年々、この収入増ということにできていることは一定評価いたします。村上議員や野村議員からも、先々はどうしていくのかという問いもありました。今後は、どういった方向性を出されていくのかも注視していくことも踏まえていただき、随時検討・検証のご報告をお待ちしております。

また、ふれあいセンターのＷｉ－Ｆｉ設備はじめ、町の債務となります予算書の 35 ページにも記載されている、これを一つひとつあげると時間がかかりますので、町債に

おいて地方債の総額あわせて約10億7,860万円であり、今後の決算においての地方債残高を注視していきたいと思っております。

歳出においては、まずは町所有のマイクロバス1台を廃止され、各部スポット対応での予算編成となっております。一般質問でも述べましたように、スポット対応に対し、どこまでの団体が活用できるのか、要領が不明瞭で見直すとの町長のご答弁もいただいておりますが、要領案が今のところ、まだ示されておりません。今後の要領をお示しいただいた際には、しっかりと質疑もしてまいりますことを表明しておきます。

また、ふれあいセンター管理運営において、町として貸し館業務運営により、利用者、利用各種団体に最低限の秩序を重んじるよう条例制定をし、規則も作成されております。条例違反にならないよう、時間厳守等を町民の皆様や各種団体にお願いする立場である町組織が、1月にあった西側の区画整理事業の説明の中には、条例違反、規則違反ということになってしまったという部分では前代未聞であります。確かに、使用者の行政側としては条例を守ろうと必死に幾度も促されておりましたが、やはり利用者の方々に条例を守る、協力を取り付けられなかったこと。こういったことに、今後の貸し館運用に対し、もし条例・規則違反となってしまった団体や利用者があった場合、町として指導する立場ですので、指導しづらくなってくるのではないかということを危惧し、答弁でもいただいておりますように、一定の見直しをされていくということでありました。

各種詳細を言い出すとたくさんございますので、皆様には一部しか述べられておりませんが、最後において、この平成30年度の予算においては随時、元号対応に関わるシステム予算が含まれております。この島本町の予算においても、不交付団体でもなければ国の成り立ち、法律から、島本町が独立国ではないということにおいて、国会審議を経て島本町の予算算定でき、議会上程をされ、審議します。

国会は、毎回、国会会議の初めに衆議院・参議院の両議員が参議院の議場に集まり、天皇陛下をお迎えされ、開会式が行われます。この開会式において、天皇陛下よりお言葉をいただいてから審議が始まる天皇制を取っている日本国に属する島本町としての道筋に……（「話が変わってる」と呼ぶ者あり）……、また、この天皇陛下の生前退位にされるのは光格天皇以来、約200年ぶりとなります。

手書き時代からシステムの時代となっている現在においては、このそれぞれの予算においては島本町にとって初の予算となります。従来であれば、突然の元号対応になりますが、事務的概念だけで言えば、多少準備ができるということは、町としては突如の元号改正よりも事前準備ができる予算編成となっていることに、事務面においては一定助かるんではないかという評価をいたし、各種、我々会派の議員で、委員会それぞれで質疑もさせていただき、指摘、また要望等もさせていただいております。

今後においても、皆様にそのご努力をいただき、賛成の討論とさせていただきます。

（「議長、天皇制という言葉が、日本憲法と……」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午後５時 36 分～午後５時 36 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊集院議長　私の討論の中で、ご意見も賜りましたので、一部修正をさせていただきたいと思います。「最後において」の元号の随時システムの予算のところに、説明をさせていただいた。要は、島本町としては不交付団体ではなく、交付税等、皆様の国で、国会審議があってからということでありますので、国会審議においては、まず天皇陛下からの言葉をいただいて審議がスタートするということの道筋において発言をさせていただきました。「天皇制」という単語が入っていることにおいて、やはり、ちょっといいように、皆様の言論の府の自由と言えども、ここにおいては協力させて、削除させていただき……（「その部分の削除をしたほうがご自身のためですよ」と呼ぶ者あり）……、いえいえ、一応発言ですから、「審議が始まる、この日本国に属する島本町」ということを述べておりますので、「制」ということを取っていただきたいと思います……（「日本国憲法の第１条」と呼ぶ者あり）……。

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午後５時 38 分～午後５時 39 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 26 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 26 号議案は委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午後５時 39 分～午後５時 50 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第 27 号議案　平成 30 年度島本町土地取得事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第27号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第27号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第28号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第28号議案　平成30年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して討論いたします。

府内統一保険料導入の年です。運営主体は町から府へと変更になりますが、引き続き本町として、平成30年度も健康寿命の延伸の取り組みに努めていただきたいものです。

2020年のオリンピックに向けて、「望まない受動喫煙防止のための健康増進法の一部を改正する法律案」が閣議決定されています。他の議員からも指摘があったように、厚生労働省の推計では､受動喫煙を含むたばこのために平成26年度に必要となった医療費は１兆4,900億円、国民医療費の3.7％にものぼっています。また、国立がん研究センターによると、がんになった人のうち、男性で30％、女性で５％が、たばこが原因だと考えられるとのことです。町内でも、住民の方から望まない受動喫煙防止を求める声があがっています。

町民の健康と医療費削減のためにも、島本町内における受動喫煙を防止するためのルール作りに取り組まれることを期待して、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第28号議案　2018年度島本町国民健康保険事業特別会計予算に対しまして、日本共産党・河野として賛成の討論を行います。

かねてから、この都道府県化の問題については一般質問などを通じ、問題点を追及してまいりました。また、都道府県化に至らなかったとしても、人間ドックの助成、減免制度の拡充、平均保険料の引き下げということを求めてきましたが、当初予算において、この平均保険料の引き下げ部分が予算説明書に明記されています。

ほかの理由については、第23号議案の討論でも述べたとおりです。今後、政策立案、制度設計の執務から町職員は一定離れるということにもなりますが、窓口及び徴収業務

において、より近隣他市の動向や行財政への影響を注視しつつ、丁寧な対応と、被保険者の実態を把握することにより視野を拡げ、深い認識のもと、取り組んでいただくことを強く求めるものです。

また、今後の動向に向けて、各大阪府、北摂ブロック等の協議の場において、例えば滞納者に対する対応について、島本町が従来から資格証明書を発行せず、短期証に止めて滞納処理、滞納の解決に努めてこられたということ及びそのうえで高い収納率を維持してきたということを含めて、そういった内容を他の市町村にも十分に伝えていただきたい。

特定健診の環境整備や受検項目の変化、人間ドック助成の新設、減免制度の周知・活用は大いにやっていただくようお願いいたします。

被保険者の健康増進、保険料納付状況と住民の生活実態把握に力を入れることを強く求め賛成とするものですが、23 号議案でも申し上げたとおり、早晩、保険料の値上げ、あるいは納付金が払えなかったときの貸付金という、国民健康保険特別会計上、借金を背負うということが地方自治体に余儀なくされるということを聞いております。

この点については､先ほどの討論でも他の議員からも少なくない指摘があったように、メリット・デメリットが十分に明らかでないということが言われますので、見直し及び住民の立場から提案を含めて取り組んでくださいますよう強く求めまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 28 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 28 号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第 29 号議案　平成 30 年度島本町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 29 号議案　島本町後期高齢者医療特別会計予算に対しまして、日本共産党・

河野より賛成の討論を行います。

この 2018 年度においては、新聞報道によりますと、全国 36 道府県で保険料の引き上げが行われると聞いております。大阪府の広域連合においては、過年度において保険料の引き下げの措置は取られたものの、いよいよ国による低所得者への軽減制度の縮小・廃止が大きく影響し、実質、低所得者に対する保険料の増額ということが想定されます。

今後、大阪府の広域連合議会に向けて、このような低所得者の高齢者の保険料の実態、医療の実態を十分に反映した議論に繋がるよう、原課におかれては実態把握とともに、適宜議会への情報提供、これを同時に努められるよう強く求めまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 29 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 29 号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第 30 号議案　平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員　第 30 号議案　平成 30 年度島本町介護保険事業特別会計予算について、人びとの新しい歩みを代表して討論いたします。

平成 30 年度から、「第 7 期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」が始まります。人口減少とともに、高齢化が急速に進む中で、支援が必要な人がますます増えることから、持続可能な制度設計が必要とされています。

平成 30 年度は、身近な地域の中で集い、交流ができる場所を増やしていかれるとのこと、有効な取り組みと評価します。社会的孤立が、様々な課題の要因となっていることが指摘されています。認知症などによる介護予防・介護給付費の削減のためにも、すべての人が社会的に孤立することのない、人と人との繋がりのできる通いの場の創設に努

めてください。

「地域包括支援センターの新たな運営形態の検討について」です。高齢者福祉に関して、行政が抱えている業務量が多く、限られた財源と人員の中で業務に臨むため、民間の力を活用することで行政負担が軽くなることは理解できます。ですが、多くの民間の事業者もまた同じように財源や人員に限りがあるものです。民間に委託することは、利用する側の視点に立てば、土日の対応などサービスの拡充など、良いことがある一方で、包括的支援の実効性や、公平・中立性や、質の担保が懸念されることなどから、高齢者福祉の向上と、手放しで喜べることとは思えません。

そういった点で地域包括支援センターの民営化には反対ですが、この点以外では概ね妥当と判断し、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 30 号議案　2018 年度島本町介護保険事業特別会計予算に対しまして、賛成の討論を行います。

要介護の高齢者が地域で、そして、その家族も介護により仕事を離職しないで済む。そのためには、先ほど条例一部改正でも申し上げたような介護保険事業計画でのサービスの確保が求められます。一方で、福祉施策においては住宅改造への助成、ノンステップバスやタクシーチケットの改善等、町内移動の権利保障により自己負担の軽減を図り、高齢者がより安心な、豊かな暮らしを求め、もって町内消費喚起にも繋がるような、考えられるような施策はあると考えますが、これは一般会計によるものですので、申し添えます。

まず、この会計において、歳入歳出 23 億 5,300 万円のうち、一般会計からの繰り入れが３億 8,004 万３千円、基金の繰り入れが 5,610 万６千円ということで、相当高額の基金の繰り入れをされたにも関わらず、第１階層から第 12 階層まで、全階層が値上げを呈しています。しかしながら、それは介護保険制度構造上の問題であるということを、先ほどの条例の一部改正でも申し上げておりますし、繰り返しはいたしませんが、そのことをしっかりと、第１号被保険者になられた方に説明を求めるものです。

また、賛成する理由の主たるものは、介護保険料の独自減免制度の創設です。

三つ目に、検討を加えるべき点について、申し上げます。地域包括支援センターの運営主体の見直しということが、「第７期介護保険事業計画」に示されております。しかしながら、運営委員会の中でも問われたような、民間法人への委託において「中立性・公平性を担保する」ことはどういうものを指すのか、ということですが、１ヵ所の民間法人に仮に期間の定めのない委託を行った場合、それは十分に担保できないということは明らかです。さらに、相談する場所として、今、所有されている民間法人の何らかの介護保険施設に併設をするということになった場合、例えば町内の法人であれば、役場

から離れた地域、あるいはそこに至るまでに交通の便のない地域、そういうところに地域包括支援センターが設置されるという可能性も生じます。そのことを解決するためには、ふれあいセンターの今の場所にサテライト、あるいはブランチなどの施設を置く、あるいは法人独自の努力で駅前などに事業所を置くということも考えられますが、いずれにしても、島本町及び民間法人に対して新たな負担が求められることが想定できます。

四つ目に、第17号議案で可決成立したことによりまして、指定事業者の指導監督・監査権が島本町に移ります。現時点で監査権を持つということですけれども、実際には介護職員のブラックな働き方、あるいは適切なケアプランが策定されていない、そのようなことも含めて、本来であれば窓口に対し、苦情解決ということで住民の方から相談があるということが保障はされておりますが、ここ数年来、決算状況を見ましても、窓口への苦情解決を申し立てる方がいないということが続いておりますが、実際に現場での声を聞いておりますと、十分な介護報酬のもとでの介護サービスが提供されていない、そのような声も聞き及んでおります。

一方で、安倍内閣は10%の増税時に、10年以上勤務の介護福祉士には８万円の給与のアップというふうに提起されているそうです。これを保険料値上げに頼らず、すべての介護従事者の処遇改善に充てるを果たすには、全額国庫負担による大幅改善を迫ることが必要です。一方で、これがすべて保険料に転嫁されれば、大幅な介護保険料値上げになるということでありますので、この点も含めて国や、また国に対し大阪府を通じて要望に努めていただきたいと思います。

介護保険第７期の事業計画の際、第８章のサービスの供給事業費見込みというものが示されないまま、島本町ではパブリックコメントに付しておられます。しかし、介護保険運営委員会でも指摘をされたように、他の市町村ではすでに、この第８章である介護保険給付の内容と事業量及びその事業費、そして介護保険料の乗率などを示して、被保険者の介護保険料の負担などが十分にパブリックコメントに供されるように、他市町村では努力をされています。このことがすでに運営委員会でも指摘をされ、次期「第８期介護保険事業計画」の策定の時期においては、しっかりと、この点もパブリックコメントに付し、被保険者及び住民の意見をしっかり反映したうえで、介護保険料設定を行っていただきたい。

この点は強く申し上げまして、全体としては非常に負担が増える部分もございますが、介護保険の独自減免制度をはじめとした、他法・他施策も含めて救済策を講じることも強く求めまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第30号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第30号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第31号議案　平成30年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第31号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第31号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第32号議案　平成30年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第32号議案　平成30年度島本町公共下水道事業特別会計予算につき、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

「地方公営企業法」に基づく企業会計方式に移行するため、過去数年にわたって行ってこられた事務事業の最終年度となります。委託料1,997万円の支援業務を必要なものとして認めるものです。

山崎雨水幹線実施設計業務、五反田雨水幹線上流部水路整備実施設計業務、淀川右岸流域関連公共下水道事業計画変更業務、国の下水道ストックマネジメント支援制度を利用してのマンホール蓋の維持管理、第２期五反田雨水幹線整備工事とその付帯工事、そ

れに関連して取得する用地購入費、いずれも必要なものと認めます。関係機関と連携を図り、工事の安全に配慮して、適切に進めてください。

用地取得のための公有財産購入費の予算規模が、2,808 万円と、大変大きくなっております。町有地の取得については、慎重かつ合理的な判断が求められるところです。必要かつ最小限の適切な取得を求めるものです。

改正「下水道法」に基づき、この秋には事業計画を変更、維持管理のための点検の方法、頻度などを明記するとのことですが、この計画の策定が、国の補助が受けられることの条件になるかと思いますので、適切な計画策定に努めてください。

公共下水道事業には、施設の老朽化対策に多額の費用が必要になっており、人口減少時代、適正料金水準を定めることによって維持補修・管理を行わなければならない時代が必ず来るのではないかとも思え、下水道事業にかかる審議会設置の必要性はますます高まっております。必ず審議会の設置を実現するとともに、今後も引き続きマンホールカード等を活用して、住民に身近な公共下水道として、その価値と重要性を理解していただけるよう啓発事業を続けてください。

以上です。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　第 32 号議案　2018 年度島本町公共下水道事業特別会計予算に対しまして、日本共産党・河野より賛成の討論を行います。

先ほどの討論にもありましたように、公営企業会計への移行が取り組まれております。かねてから国において、この公営企業会計に対して求められているものは独立採算制・財政健全化ということが中心になっていると聞いております。

一方で、下水道使用料を徴収する住民への事業運営の透明化を図る旨、公営企業審議会等の設置というものが望ましいということも考えられます。使用料等をはじめとする「財政健全化計画」への意見具申や、使用料を決定する際の利用者の意見反映の仕組みになるものです。この点を強く求めるものです。

また、都市計画と公共下水道は表裏一体のものですが、総務建設水道常任委員会を傍聴させていただきました。また、傍聴できなかったところはテープを聴かせていただき、ゆだねた論議の結果を聞かせていただいております。今現時点でも、雨水幹線の接続が急がれています。しかし、これは今、示されている公共下水道の計画面積の範囲内での進捗についてということになりますが、総務建設水道常任委員会において、高槻市等との広域での協議や、その財源として期待される社会資本整備総合交付金というものが論議の対象になっていたと記憶しております。

一方で、都市計画との関連で言いますと、ＪＲ島本駅西地区の市街化区域編入は、財政健全化や、この雨水幹線接続工事の計画面積には当然含まれず、対象にはまだなって

おりません。しかしながら、現在、議論されている都市計画概略案の中には、全面市街化編入後、当然、公共下水道のインフラ整備が想定されるということ。さらに駅前広場交通結節点事業なども示されている中で、過日の本会議の質疑や委員会質疑を通じ、駅前広場や鉄道事業者の補助、駅前広場の整備にＪＲ西日本などの鉄道事業者の補助や負担を求めることが近年困難であることから、社会資本整備総合交付金が財源として大いに期待されているということも聞き及んでおります。

当然、このことが、社会資本整備総合交付金というものが、公共下水道の現時点での雨水幹線の接続にも財源として必要とされ、そしてその後、西側開発が予定どおり進めば、公共下水道事業拡張及び駅前広場整備にも社会資本整備交付金が財源として期待するということになりますが、原課としての、この点については精力的な情報収集が必要だと考えます。

不要・不急の公共事業に伴う財源の取り合いで事業が遅れる、財政健全化の観点から公共下水道使用料の大幅値上げを余儀なくされるということが十分に懸念されます。この点は、第６次行革で今後５年間の計画を立てる際に十分に調査をされ、住民負担に繋がる課題としては明らかにしておくべきことだと思いますので、この点の説明責任を大いに求めまして、示された予算については全般にわたり必要なものと認め、賛成するものです。

以上です。

川嶋議長　続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第 32 号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 32 号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き､第 33 号議案から第 37 号議案までの平成 30 年度島本町各財産区特別会計予算５件に対する討論を、一括して行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案５件に対する委員長の報告は、可決であります。

第 33 号議案から第 37 号議案までの５件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 33 号議案から第 37 号議案までの５件は、委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

引き続き、第 38 号議案　平成 30 年度島本町水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員　第 38 号議案　平成 30 年度島本町水道事業会計予算に、人びとの新しい歩みを代表して賛成の討論を行います。

給配水管漏水調査業務、第１高区配水池耐震診断業務、旧第２浄水池耐震診断業務、上下水道庁舎屋上防水と外壁改修工事設計業務等の委託料の必要性、また第２低区配水池と向陽ヶ丘配水池の除去等、各種工事について、すべて必要なものと認めます。クレジットカード決済導入の検討も、その必要性を理解しました。引き続き、老朽配水管の布設替えと耐震化、災害対策に努めてください。

向陽ヶ丘配水池については、隣接する土地所有者と過去からの困難な課題がありますので、これを機に、円満に解決できるよう力を尽くしてください。

第１曝気塔更新工事実施設計業務については、老朽化対策と騒音防止効果が図れるものとして必要不可欠なもの、予算計上を評価いたしますが、近隣住民への説明責任を果たし、信頼回復に努めることが求められていると思います。

企業会計においては、工事の請負契約が議会の議決事件とならないこともあり、決して、これを言い訳にすることはできませんが、第三者機関である審議会の設置による事業の透明化が切望されます。これにより、住民の理解も深まるものと考えます。

公共下水道事業とともに、限られた職員数で、このような予算規模が多い、多くの事務や事業を行っておられることに、改めて驚き感謝するものですが、やはり組織としては技術者を正職員として雇用する、あるいは経験値の高い方を即戦力として迎えて、適切な人員配置を行うことが必要です。

引き続き、「水道事業財政計画」に基づき、効率的・安定的な事業運営に努めるとともに、地下水保全のための節水啓発事業も行っていただきたいと思います。

以上をもちまして、賛成の討論といたします。

川嶋議長　反対の討論の方がないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

河野議員　2018 年度島本町水道事業会計予算に対しまして、日本共産党・河野恵子として賛成の討論を行います。

大綱質疑におきましては、大阪広域水道企業団の受水単価が、本年度から 1 立米当たり 75 円から 72 円に引き下がること、このことの受水費の軽減をもって水道料金の値下げということを求めましたが、実質的には島本町は 10%の受水という程度ですので、この税込みでの支払い額の減少は 100 万円程度というふうに答弁をいただいたところです。その 100 万円を建設改良費などの財源に充てていきたいということは、十分に理解をできます。

また、一般質問、総務建設水道常任委員会でも質疑がありました。私自身も一般質問で問いました。曝気塔の騒音・防音対策及び過年度に実施された事業に対する水道部別館の除却工事に付随しての埋設管の移設などについて、近隣住民の方から厳しいご指摘をいただいておりました。そのことについても、繰り返し説明会、また当該住民の方へ足を運んでいただき、つい先日にも、住民の方から様々な資料提供や丁寧な説明をいただいたというふうな報告をいただいております。

何とか新年度を迎えるにあたって、十分に地下水 90%の受水を担保するための大藪浄水場周辺の水道施設の改良及び改修、建て替え等については、しっかりと職員の専門性をさらに高めていただき、自己水（地下水）90%の維持、また発展に繋がるよう業務推進をしていただくよう、さらに住民にはわかりやすく丁寧な説明に努めていただきますよう求めておきます。

公営企業会計の問題ですが、水道事業会計はもとより公営企業会計ですが、先ほど可決いたしました公共下水道の公営企業会計への移行というタイミングを計りながら、先ほど申し上げました第三者機関、公営企業会計の審議会等の設置ということも視野に入れて、町長を先頭に検討を求めておきます。

また同時に、それらの実務を担われる際には、条例定数で示されている上下水道部の職員――ほかの全部局にも共通する課題ではありますが、条例定数についても見直しを必要とすることを申し添え、賛成の討論といたします。

川嶋議長　続いて、賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

第38号議案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第38号議案は､委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第３、第２号報告　訴えの提起の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第２号報告　訴えの提起の専決処分について、ご報告申し上げます。

提案理由につきましては、学童保育室保育料の支払いにかかる訴訟手続を進めるにあたって、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、専決処分をしたものでございます。

具体には、議案書の２の３ページをご覧ください。

本件につきましては、学童保育室保育料の支払いについて、支払督促にかかる債務者から異議の申し立てがあったため、訴訟手続きを進めるにあたって、平成30年２月23日に専決したものでございます。

まず、訴えの要旨につきましては、平成16年度分から平成18年度分までの学童保育室保育料の支払いについて簡易裁判所に支払督促を申し立てたところ、これに対し、相手方からそれぞれ異議の申し立てがなされたため、訴えを提起したものでございます。

次に、相手方につきましては、議案書記載のとおり、１世帯・保護者２名でございます。

次に、請求の要旨でございますが、相手方に、９万５千円の支払いを求めること及び訴訟費用の負担を求めることの２点でございます。

最後に、管轄裁判所は、茨木簡易裁判所でございます。

なお、本件の経過に関しましては、相手方の児童１名が、平成16年４月から平成18年10月までのおよそ２年半、学童保育室に入室していた間の保育料計12万２千円について、当時、督促状の送付など再三にわたり納付を促したものの、入室期間中、一度も納付がないまま退室し、その後、平成24年度に保護者から分納計画書が提出され、５回・計２万７千円の納付がありましたが、それ以降、履行がありませんでした。また、ここ数年は電話催告を中心に、父母それぞれに対し、地道に催告を続けてまいりましたが、いずれからも反応がない状態でございました。

そのため、現状のままでは不納欠損処分するおそれがあったことから、本年１月30日に支払督促の申立てを茨木簡易裁判所に行い、翌31日に、茨木簡易裁判所から父母に

対しまして支払督促が発付され、２月３日に父親に、２月７日には母親に、それぞれ支払督促が送達されました。その後、２月 14 日に父親から、２月 19 日には母親から、それぞれ異議の申し立てがなされたことから、民事通常訴訟への移行手続きを進めるため、２月 23 日に専決処分をさせていただいたものでございます。

しかしながら、２月 26 日に、父親から９万５千円の全額が自主納付されましたことから、翌 27 日に、茨木簡易裁判所に訴えの取下届を提出し、訴訟にまでは至らなかったものでございます。

今後とも負担の公平性を担保するため、法令に基づき、適切に事務を執行してまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、第２号報告　訴えの提起の専決処分についての報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

川嶋議長　これより、本報告に対する質疑を行います。

戸田議員　平成 26 年度に定めた「島本町債権の管理に関する条例」に基づいて、第 13 条（強制執行等）のところに定めるところにより、訴訟手続きによる履行を請求されたものと認識しています。ここに至る経過は、説明いただいて一定理解をしました。また、資料請求においてお示しいただいた内容により、町が行った納付相談の実施、納付環境の整備については、一定、債務者の自主的な履行を督励するものであったと理解するところです。

しかし、このたび簡易裁判所に支払督促の申し立てを行われた理由の一つに、「時効が迫っている」ということがあったかと認識しています。学童保育料について、時効の成立を５年間とされた根拠はどこにあるのか、まず、確認しておきます。

教育こども部長　学童保育料の時効についてでございますが、「地方自治法」に定められておりまして、「地方自治法」第 236 条第１項で、自治体の債権の時効は、他の法律に定めがあるものを除き５年と定められております。この規定に基づきまして、時効が５年となってございます。

以上でございます。

戸田議員　「地方自治法」の第 236 条第１項の規定によるもの、金銭債権の消滅時効というところに記載されているということ、お答えいただきました。

今回の件、総務・債権管理課の関わりはどのようなものでしたか。確認しておきます。

総務部長　総務・債権管理課の関わりでございますが、「債権の管理に関する条例」で総括をしておりますのは総務・債権管理課でございます。総務・債権管理課におきましては、いわゆるノウハウ、後方支援の部分があるんですけど、特に債権の徴収については、我々は経験のないノウハウというのを研修とか、そういった部分を、職員を集めてしております。

今回の支払督促におきましても、研修を 28 年度、29 年度、やっております。弁護士

の先生、特に弁護士の先生は大阪府の債権特別回収整理アドバイザーで、大阪弁護士会に所属の弁護士さんに研修をしていただいて、事細かな相談の部分でのアドバイスもしていただいております。そういった取り組みを総務・債権管理課はしております。

また、今回の支払督促におきましても、簡易裁判所に書類を提出するときに、総務・債権管理課の職員と原課の職員が一緒に行って、申し立てをいたしております。

以上でございます。

戸田議員　ご説明、わかりました。教育委員会が単独で行うには大変厳しい案件であったのだろうなと思って、お尋ねしました。

「島本町債権の管理に関する条例」の 17 条には、履行延期の特約というのがありまして、「債務者の無資力またはこれに近い状態にあるときは、履行期限を延長する特約または処分をすることができる。」とし、この場合において、「当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。」ということになっていると思います。

しかしながら、いただいた資料を拝見すると、今回、債務者は分割を望む異議申し立てを行っておられる。このことが訴えの提起となり、専決処分に至っているわけです。債務者の資力の有無について、町はどのように調査して、どういう判断をしたのか。資力がないわけではないと言える根拠を、しっかりと有しておられるのでしょうか。確認しておきます。

教育こども部長　債務者の資力につきましては、この学童保育料そのものが非強制徴収公債権ということで、町のほうで強制的に差し押さえ等はできないという取り扱いになってございます。従いまして、預貯金等の調査につきましても、できない状況にございます。これまでも再三にわたり納付を促してきたわけですけども、その中で一度、分納計画に基づいて５回の納付がされたということで､先ほどご答弁を申し上げましたけども、その後の支払いがないというようなことでございます。

今回、異議申し立ての中でそういうことが書かれてございますけども、これに基づいて、今後、裁判に移行したときに預貯金等についても公に調査ができて、分納でしか支払われないのであれば、その裁判の中で和解というような形で分納になりますし、能力があれば、全額、預貯金であったり給与の差し押さえという手続きに移ってまいりますので、そういう手続きが必要だということでの今回の裁判の提起ということで、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第２号報告は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第２号報告は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第４、第 44 号議案　副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総合政策部長（登壇）　それでは、第 44 号議案　副町長の選任につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、不在のため、新たに選任するものでございます。

氏名は、小田哲史氏で、住所及び生年月日につきましては、記載させていただいているとおりでございます。

次のページに、略歴を記載いたしております。小田氏におかれましては、平成８年３月に大阪大学法学部をご卒業後、同年４月に大阪府に奉職され、平成 17 年３月に総務部市町村課主査、平成 22 年４月には福祉部障がい福祉室主査、平成 24 年４月には政策企画部大都市制度室主査、平成 25 年４月には大阪府市大都市局課長補佐を歴任され、平成 27 年７月からは政策企画部企画室課長補佐として活躍されております。

なお、任期につきましては、平成 30 年４月１日から平成 34 年３月 31 日までの４年間でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員　ご提案いただきました、府に派遣をお願いするにあたり、任期の間に、主にどのような島本町の施策について力を発揮していただきたいと申請されましたか。特に当初２年間の間に、町として望む成果について、どのような要望をされたか、もしあれば、ご説明ください。

総合政策部長　大阪府に派遣要請した理由ということのお尋ねでございますが、特に期待する役割として、４点ほど、お願いいたしております。

まず１点目が、広域連携の推進についてでございます。２点目に、新「総合計画基本構想」の策定及び行財政改革の推進についてでございます。３点目には、ＪＲ島本駅西地区の都市計画について。４点目に、幹部職員のマネジメント能力の強化について、特にお願いするということを要請いたしております。

以上でございます。

戸田議員　わかりました。４点についてということですけども、１点目の広域連携の推進とは、具体的にどのようなものを想定しておられますか。詳細、もう少し詳しくご説明ください。

もう１点は、今、島本町が抱えている子ども・子育て支援、保育所、認定こども園等、これらが主要な事業となりますけれども、これらについて、あるいは大阪府教育委員会との連携により、文化施策の充実にも努めていただきたいと考えていますが、これらについてはいかがでしょうか。

総合政策部長　広域連携の連携について具体的に、ということでございますけども、本町のような小規模自治体が基礎自治体として行政責任を果たしていくうえで、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化を求めていくためには、広域連携をより一層推進することが重要な課題であるということから、１点目に、広域連携の推進をあげさせていただいているものでございます。

それから、大阪府に対しまして派遣要請を行うにあたりまして、先ほど申し上げた４点を掲げたわけですけども、４点程度にということのリクエストといいますか、そういうものもございまして、課題等の中から、特に期待する役割について４点に絞らせていただいております。ご指摘いただきました子育て支援、あるいは文化推進の面につきましても、本町においては重要な課題であると十分に認識をいたしております。今後におきましても、引き続き教育委員会と十分に連携を密にいたしまして、一層の充実に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

岡田議員　今回、派遣要請されたということは、私は大変評価いたしております。

まず質問ですが、なぜ、今までできなかったのか、遅かったんではないかと思うんですが、その理由は何ですか。２点目なんですが、この方は島本町をご存じの方なんでしょうか、２点目です。３点目が、堺市から来ていただけるということなんですが、交通面では遠いかと思いますが、その辺は、もう十分ご存じで承諾されたとは思いますが、この辺、どうなんでしょうか。堺から来られるというのは遠いかなと思うんですけど、そうでもないんですかね。すいません、その辺を、どうなのかなという心配はしております。

以上、３点です。

総合政策部長　２点目と３点目について、私のほうからご答弁申し上げます。

島本町を知っている方か、ということでございますが、大阪府庁にお勤めの方でございます。先ほど申し上げましたように市町村課にも在籍されておられた方でございますので、島本町については十分にご承知されておられます。

それから、堺市からお越しということで、ちょっと遠いのではないかということでございますが、お訊きいたしますと、大阪府から府内の団体に副市長、あるいは副町長として赴任される方、ほかにもたくさんおられますけれども、その方々に比べると、まあまあ、近いという言い方はちょっと語弊がありますけれども、時間的にはまだ少ないというふうなことを、ご本人からお聞きをいたしております。

以上でございます。

山田町長　この時期になりました理由ということでございますけれども、私が行政経験がない中で､行政経験のある方ということで探しておりました。また､何人かの方にお声がけもさせていただきましたけれども、なかなか最終的に決まらなかったものでございますから、最終的に大阪府のほうに、どうかお願いできないかということで、お願いをさせていただいた経過がございます。

以上でございます。

川嶋議長　ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 44 号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 44 号議案は、原案のとおり同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後 6 時 43 分～午後 6 時 43 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き､会議を開きます。

ただいま副町長に選任されました小田哲史氏から、挨拶のため発言を求められており

ますので、これを許します。

小田哲史氏（登壇）　ただいま、ご紹介いただきました小田哲史でございます。本会議の貴重なお時間を頂戴し、恐縮ではございますが、一言、ご挨拶を申し上げます。

先ほどの第 44 号議案におきまして、議員の皆様方の格別のご高配を賜りご可決をいただきまして、大変光栄に存じますと同時に、その責任の重大さを痛感しているところでございます。もとより微力ではございますが、山田町長を補佐し、島本町のさらなる発展のため、これまでの行政経験を最大限活かしながら、誠心誠意、全力で重責を果たしてまいりたいと決意しております。

議員の皆様方の格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

川嶋議長　暫時休憩いたします。

（午後６時 45 分～午後６時 55 分まで休憩）

川嶋議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５、第 39 号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

教育こども部長（登壇）　それでは、第 39 号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（国基準）」の一部改正に準じて、所要の改正を行うものでございます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により、ご説明申し上げます。39 の４ページの次の議案参考資料に添付しております新旧対照表をご覧ください。

今回の改正は、第 16 条第１項第２号中、現行の下線部分の「同条第９項」を、改正案の下線部分の「同条第 11 項」に改めるものでございます。これは、昨年４月 26 日に公布されました「第７次地方分権一括法」により、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が改正され、条項ずれが生じたことによるものでございます。

また、本町の条例が準拠する内閣府令の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が本年１月 31 日に改正され、引用されている当該法律の条項が改められたことにより、それに準じて本町の条例を改正するもので、今回の改正により、本町の条例に影響が及ぶものではございません。

以上、簡単ではございますが、第 39 号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第39号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第39号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第６、第40号議案　島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第40号議案　島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、「所得税法」の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

「所得税法」の改正に伴い、「控除対象配偶者」の文言が「同一生計配偶者」に変更となることから、障害者医療及びひとり親家庭の各条例に規定する同用語について、変更するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第40号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第40号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第７、第41号議案　島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第41号議案　島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、引用省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

特別調整交付金を定める省令である「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」が、平成30年３月16日付けで改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第41号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第41号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第８、第42号議案　島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

健康福祉部長（登壇）　それでは、第42号議案　島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、保存年限の定義を整理するため、所要の改正を行うものでございます。

本条例の改正内容につきまして、ご説明申し上げます。

第４条第２項につきましては、記録の保存期間に関する定義を整理するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

以上、簡単ではございますが、島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第42号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第 42 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第９、第 43 号議案　平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第８号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

総務部長（登壇）　議案説明に入らせていただく前に、お詫びをいたします。発送後、議案参考資料を差し替えさせていただきました。まことに申しわけございません。

それでは、第 43 号議案　平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第８号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の 43 の１ページを、お開き願います。

今回の補正予算につきましては、第二小学校プール改修事業におきまして、年度内に工事が完了できないため、繰越明許費の追加をお願いするものでございます。

それでは、内容につきまして、ご説明申し上げます。

第１条の繰越明許費の追加は、43 の３ページの「第１表　繰越明許費補正」にお示ししているとおりでございます。

なお、次のページに、議案参考資料として「繰越明許費に関する資料」を添付させていただいておりますので、ご覧ください。具体的な繰越理由でございますが、本改修工事のうちコンクリート工事などについて、冬場に氷点下の日が続くなど天候不順により、予定どおりに工事が進められず年度内に完了しないため、翌年度に繰り越しさせていただくものでございます。

なお、変更契約後の工事完了予定日は、４月の 16 日でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成 29 年度島本町一般会計補正予算（第８号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

川嶋議長　これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第43号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（　全　員　起　立　）

川嶋議長　起立全員であります。

よって、第43号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、２月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

それでは、ここで、３月末で任期満了により退任される岡本教育長から、一言、ご挨拶をいただきたいと思います。

岡本教育長（登壇）　議員の皆様におかれましては、遅くまで大変ご苦労様でございます。

まず初めに、退任にあたりまして、このような挨拶の場を設けていただきましたこと、川嶋議長様をはじめ議員の皆様に御礼を申し上げます。ありがとうございます。現在の心境といたしましては、あと数日で１期３年間の任期が全うできますことに、ほっと、安心をいたしております。

振り返りますと、前川口町長のもとで、旧・新の制度上の違いはございますが、平成23年７月に着任させていただいて以来５年半、現山田町長のもとで１年、都合６年半にわたりまして、島本町の教育に教育長職で関わらせていただいたことに、衷心より感謝を申し上げます。この間、川口、山田両町長の「安全・安心のまちづくり」等の基本理念のもと、議員の皆様のご理解、ご支援をいただき、小・中学校、保育所の耐震補強等工事の推進や、中学校完全給食の実施等をはじめとするハード面の整備、また学校における図書館司書の配置や、直近のＩＣＴ環境の整備に代表されるソフト面の充実等、多岐にわたって、巨額の費用を投じて教育施設の改修・改善が図られ、放課後も含め、子ども達が楽しんで学び、遊び、過ごすことのできる環境を整えていただき、本当にありがたく、感謝を申し上げます。

ただ、この２月定例会議でご指摘いただきましたような多くの課題が山積しておりますことを鑑みますときに、私自身の至らなさもあったろうかと自省しているところでございます。

さて、今後、子ども達は新しい「保育指針」「幼稚園教育要領」「学習指導要領」のもとで、国内的にも国際的にも、グローバルで、ＡＩが主体となるような変化の激しいこれからの社会を生き抜くうえで、主体的で、対話的な深い学びの中で、生きる力を身につけねばなりません。その実現のためにも、山田町長のもと、総合教育会議において、新しい教育長さん並びに教育委員の皆さんと、深い議論のうえで教育行政の根幹が示され、議員の皆様の絶大なご理解・ご支援のもとで、前に申し述べました課題の解決が図られ、島本っ子の未来が希望に満ちたものとなるよう願ってやみません。

結びになりますが、支えていただいた議員の皆様、そして教育行政への惜しみないご

理解を示された川口前町長、現山田町長に、心から感謝を申し上げますとともに、子ども達や住民の皆さんのために、日々、寸暇を惜しんで事業の推進にご努力いただいた北河部長をはじめとする教育こども部の職員の皆さん、そして全職員の皆さんに、改めてお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、島本町、島本町議会のますますのご発展と、皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げ、退任のご挨拶とさせていただきます。６年半の間、どうもありがとうございました。（拍手）

川嶋議長　岡本教育長、本当にご苦労様でございました。ありがとうございました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

川嶋議長　ご異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、平成 30 年島本町議会２月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、６月 25 日午前 10 時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、また途中、中断もいたしましたこと、様々長時間になりましたが、大変ご苦労様でございました。ありがとうございました。

（午後７時１８分　散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

第　１　号選挙　島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について
第１７号議案　島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
第１８号議案　島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について
第１９号議案　島本町総合計画審議会条例の一部改正について
第２０号議案　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第２１号議案　島本町手数料条例の一部改正について
第２２号議案　島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
第２３号議案　島本町国民健康保険条例の一部改正について
第２４号議案　島本町介護保険条例の一部改正について
第２５号議案　島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について
第２６号議案　平成３０年度島本町一般会計予算
第２７号議案　平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算
第２８号議案　平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算
第２９号議案　平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算
第３０号議案　平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算
第３１号議案　平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算
第３２号議案　平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算
第３３号議案　平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算
第３４号議案　平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算
第３５号議案　平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算
第３６号議案　平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算
第３７号議案　平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算
第３８号議案　平成３０年度島本町水道事業会計予算
第　２　号報告　訴えの提起の専決処分について
第４４号議案　副町長の選任につき同意を求めることについて
第３９号議案　島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第４０号議案　島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について
第４１号議案　島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について
第４２号議案　島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
第４３号議案　平成２９年度島本町一般会計補正予算（第８号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成３０年 ３ 月２７日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（５番）

署名議員（１２番）

平成３０年島本町議会２月定例会議の結果は次のとおりである。

事件番号	件名	結果
一般質問	１．住民説明会の運営ついて ２．小さなお子さんたちが水遊び出来る場所について	２月２７日 東田議員
	安全・安心なまちづくり	〃 福嶋議員
	ＪＲ島本駅西地区まちづくりを問う（２） ～域内公共交通の課題とともに～	〃 戸田議員
	１．地下水１００％の水道を――施設、取水井新設の課題を問う ２．人権文化センター広場等の一般開放、活用を求める ３．町行政の説明責任に関する条例等の改善・工夫を求める	〃 河野議員
	１．島本町における業務継続計画（ＢＣＰ）策定について ２．大阪府からの権限移譲の状況について	〃 塚田議員
	１．工事付近宅でクラックが入ったことへの今後の対応について ２．大阪府からの事務権限移譲について ３．島本町国民保護計画について ～学校の危機管理マニュアルへの弾道ミサイル対応～	〃 伊集院議員
	駅西の都市計画について ―住民説明会、意見書、三小、財政、農地保全の視点から―	〃 中田議員
第１号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	２月２８日 報告を承る
第１号議案	教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第２号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第３号議案	工事請負契約の締結について	〃 原案可決
第４号議案	町道路線の認定について	〃 原案可決
第５号議案	島本町総合計画基本構想の議決に関する条例の制定について	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第６号議案	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	２月２８日 原案可決
第７号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第８号議案	島本町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第９号議案	島本町職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	〃 原案可決
第１０号議案	島本町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃 原案可決
第１１号議案	平成２９年度島本町一般会計補正予算（第７号）	〃 原案可決
第１２号議案	平成２９年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第１３号議案	平成２９年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）	〃 原案可決
第１４号議案	平成２９年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第１５号議案	平成２９年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第１６号議案	平成２９年度島本町水道事業会計補正予算（第４号）	〃 原案可決
第１号選挙	島本町選挙管理委員及び同補充員の選挙について	３月２７日 ８名当選
第１７号議案	島本町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	〃 原案可決
第１８号議案	島本町土砂埋立て等の規制に関する条例の制定について	〃 原案可決
第１９号議案	島本町総合計画審議会条例の一部改正について	〃 原案可決
第２０号議案	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第２１号議案	島本町手数料条例の一部改正について	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第２２号議案	島本町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	３月２７日 原案可決
第２３号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第２４号議案	島本町介護保険条例の一部改正について	〃 原案可決
第２５号議案	島本町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の一部改正について	〃 原案可決
第２６号議案	平成３０年度島本町一般会計予算	〃 原案可決
第２７号議案	平成３０年度島本町土地取得事業特別会計予算	〃 原案可決
第２８号議案	平成３０年度島本町国民健康保険事業特別会計予算	〃 原案可決
第２９号議案	平成３０年度島本町後期高齢者医療特別会計予算	〃 原案可決
第３０号議案	平成３０年度島本町介護保険事業特別会計予算	〃 原案可決
第３１号議案	平成３０年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計予算	〃 原案可決
第３２号議案	平成３０年度島本町公共下水道事業特別会計予算	〃 原案可決
第３３号議案	平成３０年度島本町大字山崎財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３４号議案	平成３０年度島本町大字広瀬財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３５号議案	平成３０年度島本町大字桜井財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３６号議案	平成３０年度島本町大字東大寺財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３７号議案	平成３０年度島本町大字大沢財産区特別会計予算	〃 原案可決
第３８号議案	平成３０年度島本町水道事業会計予算	〃 原案可決

事件番号	件名	結果
第２号報告	訴えの提起の専決処分について	３月２７日 承認
第４４号議案	副町長の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第３９号議案	島本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第４０号議案	島本町心身障害者の医療費の助成に関する条例等の一部改正について	〃 原案可決
第４１号議案	島本町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	〃 原案可決
第４２号議案	島本町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について	〃 原案可決
第４３号議案	平成２９年度島本町一般会計補正予算（第８号）	〃 原案可決